

七十五年史

国家公務員共済組合連合会

設 立 目 的	国家公務員の年金や福祉事業に関する業務を加入共済組合と共同で行う		
沿 革	昭和22(1947) 年	(前身) 財団法人政府職員共済組合連合会設立	
	昭和24(1949) 年	非現業共済組合連合会設立 ((旧) 国家公務員共済組合法に基づく)	
	昭和33(1958) 年	国家公務員共済組合連合会に改称 ((新) 国家公務員共済組合法に基づく)	
加入共済組合	20	※令和6年3月31日現在	
	衆議院共済組合	参議院共済組合	内閣共済組合
	総務省共済組合	法務省共済組合	外務省共済組合
	財務省共済組合	文部科学省共済組合	厚生労働省共済組合
	農林水産省共済組合	経済産業省共済組合	国土交通省共済組合
	防衛省共済組合	裁判所共済組合	会計検査院共済組合
	刑務共済組合	厚生労働省第二共済組合	林野庁共済組合
	日本郵政共済組合	国家公務員共済組合連合会職員共済組合	

題 字

国家公務員共済組合連合会
理事長 松元 崇



事業概要

(1) 厚生年金保険給付事業・退職等年金給付事業・経過的長期給付事業

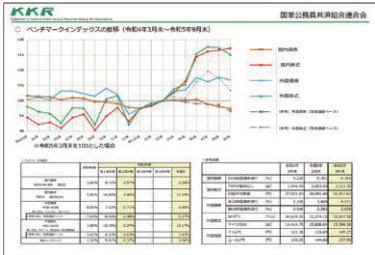
- 年金：組合員又は組合員であった方が老齢に達した場合、また一定の障害状態に該当あるいは死亡した場合に、年金を決定し支給
- 資金の運用：組合員の保険料又は掛金と事業主(国等)の負担金を財源に、厚生年金保険給付積立金・退職等年金給付積立金・経過的長期給付積立金として、安全かつ効率的に運用
- 退職等年金給付に係る数理計算：年金支給の安定維持のために財政検証及び財政再計算を行う
- 研修・相談：各省庁の担当者に対しての実務研修や組合員及び年金受給者の年金相談を受け付ける

(2) 福祉事業

- 医療施設の運営：直営病院22及び旧令共済病院10の32施設を運営。ともに保険医療機関として一般に開放
- 宿泊施設の運営：全国32施設を運営し、利用料金の割引のほか、国内提携施設、海外パッケージ旅行の割引利用を実施
- 健康増進支援事業(KKR健幸ポイント)：健康維持・増進への支援
- 子育て支援：KKR子育て相談ダイヤルの運営
- 住宅情報の提供：割引購入できる住宅物件の情報提供
- 介護情報の提供：全国各地の介護に関する情報提供
- 葬祭情報の提供：全国の葬祭業者と特約を結び、割引利用を実施
- 結婚情報の提供：インターネットを利用した結婚情報提供
- ライフプラン情報の提供：生活設計に役立つ情報や生涯学習を支援する情報提供
- 資金の貸付け：組合及び連合会福祉事業に対する資金の貸付け

国家公務員共済組合連合会 本部組織

総務部	経理部	資金運用部	運用リスク管理室	監査室
年金部	年金企画部	情報システム部	職員部	病院部
旧令病院部	宿泊事業部	管財・営繕部	特定事業部	



医療施設

- … 直 営
- … 旧令共済



■ KKR札幌医療センター
北海道札幌市



■ 斗南病院
北海道札幌市



■ 東北公済病院
宮城県仙台市



■ 水府病院
茨城県水戸市



■ 立川病院
東京都立川市



■ 九段坂病院
東京都千代田区



■ 三宿病院
東京都目黒区



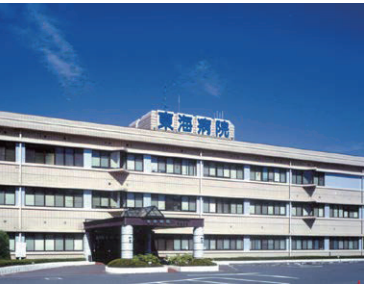
■ 虎の門病院
東京都港区



■ 虎の門病院分院
神奈川県川崎市



■ 名城病院
愛知県名古屋市



■ 東海病院
愛知県名古屋市



■ 北陸病院
石川県金沢市



■ 枚方公済病院
大阪府枚方市



■ 大手前病院
大阪府大阪市



■ 横浜南共済病院
神奈川県横浜市



■ 横浜栄共済病院
神奈川県横浜市



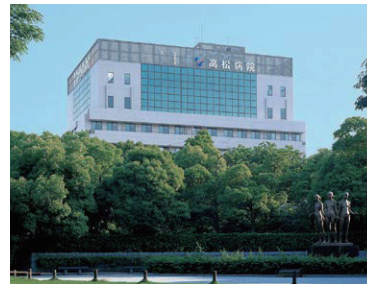
■ 横浜須賀共済病院
神奈川県横須賀市



■ 広島記念病院
広島県広島市



■ 吉島病院
広島県広島市



■ 高松病院
香川県高松市



■ 平塚共済病院
神奈川県平塚市



■ 舞鶴共済病院
京都府舞鶴市



■ 呉共済病院
広島県呉市



■ 新小倉病院
福岡県北九州市



■ 千早病院
福岡県福岡市



■ 浜の町病院
福岡県福岡市



■ 呉共済病院忠海分院
広島県竹原市



■ 佐世保共済病院
長崎県佐世保市



■ 舞鶴こども療育センター
京都府舞鶴市



■ 新別府病院
大分県別府市



■ 熊本中央病院
熊本県熊本市



■ 東京共済病院
東京都目黒区

宿泊施設



■ KKRかわゆ
北海道川上郡



■ KKRはこだて
北海道函館市



■ KKRホテル熱海
静岡県熱海市



■ KKR伊豆長岡 千歳荘
静岡県伊豆の国市



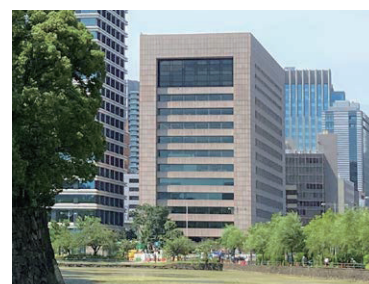
■ KKR沼津 はまゆう
静岡県沼津市



■ KKR蔵王 白銀荘
山形県山形市



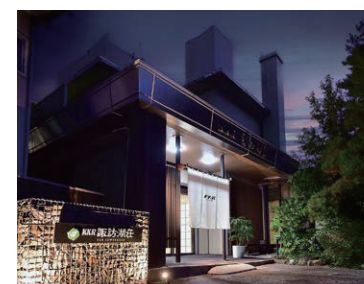
■ KKR水上 水明荘
群馬県利根郡



■ KKRホテル東京
東京都千代田区



■ KKR湯沢 ゆきぐに
新潟県南魚沼郡



■ KKR諏訪湖荘
長野県諏訪市



■ KKR甲府 ニュー芙蓉
山梨県甲府市



■ KKRホテル中目黒
東京都目黒区



■ KKRポートヒル横浜
神奈川県横浜市



■ KKR逗子 松汀園
神奈川県逗子市



■ KKRホテル金沢
石川県金沢市



■ KKR平湯 たから荘
岐阜県高山市



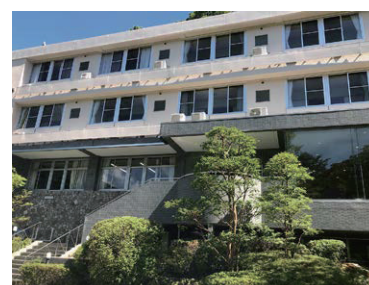
■ KKR下呂 しらさぎ
岐阜県下呂市



■ KKR鎌倉 わかみや
神奈川県鎌倉市



■ KKR江ノ島 ニュー向洋
神奈川県藤沢市



■ KKR宮の下
神奈川県足柄下郡



■ KKRホテル名古屋
愛知県名古屋市



■ KKR鳥羽 いそぐえ荘
三重県鳥羽市



■ KKRホテルびわこ
滋賀県大津市



■ KKR京都 くに荘
京都府京都市



■ KKRホテル大阪
大阪府大阪市



■ KKR奈良 みかさ荘
奈良県奈良市



■ KKR白浜 美浜荘
和歌山県西牟婁郡



■ KKR城崎 玄武
兵庫県豊岡市



■ KKR山口 あさくら
山口県山口市



■ KKR道後 ゆづき
愛媛県松山市



■ KKRホテル博多
福岡県福岡市



■ KKRホテル熊本
熊本県熊本市

祝 辞

財務大臣 加藤 勝信



国家公務員共済組合連合会が、この度、設立75周年という節目の時期を迎えられましたことを心からお慶び申し上げます。

国家公務員共済組合連合会は、昭和24年に設立されて以来、国家公務員の公的年金の円滑かつ確実な支払いに努め、また、医療施設、宿泊施設等の適切な運営により国家公務員及びそのご家族の生活の安定と福祉の向上に寄与してされました。

近年においては、国家公務員共済組合制度における退職等年金給付制度の創設に加えて、東日本大震災や熊本地震、そしてコロナ禍における医療福祉分野での貢献を行ってされました。皆様方のこうした日々のご努力の積み重ねに対し、深く敬意を表する次第であります。

今後、更なる少子高齢化の進展等が見込まれるなか、社会保険制度の重要性が高まり、より一層大きな役割が期待されるものと考えております。

財務省としましても、国家公務員及びそのご家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資するという国家公務員共済組合法の目的に照らし、制度の安定性、持続可能性を確保すべく、不断の取組みを行ってまいりました。今後も、国家公務員の皆さんが安心して公務に専念できるよう、提供されるサービスの見直しを行い、より良い制度設計をしてまいりたいと考えております。

連合会の皆さまにおかれましても、今後とも、様々な環境変化に柔軟に対応しながら、自らのネットワークや優秀な人材を活かし、組合員である国家公務員に寄り添ったきめ細かな福祉サービスを提供することで、課題解決に向けて取り組んでいただきたいと存じます。また、こうした取組みを通じて、皆様自身も安定した経営基盤を確保し、持続可能な運営体制を確立していただくことも期待いたします。

最後に、国家公務員共済組合連合会をはじめ関係者の方々が、設立75周年を契機として、今後益々ご発展されますことを祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

刊行のことば

国家公務員共済組合連合会理事長 **松元 崇**



戦後間もない昭和23年、国家公務員共済組合法が施行され、現在の国家公務員共済組合連合会の前身である非現業共済組合連合会が設立されました。爾来75年の今日に至っております。この75年の間に我が国は、戦後の混乱期からの復興、高度成長、石油危機、安定成長、バブル経済の発生と崩壊、特殊法人等改革、リーマンショック、東日本大震災といった大きな変動を経験してまいりました。そのような大きな変動の中にあって、わが連合会は幾多の風雪を乗り越え、国家公務員が安心して公務に専念できるようなサービスの提供に努めてまいりました。今回「七十五年史」の編纂を企画いたしましたのは、先の「五十年史」刊行から25年の星霜を経、その間に様々な課題に連合会が取り組んできた記録を残すとともに、連合会が今後ともその職務を果たしていく決意であることを明らかにしようとの考えからであります。なお、本「七十五年史」は、連合会のホームページでもご覧いただけるようにしております。

この間、連合会では経理部や管財・営繕部といった縁の下の力持ちの部局の職員も一丸となり、また組合員の皆様のご支援もいただきつつ、公的年金の一元化やバブル崩壊後に750億円にも上った宿泊事業における累積債務の返済、コロナ禍への対応、補助金に頼らない連合会病院の経営基盤の確立といったことに取り組んでまいりました。宿泊事業立て直しにおける様々な創意工夫や年金一元化への対応、コロナ禍における連合会病院や宿泊施設の活躍ぶりには特筆に値するものがあったと自負しております。

組合員へのサービスとしては、最近の例では、年金の申請から決定までに60日ほどもかかっていたのをITなどを活用してほぼ半分の日数に短縮しております。令和5年度には、KKRホテル大阪にリモート年金相談ブースを開設いたしました。宿泊部門では、債務返済優先のために最小限にしておりました設備投資を、令和5年度からは京都、金沢、鎌倉で大規模な新規投資に着手しております。また、組合員からの繰入金について組合員割引に充てるなどの見える化を行いました。その他、特定事業部では組合員の健康増

進に役立つ事業や新たな貸付事業を始めております。

組合員に寄り添ったしっかりとしたサービスを提供していくためには、安定した経営基盤と職員が生き生きと働けるための働き方改革が不可欠です。そのようなことから、連合会では業務改善への取り組みを進めております。令和3年度には、コロナ禍への対応ということもあり、全面的なテレワーク勤務を可能にしました。また、女性活躍推進室を設置して女性活躍に取り組んでおります。雇用の流動化が進む中で連合会でもキャリア採用が一定数を占めるようになっておりますが、多様な職員が生き生きと働き、そして育っていけるような風通しの良い職場の確立に努めております。

これからの連合会の前途には、少子高齢化の急速な進展や組合員数の減少などの多くの課題が山積しております。しかしながら、これまでの連合会の歴史の中で培ってきた連合会職員の力をもってすれば、それらの課題を克服していくことは十分に可能だと考えております。ただ、そのためには、これまで頂いてきた関係各位による従前にも増してのご支援が不可欠であります。これまでの皆さまのご支援に感謝しつつ、さらなるご指導ご協力をお願い申し上げる次第であります。

在職期間を振り返って (平成12年7月～平成17年8月)

国家公務員共済組合連合会 元理事長 **寺村 信行**



私が連合会に着任したのは、平成12年。在任したのは、平成17年までの5年間で、就任後間もなく小泉内閣が発足し、内閣は平成18年まで継続したので、在任期間の大半を小泉政権の下で過ごしたことになる。

小泉政権は、新自由主義経済学による「小さな政府」を基本理念として、新たな増税負担を回避するため、公共事業、社会保障支出を中心とした強力な歳出抑制政策を展開した。また、「官から民へ」の旗印の下に、郵政、道路関係4公団の民営化、特殊法人等の整理合理化を推進するとともに、「中央から地方へ」の名の下に、地方分権改革を進めた。さらに、「市場競争を促進するため」労働者派遣法の改正等の規制緩和政策を積極的に展開した。

21世紀初頭の5年間は、企業の設備投資や家計の消費支出が低迷し、民間需要が停滞する中で、「小さな政府」による財政支出抑制政策が展開されたため、景気は浮揚せず、経済成長率は低水準で推移した。平成12年に世界第3位であった日本の一人当たりGDPは、平成17年には世界第15位に低落(出典:内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算平成18年度確報」)し、バブル崩壊後の「失われた10年」がその後の「失われた30年」へとつながる時期でもあった。

連合会は政府機関の一員として、政府の政策を忠実に実行する役割を担っている。連合会の各種の事業はこうした社会経済情勢の中で、政府の施策に沿って展開された。以下、事業別に、5年間の軌跡を概観する。

年金事業

この間の年金事業は、様々な制度改革への対応に迫られた。その第1は、平成12年に実施された公的年金制度の抜本的改正への対応である。年金支給年齢の段階的引き上げの開始、毎年の年金改定方式の変更と、保険料率算定に当たっての総報酬制導入などが実施された。第2は、公的年金制度一元化への対応である。平成13年3月の閣議決定により、公的年金制度の一元化に向けて、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の財政単位

の一元化を図ることとなった。それに基づき平成16年の財政再計算においては、国家公務員共済と地方公務員共済の一元化を前提とした保険料率を決定した。第3は、年金自主運用への対応である。平成12年の財政投融资改革で資金運用部資金法が改正され、郵便貯金、国民・厚生年金積立金の資金運用部資金への預託義務が廃止された。連合会の年金積立金についても、自己責任原則に基づく、市場運用を行うこととなった。このため、平成13年に、業務を専担する資金運用部を新設するとともに、外部の学識経験者で構成する資産運用委員会を設置した。委員会の報告に基づき「積立金等の運用の基本方針」を定め、平成14年4月から自主運用を開始した。こうした制度改革への対応を図りつつ、年金の申請から給付に要する期間の短縮を図るなど、年金受給者に対するサービスの充実への地道な努力も積み重ねられた。

病院事業

小泉政権は、自助と家族扶助を基本とした日本型社会福祉論を念頭に置き、小さな政府の実現に向けて、給付抑制と自己負担の引上げに重点を置いた社会保障制度改革を展開した。医療政策の分野では、総医療費抑制を目指し、患者負担の引上げと医療費抑制のための診療報酬引下げを実施するとともに、病院の急性期病床の削減方針が決定された。また、特殊法人等整理合理化計画の一環として、連合会直営病院に対する平成12年度88億円の国庫補助金を5年間を目途に廃止することが決定された。直営病院は、借入金で施設を建設し、借入金の返済を国庫補助金で賄ってきた。補助金が直ちに廃止されると経営収支は赤字に転落する。平成14年12月に、「新たな再編合理化計画」を策定し、可能な限り直営26病院を継続していくとの方針の下に、急性期病床の30%を療養型病床へ転換することを前提に、補助金が廃止されても経営採算が成り立つよう個別の病院の対応を定めた。その後、補助金削減と診療報酬引下げが実施される中で、補助金依存体質からの脱却を目指した職員の努力により直営病院は経営の黒字基調を維持することに成功した。一方、連合会が旧海軍工廠の職域病院から引き継いだ旧令共済10病院は、地域病院として定着し、経営収支が黒字基調で推移する中で、平成12年11月に設立50周年記念式典を迎えることができた。こうした中で、平成17年度において、連合会病院事業は12年連続の経営収支黒字を計上することができた。

特定事業

連合会は、病院・宿泊事業以外でもさまざまな福祉事業を行ってきたが、特殊法人等

整理合理化計画に基づき、事業実績が小さい、または、利用者の範囲が限定的な事業を廃止することとなった。平成14年度には三宿と稲毛の物資販売センター、平成15年度には東海グラウンド、平成16年度には目白運動場、平成17年度には札幌と広島のホテル食堂をそれぞれ廃止した。バブルで凍結中であった宅地分譲事業も平成15年度に廃止となった。こうした施設の廃止等を行う一方で、結婚・子育て、介護等各種の情報サービスの提供、セミナーの開催など組合員のニーズに即した新たなサービスの充実にも努めた。

宿泊事業

バブル期に好況の絶頂に達した我が国の宿泊産業は、バブルの崩壊とともに構造的な不況業種に転落した。平成3年に5兆9,300億円に達した市場規模は、平成12年には3兆6,300億円と約4割の減少となった。企業の交際費・福利厚生費による顧客招待、従業員慰安の団体旅行が姿を消し、個人・家族などの小規模グループ旅行が中心を占めるようになり、利用人員の減少が続いた。バブル期に行った団体客目当ての宴会場や客室などの積極的な設備投資が裏目となり、借入の返済財源の手当てができない民間の旅館・ホテルの倒産が相次いだ。

連合会の宿泊事業も、同様の経過を辿った。利用人員の減少により、平成9年度に営業損益は赤字に転落し、以降赤字基調が継続した。施設整備による借入金利、償却負担の増加により、平成11年度末には、長期借入金残高は750億円に達した。これは、年間売上200億円の3.5倍に相当する規模であり、常識的には倒産といわれる状況であった。

平成13年の特殊法人等整理合理化計画では、連合会を含め各省庁の共済組合が経営する宿泊施設につき、「組合員のニーズが低下し、著しい不採算に陥っている」ものは整理するとの方針が示された。利用人員の減少による経営不振に陥っていた各省庁の共済組合の宿泊事業は、この方針に従い殆どすべてが撤退した。企業の健康保険組合が経営する保養施設も同様な状況を辿りその多くが廃止された。

連合会の宿泊事業もこの方針に従えば整理すべきものであった。しかし整理すれば、500億円ほどの損失の発生が見込まれた。損失は借入金の貸手の責任で処理されることになるが、貸手は連合会であり、国家公務員の年金積立金がその原資であった。破綻処理を行えば、国家公務員の年金積立金が毀損することになり、国家公務員の年金事業運営の任を担う連合会の存立そのものが問われることになる。

このような状況に対処するため、平成12年に外部の専門家からなる「宿泊事業のあり

方等に関する検討委員会」を設置した。その報告に基づき、売上拡大に重点を置いた抜本的経営改善に取り組み、平成13年から2年間で赤字体質転換の目途が立たない場合には、宿泊事業から撤退することが決定された。

ハードの施設設備改善は、望むべくもないので、売上拡大は、もっぱらソフトのサービス改善によらざるを得ない。それには、業務運営全般にわたる抜本的見直しと職員の意識改革が求められた。売上拡大のために思いつくことは、ただちに実行に移された。季節、曜日、市場動向に応じた利用料金の弾力的設定、料理の味の改善と料理メニューの刷新、宿泊・宴会・婚礼の新商品開発と多様化、サービススキルの向上を目指した職員研修の強化、コンサルを利用した業務委託費の見直し、高齢者のジャズバンド「プラチナペンショナーズ」のコンサートやパソコン教室、きのこ教室など各種イベントの開発、KKRポイントカードの発行等々であるが、効果の上がらないプロジェクトからは直ちに撤退した。組合員以外の一般利用客に対するPRは、民間宿泊事業者から「官業の民業圧迫」と非難され、厳しい制約を受けた。そこで、首都圏の官公署や公務員住宅に対するチラシの配布、年金受給者への年金だより、ダイレクトメール、各施設のホームページを利用した宿泊プランや空室情報の提供に努めた。覆面モニターを募集し、宿泊経費を負担して、施設毎の改善意見を求めた。料理の味の改善のため、専門家が、全施設を予告なしに訪ね、料金を払って試食し、改善意見を提出した。

各施設の支配人は、連合会を構成する各省庁が推薦した公務員OBが就任する慣行があった。これを改めて、新聞広告で支配人を公募した。1,400人の応募があった。その中から、期間を定めた業績目標を提示し、達成できない時は雇用を継続しないとの条件で支配人を採用した。年1回開催していた全国50施設の支配人会議を毎月開催することに変更したが、月が替わるたびに、支配人の顔ぶれが変わっていった。職員の中からも支配人を抜擢した。その中で、3人の女性支配人が誕生した。3人は期待に応えて見事な業績を達成した。

宿泊事業に従事する職員のこうした努力により、平成13年に入ると、8年間減少を続けた売上は増加に転じ、営業損益は赤字から黒字に転換した。以後平成17年まで、全国の宿泊事業の市場規模がなお低下を続ける中で、連合会の宿泊事業は売上を拡大し、営業損益の黒字幅は増加した。平成12年度末714億円であった長期借入金残高は、平成17年度末には499億円に減少した。

在職期間を振り返って (平成17年8月～平成29年8月)

国家公務員共済組合連合会 前理事長 **尾原 榮夫**



理事長を拝命した平成17年当時を思い起こすと、特殊法人等改革、年金制度改革、医療制度改革等の諸改革が進められており、就任直後には衆議院解散総選挙が行われ、郵政民営化法が成立した。公的部門が果たすべき役割は何か、またその役割は効率的に遂行されているかが問い直されたわけで、連合会の業務運営を進めるうえで絶えず意識した視点のひとつであった。

連合会には12年間勤務したが、その間の主要な事業について振り返ってみたい。

年金事業であるが、被用者年金制度一元化(以下「一元化」という)は平成17年から議論が開始され、「被用者年金一元化法」として平成19年に国会に提出されたが廃案となった。同法案は平成24年に社会保障・税一体改革関連法案として提出され成立、平成27年10月から施行されることとなった。一元化により公務員も厚生年金に加入することとなったが、一元化後の事務組織については、国家公務員共済組合と国家公務員共済組合連合会が、厚生年金事業の「実施機関」として位置付けられ、年金事業の一連の業務運営について責任を持つこととされた。一元化に伴い共済年金の職域部分(3階部分)は廃止されたが、廃止後の新たな年金について官民均衡の見地から検討が行われ、新3階年金として「退職等年金給付」が創設された。

被用者年金一元化法の施行等に伴うシステム開発は大規模なものとなったが、計画的に終えることができ、一元化は平成27年10月から円滑に実施されている。

年金積立金の運用であるが、平成20年にリーマンショックが発生し、平成25年に日銀の量的・質的金融緩和策が開始されている。

年金積立金の基本ポートフォリオについては、財政検証に伴う定時見直しが平成22年、平成27年にそれぞれ行われたほか、平成25年に公的資金の運用及びリスク管理のあり方について有識者会議報告が出され、これを踏まえた見直しが行われている。なお、平成27年の定時見直しでは、一元化を見据え厚生年金の共通財源としての一体性を重視し、

GPIFの基本ポートフォリオを参考に見直しを行った。

一元化後の連合会が管理運用する年金積立金は、共済年金の積立金のうち厚生年金保険の積立金の水準に見合った額を「厚生年金保険給付積立金」として仕分け、残余を「経過的長期給付積立金」とし、廃止される職域部分の給付に充てられることとなった。新3階年金にかかる積立金は「退職等年金給付積立金」として管理運用されることとなった。

医療事業や宿泊事業への年金資産からの貸付金等(共済独自資産)は、一時的に経過的長期給付積立金の資産とするが、同積立金は早期に取り崩されることから、保険料積立てに応じ退職等年金給付積立金に移管されることになった。

医療事業であるが、直営病院について国庫補助金に依存しない経営体質の確立を目指した「新たな再編・合理化計画」(平成15年度～平成19年度)は、病院全体では経営改善が進み、その目的は概ね達成されたが、厳しい医療政策の下、経営は二極化が進行し赤字病院が増加した。また、医師、看護師不足問題が深刻化したほか、病棟整備の原則凍結により病棟の老朽化等が進行した。

これらの課題に対応して、「経営基盤強化のための中期計画」(平成20年度～平成24年度)を策定した。この計画では、直営病院のほか、旧令共済病院も計画の対象にしたほか、「連合会病院の理念」を初めて策定し、課題に取り組むに際しての本部と病院の一体性を高めることとした。

また、病院職員に対する勤務評価制度を導入し、給与制度の見直しを行ったほか、統一的な投資基準を策定し計画的な病棟建替えを進めることとし、6病院を建て替えることとした。

この計画により経営基盤は強化され赤字病院は減少したものの、赤字病院ゼロの目標は未達となったこと、組織力を強化し災害等に共同して対応する必要があること、2025年に向けて医療機能の再編が求められておりその対応が必要なこと等から、副題を「選ばれる病院を目指して」とする「第二次連合会病院中期計画」(平成25年度～29年度)を策定した。

各病院の地域におけるポジションの確立、柱となる診療機能の明確化等を図るとともに、医療の質向上のため臨床評価指標の導入、治験ネットワークの構築等を行うこととした。また、組織力を高める共同事業や災害・病院の統廃合等に対応する新たな資金管理制度を創設した。病棟建替えについては、4病院を建て替えることとした。

宿泊事業であるが、平成14年度から「中期的事業経営改善計画」（第1次中期計画）が進められ、年金資産からの借入金を返済するため抜本的な経営改善策が講じられた。平成17年度には業績評価制度に基づく新たな給与制度が本格的にスタートし、施設の改修等のためのサービサーフィーの配分が行われることとなった。

平成19年度以降、第2次から第4次までの中期計画が策定され、借入金残高は着実に減少していった。平成27年度に実施された一元化に先立ち、平成25年度には福祉施設の処分益により借入金の臨時返済が行われ、「借入金残高を年間営業収益の規模を下回る水準にする」という第3次中期計画の財務目標が計画3年目に達成されたことなどから、同計画は1年前倒しして終了した。平成28年度からの「第4次中期計画」では第1次中期計画以来の最終目標であった「年金資産からの既往の借入金の完済」を目標に掲げている。

お客様満足度を高めるためにはたゆまぬサービス改善努力が必要であるが、第2次中期計画では、WEB予約の利便性向上への取組み等のほか、職員が事業に取り組む際の共通理念—ミッションを作成した。内部利用率の向上は第1次中期計画期からの課題となり、優先予約制度、組合員価格との格差拡大、割引券発行等の諸施策が講じられた。

投資については、第2次中期計画以降、施設の態様に応じ、安全等確保及び利益水準維持のための投資が行われ、平成22年度からは小奇麗度向上のための計画的修繕も行われた。

不採算施設の廃止については、第2次中期計画以降、整理合理化基準を設け進めることとした。また、東日本大震災を契機に一定の建築物について耐震診断が義務付けられ、所管行政庁がその結果の公表を行うこととなったが、3会館について新耐震基準を満たしていないことが判明し、第4次中期計画においてこれら3会館について廃止を余儀なくされた。

以上、在職期間における主要な事業について振り返ったが、社会経済情勢が変化するなかであって、連合会に課せられた役割は、概ね果たし得たのではないかと考えている。これは監督官庁をはじめ関係各位からのご指導、ご助力はもちろん、病院や宿泊施設を含む連合会役職員の責任感に裏打ちされた努力があったからであり、深く感謝する次第である。

今般連合会の「七十五年史」が刊行されるが、これまでの歩みを振り返ることにより、これからの連合会の発展に役立つことを期待している。

目 次

祝 辞	財務大臣 加藤 勝信
刊行のことば	理 事 長 松元 崇
在職期間を振り返って	元理事長 寺村 信行
在職期間を振り返って	前理事長 尾原 榮夫

■ 総 説

第1部 国家公務員共済組合連合会の現況

第1章 連合会の事業

第1節 概 要

第1 長期給付関係業務	42
第2 福祉関係事業	42

第2節 長期給付関係業務

第1 厚生年金保険給付支給関係業務	43
第2 退職等年金給付支給関係業務	45
第3 経過的職域加算額支給関係業務	47
第4 旧令共済組合年金支給関係業務	48
第5 ガス障害者救済措置業務	49

第3節 福祉関係事業

第1 医療関係事業	50
第2 保養・宿泊関係事業	52
第3 その他の福祉関係事業	54

第2章 連合会の業務運営

第1節 組織と定員

第1 連合会（本部）の組織	57
第2 連合会運営諸施設の組織	57
第3 定 員	58
第4 経理区分	59

第2節 運営審議会等

第1 運営審議会	60
第2 その他の機関	60

第2部 国家公務員共済組合連合会概史

第1章 連合会の設立前

第1節 財団法人政府職員共済組合連合会の発足

第1 発足の経緯と背景	65
第2 発足時の事業	68
第2節 発足後の諸状況	69

第2章 連合会の誕生

第1節 「国家公務員共済組合法」（旧法）の制定と非現業共済組合連合会の設立

第1 「国家公務員共済組合法」（旧法）の制定	71
------------------------	----

第2	非現業共済組合連合会の設立	73
第2節	新法の制定と国家公務員共済組合連合会への改組	
第1	新法の制定	78
第2	連合会の改組	79
第3	非現業恩給公務員に係る年金統合	79
第3節	連合会その後の状況	
第1	我が国社会保障制度の動向等と連合会（昭和40年代まで）	81
第2	我が国社会保障制度の動向等と連合会（昭和50年以後）	82
第3	我が国社会保障制度の動向等と連合会（平成11年以後）	85
第4	連合会の名称の変遷	87
第3章	連合会諸事業の発展と推移	
第1節	非現業共済組合連合会時代（昭和24年～昭和33年）	
第1	概 況	90
第2	長期給付関係業務	90
第3	福祉関係事業	93
第2節	国家公務員共済組合連合会への改組と国家公務員年金の統合	97
第3節	連合会新発足後の諸事業の発展と推移（その1）（昭和34年～昭和43年）	
第1	概 況	97
第2	長期給付関係業務	98
第3	福祉関係事業	99
第4節	連合会新発足後の諸事業の発展と推移（その2）（昭和44年～昭和53年）	
第1	概 況	104
第2	長期給付関係業務	104
第3	福祉関係事業	106
第5節	連合会新発足後の諸事業の発展と推移（その3）（昭和54年～昭和63年）	
第1	概 況	109
第2	長期給付関係業務	110
第3	福祉関係事業	113
第6節	連合会新発足後の諸事業の発展と推移（その4）（平成元年～平成10年）	
第1	概 況	116
第2	長期給付関係業務	116
第3	福祉関係事業	119
第7節	連合会新発足後の諸事業の発展と推移（その5）（平成11年～平成20年）	
第1	概 況	122
第2	長期給付関係業務	125
第3	福祉関係事業	131
第8節	連合会新発足後の諸事業の発展と推移（その6）（平成21年～平成30年）	
第1	概 況	140
第2	長期給付関係業務	143
第3	福祉関係事業	151
第9節	連合会新発足後の諸事業の発展と推移（その7）（令和元年～令和5年）	
第1	概 況	156
第2	長期給付関係業務	157
第3	福祉関係事業	160

第4章 連合会の審議機関等の推移

第1節 連合会の審議機関の変遷

第1	平成10年度以前の変遷	166
第2	平成11年度以降の変遷	167
第2節	連合会本部所在地の変遷	168

■第1編 長期給付関係事業部門

第1部 長期給付関係業務

第1章 長期給付関係業務の概要

第1節 新共済年金制度における長期給付業務（平成12年以降）

第1	地方事務官制度の廃止	172
第2	共済組合の統合等	173
第3	施行日前の組合員期間情報等の整備	175
第4	社会保険庁における年金記録問題への対応	178

第2節 厚生年金保険制度における長期給付業務

第1	被用者年金制度一元化法の制定に至るまで	187
1	旧公共企業体の三共済組合（JR、JT、NTT）の厚生年金保険への統合	187
2	農林漁業団体職員共済組合の厚生年金保険への統合等	188
3	「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」閣議決定	191
4	19年一元化法案の提出及び廃案	192
5	被用者年金一元化法の成立	193
第2	被用者年金制度一元化法の制定後	193
1	実施機関間の情報連携システムの構築	193
2	ワンストップサービスと年金請求書の事前送付（ターンアラウンド）	199
3	「ねんきん定期便」の送付	201

第3節 退職等年金給付制度における長期給付業務

第1	新3階年金制度の制定に至るまで	206
1	19年一元化法案の廃案	206
2	被用者年金一元化法の成立	206
3	新3階年金法案の成立	207
4	「退職等年金給付」制度開始までの動き	210
第2	新3階年金制度の制定後	211
1	ターンアラウンド請求書の送付	211
2	「退職年金分掛金の払込実績通知書」の送付	212
3	実績通知書の概要	213

第2章 長期給付制度の変遷

第1節 新共済年金制度（平成12年以降）

第1	平成12年法律第21号による改正	216
1	平成12年4月1日からの実施分	216
2	平成12年10月1日からの実施分	222
3	平成14年4月1日からの実施分	222
4	平成15年4月1日からの実施分	228
5	平成16年4月1日からの実施分	232

第2	平成16年法律第130号による改正	235
1	平成16年10月1日からの実施分	235
2	平成17年4月1日からの実施分	239
3	平成18年4月1日からの実施分	240
4	平成18年7月1日からの実施分	241
5	平成19年4月1日からの実施分	241
6	平成20年4月1日からの実施分	243
第2節 被用者年金制度の一元化に伴う制度改正とその後		
第1	平成24年法律第62号による改正	243
1	平成26年4月1日からの実施分	243
2	平成29年8月1日からの実施分	246
第2	平成24年法律第63号による改正	247
	被用者年金一元化法	247
1	平成25年8月1日からの実施分	248
2	平成27年10月1日からの実施分	253
第3	平成24年法律第96号による改正	262
第4	令和2年法律第40号による改正	276
1	令和3年4月1日からの実施分	276
2	令和4年4月1日からの実施分	277
3	令和4年10月1日からの実施分	285
4	令和5年4月1日からの実施分	286
第3章 年金額改定措置の変遷		
第1節 新共済年金制度の制定後（平成12年以降）		
第1	「国共済法（旧法）」による年金の額の改定	290
第2	「国共済法（新法）」による年金の額の改定	290
1	平成12年法律第21号による改定	290
2	平成12年法律第34号による年金の額等の改定の特例	293
3	平成13年法律第13号による年金の額等の改定の特例	294
4	平成14年法律第21号による年金の額等の改定の特例	296
5	平成15年政令第157号による年金の額等の改定の特例	296
6	平成16年政令第114号による年金の額等の改定の特例	300
7	平成16年法律第130号による改定	303
8	平成17年度における年金の額等の改定	306
9	平成18年政令第75号による改定	306
10	平成19年度における年金の額等の改定	311
11	平成20年度における年金の額等の改定	312
12	平成21年政令第58号による改定	313
13	平成22年政令第42号による改定	316
14	平成23年政令第58号による改定	319
15	平成24年政令第58号による改定	324
16	平成25年度における年金の額等の改定	328
17	平成26年政令第85号による改定	333
18	平成27年政令第103号による改定	338

第2節 被用者年金制度の一元化（平成27年10月）後	
第1	厚生年金保険法等による年金の額の改定
1	平成28年度における年金の額等の改定
2	平成29年政令第100号による改定
3	平成30年度における年金の額等の改定
4	平成31年政令第120号による改定
5	令和2年政令第101号による改定
6	令和3年政令第100号による改定
7	令和4年政令第115号による改定
8	令和5年政令第117号による改定
9	令和6年政令第127号による改定
第2	退職等年金給付制度における年金の額の改定
1	退職年金の額の改定
2	公務障害年金及び公務遺族年金の額の改定
第4章 長期給付に関する財源措置の変遷	
第1節 長期給付の財政再計算	
第1	第1次財源率再計算から第8次財政再計算までの概要
第2	第9次財政再計算（平成16年10月）
第3	第10次財政再計算（平成21年9月）
第4	第11次財政再計算（平成26年9月）
第2節	被用者年金制度一元化以降の厚生年金保険給付の財政検証
第3節	経過的長期給付に係る財政について
第4節	退職等年金給付制度の財政再計算と財政検証
第1	平成27年財政計算
第2	平成30年財政再計算
第3	令和5年財政再計算
第4	財政検証及びその後の対応について
第5節	国共済と地共済との財政単位の一元化に伴う財政調整
第1	被用者年金一元化前
第2	被用者年金一元化後の財政調整
第5章 年金積立金の運用	
第1節 国家公務員共済組合法に基づく運用（平成12年度まで）	
第1	運用方針
第2	運用対象資産
第3	資産構成割合
第4	運用利回り
第2節	連合会の自己責任原則に基づく運用（平成13年度～平成22年度）
第1	年金積立金の運用を取り巻く環境の変化
第2	連合会における新たな運用への取組み
第3	運営体制の整備
第4	「積立金等の運用の基本方針」の制定
第5	「積立金等の運用の基本方針」の改正
第6	新たな取組み
第7	この10年間における特記事項

第3節	公的年金の運用改革と被用者年金制度の一元化（平成23年度～令和5年度）	
第1	公的年金の運用等の在り方についての検討	579
第2	被用者年金制度一元化以降の年金積立金の管理及び運用	600
第4節	総括（第2節及び第3節）	628
第5節	運用実績（資料）	631
第6章	長期給付諸業務の推移	
第1節	新共済年金制度制定後（平成11年以降）	
第1	全国年金相談会の開催	642
第2	社会保険料及び個人住民税の年金からの特別徴収	644
第3	住基ネットシステムの活用	647
第4	『共済年金便利手帳』、『KKRねんきん案内』の送付	650
第5	KKR年金スマート（旧情報提供）サービス	652
第6	東日本大震災の対応等	655
第7	社会保障協定の制定	657
第2節	被用者年金制度の一元化後	
第1	KKR年金相談ダイヤルの開設	658
第2	マイナンバー制度の導入	659
第3	障害認定に関する業務	664
第4	新型コロナウイルス感染症の対応	665
第5	共済年金担保貸付制度の原則廃止	670
第3節	ホストコンピュータの機器更新及びシステム開発	
第1	HITAC-AP8000-150への機器更新とシステム開発業務等	672
第2	HITAC-AP8800-160RAへの機器更新とシステム開発業務等	677
第3	HITAC-AP8800-170Eへの機器更新とシステム開発業務等	681
第4	HITAC-AP8800-1A0ERAの機器更新とシステム開発業務等	687
第2部	旧令共済組合年金支給業務	
第1章	旧令共済組合年金支給業務の概要	
第1節	「旧令特別措置法」制定の経緯	692
第2節	「旧令特別措置法」の概況	694
第3節	旧令共済組合業務の構築	695
第2章	旧令共済組合年金額改定措置の変遷	
第1節	平成11年度以降における改定措置	
第1	平成11年政令第169号による改定	696
第2	平成12年政令第241号による改定	696
第3	平成13年政令第188号による改定	697
第4	平成14年政令第179号による改定	697
第5	平成15年政令第155号による改定	697
第6	平成19年政令第326号による改定	698
第3章	旧令共済組合年金支給業務の推移	
第1節	平成11年度以降の業務体制	705
第4章	旧令共済組合年金支給の概況	
第1節	旧令共済組合年金受給者の推移	706
第2節	旧令共済組合年金関係決算	706

第3部 ガス障害者救済措置業務

第1章 ガス障害者救済措置業務の概要

第1節	救済措置の変遷	
第1	救済措置発足の状況	710
第2	旧相模海軍工廠従業員の救済	711
第2節	救済措置の内容	
第1	認定患者に対する救済措置	711
第2	一般障害者に対する救済措置	712
第3節	ガス障害調査委員会及びガス障害認定審査会（相模）	
第1	ガス障害調査委員会	713
第2	ガス障害認定審査会	713
第4節	ガス障害者相談会	713

第2章 旧相模海軍工廠の従業員に係るガス障害者救済の概要

第1節	救済開始までの経緯	
第1	関係者の陳情等	718
第2	因果関係の調査等	718
第3	ガス障害者救済検討委員会の設置	718
第4	ガス障害調査委員会の新設	719
第2節	旧相模海軍工廠の概要	
第1	旧相模海軍工廠設立の経緯	720
第2	旧相模海軍工廠の組織	721
第3	旧相模海軍工廠における化学兵器等製造の状況	721
第4	旧相模海軍工廠の徴用等の状況	723
第3節	救済業務の状況	724

第3章 ガス障害者救済措置の変遷

第1節	平成11年度以降のガス障害者救済のための特別措置要綱の改正	725
第2節	平成11年度以降のガス障害者救済のための特別措置実施要領の改正	725
第4章	ガス障害者救済措置の状況	
第1節	ガス障害者数の推移	727
第2節	指定医療機関数の推移	728

第4部 共済組合及び社会保険（年金）制度の動向

第1章 共済組合制度の動向

第1節	地方公務員等共済組合	734
第2節	私立学校教職員共済	736
第3節	農林漁業団体職員共済組合	736

第2章 社会保険（年金）制度の動向

第1節	厚生年金保険	738
第2節	国民年金	741

■第2編 福祉関係事業部門

第1部 連合会の行う福祉事業

第1章 国家公務員の福祉事業における連合会の役割

第1節 福祉事業の意義と共済組合制度での位置付け	746
第2節 共済組合及び連合会の行う事業	746

第2章 連合会の福祉事業の財源

第1節 福祉事業の財源	
第1 保険料（繰入金）	748
第2 他の経理単位間の相互繰入	748
第3 借入金等	749
第2節 福祉事業の財源の変遷	
第1 保険料（繰入金）	749
第2 他の経理単位間の相互繰入	750
第3 借入金等	751

第2部 医療関係事業

第1章 社会保障制度の変遷

第1節 背 景	754
第2節 社会保障制度改革	755
第3節 医療制度改革と連合会病院	
第1 医療法	755
第2 診療報酬制度	758
第3 介護保険制度	762
第4 その他	763

第2章 連合会病院の動向

第1節 直営病院	
第1 再編・合理化計画（平成10年度～平成14年度）	765
第2 新たな再編・合理化計画（平成15年度～平成19年度）	766
第2節 旧令共済病院	
第1 忠海病院の移管	769
第2 旧令共済病院将来構想	769
第3 公益に資する事業	773
第4 その他	777

第3章 医療関係事業の取組み

第1節 中期計画の策定と実施	
第1 経営基盤強化のための中期計画（〈第一次〉平成20年度～平成24年度）	779
第2 第二次連合会病院中期計画（平成25年度～平成29年度）	788
第3 第三次連合会病院中期計画（平成30年度～令和4年度）	797
第4 第四次連合会病院中期計画（令和5年度～令和9年度）	809
第2節 共同事業の実施	
第1 これまでの共同事業	824
第2 組織力を高める共同事業の実施	828
第3 その後の実施状況	844

第4 共同事業の見直し	856
第3節 経営改善の取組み	862
第4節 医療安全の取組み	
第1 取組みの背景	864
第2 取組みの内容	864
第5節 災害・新興感染症への対応	
第1 平成11年度以降の自然災害への対応	865
第2 平成11年度以降の新興感染症への対応	883
第6節 会議等の設置（直営・旧令共通）	
第1 会 議	895
第2 研 修	905
第7節 管理・運営制度	
第1 連合会職員の退職手当支給規程の改正	907
第2 定年退職者の再雇用制度の導入	913
第3 医師の勤務延長制度	915
第4 病院職員勤務評価制度の導入と職員給与制度の見直し	916
第8節 医療情報システムの整備状況	
第1 電子カルテシステム	924
第2 部門システム	925
第4章 直営病院	
第1節 直営病院の施設推移（概要）	
第1 平成11年度までの経緯	929
第2 平成11年度以降の経緯	929
第2節 直営病院の統廃合等	
第1 立川高等看護学院の閉校	930
第2 忠海病院の旧令共済病院への移管	931
第3 広島記念病院介護老人保健施設「記念寿」の廃止	934
第4 東海病院 介護老人保健施設「ちよだ」の開設	935
第5 宮城野病院の組織統合と廃止	936
第6 新香里病院の診療所化と廃止	943
第7 稲田登戸病院の廃止	945
第8 幌南病院の改称と斗南病院の組織統合と独立	948
第9 大手前看護専門学校の開校	953
第10 六甲病院の事業譲渡	954
第3節 各直営病院の所在地と許可病床数	964
第4節 直営病院の国家公務員への対応状況	
第1 健康医学センターの施設等の整備と受診者の状況	965
第2 合同庁舎等の診療所の状況	965
第3 離島診療の状況	968
第5節 直営病院と医療経理	
第1 医療経理の推移	968
第2 制度改正に伴う決算処理の変遷	975
第3 加入共済組合及び組合員等に対する内部診療割引制度	979
第4 医療経理の財源	980

第5 余裕資金（自己資金）の運用	981
第5章 旧令共済病院（管理医療施設）	
第1節 旧令共済病院の施設推移	
第1 平成11年度までの経緯	984
第2 平成11年度以降の経緯	985
第2節 旧令共済病院の統廃合等	
第1 忠海病院の直営病院からの移管	985
第2 舞鶴共済病院 介護老人保健施設「すこやか森」の開設	990
第3 東京共済病院介護老人保健施設「ケアなかめぐろ」の開設と閉鎖	991
第4 舞鶴こども療育センターの指定管理者制度への移行と現在地への移転	994
第5 横須賀共済病院看護専門学校の閉校	998
第6 横須賀北部共済病院の組織統合と閉鎖	999
第3節 各旧令共済病院の所在地と許可病床数	1011
第4節 旧令共済病院と旧令医療経理	
第1 旧令医療経理の推移	1011
第2 長期経理の投資不動産としての建物整備	1016
第3 長期経理の投資不動産引当金残高と償還状況	1017
第4 新たな貸付制度による建物整備	1018
第5 旧令医療経理の資金制度	1018
第3部 宿泊関係事業	
第1章 事業の概要	
第1節 発足の根拠	
第1 発足の経緯	1022
第2 根 拠	1022
第2節 事業の概況	
第1 施設の種別と施設数の推移	1029
第2 利用者区分と利用料金	1037
第3 宿泊利用者数の推移	1039
第4 財務会計の仕組み	1041
第5 財務状況の推移	1043
第2章 事業運営の推移	
第1節 宿泊施設経営改善5か年計画期（平成10年度～平成13年度）	
第1 宿泊施設経営改善5か年計画の策定経緯と目標	1051
1 計画策定時の状況	1051
2 計画の概要と目標	1052
3 「宿泊施設経営改善5か年計画」遵守のための施策の実施	1053
第2 「宿泊事業のあり方等に関する検討委員会」の設置及び提言	1055
第3 経営改善施策	1058
1 販売促進策	1058
2 費用削減策	1065
3 その他の経営改善施策	1065
第4 人事・給与面の施策	1068
1 「宿泊施設経営改善5か年計画」遵守のための施策の実施	1068

2 支配人等の人事	1069
第5 施設の整備	1070
1 施設整備の概要	1070
2 長期経理からの新規借入の凍結と投資抑制	1070
第6 施設の廃止及び運営委託	1071
第7 資金繰り	1072
1 長期借入金の返済繰延	1072
2 各施設から本部への資金集中と資金管理	1072
3 他経理からの対応	1072
4 不動産の売却	1075
第8 委員会の設置	1075
1 宿泊事業のあり方等に関する検討委員会	1075
2 宿泊事業の経営改善検討委員会	1076
第9 特約施設	1076
第2節 中期的事業経営改善計画期（平成14年度～平成18年度）	
第1 中期的事業経営改善計画の策定	1080
1 計画の策定経緯	1080
2 計画の内容と達成状況	1081
第2 経営改善施策	1087
1 販売促進策	1087
2 費用削減策	1102
3 その他の経営改善施策	1105
第3 人事・給与面の施策	1111
1 新給与制度	1111
2 その他の施策	1113
第4 施設の整備	1119
第5 施設の廃止及び運営委託	1122
第6 資金繰り	1122
1 他経理からの支援	1122
2 不動産の売却	1124
第7 本部の組織改編	1124
第8 施設におけるシステムの導入	1124
第9 インシデント	1125
第3節 第2次中期的事業経営改善計画期（平成19年度～平成23年度）	
第1 第2次中期的事業経営改善計画の策定	1127
1 前計画期の実績と課題	1127
2 計画の基本方針と平成19年度計画の策定	1127
3 計画期間中の実績推移	1127
第2 経営改善施策	1134
1 販売促進策	1134
2 その他の経営改善策	1139
第3 人事・給与面の施策	1142
1 連合会宿泊事業のミッションの作成	1142
第4 施設の整備	1144

1	安全等確保及び利益水準維持のための投資	1144
2	小奇麗度向上のための計画的修繕の実施	1144
第5	施設の廃止	1148
第6	不動産の売却	1148
第7	インシデント	1148
第8	東日本大震災発生とその後の対応	1149
第4節	第3次中期経営改善計画期（平成24年度～平成27年度）	
第1	第3次中期経営改善計画の策定	1150
1	前計画期の実績と課題	1150
2	計画の基本方針と平成24年度計画の策定	1150
3	計画の1年前倒し終了	1150
4	計画期間中の実績推移	1151
第2	経営改善施策	1157
1	販売促進策（「ペットと同室」の開始）	1157
2	費用削減策	1157
3	内部利用促進策	1160
第3	人事・給与面の施策	1162
	スキルアップを目的とした広域人事異動の促進策	1162
第4	施設の整備	1165
1	改正耐震改修促進法を踏まえた耐震診断の実施	1165
2	機能維持及び利益水準維持のための投資	1166
第5	施設の廃止	1166
	整理合理化基準の策定と整理合理化の加速	1166
第6	不動産の取得及び売却	1168
第7	資金繰り	1169
	過去の福祉経理資産処分益の一部受入れ	1169
	鎌倉保養所敷地（北側部分）の処分	1169
第8	インシデント	1169
第5節	第4次中期経営改善計画期（平成28年度～令和3年度）	
第1	第4次中期経営改善計画の策定	1173
1	前計画期の実績と課題	1173
2	計画の基本方針と平成28年度計画の策定	1173
3	次期中期計画の策定延期（つなぎの期間）	1179
4	計画期間中（つなぎの1年を含む）の実績推移	1179
第2	経営改善施策	1179
1	販売促進策	1179
2	内部利用促進策	1180
第3	人事・給与面の施策	1182
1	安定的な雇用確保に向けた処遇改善等の実施	1182
2	処遇改善の実施	1182
3	退職手当制度の見直し	1185
4	職場環境に関する宿泊施設職員アンケート調査の実施	1185
第4	施設の整備	1186
第5	施設の廃止及び代替施設の契約	1188

第6	不動産の売却	1189
第7	資金繰り	1189
	長期借入金の返済繰延及び運営資金の新たな借入れ	1189
第8	インシデント	1190
	新型コロナウイルス感染症拡大と対応	1190
第9	その他	1196
	熊本地震発生とその後の対応	1196
第6節	宿泊事業経営再生5か年計画期（令和4年度～令和8年度）	
第1	経営再生5か年計画の策定	1197
1	前計画期の実績と課題	1197
2	計画の基本方針と令和4年度計画の策定	1198
3	計画の基本方針の改正（令和5年度）	1198
4	令和4年度～令和5年度の実績推移	1206
5	宿泊事業の現状と課題	1206
第2	経営改善施策	1207
1	販売促進策	1207
2	内部利用促進策	1207
第3	人事・給与面の施策	1213
1	ホスピタリティマインド等研修の実施	1213
2	賃金水準の見直し等	1214
第4	施設の整備	1215
第5	施設の廃止	1216
第6	不動産の売却	1216
第7	資金繰り	1216
第8	その他	1217
1	老朽化が進行している施設に対する調査委託	1217
2	令和6年能登半島地震の発生とその後の対応	1218

第3章 施設の概況

第1	共済会館	
1	東京共済会館（KKRホテル東京）	1219
2	金沢共済会館（KKRホテル金沢）	1221
3	熱海共済会館（KKRホテル熱海）	1223
4	名古屋共済会館（KKRホテル名古屋）	1224
5	大阪共済会館（KKRホテル大阪）	1226
6	福岡共済会館（KKRホテル博多）	1227
7	熊本共済会館（KKRホテル熊本）	1229
第2	宿泊所	
1	目黒宿泊所（KKRホテル中目黒）	1231
2	横浜集会所（KKRポートヒル横浜）	1232
3	京都宿泊所（KKR京都くに荘）	1233
4	奈良宿泊所（KKR奈良みかさ荘）	1234
第3	保養所	
1	湯の川保養所（KKRはこだて）	1235
2	川湯保養所（KKRかわゆ）	1236

3	蔵王保養所（KKR蔵王白銀荘）	1237
4	水上保養所（KKR水上水明荘）	1239
5	逗子保養所（KKR逗子松汀園）	1240
6	片瀬保養所（KKR江ノ島ニュー向洋）	1241
7	鎌倉保養所（KKR鎌倉わかみや）	1242
8	宮の下保養所（KKR宮の下）	1243
9	湯沢保養所（KKR湯沢ゆきぐに）	1245
10	上諏訪保養所（KKR諏訪湖荘）	1246
11	甲府保養所（KKR甲府ニュー芙蓉）	1247
12	平湯保養所（KKR平湯たから荘）	1249
13	下呂保養所（KKR下呂しらさぎ）	1250
14	沼津保養所（KKR沼津はまゆう）	1251
15	伊豆長岡保養所（KKR伊豆長岡千歳荘）	1252
16	鳥羽保養所（KKR鳥羽いそぶえ荘）	1253
17	びわこ保養所（KKRホテルびわこ）	1254
18	城崎保養所（KKR城崎玄武）	1255
19	白浜保養所（KKR白浜美浜荘）	1256
20	湯田保養所（KKR山口あさくら）	1258
21	道後保養所（KKR道後ゆづき）	1259
第4 廃止施設		
1	仙台共済会館（KKRホテル仙台）	1260
2	札幌共済会館（KKRホテル札幌）	1262
3	広島共済会館（KKRホテル広島）	1263
4	秋田宿泊所（KKR秋田泰山荘）	1265
5	高知宿泊所（KKR高知鷹匠苑）	1265
6	下関宿泊所（KKR下関馬関荘）	1266
7	福井宿泊所（KKR福井竜川荘）	1267
8	新潟宿泊所（KKR新潟ニュー越路）	1267
9	京都第二宿泊所（KKR京都東山荘）	1268
10	長崎宿泊所（KKR長崎ニューグラバー）	1269
11	旭川宿泊所（KKR旭川大雪荘）	1269
12	高松宿泊所（KKR高松さぬき荘）	1270
13	宮崎宿泊所（KKR宮崎ひむか）	1271
14	富山宿泊所（KKR富山銀嶺）	1271
15	鹿児島宿泊所（KKR鹿児島敬天閣）	1272
16	大阪宿泊所（KKRホテル梅田）	1273
17	湯ヶ島保養所（KKR天城翠嵐荘）	1274
18	伊東保養所（KKR伊東光風閣）	1275
19	山代保養所（KKR山代荘）	1275
20	定山渓保養所（KKR定山渓青巒荘）	1276
21	浅虫保養所（KKR浅虫雪花荘）	1277
22	那須保養所（KKR那須野荘）	1277
23	洞爺保養所（KKR洞爺翠明荘）	1278
24	玉造保養所（KKR玉造千鳥荘）	1279

25	別府保養所（KKR別府翠山荘）	1279
26	雲仙保養所（KKR雲仙山荘）	1280
27	日光保養所（KKR日光ひぐらし荘）	1281
28	箱根保養所（KKR箱根青嵐荘）	1282
29	稲取保養所（KKR稲取）	1283
30	池の平保養所（KKR池の平白樺荘）	1284

第4部 その他の福祉関係事業

第1章 その他の福祉関係事業の概要

第1節	保健等施設	1286
第2節	物資施設	1287
第3節	持家対策事業	1288
第4節	その他情報提供事業	1288
第5節	新規事業（健康増進支援事業）	1289
第6節	財形持家融資事業	1289
第7節	短期給付財政調整事業	1290
第8節	新規事業（貸付事業）	1291

第2章 保健等施設の廃止と運営

第1節	体育施設	
第1	目白運動場（廃止）	1293
第2	東海グラウンド（廃止）	1295
第2節	葬祭施設	1297

第3章 物資施設の廃止

第1節	物資センター	
第1	三宿センター（廃止）	1300
第2	小金井センター（廃止）	1301
第3	稲毛センター（廃止）	1301
第2節	合同庁舎食堂	
第1	札幌合同庁舎食堂（廃止）	1302
第2	広島合同庁舎食堂（廃止）	1303
第3	熊本合同庁舎食堂（廃止）	1305

第4章 持家対策事業

第1節	宅地分譲事業の推移	1306
第2節	情報提供事業実施の状況	1307

第5章 その他の福祉関係事業

第1節	その他情報提供事業	1309
-----	-----------	------

第6章 新規事業の展開（健康増進支援事業）

第1節	健康増進支援事業の概要	
第1	健康増進支援事業創設の背景	1315
第2	健康増進支援事業導入に向けた検討体制及び実証実験	1316
第3	健康増進支援事業の本格実施	1317
第2節	登録者数の推移及び事業計画等	
第1	登録者数の推移	1319
第2	令和3年度事業計画	1319

第3	令和4年度における新施策	1320
第4	令和5年度における新施策	1320
第7章 財形持家融資事業実施の状況		
第1節	概 要	1322
第2節	財形事業の実施状況	1323
第8章 短期給付財政調整事業実施の状況		
第1節	事業の概要	
第1	交付金の交付事業	1327
第2	共同事業	1328
第2節	事業の実施状況	1329
第9章 新規事業の展開（貸付事業）		
第1節	貸付事業の概要	
第1	貸付事業創設の背景	1330
第2	貸付事業創設に向けた検討	1332
第2節	福祉事業への還元と資産運用	
第1	福祉事業への還元	1335
第2	資金運用	1335
第3節	事業計画及び決算	
第1	令和4年度事業計画及び決算	1337
第2	令和5年度事業計画及び決算	1337
第10章 その他の福祉関係事業の経理		
第1節	保健経理	
第1	本部助成金	1339
第2	新規事業の創設（令和4年度以降）	1339
第3	その他	1340
第2節	財形経理	1340
第3節	短期財調経理	1341
第4節	住宅経理の廃止	1342
第5節	物資経理の廃止	1343
第11章 特定事業部における新型コロナウイルス対策及び対応等		
第1節	保健・情報サービス課	
第1	各種セミナー	1345
第2	住宅フェア	1345
第2節	助成・融資課	1345
第3節	旧令年金課	
第1	旧令年金・ガス対策給付業務について	1345
第2	「年金過払実態調査」及び「ガス障害手当受給者向け相談会」について	1345
第3	「ガス障害認定審査会」について	1346
第4	ガス障害認定患者への「健康状況届」等提出（依頼）について	1346
第12章 国家公務員特別借受宿舍関係事業		
第1節	概 要	1347
第2節	大蔵省所管以外の特別借受宿舍事業	
第1	防衛庁（防衛省）所管	1355
第2	印刷局（独立行政法人国立印刷局）所管	1358

第3	造幣局（独立行政法人造幣局）所管	1361
第4	林野庁所管	1362
第5	郵政省（日本郵政株式会社）所管	1364

■第3編 国家公務員共済組合連合会の組織と運営

第1部 連合会の組織の推移

第1章 概 要

第1節 平成10年度以前の運営機構の改正

第1	財団法人政府職員共済組合連合会時代	1372
第2	非現業共済組合連合会時代	1372
第3	国家公務員（等）共済組合連合会時代	1373

第2節 平成11年度以降の運営機構の改正

第1	被用者年金一元化前	1375
第2	被用者年金一元化以降	1376

第2章 管理運営部門関係

第1節 平成10年度以前の機構整備

第1	総務部門	1377
第2	経理部門	1378
第3	職員部門	1378
第4	管財・営繕部門	1379
第5	監査関係	1380

第2節 平成11年度以降の機構整備

第1	総務部門	1381
第2	経理部門	1382
第3	職員部門	1383
第4	管財・営繕部門	1383
第5	監査関係	1384

第3章 事業運営部門関係

第1節 平成10年度以前の長期給付関係事業部門

第1	年金部門	1385
第2	年金企画部門	1387
第3	電算管理部門	1388
第4	旧令年金関係部門	1388

第2節 平成11年度以降の長期給付関係事業部門

第1	年金部門	1389
第2	年金企画部門	1396
第3	電算管理・情報システム部門	1398
第4	旧令年金部門	1400
第5	資金運用部門	1400
第6	運用リスク管理部門	1403

第3節 平成10年度以前の福祉関係事業部門

第1	医療関係事業等	1404
第2	宿泊関係事業等	1405

第3	その他の福祉関係事業	1406
第4節	平成11年度以降の福祉関係事業部門	
第1	医療関係事業等	1407
第2	宿泊関係事業等	1410
第3	その他の福祉関係事業	1411
第4章	定員の推移	1416
第5章	連合会事業における情報システム化の推進	
第1節	連合会本部のシステム改革	
第1	「システム改革3ヵ年計画」の策定及び実施	1417
第2節	連合会全体の情報システム化の推進	
第1	情報システム化推進委員会及び幹事会の設置	1418
第2	情報システム化推進の検討開始	1418
第3	IT推進リーダーの設置	1419
第4	外部専門家の活用	1420
第5	情報システム化のための課題の取りまとめ	1420
第6	「情報システム化3ヵ年計画」の策定	1421
第7	3ヵ年計画に係る実施計画	1421
第8	KKR-WANの構築に向けた第1次WAN整備	1422
第9	3ヵ年計画の実施状況の取りまとめ及び評価	1422
第10	平成16年度以降の情報システム化推進	1429
第11	情報システム化推進委員会及び幹事会の解散	1429
第3節	連合会のネットワークシステム等の推移	
第1	不正侵入防止システムとWeb&メールフィルタリング装置の導入	1430
第2	政府共通ネットワーク、新G-netへの切替え	1430
第3	一般系ネットワークと年金系ネットワークの分離	1431
第4	テレワークの導入	1431
第4節	連合会全体の情報セキュリティ	
第1	情報セキュリティ対策	1433
第2	KKRゲートウェイセンタシステム（GCS）の構築及び運用	1437
第6章	連合会の監査の変遷	
第1節	監査室の設置経緯及び平成11年度以降の主な監査体制等の変遷について	
第1	監査室の設置経緯	1439
第2	平成11年度以降の主な監査体制等の変遷について	1439
第2節	監査業務等の変遷	
第1	監事監査の実施状況等	1440
第2	内部監査の実施状況等	1442
第3	随時監査の実施状況等	1447
第4	新たな監査業務の創設経緯とその概要	1448
第3節	随意契約見直し計画等	
第1	見直し計画の策定経緯	1453
第2	契約監視委員会の設立と審議内容等	1454
第7章	その他	
第1節	連合会本部における新型コロナへの対応	1459

第2節	連合会本部職員の定年の引上げ（令和5年4月～）	
第1	国家公務員の定年の引上げ	1465
第2	連合会本部職員の定年の引上げ	1465

第2部 連合会の関連業務

第1章 広報・研修等

第1節 広 報

第1	『KKR（こころ）』（旧『共済組合新聞』）	1469
第2	『連合会だより』	1470
第3	『KKR年金だより』（旧『共済年金だより』）	1470
第4	『旧令共済年金だより』	1470
第5	『厚生年金・退職等年金給付事務の手引』（旧『共済年金事務の手引』）	1471
第6	『知っておきたい厚生年金・退職等年金給付』（旧『知っておきたい共済年金』）	1472
第7	『KKR便利帳』	1472
第8	連合会ホームページ	1473

第2節 研修等

第1	連合会職員の研修	1474
第2	教養セミナーの開催（本部役職員を対象）	1476
第3	女性活躍推進室セミナーの開催（本部役職員を対象）	1478
第4	長期給付実務研修会（共済組合事務担当者を対象）	1478
第5	資格・標準報酬管理事務研修会 （旧標準報酬等通知事務説明会）（共済組合事務担当者を対象）	1479

第2章 連合会職員の福利厚生

第1節 連合会職員共済組合

第1	連合会職員共済組合設立まで	1481
第2	適用の範囲	1482
第3	事業内容	1483

第2節 その他の福利厚生

第1	連合会本部職員宿舍の設置	1493
第2	連合会職員美術展	1494

■第4編 国家公務員共済組合連合会設置の諸機関施設等

第1部 運営審議会等

第1章 運営審議会等

第1節 運営審議会

第1	第35回以降の運営審議会	1498
----	--------------	------

第2節 運営審議会懇談会

第1	運営審議会懇談会の設置について	1498
第2	運営審議会懇談会の性格について	1499

第2章 事業別懇談会等

第1節	年金業務懇談会	1500
第2節	医療事業懇談会	1507
第3節	宿泊事業懇談会	1512

第4節 福祉事業研究会	1518
第2部 審査会等	
第1章 国家公務員共済組合審査会	
第1節 国家公務員共済組合審査会の設置	1526
第2節 審査会への審査請求	1526
第2章 障害認定審議会（廃止）	
第1節 障害認定審議会の廃止と障害認定委員規程の制定	1529
第3章 ガス障害調査委員会、ガス障害認定審査会	
第1節 ガス障害調査委員会	1530
第2節 ガス障害認定審査会	1533
第3部 委員会	
第1章 国家公務員共済組合連合会評価委員会	
第1節 評価委員会の設置について	
第1 第三者評価制度の導入経緯	1536
第2 評価委員会の設置	1536
第3 評価委員会の委員	1539
第4 評価委員会の開催	1539
第2節 国家公務員共済組合連合会広報委員会等	
第1 国家公務員共済組合連合会広報委員会の設置	1540
第2 KKR編集委員会の設置	1541
第3節 国家公務員共済組合連合会本部コンプライアンス委員会	
第1 コンプライアンス体制構築準備室の設置	1542
第2 国家公務員共済組合連合会本部コンプライアンス委員会の設置	1543
第4節 国家公務員共済組合連合会資産運用委員会	
第1 資産運用委員会の設置	1546
第5節 国家公務員共済組合連合会運用リスク管理委員会	1554
第6節 国家公務員共済組合連合会契約監視委員会	
第1 国家公務員共済組合連合会契約監視委員会の設置について	1555
第2 国家公務員共済組合連合会契約監視委員会の開催実績	1559
第7節 宿泊事業の経営改善検討委員会	
第1 宿泊事業のあり方等に関する検討委員会の設置	1560
第2 宿泊事業の経営改善検討委員会の設置	1596
第3 宿泊事業の経営改善検討委員会検討経過等	1597
第2章 短期財政調整事業運営委員会	
第1節 短期財政調整事業運営委員会の設置	1603
第2節 短期財政調整事業運営委員会の活動	1604
第3章 福祉事業関係諸委員会	
第1節 保健施設運営委員会（廃止）	1608
第2節 住宅地等運営委員会等廃止	
第1 住宅地運営委員会	1608
第2 住宅地等運営委員会	1608

第4部 共済医学会等

第1章 共済医学会

第1節 共済医学会

第1 共済医学会の運営	1612
-------------	------

第2 共済医学会の事業	1620
-------------	------

第2章 中央図書室

第1節 中央図書室

第1 概 況	1650
--------	------

第5部 連合会病院西日本ブロック体育大会等

第1章 連合会病院西日本ブロック体育大会

第1節 西日本ブロック体育大会の開催	1660
--------------------	------

第2節 西日本ブロック体育大会の記録	1660
--------------------	------

第2章 国家公務員連合体育大会

第1節 陸上の部	1662
----------	------

第2節 水上の部	1662
----------	------

第6部 表彰関係

第1章 永年勤続者表彰

第1節 永年勤続者表彰の制度化	1664
-----------------	------

第2節 永年勤続者表彰規程の制定	1664
------------------	------

第2章 今井賞表彰

第1節 今井賞表彰基金	1668
-------------	------

第2節 今井賞表彰規程の制定	1668
----------------	------

第3章 叙勲等

第1節 叙 勲	1674
---------	------

第2節 文化勲章	1674
----------	------

第3節 褒 章	1674
---------	------

第4節 理事長表彰その他

第1 理事長表彰	1678
----------	------

第2 理事長表彰（東日本大震災関係）	1678
--------------------	------

第3 理事長特別表彰（新型コロナウイルス関係）	1679
-------------------------	------

主な参考文献	1681
--------	------

編さん後記	1684
-------	------

凡 例

- 1 本書は、本編と資料編から成っている。
- 2 記述・収録の範囲は、平成11年4月1日(平成11年度初)から令和6年3月31日(令和5年度末)までを原則とした。
- 3 平成10年度以前については、すでに、詳細な記述の『五十年史』があるので、本編の重点は、「総説」を除き、平成11年度以降としてできるだけ重複を避けることとしたが、この年史とのつながりと全体の理解に資するため、必要に応じて各部ごとに概要を記載している。
- 4 構成は、次のとおりである。
 - <本編>
 - 総説
 - 第1編 長期給付関係事業部門
 - 第2編 福祉関係事業部門
 - 第3編 国家公務員共済組合連合会の組織と運営
 - 第4編 国家公務員共済組合連合会設置の諸機関施設等
 - <資料編>
 - 法令等
 - 年表
 - 統計諸表
 - 組織及び構成員等
- 5 年代の表示は、日本年号(和暦)を原則とし、必要に応じ西暦を付記した。
- 6 人名の敬称は、この種の記述の慣例に従い省略した。
- 7 記述は、法令及び引用文、人名・地名等の固有名詞や専門用語等を除き、原則として常用漢字と現代仮名遣いによった。なお、引用文については「原文に忠実」を旨とした。
- 8 施設等の名称・地番は、令和5年度末時点とした。ただし、すでに廃止したものについては廃止時としている。
- 9 現在不適切と考えられる用語・表現のなかで、当時の歴史や状況を示すものとして使用がやむを得ないと目されるものについてはそのまま掲載した。

総 説

第1部

国家公務員共済組合
連合会の現況

第1章

連合会の事業

第1節 概 要

「国家公務員共済組合法」（昭和33年法律第128号。以下「法」という）は、国家公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、その行うこれらの給付及び福祉事業に関して必要な事項を定め、もって国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とすると定められ（法1条①）、各省各庁ごとに、その所属の職員及びその所管する行政執行法人の職員をもって組織する国家公務員共済組合を設け、短期給付、長期給付、福祉事業等を行うこととされている（法3条）。

国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という）は、この国家公務員共済組合が行うこととされている事業のうち共同して行うことが適当と認められる業務を行うため、全ての国家公務員共済組合をもって組織する法人として設けられたものである（法21条、22条）。連合会を組織するこの組合の組合数は20であり（令和5年度末現在。組合名等は第2節参照）、連合会が現在（令和5年度）行っている主な業務は、他の法令により行うこととされている業務を含め、次のとおりである。

第1 長期給付関係業務

- ①厚生年金保険給付（老齢厚生年金、障害厚生年金、障害手当金、遺族厚生年金）支給関係業務
- ②退職等年金給付（退職年金、公務障害年金、公務遺族年金）支給関係業務
- ③経過的職域加算額支給関係業務（被用者年金一元化法^{（注1）} 附則36条関係）
- ④旧令共済年金支給関係業務（旧令特別措置法^{（注2）} 8条関係）
- ⑤ガス障害者救済措置業務（「ガス障害者救済のための特別措置要綱」〈大蔵省通達。昭和29年2月12日蔵計第280号〉関係）

（注1）「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号）

（注2）「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」（昭和25年法律第256号）

第2 福祉関係事業

- ①医療関係事業
- ②保養・宿泊関係事業
- ③その他の福祉関係事業
 - ・健康増進支援事業
 - ・各種情報提供事業
 - 結婚情報提供事業
 - 子育て支援情報提供事業
 - 住宅情報提供事業
 - 介護情報提供事業
 - 葬祭情報提供事業

ライフプラン情報提供事業

- ・貸付事業
- ・財形持家融資事業（法附則14条の4①関係）
- ・短期給付財政調整事業（法附則14条の3①関係）

これらの業務（事業）の現状・経緯の詳細については第1編以下の各編によることとし、この「総説」においては、令和5年度末における現況についてその概要を示す。

第2節 長期給付関係業務

令和5年度末における連合会を組織する組合の状況は、表1のとおり組合数20組合、組合員数107万2,084人となっている。

第1 厚生年金保険給付支給関係業務

連合会は、「被用者年金一元化法」（平成24年法律第63号）により、厚生年金保険の実施機関として、国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者であった期間（第二号厚生年金被保険者期間）に係る厚生年金を平成27年10月1日から新たに裁定することとなった。そして、この厚生年金とそれ以前から支給している共済年金の2階部分（厚生年金相当部分）に係る取引は、厚生年金保険経理において処理している。

1 裁定状況

令和5年度における厚生年金の新規裁定は、表2のとおり6万2,371人、年金額538億1,520万円、一人当たり年金額86万2,824円となっている。このうち、老齢厚生年金は3万9,365人（新規裁定全体の63.1％）、年金額305億9,162万円（同56.9％）で新規裁定

表1 組合及び組合員数（令和5年度末）

組合名	組合員数（人）
衆議院	2,569
参議院	1,263
内閣	15,054
総務省	6,461
法務省	32,111
外務省	6,881
財務省	78,266
文部科学省	179,466
厚生労働省	32,936
農林水産省	21,097
経済産業省	12,741
国土交通省	65,382
防衛省	255,608
裁判所	25,282
会計検査院	1,236
刑務	23,166
厚生労働省第二	74,515
林野庁	5,792
日本郵政	220,205
連合会職員	12,053
合計	1,072,084

（注）短期組合員及び任意継続組合員を除く。

の大半を占めている。また、老齢厚生年金の一人当たり年金額は77万7,127円となっている。

令和5年度における一時金の裁定は、表3のとおり裁定数320件、支給総額3億5,113万円、一件当たり支給額109万7,283円となっている。

2 収支状況

令和5年度の厚生年金保険経理の収支は、表4のとおり収入総額3兆3,296億円に対し支出総額は2兆9,764億円で、差引き当期利益

表2 厚生年金の新規裁定状況（令和5年度）

年金種別	人 員 (人)	年金額 (千円)	百分比（％）		1人当たり年金額 (円)
			人 員	年金額	
老齢厚生年金	39,365	30,591,620	63.1	56.9	777,127
障害厚生年金	1,102	922,708	1.8	1.7	837,303
遺族厚生年金	21,904	22,300,869	35.1	41.4	1,018,119
合 計	62,371	53,815,197	100.0	100.0	862,824

表3 一時金の裁定状況（令和5年度）

種 別	件 数 (件)	支給額 (千円)	百分比（％）		1件当たり支給額 (円)
			件 数	支給額	
返還一時金	31	10,501	9.7	3.0	338,744
脱退一時金	5	8,231	1.6	2.3	1,646,162
短期在留脱退一時金	280	329,203	87.5	93.8	1,175,726
障害手当金	2	2,359	0.6	0.7	1,179,700
死亡一時金	1	90	0.3	0.0	90,270
特例死亡一時金	1	746	0.3	0.2	745,910
合 計	320	351,131	100.0	100.0	1,097,283

金は3,532億円となり、その全額を厚生年金保険給付積立金に積み立てている。

収入の内訳をみると、負担金収入は1兆209億円（30.7％）で、このうち事業主負担金は6,474億円、公経済負担金は2,691億円、追加費用は1,044億円となっている。組合員保険料収入は6,473億円（19.4％）、基礎年金交付金収入は165億円（0.5％）、厚生年金交付金収入は1兆702億円（32.1％）、運用収入は5,707億円（17.1％）、その他の収入は18億円（0.1％）等となっている。

これに対し、支出の内訳をみると、退職給付は8,663億円（29.1％）、障害給付は128億円（0.4％）、遺族給付は3,320億円（11.2％）となっている。また、基礎年金拠出金は5,268億円（17.7％）、厚生年金拠出金は1兆102億円（33.9％）、財政調整拠出金は2,218億

円（7.5％）等となっている。

3 運用状況

連合会が保有する厚生年金保険給付に係る余裕金は、「国家公務員共済組合法施行令」（昭和33年政令第207号。以下「国共済施行令」という）第9条第1項に定めるところにより、厚生年金保険給付積立金として積み立てることとされ、その管理及び運用については、同令第9条の3第1項等で規定され、また、連合会において「厚生年金保険給付積立金の管理運用の方針」を定めている。

令和5年度末における厚生年金保険給付積立金の運用状況は表5のとおりである。

表4 厚生年金保険経理の収入・支出状況（令和5年度）

収 益			費 用		
科 目	金 額	割 合	科 目	金 額	割 合
	千円	％		千円	％
経常収益			経常費用		
負担金収入	1,020,880,428	30.7	退職給付	866,341,739	29.1
内訳	事業主負担金	19.4	障害給付	12,786,303	0.4
	公経済負担金	8.1	遺族給付	332,005,217	11.2
	追加費用	3.1	船員給付	65,216	0.0
組合員保険料収入	647,312,817	19.4	その他給付	517,203	0.1
基礎年金交付金収入	16,522,466	0.5	基礎年金拠出金	526,835,492	17.7
厚生年金交付金収入	1,070,194,394	32.1	厚生年金拠出金	1,010,207,161	33.9
運用収入	570,686,732	17.1	財政調整拠出金	221,803,123	7.5
その他	1,843,336	0.1	業務経理へ繰入	4,354,655	0.1
			その他	220,651	0.0
特別利益			特別損失		
前期損益修正益	2,143,047	0.1	前期損益修正損	1,262,927	0.0
			小 計	2,976,399,687	100.0
			当期利益金		
			当期利益金	353,183,535	
計	3,329,583,222	100.0	計	3,329,583,222	

（注）厚生年金保険給付積立金の額（令和5年度末）は、7,313,358,648千円である。

表5 厚生年金保険経理の資産構成割合（令和5年度末）

区 分	5年度決算	
	金 額	割 合
	千円	％
短期性・長期性預金及び有価証券等	7,318,729,331	100.0
短期性預金等	818,976,556	11.2
長期性預金有価証券等	6,499,752,775	88.8
預託金	1,174,153,893	16.0
包括信託	5,325,598,882	72.8
合 計	7,318,729,331	100.0

第2 退職等年金給付支給関係業務

被用者年金一元化を契機として、平成27年10月1日に従来の共済年金の職域加算額（3階部分）に代わる積立方式による新たな退職等年金給付の制度が設けられた。そして、同日以後の組合員期間を基礎として支給する退職等年金給付に係る取引は、退職等年金経理において処理している。

1 決定状況

令和5年度における年金の新規決定は、表6のとおり1万6,412人、年金額4億1,771万円、一人当たり年金額2万5,451円となっている。このうち、退職年金は1万6,351人（新規決定全体の99.6％）、年金額3億8,369万円（同91.9％）で新規決定の大半を占めている。また、退職年金の一人当たり年金額は2万3,466円となっている。

令和5年度における一時金の決定は、表7のとおり決定数9,659件、支給総額24億1,624万円、一件当たり支給額25万154円となっている。

2 収支状況

令和5年度の退職等年金経理の収支は、表8のとおり収入総額1,185億円に対し支出総額は94億円で、差し引き当期利益金は1,090億円となり、その全額を退職等年金給付積立

表6 退職等年金給付の新規決定状況（令和5年度）

年金種別	人 員 （人）	年金額 （千円）	百分比（％）		1人当たり年金額 （円）
			人 員	年金額	
退職年金（終身）	16,351	184,650	99.6	44.2	11,293
退職年金（有期）	8,460	199,044	51.5	47.7	23,528
退職年金（合計）	16,351	383,693	99.6	91.9	23,466
公務障害年金	11	22,394	0.1	5.4	2,035,782
公務遺族年金	50	11,619	0.3	2.8	232,382
合 計	16,412	417,706	100.0	100.0	25,451

（注）合計の人員は、退職年金（終身）・（有期）ともに受給する場合は1人として計上。

表7 一時金の決定状況（令和5年度）

種 別	件 数 （件）	支給額 （千円）	百分比（％）		1件当たり支給額 （円）
			件 数	支給額	
有期一時金	7,972	2,064,618	82.5	85.4	258,984
整理退職一時金	0	－	0.0	0.0	－
短期在留脱退一時金	250	29,188	2.6	1.2	116,751
遺族一時金	1,437	322,430	14.9	13.3	224,377
合 計	9,659	2,416,236	100.0	100.0	250,154

表8 退職等年金経理の収入・支出状況（令和5年度）

収 益			費 用		
科 目	金 額	割 合	科 目	金 額	割 合
	千円	%		千円	%
経常収益			経常費用		
負担金収入	53,426,044	45.1	退職給付	3,311,292	35.1
掛金収入	53,419,748	45.1	障害給付	58,872	0.6
運用収入	11,487,034	9.7	遺族給付	55,179	0.6
			業務経理へ繰入	497,139	5.3
			管理手数料	5,391,156	57.1
			その他	28,469	0.3
特別利益			特別損失		
前期損益修正益	135,674	0.1	前期損益修正損	101,683	1.1
			小 計	9,443,791	100.0
			当期利益金		
			当期利益金	109,024,709	
計	118,468,499	100.0	計	118,468,499	

（注）退職等年金給付積立金の額（令和5年度末）は、936,252,677千円である。

金に積み立てている。

収入の内訳をみると、負担金収入は534億円（45.1％）、掛金収入は534億円（45.1％）、運用収入は115億円（9.7％）となっている。

これに対し、支出の内訳をみると、退職給付は33億円（35.1％）、障害給付は5,887万円（0.6％）、遺族給付は5,518万円（0.6％）となっている。また、業務経理への繰入金は5億円（5.3％）、管理手数料は54億円（57.1％）となっている。

3 運用状況

退職等年金給付に係る余裕金は、国共済施行令第9条第3項に定めるところにより、退職等年金給付積立金として積み立てることとされ、その管理及び運用については、同令第9条の3第1項等で規定され、また、連合会において「退職等年金給付積立金の管理運用方

針」を定めている。

令和5年度末における退職等年金給付積立金の運用状況は表9のとおり状況となっている。

第3 経過的職域加算額支給関係業務

被用者年金一元化法により共済年金の職域加算額は廃止することとされたが、廃止（平成27年10月1日）前の組合員期間を基礎とする職域加算額に相当する「経過的職域加算額」を支給することとされた。そして、それに係る取引は、経過的長期経理において処理している。

1 決定状況

令和5年度における経過的職域加算額の新規決定は、表10のとおり6万1,116人、年金額74億1,543万円、一人当たり年金額12万

表9 退職等年金経理の資産構成割合（令和5年度末）

区 分	5年度決算	
	金 額	割 合
	千円	%
短期性・長期性預金及び有価証券等	896,004,047	95.7
短期性預金等	28,229,262	3.0
長期性預金有価証券等	867,774,785	92.6
預託金	362,700,000	38.7
包括信託	505,074,785	53.9
寄託投資不動産	5,580,074	0.6
寄託貸付金	35,062,292	3.7
合 計	936,646,413	100.0

表10 経過的職域加算額の新規決定状況（令和5年度）

年金種別	人 員 （人）	年金額 （千円）	百分比（％）		1人当たり 年金額 （円）
			人 員	年金額	
退職共済年金	38,765	4,993,837	63.4	67.4	128,823
障害共済年金	433	55,026	0.7	0.7	127,082
遺族共済年金	21,918	2,366,571	35.9	31.9	107,974
合 計	61,116	7,415,433	100.0	100.0	121,334

1,334円となっている。このうち、退職共済年金は3万8,765人（新規決定全体の63.4%）、年金額49億9,384万円（同67.4%）で新規決定の大半を占めている。また、退職共済年金の一人当たり年金額は12万8,823円となっている。

令和5年度における一時金の決定は、表11のとおり決定数38件、支給総額196万円、1件当たり支給額5万1,496円となっている。

2 収支状況

令和5年度の経過的長期経理の収支は、表12のとおり収入総額1,705億円に対し支出総額は1,688億円で、差し引き当期利益金は18億円となり、その全額を経過的長期給付積立金に積み立てている。

収入の内訳をみると、負担金収入は125億円（7.3%）で、このうち事業主負担金は21億円、公経済負担金は4億円、追加費用は99億円となっている。基礎年金交付金収入は0.3億円（0.0%）、拠出金収入は1,578億円（92.5%）等となっている。

これに対し、支出の内訳をみると、退職給付は1,343億円（79.6%）、障害給付は26億円（1.5%）、遺族給付は305億円（18.1%）となっている。また、業務経理への繰入金は13億円（0.8%）等となっている。

表11 一時金の決定状況（令和5年度）

種 別	件 数 (件)	支給額 (千円)	百分比（%）		1件当たり支給額 (円)
			件 数	支給額	
返還一時金	31	1,050	81.6	53.7	33,875
脱退一時金	5	823	13.2	42.1	164,618
死亡一時金	1	9	2.6	0.4	9,030
特例死亡一時金	1	75	2.6	3.8	74,590
合 計	38	1,957	100.0	100.0	51,496

3 運用状況

連合会が保有する経過的職域加算額に係る余裕金は、被用者年金一元化法附則第49条の2に定めるところにより、経過的長期給付積立金として積み立てることとされ、その管理及び運用については、被用者年金一元化法附則第49条の3等で規定され、また、連合会において「経過的長期給付積立金の管理運用方針」を定めている。

なお、令和4年12月に積立金の残高がゼロとなり、それ以降は法令により地方公務員共済組合連合会から拠出金を受け入れ、年金支給を行っていることから、運用を目的とした資産は保有していない。

第4 旧令共済組合金年支給関係業務

「旧令特別措置法」に基づき、旧陸海軍及び外地関係（朝鮮総督府通信官署、同交通局、台湾総督府専売局、同営林、同交通局通信、同交通局鉄道）の共済組合に係る年金受給者に対し、連合会が年金支給業務を行うこととされているが、この年金受給者数は年々減少しており、令和5年度末における年金受給者数は116人、当該年度の年金支給額は1億9,951万円となっている。このうち遺族年金受給者が48人、年金額4,958万円で、受給者

表12 経過的長期経理の収入・支出状況（令和5年度）

収 益			費 用			
科 目	金 額	割 合	科 目	金 額	割 合	
経常収益	千円	%	経常費用	千円	%	
負担金収入	12,527,348	7.3	退職給付	134,333,992	79.6	
内訳	事業主負担金	2,146,642	1.3	障害給付	2,570,823	1.5
	公経済負担金	444,793	0.3	遺族給付	30,549,479	18.1
	追加費用	9,935,913	5.8	公務災害給付	1,967	0.0
基礎年金交付金収入	26,150	0.0	業務経理へ繰入	1,273,751	0.8	
拠出金収入	157,764,902	92.5	その他	21,352	0.0	
その他	159,786	0.1				
特別利益			特別損失			
前期損益修正益	41,769	0.0	前期損益修正損	6,331	0.0	
			小 計	168,757,694	100.0	
			当期利益金			
			当期利益金	1,762,260		
計	170,519,954	100.0	計	170,519,954		

（注）経過的長期給付積立金の額（令和5年度末）は、2,608,094千円である。

表13 経過的長期経理の資産構成割合（令和5年度末）

区 分	5年度決算	
	金 額	割 合
短期性預金等	千円 5,584,645	% 100.0
合 計	5,584,645	

数で全体の41.4%、年金額で全体の24.9%を占めている。

また、公務災害給付は、受給者が68人、年金額1億4,993万円で、受給者数で全体の58.6%、年金額で全体の75.1%を占めている。

なお、この年金支給業務に要する費用については、国から必要な金額が交付されている。

第5 ガス障害者救済措置業務

1 ガス障害者等の状況

旧陸軍の製造所において毒ガスに起因すると思われる患者が多発したことから、連合会による旧陸軍共済組合の組合員であったガス障害者に対する救済措置業務が開始された

（「ガス障害者救済のための特別措置要綱」〈昭和29年2月12日蔵計第280号〉）。令和5年度末におけるガス障害者（旧東京第二陸軍造兵廠忠海製造所及び曾根製造所、旧広島陸軍兵器補給廠忠海分廠、旧相模海軍工廠のガス障害者）数は、認定患者87人、一般障害者39人、合計126人となっている。

この救済業務としては、認定患者には療養費、特別手当又は医療手当が、一般患者には医療費、健康管理手当又は介護手当が支給されることとなっている。なお、この救済措置業務に要する費用については、国から必要な金額が交付されている。

2 ガス障害者のための指定医療機関

令和5年度末におけるガス障害者のための指定医療機関は、指定病院68となっている。

第3節 福祉関係事業

第1 医療関係事業

1 直営医療施設

(1) 施設の現況

連合会は、法第21条第2項第3号及び国家公務員共済組合連合会定款第30条に規定する福祉事業を行うため、国家公務員共済組合連合会運営規則第16条の規定により、連合会を組織する組合の組合員及びその被扶養者の診療を行うことを目的とした直営の医療施設（以下「直営病院」という）を設置、運営している。

令和5年度末の病院数は、表14のとおり22（虎の門病院分院を含む）である。

なお、直営病院は、医療施設運営規程の第2条に定めるところにより、分院、診療所、医務室、介護老人保健施設及び訪問看護事業所を開設している。診療所及び医務室は、合同庁舎等の入居官署に勤務する職員の健康管理、診療の便宜を図るため同庁舎内に開設しているものである。分院を除くこれらの施設は12の病院が設置しており、その数は令和5年度末で合計20か所である。このほか、健康状態の把握と成人病（心疾患、悪性新生物等）などの疾病の早期発見のための予防医学を担う施設として虎の門病院が「健康管理センター・画像診断センター」を、大手前病院が「天満橋健康管理クリニック」をそれぞれ院外に設置している。

(2) 病床数及び患者数

令和5年度末の直営22病院の実稼働病床数は6,692床、患者数（延べ数）は、入院1,786千人、外来2,989千人となっている。このう

表14 直営医療施設一覧

病院名	所在地
KKR札幌医療センター	北海道札幌市
斗南病院	北海道札幌市
東北公済病院	宮城県仙台市
水府病院	茨城県水戸市
立川病院	東京都立川市
九段坂病院	東京都千代田区
虎の門病院	東京都港区
虎の門病院分院	神奈川県川崎市
三宿病院	東京都目黒区
北陸病院	石川県金沢市
名城病院	愛知県名古屋市
東海病院	愛知県名古屋市
枚方公済病院	大阪府枚方市
大手前病院	大阪府大阪市
高松病院	香川県高松市
広島記念病院	広島県広島市
吉島病院	広島県広島市
新小倉病院	福岡県北九州市
千早病院	福岡県福岡市
浜の町病院	福岡県福岡市
新別府病院	大分県別府市
熊本中央病院	熊本県熊本市

ち、連合会加入共済組合員及びその被扶養者の利用者数は、入院で29千人、外来で256千人、合計284千人で、患者総数に占める割合、いわゆる内共利用率は、入院1.6％、外来8.5％となっている。

なお、病院別の病床数、患者数の詳細については、「資料編」直営病院関係諸表の「年度別直営病院別患者数（延人員）及び病院の開廃等状況」及び「年度別直営病院別病床数」を参照。

(3) 収支状況

直営病院においては、「第三次連合会病院中期計画」に基づき、直営病院の健全経営の確保に注力してきた。令和5年度においても、5か年の「第四次連合会病院中期計画」を策定し、公的病院としての社会的責任を果たすこと、また、職員にとって働きがいや魅力のある職場をめざすとともに、医療政策の変化などに的確に対応するため、医療デジタルトランスフォーメーションの推進や病院職員の働き方改革等に取り組んでいくこととした。

直営病院全体の収支状況は、表15のとおりである。

2 管理医療施設（旧令共済病院）

(1) 施設の現況

連合会の医療施設には、「直営病院」のほか、連合会管理の医療施設（旧令共済病院）（以下「管理病院」という）がある。

管理病院は、戦前、旧海軍共済組合が組合員とその家族の診療を行うため設置した病院

であったが、戦後、旧海軍共済組合の残務処理を行う目的のため設立（昭和20年10月19日）された「財団法人共済協会」（以下「共済協会」という）に年金業務とともに承継され、共済協会経営の病院として再発足したものである。

昭和25年12月12日、旧令特別措置法が公布施行され、連合会が同法第3条第1項の規定により共済協会の権利義務を承継することになったが、同法附則第3項において連合会が共済協会から承継するもののなかに病院業務に係わるものも含まれていた。

管理病院の施設数は、令和5年度末、9病院（呉共済病院忠海分院を含む）と1センターとなっている。その名称は表16のとおりである。

表15 医療経理の収入・支出状況（令和5年度）

収 益			費 用		
科 目	金 額	割 合	科 目	金 額	割 合
	千円	%		千円	%
経常収益			経常費用		
患者収入	191,846,401	93.5	職員給与	54,859,411	25.4
施設収入	1,576,240	0.8	材料費	57,612,265	26.7
国庫補助金収入	1,472,074	0.7	（薬品費）	(38,405,061)	(17.8)
保健経理より受入	1,888,829	0.9	（医療材料費）	(18,319,636)	(8.5)
その他	5,820,737	2.8	（飲食材料費）	(887,567)	(0.4)
特別利益			減価償却費	9,242,759	4.3
前期損益修正益	2,268,860	1.1	支払利息	63,132	0.0
固定資産売却益	264,323	0.1	その他	84,623,081	39.1
小 計	205,137,464	100.0	特別損失		
当期損失金			前期損益修正損	2,998,576	1.4
当期損失金	11,028,266		固定資産除却損	23,442	0.0
			宿泊経理へ特別繰入	6,743,065	3.2
計	216,165,730		計	216,165,730	100.0

（注）剰余金の額（令和5年度末）は、177,973,080千円である。

表16 管理医療施設（令和5年度末）

病院名	所在地
東京共済病院	東京都目黒区
横須賀共済病院	神奈川県横須賀市
横浜南共済病院	神奈川県横浜市
横浜栄共済病院	神奈川県横浜市
平塚共済病院	神奈川県平塚市
舞鶴共済病院	京都府舞鶴市
呉共済病院	広島県呉市
呉共済病院忠海分院	広島県竹原市
佐世保共済病院	長崎県佐世保市
舞鶴こども療育センター （京都府からの委託）	京都府舞鶴市

(2) 病床数及び患者数

令和5年度末、9病院1センターの実稼働病床数は3,515床である。また、令和5年度末の患者数（延べ数）は、入院1,023千人、外来1,696千人となっている。なお、病院別の病床数、患者数の詳細については、「資料編」旧令共済病院関係諸表の「年度別旧令共済病院別患者数（延人員）及び病院の開廃等状況」

表17 旧令医療経理の収入・支出状況（令和5年度）

収 益			費 用		
科 目	金 額	割 合	科 目	金 額	割 合
	千円	%		千円	%
経常収益			経常費用		
患者収入	109,677,805	95.1	職員給与	48,016,470	40.6
施設収入	1,438,739	1.2	材料費	33,503,000	28.3
その他	2,896,556	2.5	（薬品費）	(18,597,688)	(15.7)
			（医療材料費）	(14,033,499)	(11.9)
特別利益			（飲食材料費）	(871,814)	(0.7)
前期損益修正益	1,365,071	1.2	減価償却費	5,528,845	4.7
固定資産売却益	423	0.0	支払利息	16,615	0.0
小 計	115,378,594	100.0	その他	29,535,984	25.0
当期損失金			特別損失		
当期損失金	2,802,805		前期損益修正損	1,579,896	1.3
			固定資産除却損	588	0.0
計	118,181,400		計	118,181,400	100.0

（注）剰余金の額（令和5年度末）は、62,177,492千円である。

及び「年度別旧令共済病院別病床数」を参照。

(3) 収支状況

令和5年度の管理病院全体の収支状況は、表17のとおりである。

第2 保養・宿泊関係事業

1 保養・宿泊施設

(1) 施設の現況

連合会は、法第21条第2項第3号及び国家公務員共済組合連合会定款第30条に規定する福祉事業を行うため、国家公務員共済組合連合会運営規則第16条の規定により、連合会を組織する共済組合の組合員及びその被扶養者のための保養・宿泊等の施設を設置している。

令和5年度末、設置されている共済会館、宿泊・保養施設は、表18のとおり合計32施設である。

(2) 宿泊定員数及び利用者数

令和5年度末の全施設（7共済会館、4宿泊所、21保養所）における宿泊定員は3,030人

表18 共済会館、宿泊所、保養所（令和5年度末）

	名 称	所在地
共済会館 （7施設）	東京共済会館 熱海共済会館 金沢共済会館 名古屋共済会館 大阪共済会館 福岡共済会館 熊本共済会館	東京都千代田区 静岡県熱海市 石川県金沢市 愛知県名古屋市 大阪府大阪市 福岡県福岡市 熊本県熊本市
	所在地	施設数
宿泊所 （4施設）	首都圏 近畿地区	2施設 2施設
	所在地	施設数
保養所 （21施設）	北海道・東北地区 首都圏等 東海・北陸地区 近畿地区 中国・四国地区	3施設 10施設 3施設 3施設 2施設
	実施している主な営業	
	・宿泊（和室、洋室、特別室） ・食事（食堂、レストラン、ラウンジ等） ・会議（和・洋会議室、大・中・小会議、講演、展示会等） ・宴会（和・洋・中華料理、特別料理等） ・冠婚葬祭（神前式、チャペル式などの挙式、披露宴等） ・その他（美容室、理容室、写真室、貸衣装、浴室等）	

であり、令和5年度における利用者数は宿泊が58万6,540人、会議・宴会等が60万5,853人となっている。また、宿泊利用者に占める内部利用者の割合は57.0%（334千人）となっている。

なお、宿泊定員数、利用者数の詳細については「資料編」の宿泊施設関係諸表「年度別施設別利用者数の推移」及び「年度別施設別宿泊定員の推移」を参照。

(3) 収支状況

宿泊事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響が令和5年度においても残ることが見込まれるものの、これまでの回復状況を踏まえると、ウィズコロナからポストコロナに向けた対応に切り替える時期になってきている。このため、宿泊事業経営再生5か年

計画（基本方針）に基づき、ポストコロナの到来を踏まえた各種施策に積極的に取り組むことにより、コロナ禍からの回復を確かなものとする。また、必要な施設整備を着実に進めるほか、老朽化が進む施設への対応、人手不足解消などの課題に適切に取り組み、組合員のための共同の福祉施設としてその期待される役割を果たしていくこととした。

保養・宿泊施設全体の収支状況は、表19のとおりである。

2 特約施設

(1) 国内の保養・宿泊施設との特別契約の現況

連合会の直営施設のほかに民間宿泊施設を利用する特別契約（施設）の状況は次のとお

表19 宿泊経理の収入・支出状況（令和5年度）

収 益			費 用		
科 目	金 額	割 合	科 目	金 額	割 合
	千円	%		千円	%
経常収益			経常費用		
施設収入	12,185,504	49.8	職員給与	1,688,014	11.2
商品売上	378,037	1.5	飲食材料費	1,920,915	12.8
保健経理より受入	1,400,000	5.7	減価償却費	1,529,091	10.2
その他	41,909	0.2	支払利息	937	0.0
			その他	9,665,499	64.3
特別利益			特別損失		
前期損益修正益	2,362	0.0	前期損益修正損	2,495	0.0
固定資産売却益	3,694,574	15.1	固定資産除却損	214,416	1.4
医療経理より特別受入	6,743,065	27.6			
			小 計	15,021,366	100.0
			当期利益金		
			当期利益金	9,424,086	
計	24,445,453	100.0	計	24,445,453	

（注）剰余金の額（令和5年度末）は、28,427,736千円である。

りである。

- ①沖縄地区のための特別契約
- 沖縄地区の組合員のため、連合会は「沖縄地区特約施設事務取扱要領」を定めて特約施設を選定し、特別契約している。
- 令和5年度末契約施設数：13施設
- ②連合会施設未設置のリゾート地の特別契約等

連合会は「国内特別契約保養所事務取扱要領」を定めて、連合会が契約する旅行者と特別契約を行い、連合会施設が設置されていない地域の特約保養所を指定している。

令和5年度末契約施設数：90施設

このほか、他の共済組合の施設（5施設）の割引利用契約や他の共済組合との施設相互割引利用を行っている。

（2）海外の保養・宿泊施設との特別契約の現況

連合会は「海外特別契約施設事務取扱要領」

を定めて、海外のホテル（特約施設）を特別料金で利用することのできる特別契約をしている。令和5年度末現在1か国（大韓民国）の2施設と契約している。

このほか、「KKR海外パッケージ旅行」として旅行会社の商品割引契約も行っている。

第3 その他の福祉関係事業

1 健康増進支援事業

この事業は、組合員及びその被扶養者の健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援を行うこととして、“歩くこと”を中心とした健康活動に対してインセンティブを付与することで、参加者自らの意欲を喚起し、今まで関心がなかった人も健康活動を始め、継続させるための事業（KKR健幸ポイント事業）を実施している。

2 各種情報提供事業

（1）結婚情報提供事業

婚活サイトである「KKRプライダルネッ

金経理及び経過的長期経理を除く）に対する資金の貸付並びに退職等年金経理から寄託された資産の管理及び債権回収を開始している。

令和5年度からは、退職等年金経理から寄託された資産を同経理から買い取り、流動化を進めている。なお、買取りの財源については、寄託された資産のうち不要となった土地の売却により生じた売却益を活用している。

4 財形持家融資事業

財形貯蓄をしている組合員にその持家として住宅の建設若しくは購入のための資金又は持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業を実施している。連合会が独立行政法人勤労者退職金共済機構から一括して必要資金の調達を行い、各共済組合はこれを借り受けて、組合員に貸し付けることになっている。

令和5年度の事業規模は25億円、貸付利率（令和6年2月）1.02％、償還期間は15年、20年、25年、返済方法は元金均等毎月支払い、または元金均等毎月支払いと期末手当支払いとの併用払いとなっている。

なお、令和5年度の新規貸付実績等は次のとおりである。

- ・組 合 数：5組合
- ・貸付件数：11件
- ・貸付実績：87,180千円

5 短期給付財政調整事業

連合会は、共済組合の短期給付の掛金に係る不均衡を調整するための交付金の交付事業及び共済組合の短期給付に係る事業のうち共同で行うことが適当と認められる事業（共同事業）を行っている。

令和5年度においては、交付金の交付対象組合はない。また、共同事業としては、現在、医療費通知事業、健康管理推進事業、特定健

ト」を開設し、組合員及び年金受給者とその家族のインターネットを利用して行う婚活を支援している。

（2）子育て支援情報提供事業

「KKR子育て相談ダイヤル」を開設し、組合員とその家族からの子育てに関する電話相談や情報の提供を行っている。

（3）住宅情報提供事業

組合員のマイホーム取得をサポートするため、住宅会社と割引協定を締結し、KKR住宅フェアの実施、KKRホームページ、広報紙『KKR』などによる住宅情報の提供サービスを行っている。

（4）介護情報提供事業

介護に関する総合相談窓口として「KKR介護相談ダイヤル」を開設するほか、認知症を含む介護に関する情報提供を行う「KKR介護準備セミナー」も実施している。

（5）葬祭情報提供事業

葬祭業者との間で特別割引の契約を締結し、終活や葬祭に関する情報提供を行う総合相談窓口の「KKR終活・葬祭コールセンター」を開設している。また、葬祭情報提供事業を周知する機会として「KKR終活セミナー」も実施している。

（6）ライフプラン情報提供事業

組合員とその家族を対象に将来の生活設計に役立つ情報提供として、「KKRセカンドライフセミナー」「KKRマネープランセミナー」の実施や放送大学の入学料割引契約を締結し、生涯学習を支援するサービスを行っている。

3 貸付事業

令和4年度から保健経理に新たに貸付勘定を設け、共済組合に対する資金の貸付及び連合会の経理単位（厚生年金保険経理、退職等年

第2章

連合会の業務運営

第1節 組織と定員

第1 連合会（本部）の組織

令和5年度末における連合会（本部）の組織は図1のとおりである。ここには、連合会の管理運営関係の部門と長期給付業務関係の部門がある。連合会が施設を有して運営している病院、保養・宿泊関係の（直接）事業部門については次の「第2」に示す。

なお、連合会運営施設は次のとおり（括弧内数字は施設数）。

- ②保養・宿泊施設：会館（7）、宿泊（4）、

保養 (21)

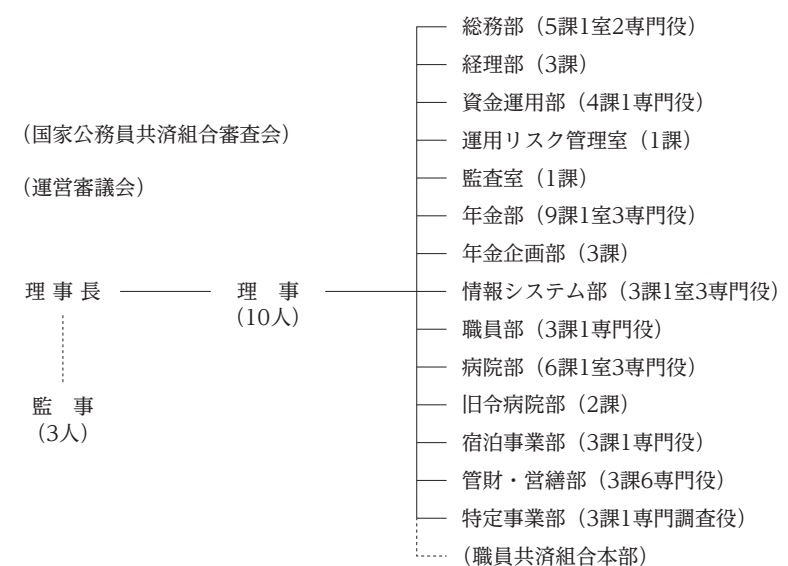
第2 連合会運営諸施設の組織

連合会の運営する福祉関係事業の組織のうち、医療及び保養・宿泊部門については次のとおりである。なお、これら以外のものについては、第2編「第4部 その他の福祉関係事業」を参照。

1 医療事業関係

病院の組織については、医療施設運営規程第4条の規定に基づき、「国家公務員共済組合連合会病院組織規程基準」（以下「病院組織規程基準」という）を定めている。各病院の組織規程は、この病院組織規程基準に基づ

図1 連合会（本部）の組織（令和5年度末）



(注1) 理事は、専務1人、常務5人、非常勤4人。監事は、常勤2人、非常勤1人。
(注2) 上の組織図のほか、連合会の定款又は組織規程に基づき、参与、審議役を置くことができる。

き病院で制定することになるが、各部の科（課）の数及び名称は、病院の規模、診療体制等により区々である。

その内部組織は、病院長及び副院長のもとに事務部、診療部及び看護部が置かれ、各部の体制の概要は次のとおりである。

- 事務部
 - 庶務課、会計課、医事課、用度課、給食課
- 診療部
 - 内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、気管食道科、理学診療科、放射線科、歯科、麻酔科
- 看護部
 - 病棟、手術室、中央材料室、外来診療室。看護体制の単位ごとに看護師長が置かれている。

2 保養・宿泊事業関係

保養・宿泊施設の組織について、その内部組織は、施設の規模等が区々であることから、国家公務員共済組合連合会宿泊施設運営規程第4条の規定に基づき、（総）支配人が定めることとされている。

(1) 共済会館の組織

共済会館の規模等により分課体制は区々である。その内部組織は、総支配人（1人）を筆頭に、副支配人（複数の担当支配人でも可）が置かれ、そのもとに管理部門（管理課、経理課、用度課等）や営業部門（宿泊課、料飲課、調理課等）が置かれる。

(2) 保養所、宿泊所の組織

保養所、宿泊所は、おおむね地域を重視し

た呼称となっている。その組織は、支配人や支配人代理のもとに、事務部門（庶務、会計、用度等）、応接部門（受付、接客、宿泊等）、調理部門などが置かれている。

なお、保養所、宿泊所においては、支配人、支配人代理が管理者であるが、組織の運営上では調理部門の責任者である調理長との3人管理体制となっている場合が多い。

第3 定 員

1 総 数

連合会の令和5年度末における定員の状況は表1のとおりである。

連合会本部の職員定数は、国庫補助金等の支弁によるものと事業等の収入によるものに大別される。国庫による補助金・交付金の対象になっているのは「本部」の役職員で、連合会の企画・管理関係と長期給付・旧令年金給付関係とである。

なお、定員の推移の状況については、「資

表1 連合会本部の定員（令和5年度末）

区 分		定 員（人）	摘 要
本 部	計	356	（うち258人）
	役 員	9	常勤（うち9人）
	職 員	345	（うち247人）
	参 与	2	（うち2人）
施 設	計	11,566	
	直営病院	7,118	常勤職員
	旧令病院	4,032	常勤職員
	宿 泊	416	常勤職員
合 計	計	11,922	（うち258人）
	役 員	9	
	職 員	11,911	
	参 与	2	

（注）括弧内は国庫補助・交付金対象の職員数。

料編」の「役職員定員の推移」を参照。

2 連合会運営の諸施設関係

医療及び保養・宿泊施設関係の定員については、次のとおりである。

(1) 医療施設

病院の職員は、勤務形態により常勤職員と非常勤職員に大きく分けられる。

常勤職員は、病院別に定員が定められている。また、非常勤職員は、パート職員など常勤職員以外の職員で定員の定めはなく、その採用は病院長に任されている。令和5年度末における病院別の常勤職員数は表2及び表3のとおりである。

(2) 保養・宿泊施設

(a) 共済会館の職員数

共済会館の職員は、勤務形態により総合職及びエリア職と月給制等契約職員に大別される。職員（理事長任命職員を除く）は、「国家公務員共済組合連合会宿泊施設職員（総合職、エリア職、月給制等契約職員等）就業規

表2 直営病院の常勤職員数（令和5年度末）（単位：人）

病院名	職員数	病院名	職員数
札幌医療センター	477	枚方公済	310
斗 南	300	大 手 前	409
東北公済	471	高 松	215
水 府	92	広島記念	216
立 川	449	吉 島	173
九 段 坂	172	新 小 倉	225
虎 の 門	1,089	千 早	170
虎の門分院	278	浜 の 町	534
三 宿	195	新 別 府	266
北 陸	122	熊本中央	349
名 城	273	東海老健	21
東 海	119	合 計	6,925

則準則」に基づいて、各共済会館ごとに総支配人が任命することとなっている。

共済会館の令和5年度末の職員数（総合職、エリア職及び月給制等契約職員）は表4のとおりである。

(b) 保養所、宿泊所の職員数

保養所、宿泊所の職員も、勤務形態により常勤職員と非常勤職員に大別される。職員（理事長任命職員を除く）は、「国家公務員共済組合連合会宿泊施設職員（総合職・エリア職）就業規則準則」に基づいて、各保養所、宿泊所ごとに支配人が任命することとなっている。

保養所、宿泊所における令和5年度末の常勤職員数の合計は次のとおりである。

- 保養所 154人
- 宿泊所 37人

第4 経理区分

連合会の業務・事業は、法令に従いそれぞれ次の11の経理単位で区分して行われてい

表3 管理病院の常勤職員数（令和5年度末）（単位：人）

病院名	職員数	病院名	職員数
東 京	403	呉	478
横 須 賀	971	忠海分院	38
横 浜 南	770	佐 世 保	390
横 浜 栄	534	舞鶴こども	52
平 塚	550		
舞 鶴	308	合 計	4,494

表4 共済会館の常勤職員数（令和5年度末）（単位：人）

共済会館名	職員数	共済会館名	職員数
東 京	109	大 阪	70
熱 海	32	福 岡	50
金 沢	34	熊 本	71
名古屋	25	合 計	391

表5 経理単位（令和5年度）

経理単位	経理の内容	根拠規定
1 厚生年金保険経理	厚生年金保険給付等関係	規85条②で準用する規6条①二
2 退職等年金経理	退職等年金給付関係	規85条②で準用する規6条①二の二
3 経過的長期経理	経過的長期給付関係	平成27年経過措置省令2条①で準用する規6条①二
4 業務経理	長期給付等に係る事務関係	規85条②で準用する規6条①三
5 保健経理	健康の保持増進のための事業関係	規85条②で準用する規6条①四
6 医療経理	直営病院の経営	規85条②で準用する規6条①五
7 宿泊経理	共済会館、保養・宿泊施設の経営	規85条②で準用する規6条①六
8 短期財調経理	短期給付に係る交付金の交付及び共同して行うことが適当と認められる事業関係	法附14条の3⑧
9 財形経理	勤労者財産形成促進法関係の貸付関係	法附14条の4②
10 旧令長期経理	旧令年金給付等関係	旧令法10条
11 旧令医療経理	旧令病院の経営・管理関係	旧令法附則④で準用する旧令法10条

(注1) 法＝国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
(注2) 規＝国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）
(注3) 平成27年経過措置省令＝被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令（平成27年財務省令第74号）
(注4) 旧令法＝旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和25年法律第256号）

る（表5）。

第2節 運営審議会等

第1 運営審議会

連合会の「運営審議会」は、昭和61年4月1日「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」（昭和60年12月27日法律第105号）の施行により、連合会の業務の適正な運営に資することを目的に設置された機関であり、通常毎年3月及び6月の年2回会議が開催されているが、財政再計算等、重要事項の審議を行う必要がある場合は随時開催される。この運営審議会の議を経なければならない審議事項は、次のとおりである（法第35条第5項）。

①定款の変更

②運営規則の作成及び変更

③毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

④重要な財産の処分及び重大な債務の負担

また、この審議会は、理事長の諮問に応じて連合会の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認められる事項につき理事長に建議することができることとされている（同条第6項）。

委員の定数は、組合員を代表する者以外の者である委員8人、組合員を代表する者である委員8人となっており、理事長が組合員のうちから任命している（同条第2～4項）。

第2 その他の機関

運営審議会の発足した当時、連合会の主要な業務である長期給付、医療、宿泊関係事業を取り巻く環境が厳しい状況であった。この

とされている。

その他、連合会に設置されている審査会として、法第104条第1項の規定により連合会に置かれている国家公務員共済組合審査会のほか、ガス障害認定審査会がある。また、委員会として資産運用委員会、評価委員会等が置かれている。

以上述べた機関は連合会に設置された機関であるが、外部の機関で連合会の事業運営に大きく係わるものとして財務大臣の諮問機関として財務省に設置された財政制度等審議会 国家公務員共済組合分科会がある。この分科会は「国家公務員共済組合法」の改正や公的年金制度の改革等の共済組合業務における重要事項について審議を行っている。

ため、各事業について中長期的な観点からの意見交換を行う必要があったことから、連合会は昭和61年9月、年金業務懇談会、医療事業懇談会、宿泊事業懇談会及び福祉事業研究会を設置した。

これらの懇談会（研究会）は、運営審議のための機関ではなく、理事長の私的諮問機関として意見の聴取・懇談・研究機関の形をとっている。したがって、運営審議会はこれら事業別懇談会の議論に拘束されるものではないが、重要な事案については事業別懇談会の報告を受けることとされている。なお、事業別懇談会の構成及び委員選出については、運営審議会の意向を聴いて行い、運営審議会委員はいずれかの懇談会（研究会）に加わること

総 説

第2部

国家公務員共済組合
連合会概史

第1章

連合会の設立前

第1節 財団法人政府職員共済組合連合会の発足

「(財)政府職員共済組合連合会」は、当時の政府職員共済組合(後述)の連合体として、昭和22年4月1日に民法第34条に基づく公益法人として発足した。

その「寄附行為」の概要は、連合会『二十五年史』から引用すれば次のとおりである。

連合会は、事務所を大蔵省内に置き、その目的とするところは「政府職員の厚生施設の設置、管理および運営を行い政府職員の福祉を増進する」ことにあり、この目的を達成するため次の事業を行う。

- (一) 政府職員の保健および療養に関する施設
- (二) 政府職員の慰安に関する施設
- (三) その他前記の目的達成のため必要な施設

連合会の理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とし、理事長は大蔵省給与局長、常務理事は給与局課長の職にある者を当て、理事および監事は評議員のうちから理事長が委嘱する。

評議員は理事長が委嘱し、評議員会は(1)歳入・歳出予算に関する事項、(2)決算の認定に関する事項、(3)寄附行為の変更に関する事項、(4)基金の管

理に関する事項、(5)借入金に関する事項、(6)その他理事長が必要と認め附議した事項を議決する。その他、寄附行為の施行に関して必要な規則は評議員会の議決を経て別に定めるものとし、また、寄附行為は評議員総員の3分の2以上の同意を得て主務官庁の許可を受けなければ変更することができない。

(国家公務員共済組合連合会『二十五年史』52頁)

第1 発足の経緯と背景

1 発足の経緯

我が国は、昭和20年8月太平洋戦争の終結によって、政治、経済、社会、文化などあらゆる面で様相が一変した。連合国軍最高司令官総司令部によるいわゆる軍国思想の一掃と民主主義思想の鼓吹が国民各層に及ぼされ、その方針の一環として労働組合の結成とその発展も助長されていった。一方、国民の生活は、終戦後の物資不足とインフレーションの高進、終戦の年の米の不作を引き金とした深刻な食糧不足により破局的な様相を呈し、極度に窮乏していた。

これらを背景として労働組合運動は官民を問わず急激に進展することとなり、労働者の諸権利が、特に生活権確保の要求を中心に強く主張されていった。

そして、この運動の先導的役割を官公庁の

国家公務員共済組合連合会の沿革は、「国家公務員共済組合法」(昭和23年法律第69号。以下「旧法」という)に基づいて昭和24年6月1日に設立された「非現業共済組合連合会」にまで遡るが、さらにその前身ともいべきものは、その2年前の昭和22年4月1日に設立された「(財)政府職員共済組合連合会」である。

連合会の正式な名称は、(財)政府職員共済組合連合会を別として、法律の改正に伴って次のような変遷をたどっている。

- ①非現業共済組合連合会(昭和24年6月1日以降)
- ②国家公務員共済組合連合会(昭和33年7月1日以降)
- ③国家公務員等共済組合連合会(昭和59年4月1日以降)
- ④国家公務員共済組合連合会(平成9年4月1日以降)

本部(第2部)においては、(財)政府職員共済組合連合会時代からの概史について述べるが、平成11年までについては、『二十五年史』及び『五十年史』で詳述しているので、これらの詳述部分から引用する形で概略的・重点的に述べることとする。

労働組合が担っていた。政府は、これら官公庁職員の労働運動の中心が給与などの待遇問題にあるとの認識の下に、昭和21年6月25日、大蔵省に給与局を新設して、国家公務員の給与と待遇の諸問題に総合的統一的に当たらせることとした。

昭和22年2月、激動する国内情勢を背景に、全国的ストに突入しようとしたいわゆる「2・1ゼネスト」は、連合国軍最高司令官マッカーサー元帥の指令によって辛うじて回避することを得たが、これが契機となって、官公庁職員の給与問題は、労働問題の中核としてさらにその比重を増してきた。しかも、給与の問題は単に金銭給与に限られるものでなく、使用者としての国が行うべき福利厚生施設もまた金銭給与と同様に生活保障的な意義をもつものとして、にわかにその対策が取り上げられることになった。

当時、国鉄、通信、専売、印刷などの官業に従事する現業職員に対しては、いわゆる企業福祉的な立場から、病院、診療所、療養所、保養・宿泊施設、貯金、貸付、食堂、物資配給など広い範囲の福利厚生事業が職員と経営者側の双方にどれほどの貢献をしたかは計り知れないものがあり、また、これが今後の労働問題解決の一つの手立てを示唆していることは、官業における労使の間でも等しく認識されているところであった。

現業共済組合における福利厚生事業は、歴史の最も古い国有鉄道共済組合を筆頭とし、長期給付(年金)責任準備金の積立額が増大するにつれてその規模と範囲を拡大してきたのであるが、非現業官庁の共済組合においては、長期給付事業を行っていない関係から、積立金の還元運用による福利厚生事業の観念もな

く、たまたま短期給付(医療保険)事業の余裕金が例外的に附帯施設に使用されているにすぎなかった。しかし、戦後の官公庁職員の生活の事情は深刻であり、加えて新しい公務員制度と給与制度の下で、非現業職員が現業職員と均等に実質的な給与水準を確保していくには、非現業職員に欠けている福利厚生施設の整備充実が残された唯一の方法であった。

このような観点から、「2・1ゼネスト」が回避されて間もない昭和22年2月20日の各省次官会議において、「政府職員厚生施設の整備充実に関する件」が決定された。その内容のポイントは、現業を除く一般政府職員の医療施設の整備充実を早急に図ることであり、具体的には旧陸軍共済組合病院を国が一括譲り受けてその経営を(財)政府職員共済組合協会〔連合会のことと思われる〕に当たらせることであった。これについては、当時の責任者の一人であった大平正芳大蔵省給与局第三課長の回顧談によると、陸軍の病院や療養施設の払下げ運動が行われているなかで、その施設の処分に世間の疑惑を招くことがないように国で買収してそれを我々が管理経営するようにもっていき、それを契機として逐次厚生施設を充実整備していこうと決心したとある(国家公務員共済組合連合会『二十五年史』49頁、『五十年史(上)』27頁)。

2 背 景

我が国の国家公務員の共済組合制度は、明治期以来の歴史がある。それは、国営事業いわゆる官業に従事する職員を対象とする官業共済組合の設立に始まり、その後昭和時代に入って一般の政府職員(いわゆる非現業職員)を対象とした政府職員共済組合が設立されたことにより社会保険制度が適用されるように

なった歩みである。

(1) 官業共済組合の設立

官業従業員の相互救済を目的とする共済組織としては、明治38年6月1日に発足した官業製鉄所(八幡)従業員に係わる「職工共済會」(任意加入制)に始まるといわれているが、勅令という法令の形式をとることになったものは、明治40年5月1日設立の「帝國鐵道廳職員救済組合」が最初である。

その設立の経緯としては、「鐵道国用法」(明治39年法律第17号)が明治39年3月に公布され、当時の私設線買収の前後を通じて職員の数が急激に4倍程度増加する見通しとなり、従業員の身分上の不安からくる何となく落ち着かない気分と、私設時代のゆるやかな服務に慣れた気風と急速な国有買収の結果一時に激増した人員とが、混然として大集団になった訳であるから、最も慎重にこれに対する方策を講じなければならない。従業員に対しては、第一に、善良な鉄道気質を鼓吹し、鉄道精神を作興し、上下の意思の疎通を図り、身分上不安の念を一掃し、綱紀を肅清して明朗な気風を招来すること、第二に、適当な福祉施設を実行し、共通利益の増進を図り後顧の憂いをないようにとの二大方針によることとなった(『国鉄共済組合五十年史』27・28頁)。そこで、既に一部民間企業において実施されていた共済組合方式を採用した保険給付を行うこととした。それ以降、各現業部門において共済組合が設立されている(国家公務員共済組合連合会『五十年史(上)』38頁)。

(2) 政府職員共済組合の設立

官業従業員については、長期給付(年金)や短期給付(医療給付など)といった福利厚生

政府職員(いわゆる非現業職員)には、長らくこの種の施策がなかった。一般の政府職員を対象にした社会保険制度が適用されるようになったのは昭和16年1月、政府職員共済組合が設立されてからである。

我が国最初の社会保険立法といわれる「健康保険法」(大正11年法律第70号)は、「工場法」(明治44年法律第46号)及び「鑛業法」(明治38年法律第45号)の適用事業所の現場従業員を対象として昭和2年1月1日から全面施行となり、その後、「健康保険法」の改正とともにその適用範囲は拡大され、その内容も充実されていくこととなった。また、昭和13年に広く一般市町村の世帯主たる住民を被保険者とする「國民健康保険法」(昭和13年法律第60号)が制定され、続いて翌昭和14年には現場労働者と本社事務員、あるいは一般事務職員との格差の解消を図ろうと、商店、会社、事務所などに使用される、いわゆる給料生活者(ホワイトカラー)を被保険者とする「職員健康保険法」(昭和14年法律第72号)が成立した(施行は翌昭和15年6月1日)。

これらによって、職域型の健康保険・職員健康保険制度と地域型の国民健康保険の制度が相まって、広く我が国の疾病対策として機能することとなった。そこで、民間の一般事務職員との均衡上、そして国の疾病保険強化策の一環として一般政府職員を適用対象とする「政府職員共済組合令」(昭和15年勅令第827号)が公布され、昭和16年1月1日に施行された。これにより、各省各庁ごとに組合が設置され、職員健康保険と同種同程度の給付内容とする短期給付が行われることとなった。ただ、この段階においても、政府職員共済組合には官業の場合のような長期給付(年

金)の制度はなかった(国家公務員共済組合連合会『五十年史(上)』48頁)。

第2 発足時の事業

1 事業の実施体制

「(財)政府職員共済組合連合会」は、大蔵大臣の許可を受けて昭和22年4月1日に発足した。この連合会を構成する政府職員共済組合は10組合で、官業共済組合を含んでいない。連合会の設立時の理事長は大蔵省給与局長、常務理事は大蔵省給与局第三課長、ほかの理事は大蔵省・文部省・司法省・厚生省の各大臣官房会計課長で、評議員は構成組合の各担当課長が、いずれも現職兼務のまま充てられた。

事務所は、「大蔵省内に置く」とされ、当時の大蔵省(東京都新宿区本塩町)給与局内にあり、実務は給与局の職員、特に第三課が取り扱っていた(国家公務員共済組合連合会『五十年史(上)』52頁)。

2 事業活動の状況(福祉事業の揺籃期)

連合会の目的は、既に第1の「1 発足の経緯」で述べたとおり、昭和22年2月の「政府職員厚生施設の整備充実に関する件(次官会議決定)」にいう非現業政府職員の福利厚生施設、特に医療施設を事情の許す限り速やかに整備充実することを主眼とするものであった(国家公務員共済組合連合会『五十年史(上)』53頁)。

(1) 医療関係事業

連合会発足と同日の昭和22年4月1日に開設された医療施設は、立川、函南、長尾、若松の4病院で、いずれも旧陸軍共済病院であり、国がその施設を買収して連合会がこれを借り受けたものである。なお、函南病院は、

要望に従って翌昭和23年6月30日付で通信省に移管された。また、旧陸軍共済組合の診療所で、戦後、地元忠海町に払い下げられていた忠海病院が連合会病院に加わった(昭和23年12月1日設置)。

(2) 保養・宿泊関係事業

財団法人時代の昭和22年4月から昭和24年5月までの間において、保養施設8(うち委託施設1)、宿泊施設5、計13施設が設置された。

連合会が医療施設のほか、保養、宿泊事業を行うこととしたのは、もちろん官業の福利厚生施設との比較に基づくことによるが、連合会発足の初期においては、資金の関係上国有財産に依存する(借り受ける)以外に道がなく、少数の個人からの借上施設を除いて国有財産一辺倒となる格好の物件があったことにもよると考えられる。

(3) その他の事業

財団法人時代の連合会の事業は医療と保養・宿泊関係が大きな2本の柱であったが、このほかにも官業共済組合の実施している事業の状況、あるいは各省庁、各共済組合の要望などを基に、種々の活動、事業を行っている。

①結婚式場の開設

戦後の一般的な経済的窮乏という実情に鑑み、結婚の挙式費用の低廉化を図り、政府職員の経済的負担を軽減するため、(株)松坂屋東京上野支店との間で覚書を結び、特約による結婚式場の開設(利用)を行うこととし、昭和24年5月に事業が開始された。

②石炭購入資金の貸付

北海道在勤の非現業政府職員に対し、現業職員の場合と同じように冬期暖房用の

石炭購入資金を連合会が各共済組合を経由して貸し付けるというもので、石炭手当に対する応急措置としての閣議決定(昭和23年7月23日付)を受け、昭和23年8月から実施することとした事業である。貸付の原資は、官業の各共済組合の積立金からの借入れによった。

③住宅対策事業

この事業は、大蔵省給与局が昭和23年6月に策定した「政府職員住宅の確保について」に基づくものであった。戦災による住宅難の状況下において大蔵省として各省がバラバラにやることは事業の実施及び施設の管理上からみて適当でないで、これらを一括して連合会をして実施管理させることとしたものの、この計画は国の事業として政府自らの手で行うべきであるとする連合国軍最高司令官総司令部の意向により、結局中断することとなった。なお連合会のその後における住宅地分譲、特借宿舍方式、持ち家対策、住宅資金貸付等多くの住宅施策が実施されたがその基調はこの時に生まれたものであり、この計画が無駄ではなかったことが国家公務員共済組合連合会『五十年史』(842頁)で強調されている。

第2節 発足後の諸状況

昭和22年2月の「政府職員厚生施設の整備充実に関する件」から始まった非現業政府職員に係る福利厚生諸施策の充実策は、まず(財)政府職員共済組合連合会の発足(昭和22年4月1日)となって始まったのであるが、その後この連合会の活動を前提とし、あるい

はこれと並行して様々な施策、計画が立てられている。

当初の2年間の主なものは次のとおりである。

- ①政府職員実質給与充実に関する件(大蔵省給与局)(昭和22年12月1日付)
 - ②政府職員住宅建設実施計画(大蔵省給与局第三課)(昭和23年3月10日付)
 - ③政府職員の厚生福祉等に関する方針(閣議決定)(昭和23年4月5日付)
 - ④政府職員住宅の確保について(大蔵省給与局)(昭和23年6月28日付)
 - ⑤政府職員住宅建設資金転借申入れ(対東京都知事 大蔵省給与局長・連合会理事長連名)(昭和23年6月30日付)
 - ⑥公務員の福利厚生施設拡充に関する応急措置について(総理庁)(昭和23年9月8日付)
 - ⑦福利厚生施設に関する予算措置案(次官会議決定)(昭和23年10月19日付)
 - ⑧産院の建設及び運営計画の策定(大蔵省給与局第三課・連合会)(昭和24年1月28日付)
- このほか、法律の制定を伴ったものとして、
- ①「国家公務員のための国設宿舍に関する法律」(昭和24年法律第117号)
 - ②「国家公務員共済組合法」(旧法)(昭和23年法律第69号)

が挙げられる。

いずれも、直接間接、一般公務員の「実質給与充実」に関係するものであるといってよく、とりわけ国家公務員の給与などの処遇問題を統一的に取り扱うものとして昭和21年6月25日に発足した大蔵省給与局の活動が目を引き(国家公務員共済組合連合会『五十年史(上)』62頁)。

財団法人とは、一定の目的のために結合統一された財産の集合体をいうのであって、その構成要素は財産であり、その維持・運営・管理がその目的といってよい。したがって、財団法人たる「政府職員共済組合連合会」の構成要素は、一定の目的のために拠出された財産であり、基金を拠出した各共済組合そのものは、直接でなくあくまで間接的な構成要素という形になる。そして、その目的は法律上「公益」を目的とした不特定多数の者の利益を図ることにあり、連合会の活動も基金の拠出母体である各政府職員共済組合にとどまらず、広く「政府職員」を対象とするものであった。すなわち、この時代の連合会は公務員の各共済組合とは実質的にはともかく、法律上では一義的な関係ではなかったといえる。

昭和22年4月1日、財団法人としての連合会発足当時の各共済組合は、非現業共済組合10組合、現業共済組合9組合、その他として警察、刑務、教職員の共済組合3組合であった。各共済組合の事業内容は、非現業系は健康保険の代行的役割を中心とした短期給付、現業系は短期給付と長期給付、それに付帯して行う各種の福祉事業が中心であった。

制度的にみても、また、連合会自体の組織にとってみても、大きな変貌を遂げることとなったのが、昭和23年7月1日の「国家公務員共済組合法」(旧法)(昭和23年法律第69号)の施行からである。すなわち、これを機に共済組合全体が新しい局面を迎えることになった(国家公務員共済組合連合会『五十年史(上)』65頁)。

第2章

連合会の誕生

連合会は、昭和23年7月1日に施行された「国家公務員共済組合法」(旧法)の一部改正(昭和24年法律第118号)による第63条の2に根拠を置き、「非現業共済組合連合会」の名称で昭和24年6月1日に設立された法人である。従来の(財)政府職員共済組合連合会が民法第34条に根拠を置きたいわゆる公益法人であったのに対し、特別の法律に基づいて設立された法人である。

財団法人時代の連合会がその揺籃期とすれば、この非現業共済組合連合会は装いを新たに発足した連合会といえる。

を欠いていた各種の給付種目、支給条件・金額などについても統一が図られたこと
③この法律によって、新たに各共済組合の法人格が認められたことにより、勅令時代共済組合の財産などの権利主体としての地位が不明確であったための種々の不便さが解消されたこと(連合会についてもこの法律に基づいて「法人」となった)

この法律が制定される直接の契機となったものは、旧来の勅令のうち、少なくとも直接関係者の権利義務に関係するものは一切法律によるべきだ、とする当時の連合国軍最高司令官総司令部の強い意向があったといわれる。昭和22年5月3日、「日本国憲法」の施行に伴って、同日付で施行された「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」(昭和22年法律第72号)がこれである。

この法律により、旧来の共済組合関係の勅令の効力は、以後1年間、昭和23年5月2日までとされた(その後、法改正〈昭和23年法律第44号〉により昭和23年7月15日まで延長)。

明治40年から始まった現業の各共済組合、昭和16年に始まった各省庁の非現業共済組合など個々それぞれの分立について、いずれの日にか同一の基本的な法令の下に統一すべきとする考えは以前からあったものと思われるが、これが現実のものとなっていった契機として勅令の廃止という事態があったわけで

第1節 「国家公務員共済組合法」(旧法)の制定と非現業共済組合連合会の設立

第1 「国家公務員共済組合法」(旧法)の制定

「国家公務員共済組合法」(旧法)(昭和23年法律第69号)は、昭和23年7月1日に施行されることとなった。この法律の制定実施は、次に掲げる意味で国家公務員の共済制度にとって新しい展開と進展を意味するものであった。

- ①従来個々の勅令によって分立していた共済組合を、一つの法律により同一の法的基礎に立つ共済組合として統一再編したこと
- ②したがって、各共済組合間でとかく統一

ある。

また、当時の連合国軍最高司令官総司令部は、公務員の共済組合制度に関心を示し、組合ごとに給付の内容がバラバラで、さらに非現業の雇用人だけが年金制度から取り残されているのは救済しなければならないという点に興味を感じていたことなどもあり、大蔵省給与局（第三課）で法律の立案作業が始められた。

この法律の特記すべき事項としては、おおむね次のものが挙げられる。

- ①現業非現業を含めた国家公務員の共済組合制度に、統一した法律の根拠が与えられたこと
- ②共済組合に法人格が付与されたこと
したがって、組合の名において財産を所有することができるとともに、その管理の責任の所在などがはっきりすることとなったこと
- ③共済給付（主として長期給付）について、従来各法令相互間に存在していた不均衡の是正及び他の社会保険制度との調整が図られたこと
（ただ、経過的に「恩給法」〈大正12年法律第48号〉上の公務員及び非現業のその他職員の長期給付については、この法律の適用除外とされたため（法94条）、これらの者については今後に残された）
- ④この法律施行後において長期給付事由の発生したものは、新俸給を基準として給付することとされたこと
- ⑤現業共済組合にあった公務災害給付が除外され、他の法令に委ねられることになったこと

- ⑥組合の諮問機関として、構成する組合員から成る運営審議会が設けられたこと
- ⑦給付の決定、掛金の徴収に関する苦情を処理するため、共済組合審査会を設けて、その審査の統一が図られたこと
- ⑧福利厚生事業の範囲に法的根拠を与え、かつ共同して福利厚生事業を行うため共済組合連合会を設け得ることとされたこと
非現業の雇用人に対する長期給付制度の適用実施は、勅令を法律に変えることが期限（昭和23年7月15日まで）を定められて急がれたため、時間的に余裕がなかったこと、特に、実施に当たって必要な事務的・技術的な問題点の整理検討に時間がかけられなかった。また、当時行われていた行政整理により予想される多数の退職者にこれを適用することは、国庫や（非現業）共済組合の財政負担上問題があるので、この整理が一段落してからが適当と考えられた。

非現業職員に対する長期給付は、結局、翌年の「国家公務員共済組合法の一部を改正する法律」（昭和24年法律第118号）により、昭和24年10月1日から施行されることとなる。

また、戦後、各般の民主化政策の一環として、国家公務員についても官吏と雇用人という区別をやめて一本化することになったが、年金制度は依然として恩給と共済の二本立てのままであった。この一本化を阻むものは、一つには国家公務員制度一般の在り方がまだ固まりきっていない状況にあったほか、実施主体や適用の範囲、財政負担など財源的、技術的、実務的な問題の検討が十分議論されていなかったことが挙げられる（国家公務員共済組合連合会『五十年史（上）』67－76頁）。

第2 非現業共済組合連合会の設立

非現業共済組合連合会は、（財）政府職員共済組合連合会の権利義務の一切を引き継いで昭和24年6月1日に設立された。「国家公務員共済組合法」（旧法）の施行からは1年近く経過していた。また、名称に「非現業」を冠しているとおり、構成員はいわゆる非現業の各共済組合で現業共済組合は加わっていなかった。

当時、非現業の政府職員（雇用人）の長期給付事業は、現業雇用人との権衡上からも早急に実施しなければならないとして、これをいかに行うのかが論議されるべき大きな問題であった。

各共済組合ごとに行うことは、「共済組合法」の建前であるが、非現業組合の場合、現業組合に比べて規模の小さいところも多くあり、長期給付のような長期間の保険には負担能力からいっても安定性を欠き問題が生じやすいこと、及び事務処理上からも不経済非効率であること、共済組合連合会が一括して行うことの方が保険数理における大数の法則から、資金運用面からも、事務効率の面からも有利であり、また、組合の規模の大小にかかわらず一定の掛金率によって給付できるという合理性もある。非現業共済組合員の場合、得てして組合間の異動が伴いがちであるが、給付事業の一元化により期間の通算に責任準備金の移管を伴う必要もないという利点がある。すなわち、共済組合連合会が一元的に行うことが妥当であるとの結論であった。ただ、この方法では、組合を基本とするという法律の建前から理論的にどのように解決するかということが問題であった。

昭和23年7月、法律施行後すぐこの長期給付制度の検討に入った大蔵省給与局は、同年10月に至って、連合会が各加入組合の委託を受けて行うという結論に落ち着いた。

この検討結果を踏まえ、昭和24年5月30日、「国家公務員共済組合法の一部を改正する法律」が公布され、同年10月1日から非現業雇用人に対する長期給付制度が発足した。従来の財団法人を改組して新しく「共済組合連合会」を設立する積極的な意味の一つが、この長期給付の実施にあったため、その発足は非現業雇用人に対する長期給付制度の実施が確実となる昭和24年改正法の公布を待つこととなった。

「非現業共済組合連合会」は、昭和24年5月26日付で定款の認可申請を大蔵大臣に提出し、同年6月1日付をもって認可を得、同日付で発足した。発足当初の加入は18の非現業共済組合であった。

1 連合会の事務組織

連合会の本部事務所は、昭和24年6月4日、東京都港区芝田村町に外務省の仮庁舎との同居で置かれた。

連合会の事務は、財団法人時代ほとんど大蔵省給与局のスタッフに依存していたのが実情であった。事務組織が整備されるようになったのは、非現業共済組合連合会時代に入ってからである。

組織は、当初は事務局長（1人）の下、次の3課を置くこととされた。

総務課

施設課

給付課（課内に庶務、徴収、支給、会計、統計調査の5係）

ほかに技師1人（営繕担当）が任命され、

昭和25年12月には営繕課が設けられた。

2 非現業共済組合連合会時代の概況

この時代（昭和24年6月～昭和33年6月）の連合会の業務は、非現業の国家公務員に対する医療施設、保養・宿泊施設を主とした福祉関係施設事業の拡大整備と、長期給付事業の開始に特徴付けられるものであった。

(1) 福祉関係事業の拡大と整備

財団法人時代の連合会（昭和22年4月～昭和24年5月）の2年あまり、連合会の事業の中心が医療施設及び保養・宿泊施設の設置と運営にあった。この時期、医療関係施設は立川病院など4、保養・宿泊施設は伊東保養所など13（うち委託施設1）、及び婚礼用施設1の合わせて18施設の設置と経営を行うに至っていた。

医療、保養・宿泊関係の諸施設の拡大と整備は、非現業共済組合連合会の時代になっても引き続きその努力は続けられた。

医療関係施設についていえば、昭和24年度に稲田登戸病院など3か所が開設され、以後昭和25年度4か所、昭和26年度7か所、昭和27年度には4か所が新設整備されている。結局、非現業時代の連合会は昭和33年6月末、すなわち旧法時代の最後においては、虎の門病院を含め、25の医療施設と清瀬療養所など2か所の委託病棟を有し、ベッド数も4,660床に至った。連合会の医療施設の大半はこの時期までに整備されている。その理由として挙げられるものは二つあったと考えられる。

一つは、非現業国家公務員の福祉対策である。すなわち現業の公務員に比べ、万事後れをとっていた福利厚生面に対する配慮である。これには戦後の官公庁職員の労働運動の

高揚に対する労務管理面からの配慮があったことは否めない。

その二は、国家公務員の健康管理の必要性和その生計費の（赤字）対策である。これは同時に、共済の短期給付財政の赤字対策でもあった。

戦後、我が国の医療は、医薬品その他の医療材料が極度に欠乏し、保険診療内容の低下、高額な自由診療へのシフト、家計への圧迫が重なり、医療保険制度への不信が広がるに至った。併せて、インフレーションの高進は保険財政の赤字を増^{ぞうすう}嵩することとなり、医療保険制度は危^き殆^{たい}に瀕する状態にあった。これに対しては、厚生省を中心に、診療報酬1点単価の是正、診療報酬支払機構の整備（「社会保険診療報酬支払基金」の設置）など一連の対応策が講じられていった。

このような諸情勢の下に、共済組合の側としても医療給付本来の機能と使命を全うするため種々の対策が試みられ、その一つが、組合員とその家族に対する医療施設の整備拡充と低廉良質の医療の提供であった。

当時、我が国の医療の中心課題は結核対策であった。戦前から「国民病」といわれていた結核は戦後再び我が国の大きな社会問題となり、療養のために不就労が長期にわたり、そのうえ死亡率が高く、罹病率の増加と併せて国家公務員全体にとっても由々しき問題であった。

このような情勢に対し、政府においても一連の対策を講じることとなり、人事院は各省庁に対して「定期健康診断実施要領」を指示し、特に結核性疾患の検出に重点を置き、結核集団検診の実施を強調した。大蔵省においても「非現業国家公務員共同職域診療所設置

計画」（昭和25年4月17日計発第249号）を策定、基本方針を定め、この計画により全面的に委託を受けた連合会は、「共同職域診療所運営要領」（昭和25年11月30日共済連本第771号）を策定し、具体的な実施に移ることとした。これらの施設は、国が設置し連合会が借り受けて運営に当たることを原則とした。

福祉関係事業のもう一つの柱、保養・宿泊施設についても、この時期積極的な拡大整備が進められた。現業国家公務員との権衡上からも、また労務管理的配慮及び保健の立場からも、その整備充実が望まれていたことは医療施設の場合と同様であった。

昭和22年2月20日の次官会議決定「政府職員厚生施設の整備充実に関する件」をはじめとして、その必要性和対策が述べられており、これら施策実施の実質的な担い手とされたのが、やはり連合会であった。

非現業時代の連合会（昭和24年6月～昭和33年6月）は、この要請の下に昭和24年6月下呂保養所（借上）の開設から、昭和33年4月的那須保養所（特約施設）まで、保養施設として計24か所（うち特約施設4か所）を開設している。また、宿泊施設としては昭和24年10月の新潟宿泊所（特約施設）から昭和33年3月の宮崎宿泊所まで計19か所（うち特約施設1か所）の施設開所に及んでいる。

結局、非現業共済組合連合会時代の最終時（昭和33年6月末）には、財団法人時代から引き継いだものも含め、保養所で29、宿泊施設で23、合計52か所の施設（期中廃止を除く）を有するまでに至っている。

(2) 連合会の「管理病院」

前述した福利厚生施設に関連して、付言し

ておかなければならないのが、連合会のいわゆる「管理病院」（旧令共済病院）の関係である。

「管理病院」の前身は、戦前の海軍共済組合の運営する共済病院であった。純然たる共済組合員のための職域病院で、一般市民の利用はできないのを原則としていた。

終戦の結果、昭和20年11月30日付で海軍省が廃止されると、同日海軍共済組合も解散となり、従来の共済組合の業務は、その受け皿として既に設立されていた「(財)共済協会」(昭和20年10月19日設立)に引き継がれた。そしてその一環として各地の旧海軍共済病院も同協会により承継、引き続き経営されていた。

昭和25年12月12日「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」(昭和25年法律第256号。以下「旧令特別措置法」という)が公布施行(同日)されると、(財)共済協会は同日付で解散することとなり、その権利義務は連合会が承継するところとなった(同法3条①)。そして、(財)共済協会所属のこれらの病院も全て同法附則第3項の規定に従い、同じく連合会が「当分の間」管理経営することとなったのである。この「管理病院」といわれた医療施設は10病院で、後に昭和33年12月1日舞鶴共済整肢学園(現「舞鶴こども療育センター」)が加わる。

連合会の「管理病院」は、「国家公務員共済組合法」(旧法)にいう組合員の「福利及び厚生に関する」施設(法63条)とは根拠法規を異にしており、また、機能としても国家公務員(共済組合員)のための医療施設、いわゆる職域病院としてではなく、地域(一般)病院的な存在とされていたものである。そして連合会による管理経営も、文字どおり

「当分の間」とされているものの、今日に至るまで75年近く連合会の管理経営するところとなり、事実上、連合会の施設の一つとして国家公務員の福祉施設的な色彩、役割を帯びて今日に至っている。

(3) 長期給付業務の開始

非現業共済組合連合会時代、新しく開始したものに長期給付関係業務がある。

一つは、「国家公務員共済組合法」(旧法)に基づく非現業職員(雇用人)に対する長期給付業務である。

これは各共済組合からの委託による業務であり(法64条の2)、昭和24年10月1日から始まっている。委託した共済組合は、連合会会員組合のうち建設省共済組合、土木共済組合及び地方職員共済組合を除く18組合と会員外の警察共済組合であった。

二つ目は、翌昭和25年12月12日に施行されることとなった「旧令特別措置法」に基づく旧陸海軍及び外地関係共済組合の年金受給者に対する長期給付(退職年金、廃疾年金、遺族年金等)業務である。

勅令に基づく戦前の官業共済組合のうち、国鉄、通信などの組合は、戦後も「国家公務員共済組合法」(旧法)第87条の規定により同法に基づいて組織されたものとみなされて引き続き存続し、昭和24年5月30日「国家公務員共済組合法の一部を改正する法律」(法律第118号)によりこれらの組合の年金受給者の年金額が昭和23年10月分から大幅に増額されることとなった。これに対し、終戦時に廃止された旧陸海軍の共済組合及び朝鮮、台湾など外地の共済組合の年金受給者の年金額は増額の対象外となった。

「旧令特別措置法」は、このような状況を

受けて立案されることとなった。その給付(退職年金、廃疾年金、遺族年金)の内容は「国家公務員共済組合法」の例によることとされ(同法5条)、その額も増額されることとなった。またこの法律により、(財)日本製鉄八幡共済組合を除く8共済組合に係る給付業務を連合会が行うこととなったのである。

以上二つの長期給付、すなわち非現業雇用人に対する年金給付と「旧令特別措置法」による旧陸海軍等共済組合員に対する年金給付の業務のほか、この非現業共済組合連合会時代の昭和29年度から、大蔵省から通達された「ガス障害者救済のための特別措置要綱」(昭和29年2月12日蔵計第280号)に基づき、広島県下所在の旧東京第二陸軍造兵廠忠海製造所(大久野島)の従業員(陸軍共済組合員)で毒ガス製造に関わって被毒、障害を受けた者への「障害年金(旧令特別措置法適用)」及び「災害年金者遺族一時金」の給付、「療養の実施」(重症者は昭和29年2月から)を開始している。

このガス障害者に係る救済業務は、以後、金額の増加、対象範囲の拡大など数次の改定を経て今日に至っており、引き続き連合会の業務となっている。

(4) 国家公務員年金統合への動き

我が国の国家公務員の共済組合制度は、明治末期、鉄道、専売、印刷、通信などの官業から始まった。当初は、これら現業の雇用人を対象として公務災害への対応、退職後の保障などを行っていたが、その根拠法令は個々の組合ごとに別々の勅令であり、かつその給付内容も一律ではなかった。

戦後、昭和23年7月1日に「国家公務員共済組合法」(旧法)が施行されると、関係勅

令は全て廃止されて同法の適用を受けることになった。また、翌昭和24年の同法の第1回改正(昭和24年法律第118号)によって、従来、現業雇用人のみに適用されていた長期給付(年金)が、昭和24年10月1日以降非現業雇用人にも適用されることとなった。ここに、現業・非現業を通じ、政府の雇用人全てに共済年金が給付されることに統一された。したがって、以後、国家公務員(常勤)は恩給法に基づく恩給(官吏)か共済組合法に基づく共済年金(雇用人)かのいずれかの年金を受けられることになった。

しかし、戦後等しく国家公務員として差がなくなっていたにもかかわらず、年金については依然として異なる二つの制度がそれぞれ適用されており、かつ両制度間に期間通算措置もなかったので、共済組合員であった者にとっては恩給受給資格(年限)の取得も不利になっていた。

このような問題もあり、国家公務員全体についての年金制度の再検討は、戦後、「国家公務員法」(昭和22年法律第120号)施行以来の懸案となっていた。すなわち、全ての国家公務員について統一した年金制度が望まれていたのである。

いわゆる「マイヤース勧告」が人事院を通じて発表されたのは、あたかもこの時期(昭和25年12月9日)であった。「日本政府に対する恩給制度に関する勧告と保険数理的分析」と題するこの勧告は、現行の年金制度に根本的改革を加えるもので、当時としては画期的といい得るものであった。その骨子は、次のとおりである。

①適用範囲

恩給制度、共済制度という適用の区別を

撤廃し、国、地方、公共企業体の全職員に統一的に適用

②給 付

退職年金、廃疾年金、遺族年金及び死亡一時金の4種類

③財 政

無拠出制。積立金を設けず、毎年度必要額を国庫が負担

④管理機構

運営の容易さ、公正統一的な取扱いをするため一元的管理が必要。現在では人事院が適当

この勧告に前後して、人事院も公務員の年金制度の調査研究に着手した。その結果を基に、昭和28年11月17日、国会及び内閣に対して「国家公務員退職年金法案」「国家公務員退職年金制度収支計画書」などを提出するとともに、この退職年金制度の速やかな実施を勧告した。

一方、この間に、昭和21年2月以来停止されていた旧軍人恩給の復活(昭和28年8月1日 関係法公布施行)があり、また、総理大臣の諮問機関である「社会保障制度審議会」から、統一的な社会保障制度の確立についての意見具申があるなど、年金問題をめぐって新たな状況が次々を加わってくるようになった。

そして、これに現実味をもって迫ったものが表れた。いわゆる国鉄、専売公社、電電公社といった公共企業体の職員についての年金問題である。

従来、これらの組織は政府の機関であり、その年金制度も政府職員に適用される制度(恩給と共済年金の二本立て)によっていたが、日本国有鉄道及び日本専売公社は昭和24年6月1日に、日本電信電話公社は昭和27

年8月1日に公共企業体として発足し、これらの公社の役職員はいわゆる政府職員として取り扱われないこととなった。連合国軍最高司令官総司令部の指令等の関係で、早急に公共企業体に改組しなければならなかったで、とりあえず、年金制度はその改組された際に恩給公務員である者は引き続いて「恩給法」を準用し、その他の職員は「国家公務員共済組合法」を準用することとなった。

このため、公共企業体となる以前であれば、任官して恩給法の適用を受けることができたはずの職員が公共企業体になったために恩給法の適用を受けることができなくなった。このことは、恩給制度と共済制度の二本立てによる不均衡にさらに拍車をかける結果となった。

この問題について、まず公共企業体だけでも解決すべしとする気運が公共企業体の労使を通じて強いものとなり、結局、昭和31年に「公共企業体職員等共済組合法」（昭和31年法律第134号）が成立し、恩給制度と共済年金制度を統合した新しい退職年金制度が、同年7月1日に施行された。

この法律が制定されたのを契機に、国家公務員についても、新公務員年金制度を確立すべきであるとする気運は急激に高まっていった。

まず、郵政省部内において、同じ局舎で勤務する電電公社職員との均衡上の大きな問題として取り上げられ、郵政事業特別会計職員についての単独法案である「郵政事業職員等共済組合法案」の立法の動きが起こり始めた。大蔵省側においても、これらの動向を重視し、これを機会に「国家公務員法」制定以来の懸案である国家公務員全体を対象とする新しい統一した退職年金制度の制定を決断するに至った。

結局、昭和33年3月25日の閣議において郵政省など官業の5現業職員に「非現業の雇用人」を加えて、新退職年金制度を実施することを柱とする方針を定め、同年3月31日「国家公務員共済組合法案」及び「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案」を国会に提出し、翌月に可決・成立となった。その内容は、「公共企業体職員等共済組合法」とのバランスをとったものとなっている。なお、非現業恩給公務員の扱いは、今後の検討課題となった（国家公務員共済組合連合会『五十年史（上）』76－96頁）。

第2節 新法の制定と国家公務員共済組合連合会への改組

第1 新法の制定

昭和33年に成立したいわゆる「新法」と称される「国家公務員共済組合法」（昭和33年法律第128号）及び「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」（昭和33年法律第129号）の公布は、新たな共済組合方式（社会保険システム）による公務員退職年金制度であり、その制度の概要は次のとおりである。

- ①恩給と共済年金を統合、保険システムによる積立金方式の共済年金制度とする
- ②年金給付水準の引上げ
- ③退職、廃疾、遺族の各年金つき最低保障額の設定
- ④年金の支給開始は55歳、組合員期間は20年以上（減額退職年金制度あり）
- ⑤再就職による期間通算措置を講じ、また、経過的に新法施行前の全ての公務員期間を通算

⑥積立金の一部を資金運用部に預託（厚生年金保険に合致す）

この新しい年金制度の給付内容は、従来の恩給と「旧法」の長期給付とを統合した上、さらに他の公的年金制度との均衡を考慮して決定された。

運営主体は、国ではなく、共済組合または国家公務員共済組合連合会（連合会加入組合について）が当たることとしている（国家公務員共済組合連合会『五十年史（上）』96－97頁）。

第2 連合会の改組

この「新法」に基づいて連合会も改組されることになった。すなわち、「新法の国家公務員共済組合連合会」は、必要がある場合に設立することができることとされていた「旧法の共済組合連合会」と異なり、法律そのものによる設立となっており、また、名称を「非現業共済組合連合会」から「国家公務員共済組合連合会」と改めるとともに、新しい定款を定めることとした。

昭和33年6月28日、連合会は「非現業」時代最後の評議員会（第26回）を開催して新しい定款を決定し、同年6月30日付で大蔵大臣の認可を得て、同年7月1日に発足することとなった。連合会設立時の連合会加入組合は19組合であった（国家公務員共済組合連合会『五十年史（上）』97－99頁）。

第3 非現業恩給公務員に係る年金統合

1 統合のための法律改正とその経緯

「新法」については、特にその長期給付（年金）の適用について、恩給制度を所掌している総理府を中心に政府部内の一部に異論が強

く、そのため恩給対象の非現業公務員はその適用対象から除外されたままになった。これについては、早期の解決が望まれていたなかで、「新法」施行後間もなくの昭和33年8月、総理府の公務員制度調査室が中心となって作成された国家管掌方式による「国家公務員新退職年金制度要綱案」及び「国家公務員退職年金特別会計要綱案」（いわゆる「総理府案」）が示された。

これについて、各省庁に意見を求めた結果、国家管掌方式でなく、共済組合方式に落ち着いた。これは、国家公務員にとって共済組合は明治末期以来なじみのあるものであり、かつての官業であった公共企業体が昭和31年に共済組合方式に統合されているという実績があり、さらに長期給付のみならず公務員の福利厚生事業に国家の干渉を極力避けたいとする心理が職員間に働いたことなどによるものと考えられる。

昭和34年に入り、このような決着を受けて「国家公務員共済組合法の一部を改正する法律」（昭和34年法律第163号）が公布され、非現業の恩給公務員についての共済年金への統合一元化が図られることとなった。実施期日は昭和34年10月1日である。戦後、「国家公務員法」制定以来の大きな課題であった国家公務員の退職年金制度問題はここに解決し、同時に明治以来の官吏の恩給制度は終止符が打たれることになった。

2 国家公務員労働組合共闘会議の反対運動

従来、非現業の職員組合のつくる国家公務員労働組合共闘会議（国公共闘）は、総理府案による国家管掌方式に反対して共済組合の社会保険方式を一貫して支持してきた。ところが、共済組合方式に方向が決まった後の昭

和34年2月頃から一転してその条件内容を不満として法案への反対を鮮明にしだした。

これは、共済組合運営の主導権を職員組合に移すこと、長期給付の掛金率の大幅な引上げ見通しへの反発にあったといえるものだったが、公共企業体の共済組合法案の扱い以来、一貫して共済組合方式による長期給付に賛意を表してきた経緯もあり、徹底的な反対はなし得なかったのが実情である。これが国会審議において野党側の社会党の衆議院における反対、参議院での賛成という形で改正法案が成立した結果となったのである。

国公共闘の指導下にある各省庁の職員組合の反対闘争はその後も続いた。連合会加入組合においては、改正法による長期給付の掛金率変更のための定款変更が必要であったが、共済組合運営審議会は職員組合側委員の欠席戦術のため大部分が流会を重ね、数組合を除き定款変更ができないまま新年金制度の実施日(昭和34年10月1日)を迎えることとなった。

そこで、連合会の定款を変更することによってこの局面を打開することとなった。連合会は、昭和34年10月14日、評議員会の審議を経て大蔵大臣に定款変更の認可申請を行い、即日認可を得て、官報をもって公告した。これによって改正法の実施を同年10月1日に遡って実効あらしめることとした。

3 その他

(1) 防衛庁共済組合の取扱い

昭和34年10月の恩給公務員の年金統合に当たって、防衛庁は次善の策として、その職員は旧陸海軍のように一般公務員とは性質を異にするものであるという考え方に立って、現業共済組合に倣い連合会共済組合から離脱し、単独の保険経済による運営を行いたいと

の意向を固め、大蔵省当局と折衝を行った。

大蔵省は、自衛官の長期給付所要財源率が一般公務員のそれとは別建てであることを理由に、連合会の長期経理のなかで防衛庁共済組合については別経理とする折衷案を示し、大蔵省、防衛庁及び連合会の三者間で、防衛庁職員の職務の特殊性に着目して、防衛庁関係の積立金の区分経理と運用についての防衛庁側の意向の尊重を主たる内容とする「覚書」が取り交わされた。

(2) 連合会組織の整備

いわゆる恩給公務員を包含した連合会の新しい長期給付業務は昭和34年10月1日からであった。この時期連合会傘下の共済組合は19組合であった。

連合会の業務に係る組織規定が明定されたのは、非現業雇用人についての長期給付業務が連合会の手で開始されることとなった昭和24年8月1日付の「非現業共済組合連合会事務規程」によってであった。昭和34年10月からの長期給付(年金)業務の質・量ともの増大に伴い、連合会組織の検討・再編成が行われることとなった。その結果が、昭和35年2月1日から実施に移された「国家公務員共済組合連合会年金部事務組織規程」である。

これにより、従来、長期給付事務を担当してきた連合会事務局の一分課である給付課は発展的に解消し、新たに「連合会年金部」として発足することとなった。

なお、長期給付関係の事務所も移転することとし、昭和35年3月に旧給付課設置以来10年間にわたって事務所として使用してきた千代田区富士見町の共済ビルから、新宿区南元町の関東財務局から普通財産の無償貸付を受けた新庁舎へと移転した(国家公務員共済組

合連合会『五十年史(上)』99-109頁)。

第3節 連合会その後の状況

昭和34年10月、国家公務員の退職年金(長期給付)制度が統合一元化され、現業系統など一部職員のものを除き、その長期給付業務は全て連合会によって行われることとなった。そして、従来の共済組合員のための福利厚生施設(病院・宿泊所・保養所その他)の設置運営の業務と併せて、いわばこの両輪を連合会の事業として推進していくことになる。

第1 我が国社会保障制度の動向等と連合会(昭和40年代まで)

1 医療保険制度の充実

昭和30年代の初めから昭和40年代の終わり近くまでの約20年間の我が国は、総じて高度経済成長の時代であったといえよう。

戦後、我が国復興期の昭和20年代、特にその前半にあっては、国民生活が貧困を窮めるなかで、最低生活を保障するための救済・生活保護を中心とした社会福祉制度が重要な役割を占めていた。その反面、医療保険や年金といった社会保障制度は、深刻な財政危機に直面して制度自体が崩壊の瀬戸際に立たされる状況にあった。

昭和30年代に入り、政府の社会保障政策が、次第に、一般的な繁栄のなかで取り残されている稼得能力の乏しいいわゆる弱者(身体障害者、母子家庭、老人など)、病人に力点が移されてくるようになると、疾病が貧困への最大の要因であるとして、疾病への備えを緊急性のあるものと考えようになった。これには、若年層を中心とした労働力の逼迫

しつつある状況も無縁ではなかった。医療保険制度を充実して、いわゆる「国民皆保険」体制を具体化する動きは、このようななかで始まった。

健康保険制度としては、「健康保険法」(大正11年法律第70号)、「国民健康保険法」(昭和13年法律第60号)、「船員保険法」(昭和14年法律第73号)、それに政府職員についての共済組合制度など戦前からあったが、当時(昭和30年代当初)は、農業、自営業を中心に国民の約3分の1が医療保険の適用を受けていなかったといわれる。このようななかで、「旧国民健康保険法」を全面改正した新しい「国民健康保険法」(昭和33年法律第192号)が昭和34年1月1日に施行され、この法律の制定により、我が国の医療保険体制は、職域保険としての被用者保険制度と地域保険としての国民健康保険制度を柱に体系が整備され、全国民はいずれかの制度に加入することとなり、昭和34年4月1日国民皆保険体制が全面的に発足することになった。

2 年金制度の充実

同じ頃、社会福祉のもう一つの柱として、国民の年金問題が登場してきた。旧来の「厚生年金保険法」(旧労働者年金保険法)(昭和16年法律第60号)の養老年金の支給開始(昭和29年1月)を間近に控えるようになったときからであり、もともと、戦時下の要請から生まれたこの厚生年金制度は、かねて戦後の新しい時世に対応できるものではないといわれていた。当時、何らかの公的年金制度に加入していた者は全就業者の4分の1程度であり、零細企業従事者や農漁民、自営業者、家族従業者の加入はまずなかったといえる状態で、これらの人たちの老後の保障が大きな問

題となったのである。戦後のベビーブームが去り、少子化、高齢化が少しずつ進む時代になってきつつあり、また、戦前の農村型―複合世代同居型―の構成が変貌して、従来、家族内で対応してきた高齢化問題、それに伴う稼得能力の減退と生活保障問題は、社会全体の問題として意識されるようになっていった。このため、国民皆年金への動きは政、官とも加速されていくことになる。

20歳以上60歳未満の日本国民（他の公的年金制度の被保険者や年金受給者を除く）を被保険者とする拠出制国民年金と、保険料を支払えない層が存在することなどを考慮して、補完的・経過的な無拠出制の「福祉年金」に大別される年金を設けることとする「国民年金法」（昭和34年法律第141号）が公布施行され、順次実施の上、最終的には昭和36年4月1日をもってこの国民皆年金は完了した。

以上により、国民は全て何らかの医療保険制度と年金制度とに加入することになり、いわゆる「皆保険・皆年金」時代に入り、本格的な社会保険時代の幕開けとなった。

この時期、これらとは別に、共済組合制度によっていたのが国家公務員（「国家公務員共済組合法」）、公共企業体職員等（「公共企業体職員等共済組合法」）、私立学校各種学校教職員（「私立学校教職員共済組合法」〈昭和28年法律第245号〉）及び農林漁業団体関係役職員（「農林漁業団体職員共済組合法」〈昭和33年法律第99号〉）である。さらに昭和37年、地方公共団体職員、公立学校教職員、警察職員等が構成員となる「地方公務員共済組合法」（昭和37年法律第152号）が施行されてこれに加わることになる（従前の市町村職員共済組合はこれに吸収されることとな

る）。これら各種の共済制度は、健康保険制度、国民年金・厚生年金制度及び船員保険制度と並列分立した形で以後も存続することとなるが、「公的年金制度」分立の弊害を多少なりとも除く措置として、各年金間を通算し得る制度を設けることとなり、「国民年金法」の全面実施の時期（昭和36年4月1日）に合わせて「通算年金通則法」（昭和36年法律第181号）が公布適用されることになる。その後、数次の改正により給付水準の改善、物価スライド制の導入（昭和48年）等により老後の所得保障の中核としての機能を充実させ、制度的には欧米諸国の水準と比べて遜色のないものとなりつつあった。

連合会は、従来に引き続き「国家公務員共済組合法」の規定に基づき、国家公務員のための長期給付及びその他福利厚生活動を続けていくことになる。この時代、新たに不動産投資として国家公務員用宿舍の建設貸付事業、宅地造成分譲などの事業、あるいは共済組合への貸付事業を行い、また従前からの物資、保健などの諸施設の整備運営の拡大など、様々な事業を加えてきたが、やはり基本的には、国家公務員のための長期給付（年金）業務と医療、保養・宿泊関係施設の整備経営を中心とした福利厚生事業を柱に活動していた（国家公務員共済組合連合会『五十年史（上）』110―115頁）。

第2 我が国社会保障制度の動向等と連合会（昭和50年以後）

昭和30年代から昭和40年代の時期は、経済の高度成長を背景に、この成長の成果を国民に還元しようとする動きが高まっていた。我が国の社会保障関係行政にもこれは顕著に

反映されてくる。児童手当（昭和47年実施）、老人医療無料化制度の創設（昭和48年実施）、家族療養給付率の引上げ及び家族高額療養費の新設（ともに昭和48年実施）などの医療保険改革や、5万円年金、物価スライド制の導入などの公的年金改革にみられるように、年金制度の相当な改善充実が図られていった。このような改革が集中して行われた昭和48年が「福祉元年」と呼ばれる所以である。

しかし、昭和48年秋の第1次石油危機（オイルショック）を転機として、我が国が、従来の経済の高度成長から一転して低成長期を迎えることになると、これを契機に社会保障、特に年金制度について、その財政と制度の在り方を中心に論議が高まってくるようになった。その背景には、平均余命の伸びに伴う年金受給者数の累増と累年の給付改善に伴う財源補てん問題、出生率の低下による将来の生産年齢人口の減少見込みなどの年金財政を取り巻く諸状況の変貌があった。また、国鉄の共済年金保険財政が組合員の負担能力を超える状態になりつつあったという現実的な問題が起こっていた。このような状態は、遅かれ早かれ他の年金関係においても意識せざるを得ない大問題であったのである。

国鉄共済年金の財政悪化については、第一の側面として、給付内容が有利な上に退職時特別昇給を年金額に直接反映させる等他の公的年金にはみられない取扱いをする一方で、成熟度に見合った保険料の引上げや年金積立に対する努力がなされないといった運営があった。また、第二の側面として、モータリゼーションの進行を背景とした産業構造の変化、人口高齢化等に起因する、必ずしも個別の共済年金にその責めを帰することのできない事

由があったとの指摘がなされた。

この「第二の側面」のように、従来の延長線上で推移する限り、各年金財政がいずれ直面せざるを得ないものがあるという状況を踏まえ、厚生年金保険、国民年金、船員保険、各共済年金に分立しながら成熟化しつつある我が国の年金制度を、本格的な高齢化社会を迎えるこれらに向けて、いかにあるべきかを論議再検討すべきことが認識され始めたのである。

この問題について、まず二つの提言がなされている。

一つは、昭和50年8月12日、厚生大臣の私的諮問機関である社会保障長期計画懇談会が行った「今後の社会保障のあり方について」という提言である。ここでは、年金制度の枠組みの改革についても検討すべき時期にきていることが明らかにされている。

二つ目は、社会保障制度審議会及び年金制度基本構想懇談会（厚生大臣の私的懇談会）の提言である。

社会保障制度審議会は、「皆年金下の新年金体系」（昭和52年12月19日付）及び「高齢者の就業と社会保険年金―続・皆年金下の新年金体系」（昭和54年10月18日付）と題する内閣総理大臣あての建議において、一律定額の「基本年金」（無拠出）の創設とその財源としての「年金税」の新設、上乘せ年金（いわゆる2階部分）の給付水準の見直し、さらに、支給開始年齢を65歳とすること、そのための雇用政策と年金政策の連携の必要性を述べている。

一方、年金制度基本構想懇談会は、中間報告（昭和52年12月9日付）及び「わが国年金制度の改革の方向―長期的な均衡と安定を

求めて一」と題する最終報告（昭和54年4月18日付）をとりまとめているが、特に中間報告において、今後の年金制度の成熟化に対応するため、厚生年金の支給開始年齢の引上げ問題について、民間企業における定年制、高齢者雇用等との問題との関連に留意しつつ検討していく必要があるとの指摘や、年金制度全体の体系については、制度を部分的に統合し、新たに全国民を対象とする基礎年金制度を創設する考え方、一定水準までの給付については各制度間の財政調整を行う方式、被用者年金の加入者が国民年金に二重に加入したものと仮定して国民年金と各制度との間で財源及び給付費の移管を行う方式の三つの考え方を示したことが注目される。

このようななかで、昭和55年、年金財政再計算に伴う「厚生年金保険法」の改正（昭和55年法律第82号）が行われたが、それ以降、従来の給付改善中心の改正から、負担問題、将来の年金制度の均衡・安定といった問題に移っていくことになる。

なお、この時期、共済制度独自の検討に基づく重要な改正がなされている。退職一時金・復帰希望職員制度の廃止、退職年金の支給開始年齢の引上げ（55歳から60歳へ）等があった。一部の項目を除き昭和55年1月からの施行である（昭和54年法律第72号）。これは、従来恩給関係が改正の中心であった国共済制度にとって大きな変化といえる。

昭和55年12月、臨時行政調査会（いわゆる「第二臨調」）が設置され（「臨時行政調査会設置法」〈昭和55年法律第103号〉）、重要行政施策の見直しの一環として年金問題を取り上げて、昭和57年7月30日内閣総理大臣に対する「行政改革に関する第三次答申（基

本答申）」において次の指摘を行った。

- ①全国民を基礎とする統一的制度により、基礎的年金を公平に保障することを目標として改革を進めること。
- ②当面、国鉄共済と類似共済制度との統合を図ること。
- ③将来の一元化を展望しながら給付水準の適正化等を進めること。
- ④年金問題担当大臣の下で、昭和58年度末までに、改革の内容、手順等について成案を得るべきこと。

この第二臨調の論議を受け、また、これを契機にして年金関係の各審議会でも検討が進められ、政府部内においても、内閣に置かれた公的年金制度調整連絡会議（公調連）などの場で検討が行われた。そして、昭和58年4月1日、公的年金制度に関する関係閣僚懇談会の場において、改革のおおよその方向と手順が決定され、この方針を基に昭和59年2月24日「公的年金制度の改革について」と題する閣議決定が行われた。その内容は次のとおりである。

- 一 昭和59年において、国民年金、厚生年金保険及び船員保険制度について、次の措置を講ずる。

- （一） 国民年金の適用を厚生年金保険の被保険者及びその配偶者に拡大し、共通の基礎年金を支給する制度とするとともに、厚生年金保険は、基礎年金の上乗せとして報酬比例の年金給付を行う制度とする。なお、船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合する。

- （二） これらの年金制度における給付と負担の長期的な均衡を確保するため、将来の給付水準の適正化を図る等の措置を計画的に講ずるとともに、婦人の年金権の確立及び障害年金の充実等の改革を進める。

二 昭和60年においては、共済年金について、前記の基礎年金の導入を図る等の改革の趣旨に沿った制度改革を行う。

三 前記一及び二の改革は、昭和61年度から実施する。

四 昭和61年度以降においては、以上の措置を踏まえ、給付と負担の両面において制度間調整を進める。これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和70年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。

「公的年金制度の改革について」

以後、少なくとも10年余り、我が国の公的年金制度はこの線に沿って全面的に変革が加えられることになる。

ところで、この間、連合会関係の動きとして、印刷局、造幣局、林野庁及び建設省の4共済組合は、従来、単独で年金業務を行ってきたが、昭和55年4月1日付で連合会に加入している（「国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令」〈昭和55年政令第29号〉）。これは、年金制度の成熟化などに伴い、共済組合間での保険料率の格差が明確になり、負担の不均衡問題が無視できなくなっ

たこと、将来の年金保険財政がさらに悪化することが予想されたことが考えられ、長期的な安定を図るためには保険集団の規模の拡大は時代の流れでもあり、また、この動きは前述の公的年金統合の流れとも無縁でなかった。この加入の結果、国家公務員の共済年金業務は連合会と郵政省共済組合の二つに整理されることとなった（国家公務員共済組合連合会『五十年史（上）』115－122頁）。

第3 我が国社会保障制度の動向等と連合会（平成11年以後）

昭和59年の閣議決定「公的年金制度の改革について」に基づく年金制度改革が行われ、昭和61年4月からは、20歳以上60歳未満の国共済の組合員及びその被扶養者も国民年金制度が適用され、共済年金は基礎年金の上乗せとして報酬比例の年金制度となった。

平成8年3月8日には、さらに就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し、制度の安定化と公平化を図るため、「公的年金制度の再編成の推進について」が閣議決定され、これに基づき、被用者年金制度の再編成の第一段階として、既に民営化・株式会社化されている旧公共企業体の共済組合（日本鉄道共済、日本たばこ産業共済及び日本電信電話共済）が平成9年4月に厚生年金に統合された。

このような流れのなかで、平成13年3月16日の閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」により、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合が財政単位の一元化を図ることとされ、両制度の異なる保険料率を平成16年から段階的に一本化を行い、平成21年に同一の保険料率とし、また、両制度間において財政調整の仕組みを設けることとなっ

た。なお、平成13年4月には農林漁業団体職員共済組合が厚生年金に統合されている。

公的年金制度の一元化に向けた更なる動きとしては、平成18年4月28日に「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針」が閣議決定され、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が平成19年4月13日に国会に提出されたが、衆議院解散により平成21年7月21日に閉会し、廃案となった。

その後、公務員の共済年金の報酬比例部分を厚生年金保険制度に統一し、共済年金の職域部分を廃止するほか、共済年金のうち恩給期間等に係る部分について本人負担に見合った水準まで減額する改正等を行う「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が平成24年4月13日に再度国会に提出され、同年8月22日に法律第63号として公布され、平成27年10月1日（公務員の共済年金の追加費用削減は平成25年8月1日）から施行された。

この法律においては、共済年金の職域部分の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金給付制度を設けることとされた。人事院は、平成24年3月7日に「民間の企業年金及び退職金の実態調査の結果並びに当該調査の結果に係る本院の見解について」を公表し、公務員の退職手当と共済年金の職域部分、民間の退職一時金と企業年金をそれぞれ合わせた退職給付総額において約400万円の官民較差が生じており、「官民均衡の観点から、民間との較差を埋める措置が必要」との見解を示した。そこで、平成24年4月に設けられた「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」で同年7月5日にまとめられた報告書に

において、官民較差調整後の公務員の退職給付の在り方については、退職給付の一部に民間の企業年金に相当する「年金払い退職給付」を導入することが適当であるとされたことを受け、国会に提出した「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」が平成24年11月26日に法律第96号として公布され、順次施行（年金払い退職給付に係る改正は平成27年10月1日から施行）された。

これにより、退職手当の額を引き下げるとともに、民間の企業年金に相当するものとして、半分を終身退職年金、残り半分为有期退職年金として支給する「退職等年金給付制度」が導入され、また、平成27年10月1日において改正前の共済年金の受給権を有しない者に対して、経過措置として施行日までの加入期間に応じた職域部分の共済年金（経過的職域加算額）を支給することとなった。

これ以外の動きとしては、国が地方公共団体に機関委任している社会保険関係事務及び職業安定関係事務に従事する地方事務官は、地方公務員等共済組合法が適用されていたが、この機関委任事務を前提とした地方事務官制度が廃止され、平成12年4月から厚生事務官及び労働事務官として国家公務員共済組合法を適用することとなった。

また、平成10年6月の「中央省庁等改革基本法」（平成10年法律第103号）の制定により、平成13年1月6日に各府省の再編成が行われ、国が行っている事務及び事業のうち一定のものを行わせる独立行政法人制度を創設することとなった。このため、これに伴う国家公務員共済組合の組織変更も行われた。

このような動きは、これまでにないような

共済制度の大改正であり、連合会においても、被用者年金一元化により、厚生年金保険の実施機関としての業務体制の整備や退職等年金給付制度の創設による新たな業務体制の構築等の対応が求められることとなった。

第4 連合会の名称の変遷

現在の国家公務員共済組合連合会の原型は、(財)政府職員共済組合連合会（昭和22年4月1日設立）で、民法第34条に基づいて設立された公益法人であった。特別の法律に基づいた法人として設立されたのは非現業共済組合連合会からである。

1 非現業共済組合連合会（昭和24年6月1日～昭和33年6月30日）

非現業共済組合連合会は、昭和24年6月1日、「国家公務員共済組合法」（旧法）（昭和23年法律第69号）第63条の2の規定に基づいて設立された法人である。

この連合会は、各省庁の共済組合が共同して事業を行う必要があるとする法律の下、大蔵大臣の定款認可を得て設立されたもので、(財)政府職員共済組合連合会の権利義務の一切を引き継いでいる（法97条）。そして、「非現業」とその名に冠しているとおり、財団法人時代と同様、軸足は非現業の政府職員に置いたものであった。

業務は、組合員のための福祉事業として諸施設の運営を行うほか、加入共済組合の委託を受ける形で、非現業雇用人のための長期給付（退職、廃疾、遺族）業務を行っていた（昭和24年10月1日以降）。

加盟共済組合は、設立時点の昭和24年6月1日では18共済組合、間もなく3共済組合が加わり、合計21組合となっている。

2 国家公務員共済組合連合会（昭和33年7月1日～昭和59年3月31日）

昭和33年7月1日、「旧法」を全部改正した「国家公務員共済組合法」（新法）に基づいて設立されたのが、この国家公務員共済組合連合会である（法22条）。

「新法」においては、連合会の設立は「必須設立」の形式（法21条①）を採っており、かつ、その連合会の加入組合には、政令による例外を除き、法律上特段の制限を設けることなく、むしろ、広く各共済組合共同の組織としての位置付けと役割が明定された。

この連合会は、「旧法」による従前の非現業共済組合連合会と「同一性をもって存続する」こととされたものであり（法附則3条①）、「非現業」の文字は冠していない。この連合会発足時、「新法」の適用を受けながらこの連合会に加入していないのは、沿革上の理由をもつ現業系の印刷局、造幣局、林野庁、郵政省及び「当分の間」とされた建設省の5共済組合で、残りの19組合は全て加入していた。なお、この5共済組合のうち郵政省の組合を除く4組合は昭和55年4月に、郵政省の組合は昭和59年4月に加入している。

3 国家公務員等共済組合連合会（昭和59年4月1日～平成9年3月31日）

昭和59年4月1日、連合会は、従来の「国家公務員共済組合連合会」から「国家公務員等共済組合連合会」に改称された。これは、「国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律」（昭和58年法律第82号。以下「統合法」という）の施行を受けたものであり、名称に「等」の一字が加わった。

我が国の公共企業体（日本国有鉄道、日本専売公社及び日本電信電話公社）の共済組合が「国家公務員共済組合法」（旧法）から分離して「公共企業体職員等共済組合法」によることとなったのは、昭和31年7月1日である。以後、「国家公務員共済組合法」（旧法、新法）とは別個の法令の下で、長期・短期の給付やその他の福祉事業が行われてきた。しかし、国鉄の年金財政が窮迫する昭和50年代になって、現状のままの共済制度の存続が危ぶまれることになったのを契機に、我が国の年金制度全体をも含め論議と再検討が加えられるようになった。

国鉄共済年金の財政対策を検討するため、共済年金制度基本問題研究会（大蔵大臣の私的諮問機関）が設けられ、その検討結果が昭和57年7月14日に「共済年金制度基本問題研究会の意見」として大蔵大臣に提出された。これによると、基本的には給付面の抜本的な見直しを進めるべきであるが、これにはなお多少の検討期間が必要であるとし、厚生年金など他の動向も注視しなければならず、とりあえずのところは、当面破綻寸前の国鉄共済年金に対する緊急措置を講ずる必要があるとして、元「同根」であった国家公務員と公共企業体職員の共済組合制度の統合を行い、その統合の結果として、国鉄共済年金に対するグループ内での財政援助の措置を講ずるとするものであった。

同じ頃、第二臨調の「行政改革に関する第三次答申」（基本答申、昭和57年7月30日）が出され、ここにおいても公的年金制度の再編・統合の一環として、国家公務員と公共企業体職員の共済組合の統合化を示している。

「統合法」は、この趣旨に沿った結果の産

物といってよいもので、連合会の名称も、「国家公務員等共済組合連合会」となったのである。なお、この統合法は、公的年金制度全体の改革に沿った当面の第一段階であり、単なる国鉄共済救済策ではないとするのがその位置付けである。具体的な国鉄共済年金の財政救済の方法としては、グループ内での財政のプール計산화・一元化は行わず、「財政調整事業」と称する援助方式によった。

従来、連合会の構成は、「政令で指定する組合を除く」となっていたが、「統合法」では「すべての組合をもって」組織することとしつつ、「当分の間」は公共企業体の組合以外の組合で組織する（法附則3条の2関係）、すなわち、国の現業系共済組合も、旧新を問わず全て連合会の構成員となり、これにより連合会は（国に関係する）全共済組合の連合会となった。

4 国家公務員共済組合連合会（平成9年4月1日以降）

平成9年4月1日から、連合会は再び「国家公務員共済組合連合会」と名称が変更され、「等」がなくなった。これは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成8年法律第82号）の施行に伴うものである。

この法律により、既に民営化されている旧三公社（日本国有鉄道、日本専売公社及び日本電信電話公社）の長期給付は、厚生年金に統合され、また短期給付事業は新たに設立する健康保険組合に移行することとなり、「国家公務員共済組合法」の適用を外れることとなったのである。

これは、昭和50年代からの公的年金制度の一元化推進という方針の一環であるが、より具体的には「昭和70年を目途に公的年金

制度全体の一元化を完了させる」という閣議決定（昭和59年2月24日）を前提に平成6年2月に設けられた「公的年金制度の一元化に関する懇談会」（各制度の代表者及び学識経験者で構成）の報告（平成7年7月26日）を基にしたものであるといえよう。

すなわち、公的年金制度の一元化の基本的方向として財政単位を大きくすることと、共通部分の費用負担の平準化を図ることをめざすべきであるとし、そうした基本方向に沿って被用者年金制度の再編成を行うなかで、現在、年金財政が苦境にある鉄道共済、たばこ共済について必要な措置を講ずべしとしている。そして、具体的には、まず再編成の第一段階として、旧公共企業体の三共済を厚生年金に統合する、第二段階以降の措置については、公務員グループについては、まず国家公

務員共済及び地方公務員共済の両制度において財政安定化のための措置を検討する、私学共済及び農林共済については、全体の中でのそれぞれの位置付けを検討する、との考え方が示されている。

また、平成8年3月8日、今後の被用者年金制度の再編成を進めるための指針として「公的年金制度の再編成の推進について」を閣議決定し、各共済組合の今後の在り方と方向が示された。

既にみてきたように、連合会の名称は4度変更されている。そしてこのことは同時に、そのときどきの国家公務員関係を含めた我が国の社会保障・社会保険制度の変化・進展と深い関係にあるものであった（国家公務員共済組合連合会『五十年史（上）』122－127頁）。

第3章

連合会諸事業の発展と推移

現在の国家公務員共済組合連合会の原型は、昭和22年4月1日に発足した(財)政府職員共済組合連合会である。この法人は、民法上の公益法人であり、その後、特別の法律、つまり「国家公務員共済組合法」(旧法)(昭和23年法律第69号)にその設立の基礎を得た法人(特別法上の法人)として発足したのは、昭和24年6月1日、「非現業共済組合連合会」としてである。

本章では、昭和24年6月、装いを新たに発足した非現業共済組合連合会からの事業の発展・推移について、便宜上、おおむね10年ごとに節を区切って述べる。

なお、連合会の諸事業それぞれについては、別に編を起こして部門ごとに詳述しており、ここでは連合会の諸事業について、その活動状況を概略的・重点的に、全体的な発展と推移に沿って述べることとするが、平成10年以前については、連合会『二十五年史』及び『五十年史』に詳しい記述があるので、さらにその概要にとどめることとする。

第1節 非現業共済組合連合会時代(昭和24年～昭和33年)

第1 概 況

非現業共済組合連合会は、その前身である(財)政府職員共済組合連合会から一切の権利義務を承継して発足した(旧法97条②)。非現業共済組合連合会の時代は、まずは財団法

人時代に引き続き、国の非現業職員のための福利厚生関係諸事業の拡充と整備を行うことであった。

そしてもう一つ、この時期を特徴付けるものとして、長期給付事業の開始が挙げられる。それは、18の加入共済組合の委託による非現業雇用人に対する長期給付(年金)事業と、「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」(昭和25年法律第256号。以下「旧令特別措置法」という)に基づく旧陸海軍及び外地関係共済組合の年金受給(資格)者に対する長期給付である(詳細は第2章第1節の「第2 非現業共済組合連合会の設立」参照)。

ところで、この時期、国家公務員特に非現業の職員は、総じて共済組合や連合会には認識も浅く無関心であった。共済組合の存在を認識させるためには、その事業の活発化を図ることが必要であるが、連合会の事業においても事は同じであり、連合会はこの視点に立って諸活動を積極的に行っていった。

以下、この非現業共済組合連合会時代(昭和24年6月～昭和33年6月)の約9年間の各事業について、項を分けて概観する。

第2 長期給付関係業務

この時期、連合会の長期給付関係業務としては、

- ①非現業雇用人(甲種及び丙種共済組合員)に係る長期給付業務

- ②旧令特別措置法に基づく旧陸海軍等の共済組合員に対する長期給付業務

そして、この二者とは別に、いわゆる一般の長期給付ではないが、一部の旧陸軍共済組合員に対する、

- ③ガス障害者救済措置業務
- がある。

1 非現業雇用人に係る長期給付業務

非現業雇用人に係る長期給付業務は、「国家公務員共済組合法」(旧法)(昭和23年法律第69号)の改正法(昭和24年法律第118号)による改正後の規定に基づく加入共済組合からの委託業務であり(法64条の2)、昭和24年10月1日から開始されたものである。

創設期の連合会、特に財団法人時代は、官(大蔵省給与局)と民(連合会)が一体になって事業を始め、進めていったというのが実状で、機構組織といえるほどのものはなく、その従事者も給与局を主体にごく限られた人数であった。この連合会の事務組織が一応整備されるようになったのは、非現業雇用人のための長期給付(委託)業務が開始されることになって「非現業共済組合連合会事務規程」(昭和24年8月1日実施)が制定されてからである。

連合会への長期給付業務の委託共済組合は、当初は18組合であり、その対象は、雇用人(「恩給法」〈大正12年法律第48号〉の適用を受けない甲種組合員)と一部の恩給公務員(「恩給法」の適用となったが、本人の希望により引き続き甲種組合員として給付を受けようとする丙種組合員)の2種類の組合員である。

この「委託方式」による連合会の長期給付業務は、全雇用人に「新法」が適用されるまで、

すなわち昭和33年12月末まで続けられた。

委託業務が開始された昭和24年10月末日時点の対象人員は、甲種・丙種合わせて21万2,000人余であり、給付種目は、退職給付(退職年金・退職一時金)、廃疾給付(廃疾年金・廃疾一時金)、遺族給付(遺族年金・遺族一時金・年金者遺族一時金)の3種である。

この時期、長期給付業務に特徴的なものとして、共済組合員の構成とその変化が挙げられる。行政整理(特に昭和24年度)と一般退職による脱退のほか、いわゆる任官による乙種組合員(恩給公務員)への移動により甲種組合員(長期給付対象組合員)の減少傾向が即長期給付対象組合員の減少につながり、そのための責任準備金の先細りはイコール連合会の行う福祉関係事業用の利用資金の先細りを意味するものであった。

そして何よりも問題とされたのは、この長期給付の公務員年金制度上の位置付けであり、恩給と共済年金とに分かれたままになっている公務員の年金制度は、安定的なものとはいえないものであった。その後この制度問題は、恩給の共済年金への統合により一応解決し、昭和34年10月1日以降は新制度の全公務員に対する全面適用となった。

2 旧令特別措置法に基づく給付業務

「旧令特別措置法」に基づく給付業務は、連合会の業務とされているものである(法1条)。連合会が行うこの年金給付業務の対象となるのは、年金制度のあった8つの共済組合(陸軍、海軍、朝鮮総督府通信官署、同交通局、台湾総督府専売局、同営林、同交通局通信、同交通局鉄道の各共済組合)の組合員であった者である。いずれも現業系の共済組合である。ちなみに、「旧令特別措置法」の

適用となっている(財)日本製鉄八幡共済組合関係については、別途の手当がなされている(法7条)。

この業務の開始に当たって、連合会は他の一般の共済組合の場合とは異なる配慮と準備が必要であった。

第一に、連合会は、本来「旧法」に基づいて、加盟の各共済組合の組合員のための福祉施設の経営や長期給付の受託などを主たる業務としているもので、ほかの法律による年金支給業務は予定しておらず、また、加盟組合にはほとんど関係のないものであった。したがって、連合会本来の業務への支障や混同は避けなければならなかった。

第二は、「旧令特別措置法」の公布施行の事実の周知と年金(一時金)受給権の確認である。「旧令特別措置法」制定の事実は、当時、一部の関係者を除き一般に知られているとはいい難く、また、戦後混乱のなか、既に5年を経過しており、組合員のその後の住所等消息不明の者が多く、外地関係の共済組合にあってはその状況はほとんど不明のままというのが実状であった。この法律でもこのことを予想して受給権者への連合会による周知公告義務を定め(法17条)、また、外地関係共済組合の年金受給者の状況調査を必要としており(法4条)、この状況調査業務も国から連合会に委任されることになった(法22条①及び昭和26年2月9日蔵計第284号)。

第三は、この給付業務のための事務体制の整備である。連合会の本部の業務とは全く別個のものとして扱うことが必要と考え、3課制からなる「旧令共済部」を設置してこの業務に当たらせた(なお、(財)共済協会から引き継いだ旧海軍共済病院〈10病院〉の管理・

運営もこの旧令共済部の所掌としている)。昭和20年、終戦による廃止時の組合員は、陸軍50万6,000人、海軍88万2,000人、台湾総督府関係は4組合で推定3万1,000人、朝鮮総督府関係は交通局共済組合で推定1万2,000人(朝鮮総督府通信官署関係は不明)で、総計145万人前後と推定された。このうち年金受給資格者と目されるのは、3万4,000人前後であった。

旧令共済組合の年金の支給関係は、「退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当するもの」は「国家公務員共済組合法」(旧法)の例に従って支給することとされている(法5条、6条)。このほか、旧令共済関係独自のものとして公務災害補償にあたる障害、障害遺族、殉職の各年金がある。

ところで、組合員の退職時又は死亡時の俸給を基に年金計算をすることは、戦後の物価の激変・上昇、公務員給与改定の状況などからみても著しく実態に即さないため、「仮定俸給」を設けて年金額の算定はこれを基準に行い、実質的な価値を保つこととされている(法6条)。

3 ガス障害者のための救済措置業務

戦前の昭和3年7月、広島県の大久野島に陸軍造兵廠火工廠忠海兵器製造所(のちの「東京第二陸軍造兵廠忠海製造所」)が設置されたが、ここで国際条約で禁止されていた化学兵器いわゆる毒ガスが製造されていた。製造期間は、昭和19年7月までの約16年間であるが、その最盛時は従事員も2,000人余に達していたと推定されている。

戦後、この製造所の従事員中、毒ガスに起因すると思われる患者が多発し、治療にもかわらず治癒せず、死亡者も続出するように

なった。こうした状況のなか、昭和26年頃からこれら「ガス患者」を中心に各方面に救済措置の陳情が始まる一方で、ガス患者の特に多い広島地方では一つの社会問題としてマスコミにも取り上げられるようになっていった。これらガス患者は旧陸軍共済組合の組合員であった者ではあるが、年金受給権をもつ者ではないので、「旧令特別措置法」に基づく業務の埒外の問題であることから、大蔵省はこの業務を連合会に行わせることとして、「ガス障害者救済のための特別措置要綱」(昭和29年2月12日蔵計第280号)が通達された。

連合会は、この通達に基づき、ガス障害者を速やかに救済するため、理事長の諮問機関として「ガス障害調査委員会」と「ガス障害認定審査会」を設けることとした。このガス障害調査委員会は、申立者について、その身分や職場の状況、ガス障害を受けた事実(純医学的事項を除く)の有無などを調査して理事長にその結果を報告し、その報告に基づいて理事長から諮問を受けたガス障害認定審査会は、純医学的見地に立って申立者の障害とガスとの因果関係ありと認められる場合の治療の要否並びにガス障害による年金の受給権裁定上必要な障害の程度の査定等について審議し、報告する。この報告に基づいて、理事長は認否を決定し、認定された者(認定患者)に対し、所定の救済を行うのである。

発足時の救済内容は、障害による疾病の程度が年金受給資格に該当する者には「旧令特別措置法」を適用して「障害年金」を支給し、その者が死亡した場合には、その遺族に対し一定の条件の下で「災害年金者遺族一時金」を支給することとした。また、症状が何らの転帰も起こさずなお療養を要する者には「医

療券」を交付し、連合会関係病院において療養を続けさせ、必要と認めるときはその病院に入院させることとした。この救済措置は、その後逐次改められていくことになる。特に、昭和32年原爆被爆者について救済措置が整備されるようになると、これに倣って改正を進めていくようになる。

第3 福祉関係事業

「国家公務員共済組合法」では、「旧法」「新法」ともに、単位組合と連合会はそれぞれ福祉事業を行うことができることとされているため、それぞれの役割についての分担が特に必要であった。連合会が行う福祉事業は、各組合が宿泊施設をつくっても数は限られ、規模も小さいのでそろばんのにりにくい、診療所はもてても病院となると無理だ、年金関係についても各省ごとに財源率を計算したり各省間の異動のたびに準備金の移管を行ったりしたら大変な仕事になろう、といった関係組合あるいはその組合員のニーズを基におおよそそのような役割を念頭に事業を推進していくことになる。

なお、我が国の経済の状況は、総じて右肩上がりの成長が続いた。いわゆる神武景気(昭和29年12月～昭和32年6月)、岩戸景気(昭和33年7月～昭和36年12月)、そしていざなぎ景気(昭和40年11月～昭和45年7月)である。公務員の諸給与の改善やベースアップも毎年のように図られていった。

1 医療関係事業

(財)政府職員共済組合連合会時代(昭和22年4月1日～昭和24年5月31日)、既に医療施設の設置運営を始めていた連合会は、非現業共済組合連合会の時代においても、引き続

き整備拡大の努力を続けた。

(1) 直営医療施設

財団法人時代に開設し運営された医療施設は、旧陸軍共済病院であった立川（東京都）、長尾（大阪府）、若松（福岡県）と、旧陸軍共済組合の診療所であった忠海（広島県）の計4病院であった（実質、管理運営のなかった函南は除く）。

「非現業」時代となった昭和24年6月以降昭和33年6月までの間、新たに開設した連合会の医療施設数は、病院17、診療所4（のちにいずれも病院に昇格）、委託病棟2、合計23となっている。このように医療施設の拡充・整備を行っていった理由は、非現業公務員の現業公務員との福祉対策上の較差の是正、健康管理（特に結核対策）、生計費軽減（赤字）対策及び各組合の短期給付財政の赤字対策であった。

この施設整備の具体的な指針・計画となったものに、連合会の存在とその役割の前提において大蔵省主計局が昭和25年4月に策定した「非現業国家公務員共同職域診療所設置計画」（昭和25年4月17日計発第249号）が挙げられる。昭和25年9月、具体的な設置場所等が示され、第一段階として札幌共済（のちの斗南）、東北公済、大手前の3病院と名古屋共済（のちの名城）、高松共済（のちの高松）、聖福病院浜の町（のちの浜の町）、熊本共済（のちの熊本中央）の4診療所が共同職域診療施設として発足した。続いて、広島記念、長尾（増築分）及び水府が加わることになる。

もう一つの医療施設の整備を促進させることになったものに、国家公務員への結核対策がある。結核は、戦前から長い間我が国の「国民病」といわれ、戦前戦後を通じ長く国民死

因の第1位を占めていた。国家公務員にとっても結核対策は、予防・治療両面について大きな課題であった。入院の待機期間は少なくとも数か月を要する状態で、入院加療のための病床数が不足するという問題に対処するため、連合会としても結核療養施設の整備拡充を急ぐことになった。連合会の整備計画に基づいて整備されたのは、泉州、幌南、宮城野、吉島、東海、新別府、北陸、秋田の計8病院が挙げられる。このほか、連合会の委託病棟として（財）結核予防会結核研究所内の清瀬療養所と慶應義塾大学病院「に」号病棟を加えることができる。これら結核の病床数は、ニーズの減少に伴い昭和31年度をピークに減少に転じることになり、連合会は病院経営の方針の再検討を考えなければならない時期を迎えることになった。

連合会経営の医療施設の規模をみると、昭和24年度末では7施設で、病床総数640床、従事者数は医師64人、看護婦148人、その他199人、合計411人であったが、昭和32年度末では総施設数26（委託2施設を含む）、病床総数4,556床で、従事者数は医師258人、看護婦813人、その他886人、合計1,957人となっている。すなわち、施設数で3.7倍、病床数で7.1倍、従事者数で4.8倍の増加を示している。

(2) 管理医療施設

管理医療施設は、連合会では通例「管理病院」と称していた。戦前、旧海軍共済組合の運営していた病院施設で、（財）共済協会から「旧令特別措置法」の附則第3項の規定に基づき、「当分の間」連合会が管理運営することとなったものである。

引き継いだものは、東京共済、横須賀共済、

田浦共済、追浜共済、大船共済、平塚共済、舞鶴共済、呉共済、大分共済（昭和27年に日本赤十字社へ移管）、佐世保共済の合計10の病院施設であり、これらはいずれも「国家公務員共済組合法（旧法・新法とも）」上の福利厚生施設ではないとされているものであるが、連合会管理の医療施設の一環として国家公務員にもその利用を勧めてきたものである。

施設の状況は、初年度の昭和25年度末が一般病床1,470、結核病床557、合計2,027床（10病院）、そして昭和32年度末でみると一般病床1,709、結核病床1,392、合計3,101床（9病院）となっている。従事者数は、昭和32年度末で医師193人、看護婦692人、その他710人、合計1,595人といった規模である。

2 保養・宿泊関係事業

財団法人時代においては、公務員の使用主たる国の当然の責務として保養所、宿泊所等の福祉施設の運営は連合会で引き受けるとしても、施設自体は国有財産で確保されるべき筋合いであるという構想の下に発足したのであるが、旧法による雇用人の長期給付事業開始とともに、資金借入れの途が開かれるや、施設への投資から管理まで一貫して運営することになって大きな変革をもたらすことになった。

連合会としては、当面、「一府県一施設、有名観光地一施設」を目標としていたのであるが、発足の初期においては、専ら資金の関係から、国有財産の無償借受けか民間からの借上げ、特約に依存するほかなかった。

「非現業」の連合会発足初年度の昭和24年度末でみると、財団法人時代から受け継いだ13施設（うち委託施設1）を含め、連合会は合計20の施設（保養所11、宿泊所9）を運

営しているが、連合会の所有に係るものは全くない（国有12、民間借上5、特約3）。

昭和24年10月、非現業雇用人のための長期給付事業が連合会によって開始されるようになってから、その積立金の一部を借り入れ利用して保養・宿泊施設の整備を図ることが可能となって以後、昭和25年度から昭和33年6月末までの「非現業」時代の施設は、若干の例外を除き、原則として連合会の取得買収に係わるものになっていく。昭和33年度末時点においては、施設数（特約施設を除く）は、保養所27、宿泊施設21、会館1、合計49となっている。

「非現業」時代の連合会は、専ら量的拡大に重点が置かれていた。量的拡大から質的向上へと重点が漸次移っていくようになるのは、一般社会の情勢が経済成長とともにレジャーブームを招くようになった昭和30年代になってからである。

3 その他の福祉関係事業

先に述べた医療関係及び保養・宿泊関係の事業のほか、連合会は様々な事業を手がけている。いずれも、その当時の関係省庁や加盟の共済組合あるいは組合員の要望の強いものであった。

(1) 保健・体育施設

昭和25年8月1日、青年組合員の健全なる身心の鍛錬を期するため、軟式野球、テニス、バレーボール、水泳その他のレクリエーションに使用し得る総合グラウンドを東京都に新設するとして、文京区目白台に「目白運動場」を開設した。敷地は民間の土地を買収したものである。

その後、昭和30年8月には、名古屋市千種区内に連合会の東海病院の敷地の一部を利用

して「東海グラウンド」が開設された。昭和36年4月1日には、大阪市東区内の国有地を借用して「大阪城グラウンド」が開設された。

このほか、体育・保健施設として、滋賀県大津市の琵琶湖畔に「びわこロッヂ」が昭和33年7月に開設されている。これは、連合国軍最高司令官総司令部の返還施設で、国の普通財産の無償借受によるものである。ロッヂのほか、大小のヨット、ボートを備えて利用に供した。

(2) 物資施設

公務員の住宅団地での日常物資などの供給を目的とした施設として設置したもので、東京都新宿区内の団地に「戸山センター」を開設（昭和27年8月5日）したのが最初である。その後、三宿センター、小金井センター、稲毛センターを開設している。

もう一つの事業として、全国的主要地域に建設されるようになった国の行政機関の合同庁舎内の食堂経営がある。昭和33年9月25日に開設した大阪合同庁舎を皮切りに、以後、札幌、広島、熊本、仙台と合同庁舎食堂の経営に携わることとなる。

(3) 冠婚葬祭施設

連合会は、(株)松坂屋の東京上野支店と特約を結び、結婚式場を同支店内に開設し、昭和24年5月25日に事業を開始した。これは政府職員の挙式のための経済負担を軽減するのが目的であり、当時としては好評であったが、松坂屋の事業上の都合から昭和26年5月15日、2年間で解約し廃止している。連合会側としても間もなく開設される虎ノ門共済会館に同様の婚礼用施設を設けることとしていたところでもあった。

一方、これと前後して昭和24年7月から連

合会は葬祭業務を行うこととした。これは「(財)助葬会」(当時。のちの〈福〉助葬会)との契約による委託業務の形式をとったものである。東京都23区内のみを対象とし、葬送車や葬祭用具は連合会が整備することとし、政府職員の葬祭費用の低廉化を図ろうとするものであった。

(4) 住宅・宅地関係の事業

戦後、国家公務員も住宅困窮の状況が厳しく、その対策の一環として住宅地の分譲事業が連合会の手によって始められた。

昭和29年9月と11月に千葉県柏市豊四季所在の住宅地を各共済組合に分譲割当を行ったのが最初である。ただ、自家造成自家分譲方式は種々面倒な手間と時間がかかるという実態から、次第に既成分譲地を買収して組合員に分譲するという方式に移るようになる。

(5) 貸付事業

昭和24年10月から、非現業の雇用人に対して長期給付業務が連合会の手によって行われるようになり、その責任準備金が蓄積されるのを機に、その運用方法の一つとして、翌11月から加盟共済組合やその組合員への資金貸付の事業が始められた。

連合会の資金運用は、当初は組合員に利益を還元する趣旨により、組合貸付金事業、特に組合員のニーズの高い住宅資金の貸付に重点が置かれた。

実際の貸付は、各共済組合が行い、連合会はその貸付原資を各組合に供給する形をとっていた。

(6) その他

これまで述べてきた福祉関係事業以外にも、連合会は各共済組合や組合員、あるいはその時々 of 国の要請に従って、様々な事業を

計画していた。女子組合員からの要望が基となり、さらに単位共済組合からの強い要請もあって連合会で保育所の設置運営を行うこととなった。昭和38年11月に「試験開所」として東京に保育所を開所した。

また、財団法人時代の連合会によって昭和23年8月から「石炭購入資金の貸付」が実施されている。対象は北海道地区の非現業の国家公務員であるが、貸付原資は現業共済組合に頼っていた。この資金貸付は、非現業共済組合連合会に改組された昭和24年にも同様な方法で行われたが、昭和25年からは連合会に生じるようになった長期給付のための積立金の利用に振り替えられるようになった。

さらに、組合員の遊学子弟のための学生寮の開設については、管理運営問題や採算至難な事情から、結局昭和31年度において、連合会は所要資金を共済組合に貸し付け、各組合はその資金により学生寮を設置する方式にすることとなった。これによって、昭和32年、昭和33年にかけて法務、労働、刑務、防衛の4組合がそれぞれ学生寮を開設している。

第2節 国家公務員共済組合連合会への改組と国家公務員年金の統合

昭和33年7月1日、国家公務員の二つの退職給付である恩給と共済年金とを統合一元化するのを眼目とする、新しい国家公務員退職年金制度をめざして「国家公務員共済組合法」(昭和33年法律第128号)いわゆる「新法」が施行された。

この「新法」によって、同日、連合会は「非現業共済組合連合会」から「国家公務員共済

組合連合会」に名称を変えることとなった(法21条①)。また、これによって、統合された新しい年金の給付業務で、一部の現業共済組合関係等を除き、そのほかの国家公務員全体を対象とするものになり、さらに従来の非現業雇用人のためだけの長期給付積立金と比較して格段に増加することとなった年金積立金の福祉事業への活用により、連合会の役割も従来より一段と広がることとなった。このため、連合会の組織機構については、昭和35年2月1日付で「国家公務員共済組合連合会年金部事務組織規程」を制定し、長期給付業務のための再編成を行うこととした。

第3節 連合会新発足後の諸事業の発展と推移 (その1) (昭和34年～昭和43年)

第1 概 況

「新法」といわれる「国家公務員共済組合法」の施行に伴い、昭和33年7月1日、連合会は「非現業共済組合連合会」から、名称を変更して「国家公務員共済組合連合会」となった(法21条①)。この連合会は、旧連合会とは「同一性をもって存続するもの」と位置付けられている(法附則3条①)。

この新しい連合会は、従来の業務に加えて、統合し一本化された新しい国家公務員の長期給付(退職年金等)業務を担うこととなった。まず、昭和34年1月1日から、連合会加入共済組合のうち、非現業の雇用人及び現業たるアルコール専売事業の職員に対し、「新法」に基づく長期給付業務を開始した。続いて同年10月1日から、非現業の恩給公務員を加えて、連合会加入共済組合の全組合員に係る長

期給付業務を行うこととなった（法21条①）。

また、従来行ってきた福祉事業（法98条①）についても、「旧法」時代に比べて格段の資金量となった長期給付のための積立金（責任準備金）を利用することにより、充実・整備が可能となったのである。

「新法」時代最初の10年間（昭和34年～昭和43年）について、連合会の事業が、従前と同様、長期給付業務と医療・宿泊や貸付などを中心とする福祉事業の2本の柱を中心としていることに変わりはないが、「非現業」時代とはその質と量とに、はっきりとした差異を生じている。

第2 長期給付関係業務

連合会は、年金関係業務の事務処理態勢を整備してきた。第1回は昭和24年10月からの非現業雇用人の長期給付業務を始めるに当たって、連合会の事務組織を初めて本格的に整備して課制（3課）を敷き、年金業務については「給付課」を新設した。第2回は「旧令特別措置法」の施行（昭和25年12月12日）に伴い旧陸海軍等の元共済組合員に対する年金給付業務を行うこととなり、「旧令共済部」を新設している。第3回の今回の長期給付業務は、業務の質、量とも前回までの比ではないと考えられたため、従来にも増して組織と態勢の整備が必要とされた。すなわち、現業の4共済組合（造幣局、印刷局、林野庁、郵政省）と建設省共済組合を除く全ての国家公務員が対象であり、長期給付対象たる組合員数は64万5,000人余（昭和34年度末）と、従前恩給対象であった組合員が加わったため5倍以上に達した。

連合会は、昭和35年2月1日付で3課1室か

ら成る「年金部」の新設を柱とする組織の整備を行った。以後の業務量の増大とその対応は、毎年度年金部の大きな課題となっていくことになる。昭和30年代の終わりから昭和40年代にかけての、電算システムの検討・導入を柱とする連合会一連の事務の機械化も、こうした状況に基づくものである。

「新法」による新年金制度に恩給公務員期間を算入し、また、これによって必要となる長期給付の追加費用を算定するためにも、この新制度実施の時点で、正確な前歴調査が必要となった。この調査期日を昭和34年9月30日現在とした前歴報告書の提出期限は最終のランクでも昭和35年度末までとされていたが、「新法」移行に際しての各共済組合の給付業務の輻輳、共済事務担当者の不慣れ、手間など様々な理由から大幅な遅れを来すことになり、ようやく、昭和39年9月末に大方の調査を終了するに至った。

これ以外にも、「新法」の施行に関連していくつかの問題が起り、連合会はその対応に当たることとなる。

一つは、国家公務員労働組合共闘会議（国公共闘）を中心とする新制度に対する反対運動である。共済組合の管理運営の民主化、組合員の掛金負担の軽減などを求めた運動は、国会闘争を経て最後は長期給付の掛金関係に絞っての法廷闘争に移り、最高裁で「原告らの請求を棄却する」との判決により昭和40年12月23日の結末を得るまで6年10か月の歳月を要した。

また、防衛庁共済組合の帰属と取扱いの問題があった。明治以来の旧陸海軍の軍人恩給時代からの取扱いや伝統が背景にあったことは否めないが、この問題は、結局、大蔵事務

次官、防衛事務次官、連合会理事長の三者名による昭和34年9月3日付の「覚書」により、防衛庁関係職員の職務の特殊性に着目して、関係積立金の区分経理と、その運用に当たっての防衛庁側の意向を尊重することとなった。

三番目として、長期給付の所要財源率及び掛金率の問題がある。国公共闘を中心とする職員組合などからの高いといわれる新財源率・掛金率について、連合会では年金部に設けられた長期給付所要財源率検討委員会を開催し、結果的には料率の改訂は見送ることとした。これは、改訂の試算による所要財源率がわずかではあるがかえって上がる形になっていること、財源率の再計算期が2年後（昭和39年10月）に迫っていることから、改めて検討する場があるとの判断がお互いにあったものと考えられる。

このように、「新法」への切替えに伴い、連合会の年金業務関係の人員も増加せざるを得なくなり、昭和33年度49人であった定員が、昭和34年度は72人、昭和35年度は88人と増加しており、年金部の事務所も新宿区南元町に設置移転することになる（昭和35年3月14日）。

また、新年金の支給が平年度化した昭和35年度では、支給対象人員は約6,000人、支給総額は6億500万円、それが昭和43年度には支給対象人員5万2,000人、支給総額は137億8,400万円となっている。ちなみに、長期給付のための責任準備金の状況を見ると、昭和35年度末で294億5,800万円、昭和43年度末は2,946億2,000万円となっている。

昭和39年は、連合会では加入組合についての長期給付所要財源率の第1回再計算時期に当たっていた。その際、既に「新法」発足

時から問題になっていた国庫負担割合10%の引上げについても検討課題とされた。結局、他の年金制度とのバランスから国庫負担率は従来の10%から15%に引き上げられ、組合員の掛金と国庫負担（使用主としての国の負担分を含む）の割合は45対55から42.5対57.5となり、昭和39年10月1日から実施されることとなった（昭39年法律第153号による改正）。そして、再計算による所要財源率は、一般公務員の場合、現行より1,000分の5.77増の1,000分の104.77（計算値）となったが、組合員の掛金率は従来どおりの1,000分の44にとどまることになった。ちなみに、国庫負担割合の引上げ以外の項目、すなわち職員団体専従職員等の国庫負担、給与改訂等に伴う追加費用の国庫負担、あるいは年金の最低保障額の引上げの問題については、昭和40年の関係法律の改正でそれぞれ改善が図られている。

なお、前期から始められた「旧令共済組合年金支給業務」（昭和25年度）と「ガス障害者のための救済措置業務」（昭和28年度）は、いずれも今期次期と、内容の改定を経ながら続けられている。

第3 福祉関係事業

連合会が行う長期給付業務は、国の法令に基づき、その法令の規定に従って業務を行わなければならないものであるが、福祉関係事業については、法令にその種類や根拠を与えられてはいる（例えば「新法」98条）が、個々の具体的な実施の有無や内容などについては自由度もあると考えてよい。しかしながら、この福祉関係事業を行うに当たって、国と共済組合と連合会、この三者の役割分担を考え

なければならない。昭和23年10月19日に行われた「福利厚生施設に関する予算措置案」なる次官会議の決定は、これに当たるものであった。その後、連合会が現業共済組合の例などを参考に、とりあえず行ってきた各種の福祉事業の実績と経験を通じて、福祉事業についての連合会のあるべき姿を再検討し、再確認することが求められるようになった。昭和37年度の事業計画の策定に当たり連合会が示した「福祉事業に対する当面の構想」（連合会『五十年史（上）』162頁参照）は、これに応えるものでもあった。

1 医療関係事業

(1) 直営医療施設

昭和34年から昭和43年の10年間に連合会が新たに設置した直営関係の医療施設は、前の時代に比べれば非常に少なくなっている。

新設されたのは、防衛庁の協力を得て国家公務員の「団地居住者の保健医療管理の目的と、自衛隊医官の医療技術の向上に資するため」に設置された三宿病院（東京都目黒区、昭和34年4月）、泉州病院から独立した扇之芝病院（和歌山県和歌山市、昭和36年6月）、若松病院小倉診療所から昇格した新小倉病院（福岡県北九州市、昭和40年5月）、大阪府枚方市にある長尾病院（現枚方公済）の分院的構想の下に設置された新香里病院（大阪府枚方市、昭和40年4月）、そして、虎の門病院の補完的施設として、慢性疾患、成人病等の患者の収容、治療を目的とする虎の門病院分院（神奈川県川崎市、昭和41年9月）の合計5施設である。また、昭和33年7月から12月の間、神港病院の非結核一般患者用に新設された湊川神港病院（兵庫県神戸市、昭和33年10月）と秋田地区における結核対策の要

望をいれて設置された秋田病院（秋田県秋田市、昭和33年12月）の2病院がある。一方で、泉州病院（昭和38年12月末）と扇之芝病院（昭和41年6月末）が廃止になっている。したがって、昭和43年末では、連合会直営の病院数は計30となっている（なお、委託病棟2〈清瀬、慶應〉は昭和33年10月末で廃止）。

昭和20年代、連合会は「現業共済組合に追い付け」を合言葉に、医療関係についても職域医療の充実に力を注ぎ、また当時緊急の施策が望まれた結核対策にも対応する必要があった。しかしながら、昭和20年代後半から昭和30年代に入ると結核による死亡率は年を追って減少し、死因の順位も、戦後昭和25年までの死亡率第1位から10年後の昭和35年には第7位にまで下がってきている。医療の対象は、結核から脳血管疾患、悪性新生物、心疾患その他のいわゆる成人病へと重点が移っていく。

連合会の結核対策用の医療施設も必要性も、総体的にみて減少し、代わって成人病対策や健康診断、人間ドックといった予防対策へのニーズが高まってくるようになる。すなわち、結核病棟・病院の一般医療施設への転換、医療施設の新設の抑制と質的な向上、充実化といった方向に向かう時期になってきた。

連合会の医療施設（直営）の利用状況は患者数（延べ人員）でみると、昭和33年度では267万6,000人（入院外来計）、昭和43年度では585万4,000人（同）となって、顕著な増加を示している。

この時代の10年、連合会の既存病院・施設の増改築、診療用諸機械設備、診療陣容、看護内容の充実など、質的向上に重点を置いて整備に努めた結果、医療施設のかんりのレ

ベルアップとなって現れることになったが、反面、昭和33年度まで全体としてはおおむね黒字基調であった直営病院の医療経理は、昭和37年度から赤字に転じ始め、昭和43年度末では累計16億2,600万円の赤字となっている。ちなみに、昭和43年度における赤字病院の数は20で、全体(30)の3分の2となっている。

(2) 管理医療施設

連合会のいわゆる管理医療施設については、前期と同様9病院（ただし、追浜共済病院が横浜南共済病院と改称〈昭和40年4月1日〉）であるが、これに、病院ではないが、「舞鶴共済整肢学園」が加わることになる（昭和33年12月1日開設）。この施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、肢体不自由児のための医療と教育を併せて行う施設である。当時、京都府にはこの種の施設が存在せず、舞鶴市はじめ多くの関係者からの要望に応じて、舞鶴共済病院の遊休病棟を利用する形で開設されたものである。

ところで、管理医療施設は「旧令特別措置法」（附則第3項）に基づいて連合会の運営となっているものであり、いわゆる「直営病院」と異なって「国家公務員共済組合法」に基づく国の援助もなく、独立採算で経営する形となっていたため、当初、病院経営は資金的にも非常に苦しいものがあった。そこで、監督官庁たる大蔵省に検討を要請した結果、「連合会長期経理の投資不動産としての運用により調達することが、諸規定等より勘案して最も妥当と考えられる」（昭和36年9月12日蔵計第2835号）との回答を得て、これによる資金調達を行い、本格的な建物等施設の改善整備を行えるようになった。その投資額は、昭和37年度の4,700万円余から始まり、

昭和43年度末まで累計残高で6億8,700万円余（投資不動産引当勘定）になり、以後も引き続き増加していくことになる。

この時代の管理医療施設の経営収支は、連合会に移管となった昭和25年度以降、毎年度全体としては黒字であり、昭和43年度末での剰余金累計は7億5,400万円（除基本金）となっている。

2 保養・宿泊関係事業

昭和34年から昭和43年までの10年間の保養・宿泊関係事業については、この時期、経済や生活が次第に向上安定化してくるとともに従来の仕事中心のニーズからレジャーへの志向も強くなってきたため、収容人員の増加と設備内容の充実化が、「安価」と併せて加盟組合員の強い要求となってきた。

一方、施設の新設も続き、昭和34年度当初49であったものが、昭和43年度末では計83施設—保養所45、宿泊所31、会館7に至っている。特に、大規模な会議や研修、婚礼や宴会も可能な国家公務員の総合的な福祉センターの機能をもつ共済会館の新設が目立つ。この共済会館の数は、昭和43年度末で全体の8%余りであるが、投資残高に占める割合は40%近く（32億8,900万円）、収入（含商品売上）で全体の56%を占めるようになり、宿泊経理の収支に大きな影響を与えるものになっていた。

ところで、非現業系の共済組合も次第にそれぞれで保養、宿泊用の施設を有するようになってきた状況の変化もあり、昭和43年度をピークとし、以後全体として増加することがなくなり、数よりも質の向上へと変化していくことになる。

施設の質・量ともの増大による金利、資産

償却費等を含め経費の増嵩に、人件費や諸物価の上昇傾向が加わり、宿泊経理全体を次第に圧迫することになり、この時期（昭和34年～昭和43年）の収支状況をみると、決算書上の損益は昭和41年度を除き、赤字になっている。

なお、保養・宿泊関係の土地、建物については、初期の昭和25年度末では、土地の88%、建物の33%は国有財産が占めていたが、昭和43年度末では、土地の72%、建物の98%が連合会の所有となっている。

3 その他の福祉関係事業

(1) 保健・体育施設

連合会では、昭和25年に目白運動場、昭和30年に東海グラウンドを開設し、そして昭和36年に国有地を借用して大阪城グラウンドを設置した。これらの施設は、いずれも野球、庭球、排球（バレーボール）などの設備を有し、目白運動場は水泳用プールも有していた。

このほか、保健施設としてのびわこロッヂが営業を続けている。

(2) 物資施設

国家公務員の住宅団地での日用物資の供給を目的とした施設として、戸山センターに次いで、今期は「三宿センター」（東京都目黒区、昭和34年5月）、「小金井センター」（東京都小金井市、昭和39年12月）が加わることとなった。

また、国の合同庁舎での食堂・売店などの運営を行うものとして、大阪合同庁舎（昭和33年9月）を皮切りに、札幌合同庁舎（昭和33年11月）、広島合同庁舎（昭和35年11月）、熊本合同庁舎（昭和36年3月）、仙台合同庁舎（昭和41年4月）を加え、合計5施設を設

けている。

(3) 冠婚葬祭施設

連合会は、昭和27年9月に竣工した虎ノ門共済会館に婚礼用施設を設け、以後、共済会館を中心に一部保養・宿泊施設にも併設してその便を図っている。

一方、葬祭関係については、昭和24年から(財)助葬会に委託して業務を開始し、当初、実施区域は東京都23区内に限られていたが、漸次要望を基に拡大するに至っている。

(4) 住宅・宅地関係の事業

組合員の住宅・宅地確保の対策として宅地分譲事業としては、前期から「小金井住宅地」の分譲事業が今期にも引き継がれた。

①小金井住宅地

この物件は、昭和29年2月に買収面積7万4,000㎡の仮契約を結び、宅地使用許可及び農地転用許可を得て、昭和34年11月に連合会への所有権移転登記が完了した。この物件の利用方法は、従来の宅地分譲方式をやめ、連合会による高層アパート式宿舍の建設と国家公務員に対する賃貸の方式によることとし、国に一括賃貸して、国が一般の公務員宿舍に準じる家賃で公務員に再賃貸するという形式をとるものであった。

建設戸数（計画）は、888戸（一戸当たり床面積48.7㎡）とし、昭和37年度中の完成をめざすこととなった。この方式は、後に述べる「国家公務員特別借受宿舍」（別称「準公務員宿舍」）の一種といえよう。なお、この宿舍そのものは国への賃貸期間（60年）満了後は国有財産に帰属するものとし、その賃貸料もそれを前提にした計算となっている。

小金井地区のほか、この時期、連合会の行った大規模な宅地造成事業として次の二つがあげられる。

②愛甲原分譲住宅地（神奈川県厚木市）

この物件は、昭和38年8月に買収契約を締結し、全区画886口であった。

③奈良市秋篠分譲住宅地（奈良県奈良市）

この物件は、昭和39年11月に買収契約を締結し、全区画172口であった。

なお、②及び③のような自家造成自家分譲の手法ではなく、既成宅地を購入して公務員に分譲するという転売方式による次のものもある。

④愛知県小牧分譲住宅地（愛知県小牧市）

この住宅地は、愛知県住宅供給公社の造成した宅地を購入し、組合員に分譲(売却)する形をとったものである。昭和44年3月に買収契約を締結し、全区画30口であった。

このように連合会は、国家公務員のための宿舍や住宅貸付資金原資の確保、住宅・宅地について種々の対策を講じていくが、民間の宅地開発の進展とともに次第に適地の確保が難しくなり、また、種々の法的、行政的規制がこれに拍車をかけるようになっていくなかで、次に述べる国家公務員特別借受宿舍（準公務員宿舍）事業は、この時代、連合会が行った大きな公務員の住宅確保対策であった。

⑤国家公務員特別借受宿舍(準公務員宿舍)

国家公務員特別借受宿舍は、国家公務員の住宅不足に大きく寄与するものとして始まったものである。この特別借受宿舍は、「国家公務員宿舍法」（昭和24年法律117号）第5条に定める合同宿舍として運営されること、建設用地は国の所有

する土地とすること、そしてこれを連合会に無償使用させることとなっているもので、建物の国の借受料は建設費用に年利5分5厘（のち6分5厘）の65年、半年賦元利均等償還の計算（含公租公課及び火災保険料）によったものとし、賃貸期間は65年、期間満了後は連合会は国に寄付するものとされた。

昭和37年度から始まったこの事業は、昭和47年度（一部昭和48年度）で終了するが、その建設戸数は計4万3,900戸余（うち防衛庁関係1万2,500戸余）で、当初の国の目標「10年間4万4千戸建設」はほぼ達成されたことになる。この事業は、公務員福祉の向上に大きく寄与したばかりでなく、同時に連合会の長期給付積立金の運用面でも大きなプラスがあった。

(5) 貸付事業

共済組合員への資金貸付事業は共済組合が行い、連合会はその原資を各共済組合に供給しているが、この時期（昭和34年～昭和43年）は、組合員の住宅資金に対する旺盛な需要により、組合貸付残高が昭和34年度末の39億円から昭和43年度末の893億円に飛躍的に増大している。

(6) その他

福祉関係について、以上のほか組合員の子弟のための保育所、学生寮の開設がある。

保育所については、昭和38年11月「試験開所」ということで東京都港区に「東京保育所」が開設された。

第4節 連合会新発足後の諸事業の発展と推移（その2）（昭和44年～昭和53年）

第1 概 況

昭和44年から昭和53年までの10年間、我が国の社会・経済の状況は前半（昭和48年まで）と後半とで大きく異なっている。前半は、国際収支の黒字も定着し、我が国は債務国から債権国となり、いざなぎ景気の余波を保って引き続き年率10%前後の経済成長率を維持していた。

しかし、昭和46年8月に発表された米国のドル防衛策（ニクソンショック）への対応のため採られた我が国の財政支出の増大策は、結果的に通貨の過剰流動性を招くこととなっていったが、これに昭和48年10月の第1次石油危機（オイルショック）が加わり、我が国の経済はインフレと不況が同時進行する形で深刻化することになった。

このようななかにあって、昭和48年前後の年金を含めた社会保障全般の大幅な改善の結果が国の財政負担の増大となって、特にクローズアップされてくるようになる。

なお、この期間特記すべきものの一つとして沖縄の復帰（昭和47年5月15日）がある。これに伴い、関係職員に対する「国家公務員共済組合法」の適用と経過的な調整などのため「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」（昭和46年法律第129号）が制定されている。この期間の10年、連合会自体の事業についていえば、年金業務に関しては、厚生年金、国民年金を中心とした社会保障制度の施策に関連・影響された改正と恩給制度の改正に伴

うこの二つの動きが中心で、制度の根幹に係わるようなものはなかった。このなかで、昭和44年と昭和49年の2度の長期給付に関する財政再計算業務を経験する。

福祉事業については、その基盤は一応安定しているなかで、整備・運営についての諸施策を推進している時期であったといえよう。すなわち、保養・宿泊などについてのハード・ソフト両面の整備が引き続き主題となっていた。このなかで、東京共済会館（通称竹橋会館）の建設が挙げられる。

ちなみに、連合会加入の共済組合は昭和43年度末で計20組合であり、組合員数は73万人余。10年後の昭和53年度末の状況は、組合数は変わらず20組合、組合員数は76万6,000人余と若干の増となっている。

第2 長期給付関係業務

長期給付の受給権者数は、「新法」関係については昭和43年度末時点で5万8,000人余、昭和53年度末では18万6,000人余であって、この10年間の増加は約3.2倍となっている。また、その金額は16倍の2,384億9,500万円となっている。これは、年金額の物価スライド、給与ベースのアップが反映された結果であり、年金の成熟度はこの間8%から24%と3倍になっている。

また、旧令共済年金についてみると、昭和43年度末時点で受給権者数2万8,800人余、年金総額33億3,000万円、昭和53年度末では2万1,500人余、年金総額135億2,900万円であり、受給権者の減少傾向は前期に引き続いている。

これらに対応する連合会の事務組織としては、従来の年金部（3課1室制）では長期給

付の業務の質・量ともに増加するに従い、昭和44年度初めで6課となり、昭和53年度末では7課2専門役制となり、電算処理業務のための機械部（2課制、昭和50年4月）が新設されている。また、旧令共済部は、旧令年金部と旧令病院部に分かれ（昭和43年7月）、旧令関係の年金支給業務は旧令年金部（2課1専門役制）として行うこととなった。

昭和44年度から昭和53年度までの共済年金は、制度的にみれば根本的な変革はなかった。このようななかで、昭和46年2月5日、国家公務員共済組合審議会から大蔵大臣に対して「附 共済組合制度に関する再検討の促進について」と題する建議がなされた。これは、恩給制度など他制度の動きに追随するのみでなく、従来の経緯に捉われない共済組合制度の本来の役割を踏まえた制度の再検討を促すものであった。その後、論議検討が重ねられ、昭和48年12月10日に再度建議がなされた。この結果は、翌昭和49年度の法律改正（昭和49年法律第94号）に反映され、年金額算定基礎俸給の見直し、遺族に係る扶養加給制度の新設、低額年金額の引上げ（いわゆる通年方式の導入）などが行われた。

この法律改正では「長期給付の費用負担の原則」の規定の変更も行われている。すなわち、従来の共済年金の財政方式である「完全積立方式」から「修正積立方式」を採用したことであった（「新法」99条①）。これは、厚生年金、国民年金の例に倣ったものであり、保険料の急激な増大を避けることを意味するものであった。

昭和44年から昭和53年までの10年間、連合会は長期給付（年金）に係る所要財源率の再計算期を2度迎えている。

まず、昭和44年10月期（第2次）の再計算の結果は、年金受給者の死亡率の低下傾向がある反面、俸給指数の上昇率が前回の計算時に比べて緩慢となっていること、すなわち、給与改定が近年上薄下厚の傾向をたどっており、これに遺族年金への転給の激減状況を加味すると、少なくとも一般公務員については「財源率の増加要因と減少要因が相殺されて、結果的には今回の財源率は1,000分の104.70となり、前回の104.77に比し1,000分の0.07の差にとどまる」という形になった。

その後の検討の経過を踏まえ、最終的に掛金率、国庫負担率は、ともに据置きとなったのである。ただ、その検討の過程で特に論議となったのが過去勤務債務の取扱いであった。過去の制度改正や年金額の改定などのために不足となっている責任準備金の額は当時約690億円と計算されていたが、この不足財源の処理・対応については、次期再計算期までの懸案という形になった。

第3次の財政再計算期は、昭和49年10月である。第1次と第2次は、ともに一般公務員の場合、掛金率は引き続き据置きとなったが、今期は過去勤務債務に係る責任準備金の不足が、ベースアップや制度改善に伴ってさらに増大した。

現行の「国家公務員共済組合法」の規定（99条①二）による計算料率によれば、一般公務員の場合、財源率は1,000分の137.74（うち過去勤務債務分は27.30）となり、現行料率（105.00）に対し31%のアップとなった。

このため、昭和49年10月の財政再計算期を前に、厚生年金、国民年金の例に倣って「国家公務員共済組合法」の規定を改正し（昭和49年法律第94号）、修正積立方式に変更

することとなった。その結果、前年の厚生年金の改正を参考にして所要財源率を80％に修正減したものを新しい財源率（1,000分の110.5〈一般公務員〉）として昭和49年10月1日から適用することとし、激変の緩和を図った。

第3 福祉関係事業

1 医療関係事業

(1) 直営医療施設

昭和44年から昭和53年の10年間に連合会が新しく設置した直営の病院はない。一方、この間、若松病院の廃止（昭和50年3月31日）と秋田病院の移管廃止（昭和51年12月31日）、湊川神港病院の神港病院（六甲病院）への統合による廃止（昭和52年9月30日）がなされ、この結果、昭和53年度末の直営病院数は30から27（「虎の門病院分院」を加える）に減少している。

連合会の医療経理は、昭和37年度から全体として赤字傾向を示すようになり、昭和43年度末での累積赤字額は16億2,600万円、昭和50年度末で99億4,900万円と累増した。

この原因について、「医療経理特別対策委員会」（連合会理事長の諮問機関）は、昭和46年12月21日付の答申で、「一般的原因」としては、医療費の公共的抑制、薬価の引下げ、人件費のベースアップによる上昇、医療設備・医療機械の更新など、要するに病院としての機能を維持するための諸経費が大幅に増加していることであり、また、「連合会特有の原因」としては、病院の大部分が応急的かつ不完全な施設で発足した結核病院や職域診療所であり疾病構造の変化、医学、医術の進歩に対応し得ていないこと、長期的展望を

含めた病院経営の基本方針が必ずしも確立されてはいなかったこと、資金的な制約のために十分な整備改善が行われていないことなどを挙げている。そしてこれらの状況に対する改善策として、「一般病院」については、施設の改善整備を進めるとして組合員の利用動向やニーズを計り、かつ、経営的に成り立つか否かを検討すること、そしてその実施に当たっては長期的な展望の下に、必要度の高いものから計画的に着手すべきであるとしている。医療経理の赤字の大部分を占めている「結核病院」については、採算維持についての見通しが得られるならば適正規模に整備を行うこと、収支改善の見込みも乏しいものについては国・自治体等への移管を考慮すること、それが望み難いものについては然るべき措置をとることが望ましいこととしている。

連合会の直営病院の収支状況をみると、この期間の初年度である昭和44年度に全30病院中黒字を計上したのは2病院で、医療経理全体で11億5,000万円の赤字（累積欠損額29億7,200万円）で、この期間中最大の赤字年度は昭和48年度の26億7,000万円、累積欠損額では昭和50年度末の99億4,900万円であった。それが当期の最終の昭和53年度においては25億6,700万円の黒字となり、累積での赤字額は25億3,300万円まで減少している。

(2) 管理医療施設

この期間の連合会の管理医療施設（旧令病院）の経営の状況は、全体として黒字基調であり、昭和53年度末では累積剰余金（除基本金）は58億4,100万円に達し、この10年間で50億8,700万円の増加となっている。ただ、昭和48年度と昭和49年度は、いわゆる

第1次石油危機による物価の上昇、人件費・物件費の高騰に加えてデフレ政策などの影響があり、収支が赤字になっている。

個別の施設についてみると、田浦共済病院（のちの横須賀北部共済病院）は、この地域の人口の減少、立地条件の悪さ、施設の老朽化などにより、昭和42年度以降収支の悪化が続くようになっている。

舞鶴共済整肢学園も昭和38年頃から収支が逆調を呈するようになり、以後復調することのないまま昭和53年度末をもって廃止となった。なお、この施設は、昭和54年度から、改めて「京都府立舞鶴こども療育センター」として再発足し、連合会がその運営を受託している。

2 保養・宿泊関係事業

昭和44年から昭和53年までの10年間の保養・宿泊関係事業の特徴は、量的な拡大の終焉と質的な充実化への歩みであろう。経年による既存施設のリニューアル期を迎えたこの時期、連合会は施設整備の重点化と不採算施設を中心とした施設の整理統合を方針とする方向を明確にするようになった。

連合会は、かねてブロック単位ごとに「共済会館」の充実に力を注いできた。昭和27年9月に開設された虎ノ門共済会館があるが、その後、名古屋、大阪と続き、昭和40年代に入ると仙台、熊本、広島、札幌が加わり、昭和47年度の金沢、福岡で一応の完了となった。

この期間、保養施設として新たに別府（昭和48年）、下呂（昭和50年）を開設し、富士（昭和48年）、鹿野（昭和53年）を廃止し、別府旧施設を新施設に吸収している（昭和48年）。

宿泊施設では、共済会館の開設に伴い金沢、福岡両宿泊所を廃止（昭和47年）し、続い

て静岡宿泊所も廃止（昭和50年）した。

この時期、特記すべきものとして、東京共済会館の建設がある。虎ノ門共済会館は、次第にその老朽化とともに、特に昭和43年度以降、利用率の低下に伴い収支が悪化するに至った。昭和48年2月、国は、千代田区大手町の国有地を日本輸出入銀行、海外経済協力基金、連合会の三者共有の形で交換譲渡することになった。連合会の場合、その交換財産は小金井市の国家公務員特別借受宿舎が建つ連合会会有地であり、虎ノ門共済会館はこの大手町に移築することとなった。新たに「東京共済会館」として昭和54年4月20日に営業を開始し、虎ノ門共済会館は翌昭和55年3月31日で廃止することとなった。

ところで、連合会の施設の整備、リニューアルの進展は、同時に長期経理からの借入金の増加、諸経費の増嵩につながり、そして収益は必ずしもこれに伴わず、宿泊経理は昭和34年度頃から慢性的な赤字傾向を示して、昭和46年度末では、累積欠損金は6億6,300万円に達した。この対策を検討するため、昭和46年8月30日付で連合会理事長の諮問に応じる「宿泊経理特別対策委員会」が発足し、改善策としてサービスの向上（諸設備の改良・改善、自動販売機、各室冷蔵庫・テレビ、門限等便宜の提供）、利用率の向上（受付方法の改善、PRの強化）、管理運営の改善（実態把握・連絡の強化、処遇改善）が具体的に示された。

3 その他の福祉関係事業

(1) 保健・体育施設

前期に引き続き、連合会は、目白運動場、東海グラウンド、大阪城グラウンド及びびわこロッヂを運営していた。

このうち、大阪城グラウンドは国有地を無償で借り受けていたが、都市計画の「大阪市緑地公園地区」に編入されたため、昭和44年3月末をもって廃止返還されている。

一方、昭和51年1月、連合会は総理府から国家公務員船橋体育センター(千葉市船橋市)の管理運営の一部を委託された。この体育センターは、「国家公務員法」(昭和22年法律第120号)の規定(法73条①)に基づいて行う能率増進計画の一環として、国家公務員の健全なレクリエーション活動を育成するためその前年10月に設置されたものであるが、この運営受託の業務は、昭和57年度からは(財)能率増進研究センターが受託することになり、連合会は昭和56年度末をもって受託を終了している。

(2) 物資施設

公務員の住宅団地での日常物資などの供給を目的とする施設として、戸山センター、三宿センター及び小金井センターがあるが、当期新たに「稲毛センター」(千葉県千葉市)が開設され、昭和48年9月に業務を開始(稲毛生活協同組合に業務委託)している。

これらの施設は、当初は歓迎されたものの、近傍地域が発展しこの種の商店や施設の増加とともに存在価値が薄らいでくる。その結果、戸山センターは、昭和46年8月末に廃業、昭和47年度末に廃止された。三宿センターは、直営から委託方式に切り替えてなお存続を図ったが、委託していたスーパーマーケット部門は休業となった。

また、連合会が国の合同庁舎に設置した食堂・売店は、前期からの5か所であるが、大阪合同庁舎食堂は昭和49年4月1日に廃止されている。

(3) 冠婚葬祭施設

結婚式場等婚礼関係の施設の設置は、虎ノ門共済会館をはじめとして昭和53年度には9の共済会館全てに及んでいる。その他の保養・宿泊施設にも設置しているところもある。

葬祭関係についても、前期に引き続き「(福)助葬会」に委託して事業を行っている。

(4) 住宅・宅地関係の事業

この時期、組合員の宅地の確保対策としての新規の土地の入手は、民間宅地開発の進展による競合や法的行政的規制の強化とともに次第に困難となり、前期までのような自家買収自家造成を望める状況ではなくなってきている。そこで、民間の分譲地のうち適当と目されるものを買収確保し、それを組合員に分譲するという方式に前期から転換することになった。

今期においては、関東地区では昭和47年買収の「つくばね住宅分譲地」をはじめ、10地域についての買収・分譲を行っている。東海地区では昭和49年、岐阜県下の「鵜沼住宅地」など3地域、そして関西地区では奈良県下の「榛原ネオポリス」(昭和49年)と大阪府下の「イトーピア長野」(昭和50年)がある。

連合会が国家公務員のためにその宿舍を建設して国を通じて賃貸するいわゆる国家公務員特別借受宿舍(準公務員宿舍)は、昭和47年度をもって建設を終了したが、防衛力整備計画の一環としての立場という特殊な事情により防衛庁関係分だけはその後も建設が続けられ、その戸数は昭和48年度から昭和53年度までは4,000戸余であった。

(5) 貸付事業

連合会の各共済組合に対する貸付残高は、

昭和53年度末5,001億2,000万円で昭和44年度末の4.6倍となっている。その貸付額の大半は、組合員に対する住宅資金であったことは前期と変わらない状況である。

(6) 財形持家融資事業

勤労者の預貯金等貯蓄資産の形成と持ち家取得の推進を図るため、「勤労者財産形成促進法」(昭和46年法律第92号)が昭和46年6月1日に施行された。

当初、財形貯蓄主体で発足したこの制度は、その後改正を行って、金融機関等に集積されている財形貯蓄資金を原資にして加入者の持家取得を支援する「財形持家融資制度」を開始することとなった。この制度を国家公務員にも導入するため、「国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員の福祉増進事業に関する政令」(昭和52年政令第199号)が公布施行された。

この政令を実施するため内閣総理大臣が定めた「昭和52年度基本計画」(昭和52年10月15日付)を受けて、連合会は現業系を含めた全共済組合に対して融資事業を行うこととなった。この財形持家融資は、財形貯蓄取扱金融機関等から連合会が一括して資金を調達し、各共済組合はこれを借り受けて組合員に貸し付けるものである。

初年度の昭和52年度は事業規模(貸付枠)は20億円、貸付利率は6.83%、償還期間は15年以内で昭和53年2月に融資が行われている。

(7) その他

福祉関係については、以上に述べたほかに「東京保育所」があるが、この期も引き続き運営を行っており、児童数は平均83人(うち組合員関係63人)であまり変動がなかった。

第5節 連合会新発足後の諸事業の発展と推移(その3)(昭和54年～昭和63年)

第1 概 況

昭和54年から昭和63年までの10年間の我が国は、それ以前とは全く異なった時代となっていた。それは何よりも経済の高度経済成長期の終焉であり、このことは社会保障関係においても大きな影響を与えることになる。昭和48年秋の第1次石油危機を転機に、我が国の経済は一転して低成長期を迎え、さらに昭和53年の第2次石油危機を契機に従来の高成長を望む状況ではなくなった。

このようななかで臨時行政調査会(第二臨調)が設置された(昭和56年3月16日初会合)。それは、高成長期に膨張した我が国行政の諸制度諸組織の再検討と、新しい「低成長の時代」に即応した体制への改革を図ろうとするものであった。この第二臨調は、施策見直しの一環として年金問題も取り上げ、昭和57年7月30日、内閣総理大臣に対して次のような提言(第三次答申(基本答申))を行った。

- 一 全国民を基礎とする統一的制度により、基礎的年金を公平に保障することを目標として改革を進めること
- 二 当面、国鉄共済と類似共済制度との統合を図ること
- 三 将来の一元化を展望しながら給付水準の適正化等を進めること
- 四 年金問題担当大臣の下で、昭和58年度末までに、改革の内容、手順等について成案を得るべきこと

（第二臨調「第三次答申」）

この答申への政府の対応を機に、共済制度を含め社会保障制度全体への検討が本格化する。そしてその結果が、「公的年金制度の改革について」と題する昭和59年2月24日の閣議決定である。

社会保障制度を取り巻くこれら一連の動きのなかで、昭和58年12月の「国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律」（昭和58年法律第82号。以下「統合法」という）、昭和60年12月の「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」（昭和60年法律第105号）により国家公務員の共済組合制度も改革されていくことになる。

なお、この間、長期給付に関する財政再計算期を2度（昭和54年と昭和59年）迎えている。

一方、福祉関係の諸事業にも種々の動きがある。虎ノ門共済会館がリニューアルし、改めて「東京共済会館」として千代田区大手町に開設されたのは、昭和54年4月であった。また、連合会の保養・宿泊関係施設について、「KKR」（ケイケイアール　こころ）を各施設の通称に冠することとしたのは、昭和60年末からである。

ちなみに、連合会加入の共済組合は、昭和63年度末では合計24である。前期末（昭和54年3月31日）に比べ、現業系を中心に5組合（建設省、郵政省、林野庁、印刷局、造幣局）の増、合併による1組合（アルコール専売）の減、差し引き4組合の増加となっている。組合員数の総数は114万5,000人余で、前期

末のそれに比べて昭和59年4月からの郵政省共済組合の加入もあり37万9,000人余の増加となっている。

第2 長期給付関係業務

昭和54年から昭和63年までの10年間のこの時期は、長期給付制度にとって大きな変革の時期であった。それは、従来恩給関連の改正が中心であったものから、共済年金独自の検討に基づく制度改正がなされるようになり、さらに我が国の「公的年金の一元化」という大きな流れのなかでその一項目として共済制度が見直されたことである。

（1）国家公務員共済組合法の改正

共済年金独自の制度改正と目されるものとして注目されるのは、昭和54年12月に公布された「昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律」（昭和54年法律第72号）である。施行は一部の事項を除いて昭和55年1月1日であった。

改正の主なものは、年金額改定など恩給関連のほか、独自のものとして退職年金の支給開始年齢の引上げ（55歳から60歳へ）、減額退職年金制度の見直し（支給開始年齢と減額率の見直し）、高額所得者に対する年金の一部支給停止等がある。これらは、いずれも昭和34年の共済制度の全面発足以来20年を経過して、新制度の実施状況や社会情勢の変化を考慮検討された結果である。

昭和55年4月1日、現業共済組合である印刷局、造幣局、林野庁と建設省の4共済組合が連合会に加入した。これは、年金制度の成熟化、人員構成の変化などに伴い、共済組合間での料率の格差が明確になり、共済年金制

営委員会」が置かれることとなった。

（3）公的年金の見直しと一元化

公的年金の見直しと一元化に関し、共済制度最大の改正は、昭和60年12月に公布された「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」（昭和60年法律第105号）である。施行日は翌昭和61年4月1日であった。この改正によって国家公務員にも全国民共通の基礎年金（国民年金）制度が適用され、被用者年金制度の各年金は、この基礎年金の上乗せ給付となるなど、その仕組みと給付・負担の両面で、各制度とも創設以来の大きな変革となった。すなわち、公的年金制度の統合であり一元化の具体化である。この制度改正は、「第二臨調の提言（第三次答申）」やこれを受けた閣議決定「公的年金制度の改革について」に沿うものであった。

これらの改革は、大きな背景として我が国人口構造の高齢化・少子化への急速な進行、経済の低成長化と財政の逼迫などの社会・経済の変化があったことによる。このなかにあって、給付と負担の均衡や長期的に安定した年金制度の確立のための公的年金制度全体の見直しが強く迫られ、また、従来公的年金制度が分立しているため、産業構造、就業構造の変化に対応できない状況のものが生じて、この対応の必要が生じたのである。

（4）財政再計算（第4次・第5次）

大きな制度改正が続いたこの10年の間に、長期給付に係る所要財源率の再計算期を2度迎えている。昭和54年10月（第4次）と昭和59年10月（第5次）である。

昭和54年、第87回通常国会に提出された「国家公務員共済組合法」の改正案は、国会情勢のため審議が進まず、2度廃案となり、

度の長期的な安定のためには規模の拡大が必要であったことによる。

その後、郵政省共済組合が連合会に加入（昭和59年4月1日）し、一方、アルコール専売共済組合が通商産業省共済組合に統合され解散となっている（昭和57年9月30日）。

（2）「統合法」の成立

「国家公務員共済組合法」の大改正と目されるものとして、昭和58年の「統合法」がある。

これは、公的年金制度の一元化への展望のなかで、まず国鉄共済を含め類似の共済制度の統合を図ろうとするものであった。すなわち、この改正は、国家公務員と公共企業体職員の共済組合制度を統合することにより、公共企業体職員についての長期給付の給付要件などを国家公務員のそれに合わせるというものであり、併せて財政危機にある国鉄共済組合の年金給付事業の円滑な実施を確保することが主眼であった。施行日は昭和59年4月1日、ただし、連合会が行うこととされている長期給付財政調整事業（以下「長期財調事業」という）については昭和60年4月1日からである。また、これにより昭和59年4月1日に「国家公務員共済組合連合会」は「国家公務員等共済組合連合会」と改称された。

この長期財調事業は、国鉄共済組合の長期給付財政の危機的な現状に鑑みて、連合会と他の公共企業体の組合からの拠出金をもって、国鉄共済組合に交付金を交付することなどにより、国鉄共済組合が支給することとなっている年金の円滑な支払いを確保し、適正な運営を図ろうとするものである。そこで、連合会にこの長期財調事業の具体的な年度計画の策定に携わる「長期給付財政調整事業運

第90回臨時国会での継続審査の末、同年12月21日第91回通常国会で可決成立、同28日に公布された（法律第72号）。施行日は一部の事項を除き翌昭和55年1月1日である。このため、昭和54年10月1日の財政再計算の期日に間に合わず、当面現行法を前提とした算定結果を基に定款改正を行った。

改正法成立前の現行法に基づくと、平準保険料率（財源率）は、一般公務員の場合1,000分の110.5から1,000分の165.8となり、激変緩和のため、これに前回と同様の修正率（80％）を乗じて1,000分の133となり、かなりの引上げ幅となる。今回の改正法案では財源率の抑制効果をもたらす年金支給開始年齢の引上げ（55歳から60歳へ）と掛金率の抑制効果をもつ国庫負担の増額（15％から15.85％へ）が予定されていたため、これらの見通しと計算結果を勘案しながら、昭和54年10月から掛金の引上げ幅を2分の1程度の1,000分の5とし、その不足分は翌55年10月からの料率引上げで補完する段階的な料率を適用する形とした。その後、改正法の公布（昭和54年12月28日）を受けて一般公務員の場合の財源率を昭和55年1月から1,000分の123とする定款改正（負担金率の引上げのみ）が行われた。

昭和59年10月、第5次の長期給付所要財源率の再計算期となった。公的年金制度の改革や高齢化社会を迎えて、共済年金を取り巻く環境にも厳しさが加わることが予想される上、国鉄共済年金の救済問題もあり、財源率の相当の引上げが見込まれる状況にあった。財源率は、一般公務員の場合、算定によると平準保険料率で1,000分の209.65、前回並みの修正率（80％）を使用しても1,000分の

168となり、現行料率(1,000分の123)に比べ1,000分の45の上昇となる。さらに、昭和60年4月から長期財調事業のための保険料率（計1,000分の10.6）が加わることになる。

大幅引上げ、大幅負担増に対する国家公務員関係の職員・労働組合を中心とする強い反対が続く。曲折の末、連合会が運営協議会の議を経ることなく、新料率の適用を12月からとして評議員会で財源率改定（一般公務員の場合1,000分の169.7とする）に係る定款変更の審議を終えたのは、期限とされていた10月1日を過ぎた昭和59年10月5日であって、同日大蔵大臣に認可申請を行い、即日認可を得た。

昭和60年4月に開始される国鉄共済年金支援のための長期財調事業のための掛金の負担増は、共済年金の給付額に反映されないものであり、かつ、先の定款変更に続いての再度の掛金率の引上げとなるため、組合員の強い反対があった。このようななか、同3月30日、連合会は運営協議会を開催できないまま、評議員会において審議運営に必ずしも円滑を得ないまま議を了して大蔵大臣に定款変更の申請を行った。この長期財調事業分の保険料率は1,000分の10.6で、その2分の1（1,000分の5.3）が組合員の掛金率に加わることとなった。なお、実施日は予定より1か月遅れの昭和60年5月からとされた。

(5) 基礎年金制度の導入

昭和61年4月に全国民を対象とする基礎年金制度が導入された。

国家公務員共済組合においても「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」が昭和61年4月から施行され、国家公務員にも国民年金の基礎年金制度を導入すること、年

金額及び保険料算定のための基礎俸給を本俸から標準報酬制に変更すること、年金の支給開始年齢を65歳にすることなど、給付と負担の均衡を図るための改正が行われた。

制度改正が実施される場合には、通例は財政再計算を行うのであるが、この再計算を行うに当たっての情報が早急にはそろわなかったこともあり、今回は保険料率を単に本俸と標準報酬の割合で換算するのみとされた。この制度改正に伴う財政再計算は、次期平成元年10月期（第6次）を待つこととなる。

なお、当期昭和63年度末における連合会加入組合関係の長期給付の受給権者数は、郵政省等現業系を中心とした共済組合（5）の加入により、60万4,000人余（昭和53年度末18万6,000人余）となっている。

(6) 旧令特別措置法関係

「旧令特別措置法」の施行に伴う旧陸海軍及び外地関係共済組合員に係る年金給付業務については、主として恩給に準ずる増額の改定措置等を伴いながら続けられており、その当期10年間ににおける受給者数は年々減少し、昭和63年度末では1万3,300人余となっている。

(7) ガス障害者のための救済措置業務

ガス障害者のための救済措置業務は、「ガス障害者救済のための特別措置要綱」（昭和29年2月12日蔵計第280号）に基づき、連合会が行っているものであるが、原爆被爆者に対する援護措置などを参考に金額の増加、対象範囲の拡大など数次の改定を重ねてきている。

第3 福祉関係事業

1 医療関係事業

(1) 直営医療施設

昭和54年から昭和63年までの10年間の直

営医療施設数は、27病院で変動はなかった。

昭和63年度、長年の懸案であった直営医療施設に係る医療経理の累積赤字が解消された。そして、昭和49年度の長期経理からの運営資金の借入（短期）60億円も昭和61年度には完済となっている。これには東海病院など病院用敷地の処分益の繰入れ等があずかって力があつたが、基本的には利用増・収入の増と経費の節減といった累年の結果が大きい。

医療経理全体としては黒字に転じつつあった連合会の今期ではあるが、個別の病院については収支・経営の問題を有するものがあつた。このため、連合会に「直営病院経営対策委員会」を設け検討が行われた。

虎の門病院については、本院と分院との機能別一体的運営、有機的連携の必要性が強調され、また、新香里、長尾両病院については、両病院の一体的運営を図ることが最も適当であると連合会理事長に報告されている。

ちなみに、昭和63年度における当年度の赤字病院は全27病院中6病院、また、累積赤字を有している病院は12病院であった。

連合会は、医療水準の向上、組合員利用の向上をめざして病院施設の整備を進めてきた。今期特に注目されるものとして、旧虎ノ門共済会館の跡地を利用した虎の門病院の新館増築がある。完成は昭和58年9月末、診療開始は同10月11日であった。

(2) 管理医療施設

いわゆる管理医療施設（旧令共済病院）は、前期と同様9病院である。これに加えて、昭和54年4月から運営を受託している京都府立舞鶴こども療育センターがある。なお、この期中、大船共済病院を「横浜栄共済病院」（昭

和61年10月24日)に、田浦共済病院を「横須賀北部共済病院」(昭和62年12月1日)に病院名が改められている。

経営状況は、全体としては当期も黒字基調であった。昭和63年度末では累積剰余金(除基本金)は全体では256億9,700万円と、この10年間に198億5,600万円の増加となっている。

2 保養・宿泊関係事業

昭和54年からの10年間の保養・宿泊関係施設数は、昭和63年度末でみると、総数では最大83施設(昭和43年～昭和46年)から72施設と11施設の減で、うち当期中で8施設(保養、宿泊各4施設)の減少となっている。

一方で利用者数の減少はほとんどみられない。これは、昭和54年4月から営業開始した東京共済会館の存在が大きい、施設ガイドブックの作成配布、期中新たに連合会に加入した5共済組合の組合員に対する積極的なPR、さらに、昭和54年度からの年金受給者へ「特別利用証」(内部組合員並み)の無料交付が挙げられる。この交付の範囲は昭和56年度から遺族共済年金受給者等にまで拡大している。

当期の経営収支の状況を見ると、昭和55年度を除き9年間黒字を計上している。その結果、昭和63年度末の累計の剰余金額は48億8,500万円(昭和53年度末では3億2,200万円の不足)となっている。この期間の経営収支はおおむね順調であったといえる。特に、婚礼関係部門の寄与に大きいものがあった。

ただ、個々の施設についてみると、共済会館では昭和63年度に欠損を計上しているものが5か所、宿泊所でも半数が赤字計上となっており、保養所でもやはり問題の施設が

散見される。経営改善をどのようにして進め効果的な経営を図るかが引き続き連合会の課題となる。

ところで、連合会では、昭和55年8月から沖縄県下所在の連合会加入組合の組合員のために「沖縄地区特約施設」事業を開始している。昭和47年5月15日、施政権が返還され本土復帰となった沖縄地域については、連合会の保養・宿泊施設は皆無のままであった。このため、当面、民間のホテルなどの特約施設を利用する組合員・被扶養者の宿泊料金について連合会から助成を行うこととした。

3 その他の福祉関係事業

連合会は、医療と保養・宿泊の事業のほかにも、保健・体育施設、物資施設、冠婚葬祭施設の経営、貸付資金原資の供給、住宅・宅地関係の事業及び国家公務員特別借受宿舍(準公務員宿舍)関係事業などを行っている。これに、今期新たに共済組合のための「短期給付財政調整事業」が加わる。以下各事業について概説する。

(1) 保健・体育施設

前期に引き続き、目白運動場、東海グラウンド及びびわこロッヂの運営を行っており、収支は必ずしも順調でないものもあるが、利用度は比較的良好なものも多く、いずれも施設の改善整備を図りながら組合員の利用の便に供している。

(2) 物資施設

公務員の住宅団地で日常物資などの供給を目的とする三宿センター、小金井センター及び稲毛センターを前期から引き続いて設置している。この種の施設は当初と異なり、近傍地域が発展し民間の商店や施設が増加するとともに、その役割が薄らいできている。

また、連合会が地域の国の合同庁舎に設置している食堂・売店は、前期から引き続き札幌、広島、熊本及び仙台の4か所であった。この事業も、時代の進展と地域の状況、環境の変化などにより、経営に困難を加えるようになっていくのである。

(3) 冠婚葬祭施設

結婚式場等婚礼関係の施設は、共済会館や保養・宿泊施設に設置しているが、引き続き国家公務員の要望に沿って便宜提供を図っている。

葬祭関係についても、従来と同様東京周辺地域において(福)助葬会に委託して事業を行っている。

(4) 住宅・宅地関係の事業

住宅・宅地確保について連合会の従来方式は、方向転換すべき時期に來た、つまり、従来の住宅・宅地の直接的な確保事業からその斡旋事業への移行の時期、これが当期の状況であった。具体的には、仲介斡旋や法律相談、ハウジングセミナー、住宅フェアといった組合員のための住宅関係の情報提供関係事業へとする重点の移行である。

また、連合会が、長期給付の積立金を利用して国家公務員のために宿舍を建設し、国がこれを借り受けて国家公務員に賃貸するいわゆる国家公務員特別借受宿舍(準公務員宿舍)事業については、この建設は昭和47年度で終了し、資金償還が完了するまで連合会が所有することとしているが、防衛庁関係については、引き続き建設が行われている。

なお、当期に連合会に加入した印刷局、造幣局及び林野庁の3共済組合がそれぞれ単独で建設していたものが加わることとなった(昭和55年度)。林野庁関係では以後も引き

続き建設が続けている。

郵政省共済組合が連合会に加わったのは昭和59年4月であるが、この組合も従来から宿舍の建設を行っており、その業務を連合会が引き継いだのは昭和61年4月である。以後新規の建設は行われていない。

(5) 貸付事業

加入各共済組合に対する連合会からの貸付状況については、従来一貫して増加を示していたこの貸付残高が、今期はその増加のペースが落ちる傾向になっている。特に、昭和60年度、昭和62年度及び昭和63年度は残高ベースでも減少している。これは、折からの金融緩和と地価の高騰が、国家公務員の場合にも共済組合からの借入意欲に影響を与えている結果とみるべきであろうか。

(6) 財形持家融資事業

昭和52年度から開始したこの事業は、貸付総枠は年度により多少変動があるが40億円ないし20億円、貸付限度額(一件当たり)は当初の1,000万円から2,000万円(昭和57年度)に増額されている。貸付の状況は、年々増加する傾向にあり、当期の10年間では総額57億8,500万円、貸付件数は延べ1,307件である。

(7) その他

福祉関係については、以上のほか「東京保育所」があり、児童数は平均年59人(うち組合員関係44人)で、前期に比べて減少傾向にあり、収支も毎年度欠損を計上している。組合員に対する直接的な福祉事業ではないが、今期、連合会の業務に「短期給付に係る財政調整事業」(以下「短期財調事業」)が加わる。この事業は、「国家公務員共済組合法」の附則第14条の2の規定に基づき昭和56年

度に開始されたものであり、共済組合間の短期掛金負担の不均衡を調整するための交付金の交付事業と共済組合の短期給付関係事業のうち共同して行うことが適当と考えられる事業（共同事業）を連合会が行うこととされている。この共同事業としては、医療費通知、高額医療費交付、健康管理推進、医療費データベース、短期財政臨時交付の各事業が行われている。

この短期財調事業は、医療費の増大などにより短期経理が悪化している共済組合に対して組合間で共同・連帯して扶助しようとするものである。林野庁共済組合では、組合員の高齢化や勤務地に遠隔地が多いことなどのため入院受診の率が高いことなどにより他の組合に比べて医療費負担が著しく高くなっていたため、交付金の交付対象組合となっていた。

第6節 連合会新発足後の諸事業の発展と推移（その4）（平成元年～平成10年）

平成元年は1月8日から始まり、その年の前日までは昭和64年であるが、短期間でもあり便宜上平成期として取り扱うこととした。

第1 概 況

平成元年に始まるこの10年間の我が国の経済状況は、前期から一転していわゆるバブルの崩壊、景気の停滞と落ち込みなどが重なって、将来の展望を見出し難い時期であった。

この間、我が国の国民総生産（GNP）、国内総生産（GDP）は、ともに低調が続く。そして、平成9年度にはついにマイナス成長を記録するに至り、「平成不況」といわれる時期となった。

連合会は、平成元年で満40年を迎えた。それ以前の財団法人時代を加えると42年になる。連合会を取り巻く社会・経済の諸状況はこの40年間でかなりの変貌を遂げた。例えば、戦後も永らく分立したままになっていた我が国における公的年金の諸制度は、昭和50年代になるとその根本的な再検討の論議とともに、その統一・一元化が強くいわれるようになっていった。昭和50年代後半からの国家公務員の共済年金制度の改正はいずれもこの流れに沿ったものである。

連合会の行っている医療、保養・宿泊などの福祉事業についても、40年を経て変化を重ねてきた現在に立っての見直しと再検討が必要とされる。昭和期の末年から平成期にかけ、連合会では種々の研究・検討が進められることになる。

以下、項に従って連合会の諸業務等の状況を概説する。なお、今期、平成3年7月に従来3か所（九段・竹橋・虎ノ門）に分かれていた本部事務所を九段合同庁舎（千代田区九段南）に統合している。

ちなみに、連合会を構成する共済組合数は、24組合で当期を通じて変わらず、組合員の総数（除継続長期組合員）は平成10年度末110万7,000人弱で、前期の昭和63年度末に比べ約3万8,000人の減少となっている。

第2 長期給付関係業務

連合会での長期給付の受給権者（新法関係）は、昭和63年度末で60万4,000人余、平成10年度末で82万3,000人余であって、この10年間で約1.4倍に増加している。また、給付総額では1.5倍の1兆7,290億円となっている。

旧令共済年金についてみると、昭和63年度末で受給権者1万3,300人余、平成10年度末で6,100人余、給付総額では昭和63年度末で127億600万円、平成10年度末で71億5,700万円であり、支給人員等の減少傾向は顕著である。

これらに対応する連合会の年金関係の事務組織としては、平成10年度末で1部8課1室1専門役と旧令年金関係では1部2課1専門役となっており、このほか年金企画部（3課1専門役）と電算管理部（2課）がある。

平成元年から10年間の共済年金関係の制度改正は、平成元年度（平成元年法律第93号）と平成6年度（平成6年法律第98号）のものが注目される。なお、平成9年4月1日、旧公共企業体（日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業）の共済組合に係る長期給付関係は厚生年金に統合されて「国家公務員共済組合法」の適用から外れることとなった。これに伴って、同日「国家公務員等共済組合連合会」は「国家公務員共済組合連合会」と改称された。

（1）平成元年法律第93号による改正

「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」（平成元年法律第93号）によって改正された主なものとしては、年金給付の改善、年金支給回数の改善（年4回から6回に）、在職中の退職共済年金等の支給割合の改善、完全自動物価スライドの実施があり、これらはいずれも厚生年金保険法の改正と同様のものである。

また、共済年金制度独自の改正としては、日本鉄道共済年金の自助努力、JR各社の特別拠出金の負担、日本国有鉄道清算事業団の特別負担、日本たばこ産業共済年金の自助努力、日本たばこ産業（株）の特別負担がある。

（2）平成6年法律第98号による改正

「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」（平成6年法律第98号）によって改正された主なものとしては、年金給付の改善、標準報酬上下限度額の改定、60歳台前半の退職共済年金の見直し、在職中の年金の一部支給の仕組みの改善、育児休業期間中の掛金免除、特別掛金の徴収などがあり、これらはいずれも厚生年金保険法の改正と同様のものである。

なお、日本鉄道及び日本たばこ産業の両共済年金については、その財政状況に鑑み、日本鉄道共済年金関係では平成11年9月まで標準報酬月額の見直し、また、日本たばこ産業共済年金関係では職域加算部分は標準報酬月額の再評価を不適用とし、旧制度の年金（昭和61年3月以前決定分）の職域加算相当部分についても同様とすることとされた。

（3）財政再計算（第6次・第7次）

今期、平成元年10月期（第6次）と平成6年10月期（第7次）と、長期給付に係る財政再計算期を2度迎えている。そして、平成元年の再計算は、基礎年金制度導入後の初めての再計算であった。

まず、平成元年10月期（第6次）の再計算については、スライド・再評価による給付費の増加、平均余命の伸び、修正率採用に伴う不足財源の処理などにより、前回を上回る保険料率の引上げが予想されていた。

平成元年10月期（第6次）以降の財政再計算の審議は、従来の運営協議会・評議員会ではなく、新たに「国家公務員共済組合法」に基づいて設置された運営審議会と連合会に設けられた「年金業務懇談会」において行われる

こととなった。

長期給付に要する費用の再計算については、「大蔵大臣の定める方法」によることとされ、具体的には平準保険料率の80%を下回らない修正率を乗じて得た率を基にすることや、これにより難い場合であっても現行料率（1,000分の114）の引上げ幅は1,000分の38を下回ってはならないことなどであった。

再計算に係る年金業務懇談会では、全員の意見の一致をみるに至らなかったが、連合会が算定した平準保険料率は保険数理上妥当な数字であるとの「座長まとめ」により審議が終了し、また、運営審議会では連合会理事長の見解と組合員側・主管者側それぞれの意見表明を経て審議を終了した。

再計算についての定款変更（平成元年9月25日付認可）の結果、一般公務員の掛金率は1,000分の57から1,000分の76に引き上げる一方で、長期財調事業分に係る上乘せ掛金（1,000分の4.3）の取りやめが行われた。平成6年10月期（第7次）の財政再計算は、60歳台前半の給付を見直して報酬比例部分に限定し、65歳から満額支給とすることをはじめ、ネット所得スライド、雇用保険による給付との調整、期末手当等からの保険料徴収など、厚生年金の改正法案に倣った「国家公務員共済組合法」の改正を前提としたものであった。

この改正法案は、継続審議になった後、一部修正の上平成6年11月16日に法律第98号として公布された。連合会では、この改正法案が平成6年10月1日までに成立しない場合には、法案成立後に掛金率の引上げを行うことを前提として定款変更案を提案していたことから、改めて同11月22日に運営審議会を

開催し、定款変更による新保険料率の適用が12月になることを提案、了承を得た。

この結果、一般公務員の掛金率は、平成6年12月から1,000分の76を1,000分の87.2に、さらに平成8年10月から1,000分の91.95に引き上げられることとなった。

（4）旧令特別措置法関係

「旧令特別措置法」に基づく年金支給関係については、従来その増額、最低保障額等の改定は全て法律の改正によって行われていたが、昭和61年4月から「政令」によって改定する措置が講じられることとなり、当期（平成元年以降）も「恩給等の措置」に倣って政令に基づく改定が行われている。

この当期10年間ににおいても受給者数は年々減少し、平成10年度末では6,000人余となっている。

（5）ガス障害者のための救済措置業務

この業務は、「ガス障害者救済のための特別措置要綱」（昭和29年2月12日蔵計第280号）に基づき、行政措置として連合会が行っているものである。

今期、従来の旧東京第二陸軍造兵廠忠海製造所（大久野島）及び旧広島陸軍兵器補給廠忠海分廠に加え、平成5年度から旧東京第二陸軍造兵廠曾根製造所（現北九州市小倉南区）の関係従業員（陸軍共済組合員）にも適用されることになった。曾根製造所の操業開始は昭和13年4月であるが、その作業に忠海製造所で製造された化学兵器（毒ガス）を砲弾に充填する作業があった。その最盛期は昭和17年から昭和19年といわれ、従業員は1,000人前後であったとされている。

第3 福祉関係事業

戦後、社会・経済の一般的な窮乏下に置かれていた時代の我が国においては、国家公務員についての連合会の福祉関係事業は、広くかつ多方面にわたっていた。その後、昭和30年代の後半から40年代にかけて、経済の高度成長とともに時代の流れの変化、個別ニーズの変化が表れてくるようになる。そして、昭和50年代、年金を含め我が国の社会保障全体の見直しの時期を迎えると、福祉事業もまた、その現状についての再検討が促されることになる。

連合会は、今期においても、引き続き、連合会の福祉事業の在り方について真剣な検討と対応を進めていくことになる。

1 医療関係事業

連合会病院の将来の在り方についての検討を行うため、昭和61年6月、連合会内に「ヴィジョン研究会」（会長：伊豆蔵豊大大手前病院長）が設けられ、翌昭和62年7月「国家公務員等共済組合連合会病院の将来のあり方について」と題する報告がまとめられた。そのなかで、連合会病院に求められるものは、従来の「疾病の診断、治療中心」からの機能の拡大―在職中の健康管理から退職後の生涯医療までの分野への拡大である。

今期、連合会が進めた「健康医学センター（または、健康管理センター・健診センター）」の設置はこれに対応するものの一つである。平成2年度に、国により予算措置された「健康管理推進設備整備等補助」（15億5,000万円）を柱に、人間ドックのための健診機器の導入設置、巡回検診車の配置を行い、センターの人間ドックなどによる健診の充実の下に、

組合員の成人病予防等健康管理対策を行っている。平成11年3月末時点では、基幹病院を中心に計14のセンターを設置している。

一方、連合会が進めている高齢者に対する医療・介護・保健対策には、老人保健（医療）施設の設置と介護情報提供サービス事業とがある。

老人保健（医療）施設として、平成6年6月、横須賀北部共済病院に介護力強化型の「特例許可老人病棟」（病床数42）を併設した。さらに平成11年3月末現在、直営病院2及び旧令病院2において病院併設型の老人保健施設の設置を具体的に進めている。

介護情報提供サービス事業は、国家公務員や退職者などのために、その関係地区等における要介護高齢者の福祉サービスについての情報を提供するものであって、平成6年10月から行うこととしたものである。これは民間の損害保険会社で開発した介護情報サービス検索システム（「SARA」）を利用するもので、連合会本部内に「KKR介護情報提供センター」を設けて、個別の問い合わせ相談に応じている。

また、平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、大災害時における連合会病院の危機管理マニュアルの作成、自家発電装置等施設の整備も行い、組合員等の利用に支障のないよう種々の施策を行っている。

（1）直営医療施設

当期の10年間の直営医療施設は、27病院で変動はなかった。

当期においては、平成元年度・平成2年度と平成6年度以降は連年総体として利益を計上している。累積の利益剰余金は、平成10年度末で9億900万円である。この状況は、

医療費改定もあずかっているが、連合会の積年の経営努力の結果とみることができる。

個別の病院については、収支・経営に問題を有するものが依然としてあり、連合会がかねて問題視したのは「構造的に赤字から脱却することが困難」と考えられる病院である。そこで、連合会は平成10年3月に「連合会直営病院の再編の基本的方向」をとりまとめた。これにより、当面の再編対象病院を7病院とし、それぞれの再編計画を第1次と第2次に分けて掲記している。再編成は平成10年度から実施に移されている。

なお、平成10年度の赤字病院は27病院中12病院、累積赤字額を有する病院は14病院である。

(2) 管理医療施設

いわゆる管理医療施設(旧令共済病院)は、前期と同様9病院である。これに加えて、引き続き京都府から運営を受託している京都府立舞鶴こども療育センターがある。

経営の状況は、当期においても総じて安定しているものが多く、管理医療施設全体でも平成3年度から平成5年度までの3年間を除き黒字を続けている。なお、累積剰余金は管理医療施設全体で平成10年度末に307億700万円となり、昭和63年度末に比べ50億1,000万円の増加となっている。

なお、連合会として「旧令病院はいかにあるべきか、いかにすべきか」が改めて問われ、このため、「旧令病院問題研究会」(船後正道会長)における検討がなされることとなった。

2 保養・宿泊関係事業

連合会は、前期の終わりの昭和63年3月に「宿泊事業の中長期展望」を策定している。その中で、運営の重点を観光・リゾート地の

保養所、都会地の会館に置くこと、経営の健全化、効率的経営の促進を図ることとしている。この中長期展望を基に、平成元年度に連合会は「宿泊施設整備5か年計画(更新型)」を策定した。これは、いわゆるローリング方式で、毎年度見直し修正を加え、補充を行って「5か年計画」とするものである。また、この「宿泊事業の中長期展望」は、平成6年度に見直しを行っており、その後、平成8年12月に「宿泊事業の基本構想について」を策定し、今後の方針・考え方を項目別、施設別にまとめている。

今期における施設数は、平成10年6月に熱海共済会館を新設した共済会館を除き、保養・宿泊施設が前期末(63か所)に比べ、11か所の減少となっている。

また、今期における経営収支の状況を見ると、宿泊経理全体の損益は平成元年度から平成10年度までの10年間、黒字は平成元年度から平成5年度までの前半5か年間であり、平成6年度からは毎年度欠損となっている。その結果、平成10年度末の累積では6億8,000万円の剰余金残高となった。すなわち、この10年間で剰余金は42億円余の減少となっている。

このような状況を踏まえて、連合会では平成10年11月「宿泊施設経営改善5か年計画」を策定し、本部による重点的経営指導の強化、徹底したコスト削減、PR及び営業強化による増収策を柱に、各種具体的な対策に言及して宿泊経理全体の収支改善のための取組みを始めた。

前期から、保養・宿泊関係事業の一つとして「特約施設」関係の事業が実施されることになった。連合会施設のない国内のリゾート

地に施設設置を求める要望はかねてあったが、利用見込みや採算性、将来性など総合的にみて慎重を要するものについては、既存の民間施設を利用する方式を採用することとしたものである。

具体的には、全国的なネットワークをもつ民間旅行会社との契約により、その協定施設を利用する方法によることとし、平成4年10月旅行会社1社と「KKR特別契約保養所システム」による契約を締結した。これにより利用できる特約施設は平成10年度末時点で全国に合計24施設となった。

これとは別に、平成4年度から海外の宿泊施設についても特約方式による利用を行うこととし、施設ごとに連合会理事長と特約施設との間の契約により、宿泊料等利用方法を定めている。平成10年度末の海外の契約施設数は欧・米・豪・東南アジア地域等合計40施設である。

また、連合会では、平成6年4月に「KKR旅行友の会」を発足させているが、これは連合会の保養・宿泊施設と特別契約施設を利用した旅行の企画・実施を目的とするものである。

3 その他の福祉関係事業

連合会は、医療や保養・宿泊の事業のほかにも、福祉関係事業を行っている。今期(平成元年度以降)におけるそれらの状況を概説する。

(1) 保健・体育施設

前期に引き続き、目白運動場、東海グラウンド及びびわこロッジの運営を行っている。

びわこロッジについては、昭和52年秋に宿泊部門を設けて漸次これを主体とするようになり、平成7年4月、従来の保健経理から宿泊経理に所掌を移し、「びわこ保養所」と

して連合会の保健施設でなく保養施設として扱うこととなった。

また、目白運動場については、より有効な活用策を検討すべく、平成4年6月「目白運動場リニューアル計画研究会」を設け検討が行われ、そこでは緑地の確保、明るい環境と開かれた施設、高度な技術を取り入れたハイグレードな施設等を前提に基本図面や運営方法などが示された。連合会は、これに基づいて東京都と地元の文京区に都市計画上の承認を得るため折衝を重ねたが、進展のないままとなっていた。

(2) 物資施設

国家公務員の住宅団地で日常物資などの供給を目的とする三宿センター、小金井センター及び稲毛センターを前期から引き続いて設置している。この種の施設はその役割が薄らいできており、三宿センターは規模縮小、小金井センター(施設のみ)は平成10年11月から休業となっており、稲毛センター(施設のみ)のみが活動を続けている。

また、連合会が国の合同庁舎に設置している食堂・売店は、前期から引き続き札幌、広島、熊本及び仙台の4か所であったが、利用率の低下と欠損の恒常化により平成10年度末で営業中のものは札幌、広島の2か所となっている。

(3) 冠婚葬祭施設

結婚式場等婚礼関係の施設は、共済会館や保養・宿泊施設に設置し、引き続き組合員の要望に沿って運営を続けているが、一般に婚礼様式の簡素化、多様化とともに利用状況が低調になってきている。

葬祭関係については、葬祭業者との間で特別割引の契約が可能となり、地域を広げるこ

とができるようになったのは平成元年12月、近畿地区（大阪）における(株)公益社との契約からであり、順次地域が拡大され、平成11年3月末時点では全国9地域について10法人と契約を締結し、葬祭事業を行っている。

(4) 住宅・宅地関係の事業

連合会が行う住宅・宅地関係の事業は、住宅地分譲事業（宅地造成による分譲、整備済宅地の分譲）、斡旋仲介事業（仲介・斡旋、協定店制度、住宅建築斡旋）及び情報提供関係事業（ハウジングセミナー、住宅フェア、住宅相談、情報提供、住宅問題法律相談）と、住宅資金原資供給事業があるが、当初は住宅地分譲事業が中心で昭和50年代まで続くが、次第に斡旋仲介事業に移ることになり、これに情報提供関係事業が加えられることになる。そして、平成7年度からは住宅地分譲事業は中断することになる。

また、いわゆる国家公務員特別借受宿舎(準公務員宿舎) 事業については、この建設は昭和47年度で終了しているが、防衛庁関係と林野庁関係については、引き続き建設が行われている。なお、郵政省関係については、新規投資としては宿舎以外の建物と土地及び小規模の工事のみとなっている。

(5) 貸付事業

今期における加入各共済組合に対する連合会からの貸付状況については、平成元年度と平成7年度を除き貸付金額の残高は増加してきており、平成5年度では1兆円を超えるに至っているが、総資産に対する割合は、昭和40年代の30%台から減少し、昭和62年度以降10%台となっている。

(6) 財形持家融資事業

当期（平成元年度～平成10年度）のこの

事業は、毎年度の事業規模（貸付総枠）は20億円、貸付限度額（一件当たり）は4,000万円（平成4年11月以降）で、貸付額は、当期の10年間の総額で68億4,900万円、貸付件数は延べ1,000件である。

(7) その他

福祉関係については、以上のほか昭和38年11月に開設した「東京保育所」があったが、平成5年3月末で閉所となった。最終の累計の欠損額は8億7,300万円余であった。

当期、連合会が新たに実施することとしたものに介護情報の提供サービス事業がある。「KKR介護情報提供センター」を設けて平成6年10月から開始している。

また、前期から始まっている短期財調事業は、当期も引き続き実施されている。このうち、短期掛金負担の不均衡調整のための交付金の交付対象組合は、林野庁共済組合となっている。

ちなみに、昭和60年4月から始まった日本鉄道共済組合についての長期財調事業は、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成8年法律第82号）の施行（平成9年4月1日）により、旧公共企業体共済組合の長期給付事業が厚生年金保険に統合されることに伴い、平成8年度をもって終了となっている。

第7節 連合会新発足後の諸事業の発展と推移（その5）（平成11年～平成20年）

第1 概 況

平成3年頃のバブル景気崩壊以降、日本経済はその後遺症により、長期間低迷する状態が続いた。資産価格が急落する一方で、企業

と金融機関のバランスシートも悪化し、国内需要が減退するなかでデフレ状態に陥った。この間、多くの企業は過剰な雇用・設備・債務を抱え込み、金融機関は保有する不良債権が膨大な規模に達するなど、単純な景気悪化とは異なる構造的な問題に直面した。

このような厳しい状況のなか、政府は「総合経済対策」（平成10年4月24日）及び「緊急経済対策」（平成10年11月16日）において、公共投資増加、金融システム安定化、貸し渋り対策を行い、平成11年11月11日には、公需から民需へのバトンタッチを円滑にして、景気を早急に回復軌道に乗せるための「経済新生対策」を決定し、18兆円規模の事業を実施することとした。また、日本銀行は、デフレ状態を脱却するために、平成11年2月12日の金融政策決定会合において、ゼロ金利政策の実施を決定した。

その結果、平成12年春頃には景気は下げ止まったが、数次にわたる経済対策による公共投資の増加は、多額の公債発行をせざるを得ない厳しい財政状況となり、平成11年度末には国及び地方の長期債務残高は600兆円に達した。

平成14年は年初からアメリカ経済の回復の影響によりアジア向け輸出が増加、また、為替が大幅に円安になり輸出品の価格競争力が強化され、輸出増加に寄与したことに伴い景気は回復していった。この間、公共投資は、地方の投資的経費が厳しい財政事情を反映して削減されたことに伴い年々減少したが、設備投資等の民需が景気回復を牽引した。

平成14年後半以降は、イラク戦争の勃発及び重症急性呼吸器症候群（SARS）の感染者の増加等により輸出が減少し踊り場を迎え

たが、イラク情勢及びSARS問題が終息した後は民間消費や企業投資が成長を支えたため、「いざなぎ景気」を超える戦後最長の回復となり、日本銀行も平成18年7月にゼロ金利政策を解除した。

しかしながら、平成19年度後半になると、原油・原材料価格の高騰により、景気回復を支えてきた企業の収益が減少するとともに雇用情勢も悪化した。さらに、サブプライム住宅ローン問題を背景としたアメリカ経済の減速などによって、世界経済の成長が鈍化した。株価は乱高下しながら下落し、為替も円高となり、その影響で、輸出関連企業の業績が悪化した。

国内の景気回復力が弱いなかで、日本経済が厳しい局面に立たされていることを踏まえ、政府は「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日）及び「生活対策」（平成20年10月30日）を策定した。

一方、我が国の財政について、政府は、基礎的財政収支の黒字化をめざし、歳出の徹底した見直しを進めるなど、財政健全化に向けた取組みを進めたが、平成12年度末に646兆円程度だった国及び地方の長期債務残高が平成20年度末には778兆円程度、対GDP比147.6%と引き続き高い水準にあり、主要先進国のなかではひときわ厳しい状況となった。こうした状況を踏まえ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日）において、ムダ・ゼロ、政策の棚卸し等を徹底することで歳出削減を行い、将来世代への負担の先送りを行わない方針が示された（国税庁HP「最近10年間の動き（平成11年7月～21年6月）」2-3頁）。

このような経済情勢のなかでの年金制度改

正としては、将来世代の負担を過重なものとしないう、将来の保険料を負担可能な範囲に抑え、その範囲内に収まるようにこれからの給付総額の伸びを調整し、給付は時間をかけて徐々にスリム化するものの、将来にわたって確実な年金を約束するという基本的な考え方に立って平成11年7月27日に国会に提出され、継続審議となっていた「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案」が、翌年3月31日に法律第21号として公布された。その主な改正事項としては、共済年金の報酬比例部分の5%適正化、裁定後の共済年金の改定方式の変更、退職共済年金（報酬比例部分）の支給開始年齢の引上げ、65歳以上の厚生年金保険の被保険者又は私学共済の加入者である間の年金の支給制限措置の導入、総報酬制の導入などが挙げられる。

また、平成14年1月から国民年金及び厚生年金保険制度について、年金制度の体系の在り方、給付と負担の在り方、多様な働き方への対応、女性と年金の問題を軸に社会保障審議会年金部会において検討が開始され、政府・与党の検討を経て国民年金等改正法案が取りまとめられ、平成16年2月に国会提出、同年6月11日に法律第104号として公布された。国家公務員共済組合制度についても、その検討内容等を踏まえながら法案が取りまとめられ、同年2月に国会提出、同年6月23日に法律第130号として公布された。

国家公務員共済年金制度においては、厚生年金制度と同様に、物価や手取り賃金に応じて自動的に給付水準を改定し、給付水準を厚生年金のマクロ経済スライド調整と同一の比率で調整する仕組みを導入し、また、おおむね100年程度の財政均衡期間を設定した積立

金の活用や、基礎年金拠出金の国庫負担割合（3分の1）の2分の1への引上げ等を行うこととされた。さらに、平成13年3月16日の閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」を踏まえ、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の長期給付について、両制度の保険料率を統一するとともに、両制度間の財政調整の仕組みも導入された。

このほか、公的年金制度の一元化に向けた動きとしては、農林漁業団体職員共済組合が厚生年金保険への統合を希望していたことから、平成12年6月に「公的年金制度の一元化に関する懇談会」を再開し、厚生年金保険に統合することが妥当である等を内容とする「公的年金制度の更なる推進について」と題する報告書が取りまとめられ、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」（平成13年法律第101号）の公布により、平成14年4月1日に農林漁業団体職員共済組合が厚生年金保険へ統合された。

更なる公的年金制度の一元化に向けた動きとしては、平成17年9月に小泉純一郎内閣総理大臣からの「公的年金一元化の問題について、まず被用者年金一元化から先行すべき」といった指示を受け、政府・与党においてそれぞれ議論された結果を踏まえ、平成18年4月28日に「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針」が閣議決定され、さらに、同年12月19日に被用者年金一元化等に関する政府・与党協議会において「被用者年金一元化の基本的な方針と進め方について」が政府・与党で合意された。これらを踏まえ、平成19年4月13日に「被用者年金制度の一元化

等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が第166回国会（常会）に提出された。なお、この法案は会期終了に伴い継続審議の取扱いとされ、その後、衆議院解散により第171回国会（常会）が平成21年7月21日に閉会したため、審議未了により廃案となった。

公的年金制度の一元化に向けた動きが進められている一方で、共済組合の組合員の事業主である国等にも大きな動きがあった。それは、国の機関委任事務を前提として成り立ってきた地方事務官制度の廃止と中央省庁等の改革である。

国が地方公共団体に機関委任している社会保険関係事務及び職業安定関係事務に従事する地方事務官は、地方公務員等共済組合法が適用されていたが、この地方事務官制度を廃止して平成12年4月から厚生事務官及び労働事務官として国家公務員共済組合法を適用することとし、新たに社会保険関係事務に従事する厚生事務官となった者をもって組織する社会保険職員共済組合を設けることとされた。

また、行政改革会議の最終報告（平成9年12月3日）の趣旨にのっとり、平成10年6月9日に「中央省庁等改革基本法」（平成10年法律第103号）が制定され、国の行政機関の再編成や国の行政組織等の減量、効率化等を図ることとなり、平成13年1月6日に各府省の再編成が行われ、国が行っている事務及び事業のうち一定のものを行わせる独立行政法人制度を創設することとなった。このため、（国家公務員の身分を有する）特定独立行政法人の職員について国家公務員の共済組合制度を適用することとする国家公務員共済組合法の一部改正が行われている（財務省主計局

編『令和2年度国家公務員共済組合事業統計年報』5-7頁）。

連合会の行っている医療、保養・宿泊などの福祉事業については、半世紀という長きにわたって運営してきた事業の安定化、健全化を図るとの観点に立った検討と見直しが具体的に進められることになる。

ちなみに、連合会加入の共済組合は、平成20年度末に21組合である^{（注）}。前期末（平成11年3月31日）に比べ、平成12年4月の社会保険関係事務に従事する地方事務官の加入による1組合の増、平成13年1月の中央省庁再編に伴う組合の再編による2組合の減、さらに平成15年4月の造幣局及び印刷局の独立行政法人化に伴う解散（財務省共済組合へ統合）による2組合の減で、差し引き3組合の減少となっている。長期組合員の総数（除継続長期組合員）は平成20年度末105万人余で、前期の平成10年度末に比べ、約5万6,000人の減少となっている。

以下、項に分けて概説する。

（注）加入共済組合名は次のとおりである。
衆議院 参議院 内閣 総務省 法務省 外務省
財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 防衛省 裁判所 会計検査院 刑務 厚生労働省第二 社会保険職員 林野庁 日本郵政 連合会職員

第2 長期給付関係業務

連合会での長期給付の受給権者（新法関係）は、平成10年度末で82万3,000人余、平成20年度末で109万4,000人弱であって、この10年間で約1.3倍に増加している。また、年金総額では約1.0倍の1兆7,725億円となっている。

旧令共済年金についてみると、平成10年度末で受給者6,175人、平成20年度末で1,831

人、給付総額では平成10年度末で76億300万円、平成20年度末で25億1,400万円であり、支給人員等の減少傾向は顕著である。

これらに対応する連合会の年金関係の事務組織としては、平成20年度末で年金部の6課1室3専門役と旧令年金関係では平成13年7月に旧令年金部を廃止して移管された特定事業部内の1課1専門調査役となっており、このほか年金企画部（3課1専門役）、電算管理部（1課3専門役）及び同月から経理部で行っていた資金運用を担当することとなった資金運用部（3課）がある。

平成11年から10年間のこの時期は、将来の保険料を負担可能な範囲に抑え、その範囲内に収まるよう給付総額の伸びを調整しつつ、将来にわたって確実な年金を約束するという考え方に基づいた様々な年金制度改正と、「公的年金の一元化」という大きな流れに向かって更なる改革が進められた時期であった。

(1) 平成12年法律第21号による改正

「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第21号）によって改正された主なものは次のとおりである。

- ①報酬比例部分の5%適正化
- ②裁定後の共済年金の改定方式の変更
- ③育児休業期間中の特別掛金及び長期負担金の免除
(以上、平成12年4月実施)
- ④標準報酬の上下限の改定（平成12年10月実施）
- ⑤退職共済年金（報酬比例部分）の支給開始年齢の引上げ
- ⑥65歳以上の厚生年金保険の被保険者又は私学共済の加入者に支給する年金の支

給制限の導入

(以上、平成14年4月実施)

⑦総報酬制の導入

⑧標準報酬の決定方法の見直し

(以上、平成15年4月実施)

⑨厚生年金保険等の加入者に支給する年金

の一部支給停止額の算定方法の見直し

⑩総報酬制導入に伴う在職中の年金の一部

支給停止額の算定方法の見直し

(以上、平成16年4月実施)

(2) 平成16年法律第130号による改正

「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第130号）によって改正された主なものは次のとおりである。

今回の改革に際し、厚生年金にあっては、将来の保険料水準を18.3%に固定した上で給付水準についてマクロ経済スライドの調整を行い、固定された保険料水準の下でも安定的な給付を継続していく仕組みが導入された。マクロ経済スライドは、社会保険料負担能力の伸び、公的年金被保険者数の減少率や平均余命の動向といったマクロ経済の変化を厚生年金の給付水準に反映させていこうとするものである。共済年金において、厚生年金と同じように保険料水準を固定し、組合員数等の変化率で独自に給付を調整することとした場合には、社会全体の動向と異なる変化が生じれば、給付水準の調整幅が厚生年金と乖離していくこととなる。また、保険料率を固定した上で、共済年金の給付水準を厚生年金の調整率と同率で調整していくこととした場合に、仮に組合員数が大幅に減少することになれば、共済年金ではより少ない現役組合員で給付を賄わなければならなくなり、それは財政悪化に直結することになる。したがって、

組合の両制度の財政単位の一元化を図ることとした。具体的には、両制度の異なる保険料率を平成16年から段階的に一本化を行い、平成21年に同一の保険料率とすることとし、また、両制度間において費用負担の平準化のための財政調整の仕組みを設けるとともに、将来において年金給付に支障を来すような事態が生じた場合に赤字を補填する財政調整の仕組みを設けることとされた。

(3) 財政再計算（第8次・第9次）

当期、平成11年10月期（第8次）と平成16年10月期（第9次）と、長期給付のための財政再計算期を2度迎えている。

まず、平成11年10月期の（第8次）の再計算については、現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、公的年金制度の一つとして、厚生年金と同様に、保険料率の据置きを前提にして保険料率を段階的に引き上げること（段階保険料方式）によって将来にわたって財政の均衡を保つことができる保険料率及び財政の見通しを作成することとする通知が平成11年8月23日に大蔵省から出された。その内容は、

- ①財政再計算は、平成11年10月1日を基準時点として、国家公務員共済組合法等の改正法案を前提にして行うこと
- ②将来の組合員数の想定は、(1)組合員数一定、(2)総人口に対する比率が一定で減少、(3)厚生年金の被保険者数に対する比率が一定で減少、の3ケースとすること
- ③将来の賃金上昇率は年2.5%、物価上昇率は年1.5%、運用利回りは年4.0%、年金改定率は2.5%（平成36年再計算期までは2.3%）とすること
- ④保険料率は据え置くものとしたので、保

共済年金においては、これまでと同様、給付水準を厚生年金に準拠して定める方式を維持し、給付水準の調整は厚生年金と同一の比率で行うこととし、その結果、これを賄うために必要な保険料率を決定していくこととされた。厚生年金と同様、給付と負担の均衡を図るべき期間を既に生まれている世代が年金受給を終えるまでのおおむね100年程度の期間とし、給付と負担の均衡を図る方式（有限均衡方式）を採用し、積立金を活用することとしている。

このほかの改正事項としては、次のものがある。

- ①在職中に支給する年金の一律2割支給停止の廃止
- ②育児休業期間中の保険料免除期間の延長等
(以上、平成17年4月実施)
- ③障害基礎年金と退職共済年金又は遺族共済年金の併給可能（平成18年4月実施）
- ④70歳以上の民間企業等に使用されている者の年金の支給制限の導入
- ⑤65歳以降の退職共済年金の繰下げ制度の導入
- ⑥離婚した場合の共済年金の分割
- ⑦退職共済年金全額受給の上で従来の遺族給付との差額を遺族共済年金として支給
- ⑧子のいない30歳未満の遺族配偶者（妻）の遺族共済年金を5年の有期給付
(以上、平成19年4月実施)
- ⑨離婚等による国民年金第3号被保険者期間に係る配偶者の共済年金の2分の1の分割（平成20年4月実施）

さらに、平成13年3月16日の閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」に基づき、国家公務員共済組合及び地方公務員共済

険料率を5年間据え置き、以後5年ごとの引上げ幅+28%として、将来にわたって財政の均衡を保つことができる保険料率及び財政の見通しを作成するものとする
併せて、保険料率を5年間据え置き、平成16年10月に基礎年金の国庫負担割合を2分の1へ引き上げ、以後5年ごとの引上げ幅+25%（平成16年10月は、保険料率10%軽減）とした見通しも作成するものとする
ことであった。

財政再計算の結果、最終保険料率は、上記②のケース(1)では262%、ケース(2)では293%、ケース(3)では298%となり、かなり厳しい状況になる。なお、保険料率(183.9%)を5年間据え置き、平成16年10月から国庫負担の割合を2分の1に引き上げ、その後保険料率を5年ごとに25%ずつ（平成16年10月は10%軽減させて、15%）段階的に引き上げた場合は、最終保険料率はケース(3)では278%と見込まれ、前述の国庫負担の割合を3分の1とした場合に比べ、いずれのケースでも21%程度軽減される見通しとなった。

この再計算に係る年金業務懇談会は、平成11年6月以降、3回開催され、同年9月1日の懇談会において「国家公務員の共済年金の現状及び将来は、他の公的年金と同様にきわめて厳しい状況にあり、今回の財政再計算においては、現下の社会経済情勢に配慮して、国共済年金も保険料率が据え置かれることから、年金財政の長期安定を図り、併せて将来に亘る負担と給付の公平を期するため、少子高齢化の進行のきわめて急速かつ深刻と見込

まれるなかで、今後とも適切に対応していく必要があることで認識が一致した」とのまとめが行われた。

今回の財政再計算の結果について、平成11年9月24日に国家公務員共済組合連合会運営審議会で審議が行われ、了承された。これにより保険料率の据置き（定款変更なし）が確定した。なお、この運営審議会で次のような意見、要望等が出された。

①基礎年金の国庫負担の割合を直ちに2分の1に引き上げるよう、政府関係機関に働きかけてもらいたい

②仮に財政再計算の前提とした国共済法改正案が修正されたとき又は国庫負担の割合の引上げの時期が変更されたときは財政再計算の結果を見直すのか

③共済年金制度は公務員制度の一環としての性格も有していることから、組合員の保険料負担を最小限に止め、年金制度の改善を図るよう、政府関係機関に働きかけてもらいたい

④組合員に対する広報を充実し、組合員の十分な理解と協力を得ながら国共済年金の民主的な運営に努めてもらいたい

次に、平成16年10月期（第9次）の再計算は、平成16年6月23日に公布された「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律」（法律第130号）の改正内容を踏まえて行うこととなる。

今回の制度改正では、共済年金の給付水準はこれまでと同様に厚生年金に準拠して定める方式を維持し、給付水準の調整（マクロ経済スライド）は厚生年金と同じ比率で行うこととし、その結果、これを賄うために必要な保険料率を決定していくこととしている。そ

の際、再計算を行う年以降おおむね100年に相当する期間の終了時に長期給付の支給に支障が生じないために必要な積立金を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるように定める（有限均衡方式）こととされている。その上で、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の両制度の財政単位の一元化により、それぞれの将来の給付額や総報酬額などを合算した国共済・地共済全体としての額に基づいて一本化した保険料率を算定し、収支見通しを作成することとなった。なお、両制度の保険料率が異なっていたことから平成16年から段階的に一本化を実施することとし、平成21年に同率の保険料率にすることとされた。

今回の財政再計算に当たって、平成16年8月3日に財務省から通知された内容は次のとおりである。

①財政再計算は、平成16年10月1日を基準時点として、国家公務員共済組合法等の改正法（平成16年法律第130号）を前提に行うこと

②将来の組合員数は、過去における組合員数の動向に鑑み、最近（平成13年度～平成15年度）の組合員数の生産年齢人口に対する割合の減少傾向が将来も続くものとして、「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」における中位推計を基礎として推計すること

③基礎率（経済的要素）及びマクロ経済スライドによるスライド調整率は、厚生年金と同様とすること

④保険料率及び財政の見通しは、財政均衡期間の最終年度（平成112年度）において、厚生年金が支出額の1年分程度の積

立金を保有していることに加え、国共済及び地共済を合わせた保険者としての規模が厚生年金より小さいこと及び現に国共済及び地共済を合わせ厚生年金より高水準の積立金を現在保有していることにも配慮して、積立度合（前年度末積立金／当該年度支出）が1、2、3及び4の四つのケースを作成すること

⑤保険料率は、最終保険料率に達するまでの間毎年9月（ただし、平成16年は10月）に引き上げるものとし、平成16年より地共済の保険料率との段階的な一本化を図り、平成21年に同一の保険料率となるようにすること

保険料率の引上げ幅は、組合員の負担増に配慮するとともに、厚生年金の引上げ幅も考慮して、平成16年から平成21年までは1.29%を、平成22年以降は3.54%をそれぞれ下回らないものとする

⑥基礎年金拠出金の国庫負担割合は、厚生年金と同様、平成17年度から平成20年度までは3分の1+11%とし、平成21年度以降は2分の1とすること

この通知に基づいて行った財政再計算としては、国共済の保険料率は、地共済と同一の保険料率となる平成21年まで毎年1.29%引き上げ、平成21年に151.54%となり、平成22年以降は毎年3.54%引き上げ、財政均衡期間（最終年度：平成112年度）の国共済と地共済を合わせた保険料率及び財政の見通しを作成した。その結果、最終保険料率は、積立度合が1の場合188%（平成32年到達）、積立度合が2の場合190%（平成32年到達）、積立度合が3の場合191%（平成33年到達）、積立度合が4の場合192%（平成33年到達）

となった。

この再計算に係る年金業務懇談会は、平成16年6月以降、5回開催され、同年8月31日の懇談会において「提案された新掛金率は、厚生年金の保険料率の引き上げ幅に配慮しつつ、組合員の負担増にも十分考慮したものになっており、また、平成21年に地共済と同一の保険料率にするための段階的な引き上げ幅も適切であるとの結論に達し、これをもって年金業務懇談会の『まとめ』とする」とされた。

平成16年9月13日に国家公務員共済組合連合会運営審議会を開催し、今回の財政再計算の結果についての説明とこれに基づく定款の一部変更について提案が行われた。運営審議会の委員からは、「連合会としても今後の年金制度改革議論において、組合員、国民の立場に立った制度の確立に尽力を願う」「新たな保険料率については、積極的な賛成とはならないが消極的理解としたい」などの意見表明があったが、原案どおり議が了された。

(4) 旧令特別措置法関係

「旧令特別措置法」に基づく旧陸海軍及び外地関係共済組合員に係る年金支給関係については、従来その増額、最低保障額等の改定は、昭和61年4月からは恩給の改定措置を参酌して「政令」によって改定する措置が講じられることとされている。

なお、恩給年額の改定については、毎年度の予算編成において、公務員給与の改定、物価の動向等諸般の事情を総合勘案する方式により決定してきており、近年は公務員給与や物価が下落傾向を示すなか、恩給年額は据置きとなっていたところ、受給者の高齢化の状況等に鑑み、より安定したスライド改定方

式をとることが望ましいとの観点から、平成19年10月から公的年金の引上率により自動的な改定を行っていく方式に見直すこととされた。

当期（平成11年以降）も恩給の改定措置を参酌して政令に基づく改定が行われているが、平成16年度から平成18年度までは改定が見送られている。なお、改定に要する費用は全額国費で賄われている。

(5) ガス障害者のための救済措置業務

この業務は、大蔵省からの通達「ガス障害者救済のための特別措置要綱」（昭和29年2月12日蔵計第280号）に基づき、昭和29年度（一部昭和28年度）から行うこととなったものである。

ガス障害者に対する救済業務は、当初、広島県下所在の旧東京第二陸軍造兵廠忠海製造所（大久野島）の従業員（陸軍共済組合員）を対象に始められたものであり、原爆被爆者に対する援護措置などを参考に、金額の増加、対象範囲の拡大など数次の改定を重ねて今日に至っている。

昭和53年度には新たに旧広島陸軍兵器補給廠忠海分廠関係、平成5年度からは福岡県下所在の旧東京第二陸軍造兵廠曾根製造所関係に対しても適用されることとなった。さらに、平成11年6月からこれに神奈川県にあった旧相模海軍工廠関係が加わることとなった。

ガス障害者数は、平成20年度末で認定患者777人、一般患者451人の合計1,228人となっており、平成10年度末（2,120人）からの10年間で約4割の減少となっている。

平成20年度に支給された認定患者への療養費は2,900万円、特別手当及び医療手当は12億6,100万円、一般患者への医療費は

7,300万円、健康管理手当は1億8,500万円となっており、全額国庫交付金により措置されている。

第3 福祉関係事業

連合会は、これまで様々な福祉事業を行ってきたが、社会経済情勢の変化に対応しながら、組合員のニーズに応える事業展開を行ってきた。

政府は平成7年12月25日に「当面の行政改革の推進方策について」と題する閣議決定を行い、共済組合事業関係については「宿泊所・保養所等の運営について、経営状況、組合員等のニーズを踏まえ、利用率・必要性・立地条件等を勘案して引き続き事業の合理化、効率化等を推進する」との在り方を示しており、連合会は今期（平成11年以降）においても、引き続き具体的な検討と対応を進めていくことになる。

1 医療関係事業

(1) 直営医療施設

連合会の直営病院については、収支・経営に問題を有するものが依然としてあり、連合会がかねて問題視したのは「構造的に赤字から脱却することが困難」と考えられる病院であった。そこで、連合会は平成10年3月に「連合会直営病院の再編の基本的方向」を取りまとめ、これにより、当面の再編対象病院を7病院とし、それぞれの再編計画を第1次と第2次に分けて掲記し、再編は平成10年度から実施に移すこととした。

この再編計画の具体的実施に当たっては、第1次においては規模の縮小等を基本に診療体制及び人的体制の強化を図り、第2次においては当該病院の長期的、安定的な経営基盤

を確立するため個々の病院の立地条件等の実態を踏まえ、平成17年度を最終年度とする統廃合を含む再編を行うこととされた。

また、平成13年12月19日に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」により、「組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている医療施設・宿泊施設は、整理する。医療施設については、共済事業としての再検討を行い、それに併せて他財源からの繰入れ等その財源についても見直しを行う」とされ、医療施設に対する国庫補助金についてもおおむね5年間を目途に廃止することとされた。一方、医療制度改革では平成14年4月の診療報酬の引下げや平成15年4月から実施される患者負担3割への引上げなど、病院経営を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあった。

こうした状況を踏まえ、平成14年末に全病院に係る「新たな再編・合理化計画」を策定し、補助金の依存体質からの脱却を図り、収支の均衡が図れる経営体質をめざして、経営改善を進めることとした（第2編第2部第2章第1節参照）。

これより、直営病院全体の収益は黒字で推移し、長期借入金残高は大幅に圧縮された。診療機能の集約化・効率化を図るための病院組織の再編としては、宮城野病院は東北公済病院の分院化（平成15年4月）、新香里病院は京阪奈病院の分院化（同月）、診療所化（平成18年4月）を経て閉鎖（同年8月）、斗南病院はKKR札幌医療センター（旧幌南病院）の斗南病院として統合（平成18年4月）、稲田登戸病院は閉院（平成18年3月）となった。なお、これらに先立って、忠海病院は旧令共済病院である呉共済病院の分院として旧令医

療経理に移管されている（平成12年4月）。

このほか、わが国では急速に高齢化が進んでおり、組合員に対して寝たきり等の状態になった高齢の親に必要なサービスを提供する施設を確保する観点から、これまでのように主として急性期医療に対応するだけでなく、慢性期、高齢期も含めた組合員等の様々な医療ニーズに応えられる介護老人保健施設を設置することとし、平成12年4月に広島記念病院、同年8月に東海病院に当該施設を開設した。また、病院によっては病床の一部を療養

型病床群に転換し、当該施設と同様の医療体制を確保することとしている。

連合会直営病院の経営状況について、平成11年度と10年後の平成20年度とを広報紙『KKR』の決算説明によって比較してみると、表1のとおりである。

なお、この間の全病院の従事者の状況は表2のとおりである（資料編参照）。

平成20年度における当該年度の赤字病院は、全直営病院（24）中15病院、累積赤字額を有する病院は6病院である。

表1 直営病院の経営状況（平成11年度と平成20年度の比較：広報紙『KKR』より）

平成11年度
＜医療経理＞
11年度末における直営病院の現況は、病院数27、稼動病床数7,981床で前年度とほぼ同数となっております。
施設の整備状況については、前年度に引き続き虎の門病院分院、北陸病院、名城病院、大手前病院、高松病院等の工事を行ったところです。
年間患者数は、入院240万6,000人、外来506万人で、前年度に比べ、入院・外来患者合計で1万5,000人の増加（0.2％）となりました。患者総数に対する内部利用率は、入院5.7％、外来15.7％となりました。
経理の概況については、11年度の経常収益は1,501億8,100万円で、前年度に比べ24億4,500万円の増加（1.7％）となりました。このうち大半を占める患者収入は、1,367億1,000万円で、前年度に比べ22億6,800万円の増加（1.7％）となりました。
経常費用は、1,483億7,800万円で、前年度に比べ15億1,600万円増加(1.0％)となりました。このうち、材料費（薬品費、医療材料費等）については、457億2,100万円で、前年度に比べ11億2,100万円の増加（2.5％）となりました。
この結果、当期損益は26億400万円の利益となり、平成6年度以降6年連続の黒字を計上しました。これは、医療費全体の伸びが抑制される厳しい経営環境の下で、各病院の経営努力が一定の効果をあげたものと考えられます。
しかし、病院ごとに見ますと赤字体質から脱却できない病院もあるため、直営病院が今後とも公務員等に対する医療の提供という使命を適切に果たしていくためには、更なる合理化を進め、病院経営の健全化を図る必要があります。また、10年4月から実施した直営病院の再編計画について、今後とも着実に実施していくこととしています。（平成12年7月10日付）
平成20年度
＜医療経理＞
直営病院の病院数は前年度と同数の24か所、稼動病床数は16床増加し、7,068床となっています。年間患者数については、前年度に比べ、入院で1.1％、外来で2.5％減少し、合計で2.0％の減少となりました。

介護老人保健施設の施設数及び入所定員は前年度と同数となっており、年間利用者数は、前年度に比べ、入所は4.3％の減少、通所は2.2％の増加、合計で3.2％の減少となりました。

経理の概況については、経常収益の大宗を占める患者収入は、看護基準の引上げやDPC（疾病別包括支払制度）の適用等により診療単価が増加したこと等により、前年度に比べ23億7,700万円、1.6％の増加となりました。しかし、医療施設に係る国庫補助金が廃止されたこと等により、経常収益の合計は、前年度に比べ、8億円、0.5％の増加にとどまりました。

一方、経常費用については、看護師等の採用に伴う職員給与の増加12億円、国家公務員共済組合法施行規則の改正による減価償却方法の変更に伴う減価償却費の増加35億円の影響等により、前年度に比べ、79億円、5.2％の増加となりました。

この結果、経常損益は前年度に比べ70億7,200万円減少し、16億7,100万円の赤字となりました。特別損益については、廃止施設建物の解体撤去等により、12億5,000万円の赤字となりました。

以上により、当期損益は29億2,100万円の赤字となり、平成5年度以来15年ぶりの赤字を計上することとなりました（平成20年度末剰余金707億円）。

当年度においては、省令改正による減価償却方法の変更に伴う費用の増加などの特殊要因を含んでおりますので、これらの要因を除いた実力ベースで見ても、当期損益は9億円の赤字となっております。

病院を取り巻く環境は、近年、医療費の削減・効率化のため、病床削減、診療報酬改定、医療計画見直しなど、医療制度改革が急速に進んでおり、さらに医師・看護師不足等、直営病院の経営はきわめて厳しい状況に直面しています。

このため、この状況を踏まえて策定した、平成20年度を初年度とする5か年の「経営基盤強化のための中期計画」に基づき、連合会本部と病院が一体となって経営改善を実施し、直営病院の健全経営の確保に努めているところです。（平成21年10月10日付）

表2 全病院の従事者数（平成11年度と平成20年度）

	平成11年度（人）	平成20年度（人）
医 師	1,136.0	1,345.8
看護師	4,604.7	5,338.9
その他	3,036.6	2,958.4
計	8,777.3	9,643.1

(2) 管理医療施設

今期の連合会のいわゆる管理医療施設（旧令共済病院）は、前期から引き続き9病院と京都府から運営を受託している「舞鶴こども療育センター（平成18年4月より指定管理者制度へ移行）」でスタートしたが、平成12年4月1日に直営病院の忠海病院が呉共済病院の分院として移管されている。

また、平成12年4月1日に舞鶴共済病院で

介護老人保健施設「すこやか森」を、平成14年4月1日に東京共済病院で介護老人保健施設「ケアなかめぐろ」を開設している。

平成11年度と平成20年度の10年間の推移の状況を比較すると、表3のとおりである（「舞鶴こども療育センター」を含む）。

表3 管理医療施設の状況(平成11年度と平成20年度)

	平成11年度（人）	平成20年度（人）
患者数 （外 来） （入 院）	4,765,000 (3,303,000) (1,462,000)	3,523,000 (2,333,000) (1,191,000) (以上千位未満四捨五入)
従事者数 (医 師) (看護師) (その他)	5,199 (651) (2,555) (1,993)	5,659 (760) (2,866) (2,033)
病床数	4,299床	4,236床

旧令共済病院の経営状況は、当時においても、病院ごとに格差はあるものの総じて安定しているものが多く、平成12年度、平成15年度及び平成16年度の決算は全ての病院が黒字を計上するなど非常に良好であった。なお、平成20年度は、減価償却方法の変更に伴う減価償却費の増加（20億円）があり、26億9,000万円の赤字を計上し、累積剰余金は「旧令医療経理」全体で平成20年度末で457億円となっている。

連合会は、旧令共済病院の将来の在り方について検討を行うために昭和62年11月に設置された「旧令病院問題研究会」（船後正道会長）の報告を踏まえ（連合会『五十年史（下）』146-148頁）、平成11年9月に「旧令共済病院将来構想検討委員会」（松角康彦委員長）を設置した。

この検討委員会は、平成12年6月28日に「旧令共済病院の将来構想について」と題する報告を行い、そこでは、「旧令特別措置法が廃止後、旧令共済病院が引続いて地域の中心的病院として地域住民に対し最新の医療を提供していくための法人としては、公益法人、医療法人、特定医療法人という選択肢があるが、（中略）旧令共済病院が行ってきた地域医療及び経営面等からして、具体的な選択肢としては公益性の強い医療を行う特定医療法人となることが現実的である。（中略）旧令年金受給者等が皆無となるまでには相当の時間があるので、旧令共済病院として将来のあり方を見据えたものとして、最もいい新たな事業を考えなければならない時期にきているものと考え。（中略）特定医療法人として病院を継続するためには、旧令共済病院として地域に密着した、公益に資する新しい事業

を展開すべきであると考え」とされている。

このようなことを背景に、中国大連への医療団派遣、在サウジアラビア日本国大使館医務官への医師派遣、逗子市からの病院誘致要請の検討、三浦半島地域における地域医療構想の見直し等が行われた（第2編第2部第2章第2節参照）。

2 保養・宿泊関係事業

平成期に入り、バブル崩壊後の長引く景気低迷による消費支出の実質減少、利用人員が伸び悩む一方で、施設整備関係経費、人件費等の増加により、平成5年度に宿泊経理の経常損益はマイナスに転じ、平成6年度は当期損益もマイナスとなった。以後、経常損益のマイナスは増加を続け、平成10年度末においては借入金残高が739億円という結果となった。

そこで、平成10年11月に抜本的な改善計画である「宿泊施設経営改善5か年計画」を策定することとなった。この経営改善5か年計画では、人件費、飲食材料費等の削減、新規投資の停止、不採算施設の廃止、PR及び営業強化による増収策等を掲げているが、目標達成に向けて人件費の更なる抑制を行うことが必要とのことから、平成12年度以降3年間における給与減額と希望退職等による人件費抑制策が平成12年2月に策定され、宿泊施設の支配人及び職員に通知された。

また、経営改善5か年計画終了後の平成15年度以降の将来展望及び抜本的な経営改善策の立案を目的として、学識経験者及び共済事業関係者をメンバーとする「宿泊事業のあり方等に関する検討委員会」が平成12年6月12日に設置され、広い視野からの議論が進められ、翌平成13年1月16日に報告書が提出さ

れた。連合会はこの提言を受け、平成13年度及び平成14年度の2年間で長期借入金返済資金を生み出す経営体質に転換する以外に宿泊事業の再生の道はないとの基本的な考え方に立って、売上増加策を柱とした抜本的経営改善策に着手した。

さらに、今後発生する事情の変化に即応する対策、経営体質転換への評価、宿泊事業再生の見通し及び平成14年度休廃止施設の判断等について、幅広く各般の意見を聴取することを目的として、平成13年4月25日に上記の検討委員会と同様の委員構成による「宿泊事業経営改善検討委員会」が設置された。

連合会宿泊事業は、人件費削減策を継続しつつ、平成13年度からの抜本的経営改善策を強力に進めた結果、同年度末には営業損益が赤字の施設が前年度25施設から15施設に減少（廃止及び外委託各2施設を除く）、事業全体の営業損益も黒字に転じた。このような状況を踏まえ、平成14年度を初年度とする「中期の事業経営改善計画」が策定され、借入金を着実に返済していく展望を示した。なお、この計画は平成18年度までの5か年計画であるが、経営改善の状況等を踏まえて毎年度見直しを行うこととされた。

平成15年2月に「連合会長期経理資金の連合会福祉経理に対する貸付要綱」が改正され、貸付期間の短縮及び変動金利制の導入（第1編第1部第5章第2節第6-2参照）などの規定が盛り込まれ、宿泊事業では当面の低金利水準のメリットを活用することが可能となることから、変動金利制を適用することとし、その結果、支払利息が大幅に軽減され、利息軽減分を元本返済に充当することにより、借入金を着実に返済していくことが可能となった。

経営改善施策としては、料理メニューの改善、宿泊プランによる販売の実施、広報、組合員等によるモニター調査の実施、アウトドアクラブやペット専用施設（ペッドリウム）の設置、経営改善最優秀施設等表彰制度の導入等の販売促進策や、アメニティの共同購入による費用削減策などの対策がとられた。また、人事・給与面の施策としては、努力した人が報われるという基本方針の下での新給与制度の導入、苦情処理委員会の設置、スキルアップ等のための研修派遣などを行っている。

このほか、宿泊事業においては、平成13年度末に長期経理に対する元本返済資金の不足分に充てるため、旧令医療経理からの短期借入れを行い、平成17年度からは「サービサーフィー（組合貸付債権の流動化に伴う業務受託手数料収入）」を財源とする相互繰入金が保健経理から宿泊経理に配分されている。

今期における施設数の推移は、表4のとおりである。

今期末における会館を除く保養・宿泊施設数は、前期末（52か所）に比べて約37％の大幅な減少となっている。改善策による整理統合を行った結果である。ちなみに、利用者の概況は表5のとおりである。

施設数の減少が2か所以内にとどまった平成13年度から平成19年度までの各年度の利用者数は、230万人台を確保しており、様々な対策の効果が表れたものとみることができる。

今期における経営収支の状況を見ると、「事業収入」は、212億円（平成11年度）から216億円（平成15年度）、204億円（平成20年度）という状況である。一方、これに対する「事業経費」はそれぞれ244億円、227億円、228億円となっている。これに「保健経理」

表4 施設数の推移

年度末	保養所数	宿泊所数	会館数	合 計
平成11	33	15	10	58
12	29	12	10	51
13	28	11	10	49
14 ～ 17	27	11	10	48
18	27	10	10	47
19	27	10	10	47
20	26	7	10	43

(注) 特約施設を除き、借上施設を含む。

表5 保養・宿泊施設の利用者概況

年 度	施設数	宿泊 定員 (人)	利用 者数 (千人)	うち 宿泊	うち 会議等
平成11	58	4,557	2,241	851	1,391
15	48	4,125	2,370	889	1,481
20	43	3,929	2,121	829	1,293

(注) それぞれ単位未満を四捨五入。

からの繰入金と財産処分等の特別損益を加減した「宿泊経理」全体の損益は、平成11年度から平成20年度までの10年間、赤字は平成11年度及び平成12年度であり、平成13年度以降は黒字となっている。その結果、平成10年度末6億8,000万円の剰余金は平成20年度末では54億円となった。

平成14年度に策定された「中期的事業経営改善計画」に基づく抜本的経営改善への取り組みが行われた結果、営業利益率の改善が図られ、変動金利制への移行及び繰入金の傾斜配分等もあって赤字が解消された。また、年金資産からの借入金については、新たな借入れを行わず、新規投資を抑制して残高の圧縮に努めた結果、借入金残高は平成13年度末の682億円から平成18年度末には455億円までに圧縮され、経営改善は一定の成果が表れ

た結果となった。

このような状況下で、平成18年度までの「中期的経営改善計画」の満了時期を迎えた連合会においては、借入金の圧縮は進んでいるものの、将来の金利負担等のリスクを考慮して更なる圧縮に努め、財務体質の健全化を図る必要があり、また、婚礼及び宴会を中心に経営環境の厳しさが増しており、大半の施設では宿泊事業全体の営業利益率の目標である20%の水準に達していなかった。一方、経費についても、既に様々な見直しを行い削減が図られてきているが、コスト管理を徹底するなど引き続き経営体質の改善・強化を図る必要があることなどから、年金資産からの借入金を着実に返済し、組合員等の福祉施設として期待される役割を遂行するため、平成19年度を初年度とする5か年の「第2次中期的事業経営改善計画」の基本方針が平成19年3月に策定された。

この基本方針では、宿泊事業全体の目標として、平成23年度の年金資産からの借入金残高を年間営業収益の1.5倍の規模まで引き下げること、営業利益は宿泊事業全体で毎年度20億円を目標とすること、施設の運営維持に必要な安全等確保及び利益水準維持のための法定耐用年数を経過している設備等の更新を中心とした投資を行うことが掲げられている。

また、経営改善に関する事項としては、料理研究会の開催、トレーニングマネージャーの育成、地域及び地域相互間の支援体制の構築、KKRのミッションの作成等が挙げられ、実施に移すこととされた。

前期から引き続き、「特約施設」関係の事業も行われている。

この「特約」方式は、利用見込み、採算性、将来性など総合的にみて慎重を要するものについて、既存の民間ホテル等を利用する方式である。具体的には、KKR施設のない沖縄県下の国家公務員のため、平成20年度末時点で沖縄県下の13施設で特約料金を設定してきている。全国的なネットワークを持つ民間旅行会社との契約により、KKR施設がない国内のリゾート地の協定施設を利用する方法を採用し、これにより利用できる特別契約保養所は平成20年度末時点で全国合計20施設となっている。

これとは別に、平成4年度から海外の宿泊施設についても特約方式による利用を行うこととしてきており、平成20年度末の特別契約保養所数は欧・米・豪・東南アジア地域等に合計63か所となっているほか、大韓民国に特約施設2か所がある。

3 その他の福祉関係事業

連合会は、医療や保養・宿泊関係以外にも組合員のため種々の福祉事業を行っており、今期（平成11年以降）におけるそれらの状況を概観する。

(1) 保健・体育施設の廃止

前期に引き続き、目白運動場及び東海グラウンドの運営を行っていた。

平成13年12月19日に「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定され、共済組合事業について、「事業規模が小さい又は利用者の範囲が限定的な保健事業」は、集中改革期間（平成17年度末）までに廃止することとされた。

連合会では、この閣議決定を受け、利用者の範囲が限定されるグラウンドの運営を終了することとした。東海グラウンド（名古屋市千種区）については、平成16年3月31日を

もって廃止することとし、その用地の所有者である東海病院（連合会の「医療経理」）へ返すこととなった。

また、目白運動場（東京都文京区）については、野球グラウンド、プールやクレートニスコートを設置しているものの老朽化もあり、より有効な活用策を検討すべく、平成4年6月「目白運動場リニューアル計画研究会」を設け検討が行われたが、進展のないままとなっていた。この目白運動場についても、平成17年1月31日に営業を停止し、同年3月31日に廃止することとなった。

これにより、連合会（保健経理）が保有する保健・体育施設は0となった。

(2) 物資施設の廃止

国家公務員の住宅団地で日常物資などの供給を目的とする三宿センター（東京都目黒区）、小金井センター（東京都小金井市）及び稲毛センター（千葉市美浜区）を前期から引き続いて設置していた。この種の施設はその役割が薄らいできており、三宿センターは平成9年に一部休業、小金井センターは委託業者の撤退により平成10年11月から全面休業となっていた。今期に入り、小金井センターは平成12年1月25日に、稲毛センターは平成14年10月31日に、三宿センターは平成15年3月31日に、それぞれ廃止した。

また、連合会が国の合同庁舎に設置している食堂・売店は、前期から引き続き札幌、熊本及び仙台の3か所であったが、利用率の低下と欠損の恒常化により平成10年度末で営業中のものは札幌、広島の2か所となっていた。熊本の合同庁舎食堂は平成11年5月31日に、札幌及び広島の合同庁舎食堂は平成17年6月30日に、それぞれ廃止した。

これらの施設は、いずれも社会情勢が大きく変化したこと等に伴って、組合員等のニーズの多様化が進み、経営環境の変化、施設の狭隘、老朽化等により収支改善が期待できない状況にあるなかで、(1) で述べた「特殊法人等整理合理化計画」における「事業規模が小さい又は利用者の範囲が限定的な保健事業」にあたるものと考えられること等から、結果的に今期において全ての物資施設を廃止することとなった。

(3) 冠婚葬祭施設

結婚式場等婚礼関係の施設は、共済会館や保養・宿泊施設に設置し、引き続き組合員の要望に沿って運営を続けているが、一般に婚礼様式の簡素化、多様化とともに利用状況が低調になってきている。なお、平成17年4月1日から「KKRブライダルネット」を開設している。これは、連合会が主催している婚活サイトで、組合員とその家族の婚活をサポートするものとして、お見合いパーティー、親御様向け結婚相談会、親と子の結婚相談会を実施している。

葬祭関係については、前期から引き続き葬祭業者との間で特別割引の契約を締結し、葬祭事業を行っている。連合会の「葬祭情報提供サービス」として、葬祭に関する情報提供を行う総合相談窓口の「KKR葬祭事業コールセンター」を平成13年4月1日に開設し、この葬祭に関する情報提供の一環として「KKR終活セミナー」を実施している。

(4) 住宅・宅地関係の事業

連合会が行う住宅・宅地関係の事業は、当初は住宅地分譲事業（宅地造成による分譲、整備済宅地の分譲）が中心で昭和50年代まで続くが、次第に斡旋仲介事業（仲介・斡旋、

協定店制度、住宅建築斡旋）に移ることになり、これに情報提供関係事業（ハウジングセミナー、住宅フェア、住宅相談、情報提供、住宅問題法律相談）が加えられることになる。そして、住宅地分譲事業は、平成8年度以降は行われていない。

平成13年の「特殊法人等整理合理化計画」（閣議決定）により、「事業規模が小さい又は利用者の範囲が限定的な住宅事業」は、集中改革期間（平成17年度末）までに廃止することとされたことを受け、住宅地分譲事業及び「住宅経理」を平成16年3月末をもって廃止することとなった。このため、これまで行ってきた住宅情報提供サービスを「保健経理」が継承し、住宅会社と割引協定を締結し、KKRホームページのほか、広報紙『KKR』、『KKR号外（住宅広告特集）』、KKR住宅フェアなどで情報の提供サービスを行っている。

いわゆる国家公務員特別借受宿舍（準公務員宿舍）事業については、この新規建設は防衛庁及び林野庁関係を除き、昭和47年度で終了しているが、防衛庁関係は平成11年度に、林野庁関係は平成16年度に終了している。償還については、大蔵省（財務省）関係は平成14年度に、印刷局関係は平成15年度に、造幣局関係は平成17年度に終了している。なお、連合会が昭和59年4月に引き継いだ郵政省関係については、平成15年度から平成16年度までにおいて建物分の全額買取りが行われ、土地のみが投資不動産として残ることとなった。

(5) 貸付事業

今期における加入各共済組合に対する連合会の貸付状況は、表6のとおりである。

これによると、貸付金額の残高は平成12

表6 組合貸付金状況 (単位：千円)

年 度	組合に対する 貸付金額（残高）	対前年度 増▲減額	総資産に対する 組合貸付金の割合	組合の組合員に 対する貸付金額
平成11	1,087,412,557	8,097,407	13.1（％）	1,126,414,051
12	1,111,731,588	24,319,031	12.9	1,157,867,640
13	1,058,459,487	▲53,272,101	12.2	1,116,407,781
14	986,020,156	▲72,439,331	11.4	1,045,693,688
15	896,823,587	▲89,196,569	10.3	951,169,796
16	819,452,798	▲77,370,789	10.3	873,514,843
17	721,412,725	▲98,040,073	8.2	781,802,128
18	635,283,903	▲86,128,822	7.2	715,475,764
19	568,870,617	▲66,413,286	6.4	646,107,056
20	493,287,723	▲75,582,894	5.7	579,307,085

(注1) 本表は、各年度末の数字である（『国家公務員共済組合事業統計年報』より）。

(注2) 総資産は、長期経理の総資産額。

年度をピークに急激に減少し、そのわずか8年後の平成20年度ではピーク時の約半分程度の金額となっている。

(6) 財形持家融資事業

当期のこの事業は、毎年度の事業規模（貸付総枠）は20億円、貸付限度額（1件当たり）は4,000万円（平成4年11月以降）で、貸付額は、当期の10年間の総額で153億5,800万円、貸付件数は延べ1,595件である。

(7) その他

連合会の福祉事業としては、以上のほか、前期から実施しているものに介護情報の提供サービス事業がある。「KKR介護情報提供センター」を設けて、平成6年10月から個別の問合せ相談に応じてきたが、平成19年4月からは、福祉用具等の購入時割引や介護施設等への体験入居割引などのほか、新たなサービスを加えて「KKR介護相談ダイヤル」に衣替えした。また、平成15年4月から「KKR高齢者体験セミナー」をスタートさせ、平成18年には介護保険法の改正が介護予防に重

点を置いた内容となっていたことから、講義内容に介護予防を追加して「KKR介護予防セミナー」と名称変更している。

当期、連合会が新たに実施することとしたものとしては、全国の組合員やその被扶養者を対象に生涯学習を支援するため放送大学の入学料が割引になるサービス事業を平成17年10月期入学募集時から開始している。「KKRセカンドライフセミナー」を、平成17年度の東京地区での試行的実施を経て、平成18年度から本格的に実施している。

組合員に対する直接的な福祉事業ではないが、昭和56年度に開始された「短期給付に係る財政調整事業（短期財調事業）」がある。この短期財調事業は、短期掛金負担の不均衡を調整するための交付金の交付事業と共同事業（医療費通知事業、高額医療費交付事業、健康管理推進事業、医療費データベース事業〈平成12年度終了、平成15年度廃止〉、短期財政臨時交付事業、特定健康診査等交付事業〈平成20年度開始〉）があるが、短期掛金負

担の不均衡を調整するための交付金の交付事業は、交付対象組合となっていた林野庁共済組合の自助努力等もあって、平成14年度以降は行われていない。

第8節 連合会新発足後の諸事業の発展と推移（その6）（平成21年～平成30年）

第1 概 況

我が国経済は、平成20年9月に起きた、いわゆるリーマンショックを契機に米欧を中心とする金融不安が金融危機へと発展し、世界同時不況と呼ぶべき事態に陥るなかで、急速な悪化を示した。こうしたなか、実体経済の悪化が金融の一層の不安定化を招き、それが更なる実体経済の悪化を招くという経済の「底割れ」のリスクが急速に高まりつつあった。こうした状況を踏まえ、政府は平成21年4月10日に「経済危機対策」を閣議決定し、我が国経済の底割れを防ぎ、内需と輸出の双発エンジンによってバランスの良い経済の実現をめざすこととした。

その後、平成21年春頃から、輸出が増加に転ずるとともに個人消費がプラスに寄与したため、経済指標は生産関連の指標を中心に上向きの傾向を示すようになり、日本経済は最悪期を脱した。しかし、なお雇用情勢は厳しく、失業率は平成21年7月には過去最高の5.7%に達した。さらに、物価が財とサービスの両分野で下落して緩やかなデフレ状態となったことに加え、為替市場の急激な変動により円高が進み、我が国経済はしばらく「足踏み」状態が続いた。

その後、緩やかに景気が「足踏み」から「持

ち直し」に転じつつあったが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う原子力災害により、ストックの毀損、サプライチェーンの寸断、電力供給の制約等による生産活動の落ち込みのほか、マインドの悪化による需要の減退など多岐にわたる影響が生じた。震災により、実質GDPは平成23年第1四半期から2四半期連続の減少となった。続く第3四半期は、震災後のサプライチェーンの立て直しが夏にかけて急速に進んだこと等を背景として、多くの需要項目が名目GDP及び実質GDPの押上げに寄与した結果、「足踏み」状態にあった平成22年第4四半期以来、3四半期ぶりのプラス成長となった。このように景気は持ち直しに復帰したものの、同時期から世界経済が減速したことを反映して、持ち直しのテンポが緩やかとなった。

平成24年には、エコカー補助金の効果が一巡するタイミングと輸出の減少が重なったことにより、復興需要の下支えがあったにもかかわらず景気は下向きに転じ、内外需ともに減少したことから、同年の実質経済成長率はマイナス成長となった。しかし、平成24年の秋以降には円高修正の動きや株価上昇が進んだことから、我が国経済は、平成24年11月を景気の谷として、それ以降、緩やかな回復を続けた。平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」や日本銀行の「量的・質的金融緩和」の導入の効果もあったことから、実質GDPはプラス成長となり、リーマンショック前の高い水準までおおむね回復した。

景気が緩やかな回復基調をたどるなかで、平成25年10月に、平成26年4月1日から消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げ

られることが決定された。個人消費については、平成25年秋以降、自動車を中心に徐々に駆け込み需要が顕在化し、消費税率引上げ直前の平成26年3月にかけては、家電のほか衣料品、日用品、飲食料品などにも駆け込み需要が発生し消費全体が大きく増加したが、駆け込み需要の反動によって4月に大きく減少した。

平成27年には、名目GDP、実質GDP、GDPデフレーターが18年ぶりにそろって前年比プラスとなり、雇用・賃金関係の指標が1990年代初頭以来となる改善をみせた。一方で、新興国・資源国経済の脆弱性等のリスクに加え、平成28年6月にイギリスの国民投票でEU離脱が支持されたこと等、世界経済の先行きに対する景気への影響が懸念された。平成28年後半からは、世界経済が緩やかに回復に転じたことに伴って日本の輸出や生産は持ち直しが続き、企業収益は過去最高となり、雇用・所得環境も改善された。また、個人消費や民間企業の設備投資など国内需要も持ち直しており、好循環が進展した。実質GDP成長率も上向き姿勢を示し、安定した回復が続いた。

以上のように、我が国経済は平成26年度から平成30年度まで、4年間連続での回復基調を実現した（国税庁HP「70年史（平成21年7月～令和元年6月）」2-3頁）。

社会保障改革については、平成22年12月14日の「社会保障改革の推進について」（閣議決定）において、「社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実

現に向けた工程表とあわせ、平成23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る」とされた。また、平成23年1月21日に開催された政府・与党社会保障改革検討本部の会合において、社会保障・税一体改革の検討を集中的に行うとともに、国民的な議論をオープンに進めていくための「社会保障改革に関する集中検討会議」が設置され、平成23年7月1日に「社会保障・税一体改革成案」が閣議報告された。それを基に政府・与党社会保障改革本部が作成した「社会保障・税一体改革素案」が平成24年1月6日に閣議報告され、「社会保障・税一体改革大綱」として同年2月17日に閣議決定された。

これを受け、第180回国会（常会）において、まず、平成11年から平成13年までの間に物価が下落したにもかかわらず年金額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準（本来水準）よりも2.5%高い水準（特例水準）となっている年金額について、特例水準を解消する等の改正を行う「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」が平成24年2月10日に提出され、同年11月26日に法律第99号として公布された。同法に基づき、平成25年度から平成27年度までの3年間で段階的に特例水準が解消された。また、年金受給資格期間を25年から10年に短縮する等の改正を行う「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が平成24年3月30日に提出され、同年8月22日に法律第62号として公布された。なお、年金受給資格期間の短縮（25年→10年）については、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等

の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第84号）が平成28年11月24日に公布され、平成29年8月1日から施行された。

さらに、公務員の共済年金の報酬比例部分を厚生年金保険制度に統一し、共済年金の職域部分を廃止するほか、共済年金のうち恩給期間等に係る部分について本人負担に見合った水準まで減額（以下「追加費用削減」という）する改正等を行う「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が平成24年4月13日に提出され、同年8月22日に法律第63号として公布、平成27年10月1日（公務員の共済年金の追加費用削減は平成25年8月1日）から施行された。

この法律において、共済年金の職域部分の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとされた。人事院は、平成24年3月7日に「民間の企業年金及び退職金の実態調査の結果並びに当該調査の結果に係る本院の見解について」を公表し、公務員の退職手当と共済年金の職域部分、民間の退職一時金と企業年金をそれぞれ合わせた退職給付総額において約400万円の官民較差が生じており、「官民均衡の観点から、民間との較差を埋める措置が必要」との見解を示した。

このため、平成24年4月に「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」が設けられ、官民較差調整後の公務員の退職給付の在り方については、退職給付の一部に民間の

企業年金に相当する「年金払い退職給付」を導入することが適当であるとの報告書が同年7月5日にまとめられた。これを受け、第181回国会（臨時会）において、平成24年11月2日に提出された「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」が同年11月26日に法律第96号として公布され、順次施行（年金払い退職給付に係る改正は平成27年10月1日から施行）された。

これにより、退職手当の額を引き下げるとともに、民間の企業年金に相当するものとして、半分を終身退職年金、残り半分为有期退職年金とする退職等年金給付が導入された。また、平成27年10月1日において改正前の共済年金の受給権を有しない者に対して、経過措置として施行日までの加入期間に応じた職域部分の共済年金を支給することとなった（財務省主計局編『令和2年度国家公務員共済組合事業統計年報』8-9頁）。

連合会の行っている医療、保養・宿泊などの福祉事業については、事業の安定化、健全化を図るとの観点からの検討と見直しが前期に引き続いて進められることになる。

なお、今期は、東日本大震災と熊本の大地震による災害が発生している。

東日本大震災をもたらした「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」（気象庁が命名した地震名。以下「東北地方太平洋沖地震」という）は、平成23年3月11日、三陸沖の太平洋を震源として発生したマグニチュード9.0という我が国の観測史上最大の地震であった。震源域は岩手県沖から茨城県沖まで及び、長さ約450km、幅約200kmの断層が3分程度にわたり破壊されたものと考えられ

ている。そのため広範囲に揺れが観測され、また大津波が発生し被害は広域にわたった（平成23年4月1日の閣議了解により、東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害を「東日本大震災」と呼称することとされた）。

人的被害は、12都道県で死者1万5,859人、行方不明者3,021人（平成24年5月30日警察庁発表）という明治以降では大正12年の関東大震災（死者・行方不明者：約10万5,000人）、明治29年の明治三陸地震（同：約2万2,000人）に次ぐ極めて深刻な被害をもたらした。住家についても、全壊は10都県で約13万棟、半壊は13都道県で約26万棟となる大きな被害が生じ、福島第一原子力発電所事故も併せて発生した（『平成24年版防災白書』内閣府より）。

連合会施設では、東北地方にある東北公済病院及び東北公済病院宮城野分院が甚大な被害を受け、診療に大きな影響を及ぼした。関東地方にある各連合会病院においても壁にひび割れが生じる等の被害も発生した。宿泊施設では、仙台共済会館の建物に多数の亀裂が発生したものの、国等からの依頼により被災地に滞在する職員に対する宿泊部屋の無料提供などを行った。

平成28年4月14日、熊本県熊本地方でマグニチュード6.5の地震が発生し、熊本県益城町で震度7を観測した。続く4月16日にもマグニチュード7.3の地震が発生し、益城町・西原村で震度7が観測された。この2回の激しい揺れが短期間に連続して発生したことに加え、熊本地方から阿蘇地方、大分県中部地方にかけて活発な地震活動が発生したことで、熊本県から大分県にかけて甚大な被害が

発生した。

熊本中央病院では、4月14日の「前震」では、入院患者・職員の被災はなかったが、建物・設備が一部被災した。同月16日の「本震」においては、入院患者の被災はなく、建物・設備については地割れが発生、壁面の破損、亀裂の発生等の被害があった。また、住宅を被災した職員が多数いた。

連合会施設の熊本共済会館では、エレベーターの故障、館内通路壁等のひび割れがあり、自宅の全壊、一部損壊等の職員が若干名いた。なお、ライフラインの復旧、建物の被害状況の確認を経て4月27日に一部が営業再開、5月1日に全面営業再開となった。

ちなみに、連合会加入の共済組合は、平成30年度末で20組合である。前期末（平成21年3月31日）に比べ、平成22年1月の社会保険庁の日本年金機構への移行に伴う社会保険職員共済組合の解散により、1組合の減少となっている。長期組合員の総数（除継続長期組合員）は、平成30年度末107万人弱で、前期の平成20年度末に比べ、約1万9,000人の増加となっている。

以下、項に分けて概説する。

第2 長期給付関係業務

連合会での長期給付の受給権者（新法関係）は、平成20年度末で109万4,000人弱、平成30年度末131万4,000人余であって、この10年間で約1.2倍に増加している。一方、年金総額では約0.9倍の1兆6,064億円（厚生年金保険給付及び経過的長期給付を含む）に減少している。

旧令共済年金についてみると、平成20年度末で受給者1,831人、平成30年度末で304

人、給付総額では平成20年度末で25億1,400万円、平成30年度末で5億2,800万円であり、支給人員等の減少傾向は顕著である。

これらに対応する連合会の年金関係の事務組織としては、平成30年度末で年金部の8課1室3専門役と旧令年金関係では特定事業部内の1課1専門調査役となっており、このほか年金企画部（3課）、平成29年4月に電算管理部から名称変更された情報システム部（2課1室3専門役）、資金運用部（4課1専門役）及び平成28年7月に新たに設置された運用リスク管理室（1課）がある。

平成21年から10年間の長期給付関係の制度改正では、平成24年の法律第62号、法律第63号、法律第96号及び法律第99号がある。

(1) 平成24年法律第62号による改正

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第62号）によって改正された主なものは次のとおりである。

- ①産休期間中の保険料免除等
- ②支給繰下げの見直し
- ③遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ④障害特例の見直し
- ⑤基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化（以上、平成26年4月実施）
- ⑥年金受給資格期間の短縮（25年→10年）（平成29年8月実施）

この改正は、被用者年金各制度に共通のものである。

今回の改正は、平成23年2月に政府・与党社会保障改革検討本部の下に設置された「社会保障改革に関する集中検討会議」において、所得比例年金と最低保障年金を組み合わせた「新しい年金」の導入をめざしつつ、当面は

現行の年金制度の改善を進めるとの方向が示された。その後、同年7月1日に閣議報告された「社会保障・税一体改革成案」において、今後の年金制度改革工程表が示され、現行制度の改善項目についての議論を経て、平成24年2月17日に「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、法案の提出に至っている。

平成24年の第180回通常国会においては、この法案及び被用者年金一元化法案の年金関連2法案と消費税法改正法案を含む税制関連2法案及び子ども子育て支援関連3法案の合計7法案を社会保障・税一体改革関連7法案として「社会保障と税の一体改革に関する特別委員会」において一括審議された。平成24年6月15日には、民主党・自由民主党・公明党の3党間において法案の修正に係る3党確認書が取り交わされ、本法案を含む社会保障改革関連法案は同年8月10日に成立した。

(2) 「被用者年金一元化法」の成立

昭和50年代以降、進められてきた公的年金の一元化をさらに進めるものとして、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号。以下「被用者年金一元化法」という）が制定された。この法律によって改正された主なものは次のとおりである。

- ①厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する
- ②共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する
- ③共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率（上限18.3%）に統一する

④厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する

また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計に取りまとめて計上する

⑤共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止する
公的年金としての3階部分（職域部分）廃止後の新たな年金については、別に法律で定める
（以上、平成27年10月実施）

⑥追加費用削減のため、恩給期間等に係る給付について本人負担の差に着目して27%引き下げる
ただし、一定の配慮措置を講じる（平成25年8月実施、旧三公社は平成27年10月実施）

この被用者年金一元化により、平成27年10月以降、連合会は厚生年金保険の実施機関として国共済の組合員期間（第二号厚生年金被保険者期間）に係る厚生年金を裁定・支給するとともに、一元化以前の組合員期間に係る経過的長期給付（旧職域部分）を決定・支給することとなった。これまでの「長期経理」も「厚生年金保険経理」及び「経過的長期経理」に衣替えることとなった。

(3) 「退職等年金給付」の創設

被用者年金一元化法により共済年金の職域部分の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金給付の制度を設けることとされたことを受けて、新たな退職等年金給付制度を設けるための「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第96号）が公布された。この法律の主な内容は次

のとおりである。

- ①半分は有期年金、半分は終身年金（65歳支給〈60歳まで繰上げ可能〉）
- ②有期年金は、10年又は20年支給を選択（一時金の選択も可）
- ③本人死亡の場合は、終身年金部分は終了有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給
- ④財政運営は積立方式
給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制した上で、保険料率の上限を法定（労使あわせて1.5%）
- ⑤公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務上障害・遺族年金を支給
- ⑥服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入
- ⑦旧職域部分の未裁定者について、経過措置を規定
（以上、平成27年10月実施）

被用者年金一元化に伴って上記の法律により新たに設けられることとなった「退職等年金給付制度」における給付は、他の給付と異なり積立方式による給付として、別途、連合会が保険料を徴収し給付を行うこととなるため、新たに「退職等年金経理」を設けることとなった。

(4) 平成24年法律第99号による改正

「国民年金法等の一部を改正する法律等」の一部を改正する法律」（平成24年法律第99号）によって改正された法律は「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第130号）である。

当時の公的年金の年金額の水準は、平成11年から平成13年までの物価下落時に特例的にマイナス改定を行わず、据え置かれた水準（特例水準）となっていたことから、法律の本則で規定している水準（本来水準）と乖離が生じていた。この乖離については、特例水準について物価上昇時にプラス改定をしないことで一方のプラス改定を行う本来水準が追いつくことにより解消することとしていたが、物価の下落が続いたことにより解消できないままとなっていた。

このため、2.5%高い特例水準の年金額を、平成25年10月から1.0%、平成26年4月から1.0%、平成27年4月から0.5%引き下げることとされた。

(5) 財政再計算（第10次・第11次）

今期、平成21年9月期（第10次）と平成26年9月期（第11次）と、長期給付に係る財政再計算期を2度迎えている。

まず、平成21年9月期の（第10次）の再計算は、平成16年度から国家公務員共済組合と地方公務員共済組合との間で財政単位の一元化に伴う保険料率の段階的一本化や両制度間での財政調整が行われていることから、それぞれの共済組合において保険料率算定の基礎を洗い直し、両共済全体としての将来の給付額、総報酬額などに基づいて一本化した同一の保険料率を算定し、一体とした財政見通しを作成することになる。

今回（第10次）の財政再計算について、平成21年6月19日に財務省から通知された主な内容は、

- ①平成21年9月1日を基準時点として再計算を行うこと
- ②長期給付に要する費用の算定に当たって

は、現行制度を前提とすること

- ③将来の組合員数については、平成19年度末の組合員数の生産年齢人口に対する割合が将来一定であるものとして推計すること

ただし、政府による国の行政機関の定員管理についての取組みや女性国家公務員の採用・登用の拡大等についての取組みを勘案して、組合員数やそのうちの女性の占める割合を推計すること

- ④基礎率（経済的要素）並びにいわゆるマクロ経済スライドによる給付の調整を行う期間及びスライド調整率については、厚生年金の平成21年財政検証の基本ケースにおいて用いられた前提と同様にすること

- ⑤法第99条第1項第3号に規定する「おおむね百年間に相当する期間の終了時」は、厚生年金と同様平成117年度とすること

- ⑥保険料率は、最終保険料率に達するまでの間、毎年9月に引き上げるものとし、その際、平成21年9月より地方公務員共済組合の保険料率と同一となるようにすること

ただし、平成22年9月以降の保険料率の毎年の引上げ幅は、厚生年金の保険料率の引上げ幅を下回らないものとする

- ⑦法第99条第1項第3号に規定する「長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金」は、厚生年金が支出額の1年分程度の積立金（いわゆる積立度合いが1）を保有するものとして

であった。

財政再計算の結果、国家公務員共済組合と

とおりである。

- ①平成26年9月1日を基準時点として再計算を行うこと

- ②長期給付に要する費用の算定に当たっては、既に公布されている法律の施行を前提とすること

- ③将来の組合員数については、平成24年度末の組合員数の総人口に対する割合が将来一定であるものとして推計すること
- ただし、政府による国の行政機関の定員管理についての取組みや女性国家公務員の採用・登用の拡大等についての取組みを勘案して、組合員数やそのうちの女性の占める割合を推計すること

- ④基礎率（経済的要素）並びにいわゆるマクロ経済スライドによる給付の調整を行う期間及びスライド調整率については、厚生年金の平成26年財政検証において用いられた前提と同様にすること

- ⑤法第99条第1項第3号に規定する「おおむね百年間に相当する期間の終了時」(以下「最終年度」という)は、平成122年度とすること

- ⑥保険料率は、平成26年9月及び平成27年9月に引き上げるものとし、その際、地方公務員共済組合の保険料率と同一となるようにすること

ただし、保険料率の毎回の引上げ幅は、厚生年金の保険料率の引上げ幅を下回らないものとする

- ⑦長期給付に要する費用の見通しは、厚生年金の平成26年財政検証の結果を参照して作成すること

であった。

今回の財政再計算の結果、国家公務員共済

地方公務員共済組合全体での組合員数は平成22年度末の390万人から平成117年度末の107万人に減少し、年金受給者数は平成52年度に531万人に達した後は組合員数の減少に伴い年金受給者数も減少すると見込まれた。また、保険料率については、平成21年9月に0.129%引き上げるにより地方公務員共済組合と同一の保険料率15.154%となり、平成22年9月以降、毎年、厚生年金の引上げ幅と同率の0.354%ずつ引き上げた場合には、最終的に平成35年9月以降は19.8%で一定(最終保険料率)となることを見込まれた。

この再計算に係る年金業務懇談会は、平成21年5月以降、5回開催され、同年7月24日の懇談会において「国家公務員の共済年金の現状及び将来は、少子高齢化の一層の進展等、他の公的年金制度同様、極めて厳しい状況にあり、社会経済情勢の変化に対応すべく制度の持続可能性を堅持するため、今後とも適切に対応していく必要があるとの認識で一致した」とのまとめが行われた。

また、今回の財政再計算の結果について、平成21年8月3日に運営審議会に付議し、了承された。

次に、平成26年9月期の（第11次）の再計算は、平成24年8月に公布された被用者年金一元化法により、平成27年10月からは共済年金の財政が厚生年金に一元化されることとされたことから、これを前提としつつ、財政単位が一元化されている地方公務員共済組合を含む公務員全体として、おおむね100年間に相当する期間の財政の見通しを作成することとなった。

今回の財政再計算に当たって、平成26年5月27日に財務省から通知された内容は次の

組合と地方公務員共済組合全体での組合員数は平成27年度の386万人から平成122年度には130万人まで減少し、年金受給権者数は当面は年々増加していくが、平成52年度に489万人に達した後は組合員数の減少に伴い年金受給権者数も減少すると見込まれた。

今回の財政再計算では、被用者年金一元化を前提としていることから、平成27年10月以降の財政の見通しは、厚生年金部分と旧職域部分に分けて作成している。厚生年金部分の見通しをみると、経済前提として複数のケースを設定しているものの、いずれのケースにおいても足元の数年間（平成29年度から平成31年度頃まで）は支出が収入を上回っているが、保険料率が18.3%まで引き上げられ支給開始年齢が段階的に65歳になることなどから、その後は数十年にわたり収入が支出を上回る状態が続き、最終的には積立金を活用して年金給付に充当することになっているため、平成82年度から平成102年度頃からは再び支出が収入を上回ることになると見通された。

被用者年金一元化法により職域部分は廃止されることとなったが、廃止前の平成27年9月以前の期間に係る旧職域部分は支給され、その財源は、共済年金の「積立金から厚生年金の積立金の水準に見合った額を厚生年金の共通財源として仕分けた残りを充てることとされている。今回の財政再計算では、いずれのケースにおいても収支差額を賄える積立金を保有しており、旧職域部分の年金支給に支障が生じない見通しとなっている。

この再計算に係る年金業務懇談会は、平成26年6月16日に「今般の審議の過程を通じ、当懇談会としては国家公務員の年金を含む公

的年金の現状及び将来は、少子高齢化の一層の進展等、極めて厳しい状況にあり、社会経済情勢の変化に対応すべく持続可能な制度を堅持して行く必要があるとの認識で一致した」とのまとめが行われた。また、今回の財政再計算の結果について、平成26年6月26日に運営審議会に付議し、了承された。

(6) 退職等年金給付の財政計算と財政検証

平成27年10月の被用者年金一元化に伴って新たに設けることとされた「退職等年金給付」は、労使折半負担による積立方式の給付とされており、積み立てるための掛金率、付与率、基準利率や給付するための年金現価率（終身年金現価率及び有期年金現価率）は、連合会が財政計算を行った上で定款で定めることとされている。

この財政計算を行うに当たっては、次の前提条件等を設定している。

①基礎数

組合員数と標準報酬の月額、平成26年9月末における標準報酬統計をもとに作成

②基礎率

総脱退率、失権率等は、平成26年の共済年金の財政再計算で用いた基礎率（平成21年度～平成23年度の統計等をもとに作成）を使用

③付与率

保険料率の上限の範囲内において、組合員等の適当な生活の維持を図り、また、公務の能率的運営に資するという目的を達成できる給付水準を確保する観点から1.50%と設定

④基準利率

10年国債応募者利回り（直近1年平均と

5年平均の低い方）を用いて設定

⑤終身年金現価率

年金額が終身にわたり一定となるように基準利率及び死亡率を用いて年齢別に設定

⑥有期年金現価率

年金額が支給残期間にわたり一定となるように基準利率を用いて支給残月数ごとに設定。なお、財政計算では、全て一時金としての受給を前提とし、有期年金現価率を用いない

⑦予定利率

基準利率と同じ率を設定

⑧保険料率

- ・保険料率は、総給付現価と保険料現価が均衡するように設定
- ・退職給付の財政方式は、閉鎖型総合保険料方式（計算時点の組合員について将来の給付費用を将来の保険料で賄う方式）とする
- ・公務上給付の財政方式は、必要保険料方式（給付発生年度に将来にわたる費用の現価相当額を1年間で積み立てる方式）とする
- ・保険料率の上限は、1.50%

財政計算の結果、保険料率が1.50%（組合員負担分0.75%、事業主負担分0.75%）で財政が均衡することが確認された。

この財政計算の結果については、平成27年8月7日に開催された年金業務懇談会での「まとめ」において「提案された保険料率は、組合員の新たな負担になるものであることに配慮しつつ、退職等年金給付制度の目的を達成するための給付水準を確保するものになっている」とされた。その後、この財政計算の内容を盛り込んだ連合会の定款変更案につい

ては、同年9月10日に開催された運営審議会の議を経て、同月30日に財務大臣の認可を受けている。

なお、財政計算によって設定された上記④の「基準利率」は、毎年10月に見直されることとなっており、平成27年10月に設定された年率0.48%は、平成28年10月から0.32%、平成29年10月から0.00%、平成30年10月から0.06%となっている。なお、この基準利率を基に算定される年金現価率（終身年金現価率及び有期年金現価率）も見直されており、毎年、定款変更が行われている。

この退職等年金給付制度では、毎年度、決算時点における「財政検証」を行い、翌年度末までにその結果を財務大臣に報告することとされている。この財政検証は、積立方式で運営される退職等年金給付制度において、毎年度、決算時点の国家公務員共済組合、地方公務員共済組合全体の積立状況（年金財政上の剰余・不足の状況）を確認し、少なくとも5年ごとに実施することとされている財政再計算を早期に行う必要があるかどうかを判定するために行われる。

財政検証の具体的な方法としては、毎年度末（計算基準日）時点の国家公務員共済組合、地方公務員共済組合それぞれの組合員・受給待期者・年金受給者を基礎として、総給付現価（将来の年金給付額などを予定利率で割引計算した現在価値）、保険料収入現価（将来の保険料収入を予定利率で割引計算した現在価値）を計算し、積立基準額（＝総給付現価－保険料収入現価）と実際の退職等年金給付積立金の額を比較することにより行われる。

財政検証の結果、平成27年度末時点では、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合全

体で▲34億円の積立不足が生じていた。積立不足の主な要因は、制度創設に係る準備経費（事務費）を平成27年度に一括して償却したことなどによるものである。

毎年度の財政検証を実施した際には、早期に財政再計算を行う必要があるかどうかの判定も行うこととされており、財政再計算を早期に実施する基準は、「国家公務員共済組合、地方公務員共済組合全体の積立不足額が保険料収入現価の5%を上回る場合」とされている。平成27年度末の積立状況は、積立不足(▲34億円)となっているが、保険料収入現価(6兆2,674億円)の0.05%に相当する額であり、判定基準である5%の積立不足額(▲3,134億円)を上回っていないため、早期の財政再計算を行う必要はなかった。

その後の各年度の財政検証結果は、国共済、地共済全体の積立状況で、平成28年度末は12億円の積立剰余、平成29年度末は109億円の積立剰余、平成30年度末は234億円の積立剰余となっており、いずれも早期の財政再計算を行う必要はなかった。

(7) 退職等年金給付の財政再計算（第1次）

平成27年10月の退職等年金給付制度の創設に際して、連合会は財政計算を行っており、財政の健全性を確保するため、財政再計算を少なくとも5年ごとに行うこととされているが、初回の財政再計算は、財務大臣通達により制度創設の3年後に行うこととされている。このため、平成30年が初回の財政再計算を行う年となった。

この財政再計算は、基礎数（組合員数、標準報酬の月額等）、基礎率（総脱退率、失権率等）、基準利率等について、最近のデータを基に計算を行っている。財政再計算の結

果、数理計算上の保険料率は1.497%となり、端数切上げにより保険料率は現行と同率の1.50%（組合員の掛金率0.75%、事業主の負担金率0.75%）となった。

財政再計算の結果については、年金業務懇談会において審議を行い、平成30年12月10日開催の会合において「まとめ」が行われた。そこでは「連合会が算定した付与率、予定基準利率、年金現価率、予定利率及び保険料率は、算定にあたって法令等に示された条件を満たしているとともに、保険数理上妥当な数値であると認められる。提案された保険料率は、退職等年金給付制度の目的を達成するための給付水準を確保するものとなっており、また、持続可能な制度としての財政運営がなされているとの結論に達した」とされている。

その後、同年12月19日に開催された第86回運営審議会において議が了された（定款変更なし）。

(8) 旧令特別措置法関係

「旧令特別措置法」に基づいて連合会が支給することとされている旧陸海軍及び外地関係共済組合員に係る年金については、その増額、最低保障額等の改定は、当期（平成21年以降）も恩給の改定措置を参酌して政令に基づく改定を行うこととされているが、改定は行われていない。

(9) ガス障害者のための救済措置業務

この業務は、大蔵省からの通達「ガス障害者救済のための特別措置要綱」（昭和29年2月12日蔵計第280号）に基づき、昭和29年度（一部昭和28年度）から行っている。

ガス障害者に対する救済業務は、広島県下所在の旧東京第二陸軍造兵廠忠海製造所（大久野島）をはじめとして、旧広島陸軍兵器補

給廠忠海分廠、福岡県下所在の旧東京第二陸軍造兵廠曾根製造所、神奈川県にあった旧相模海軍工廠の従業員（共済組合員）が対象となっている。救済内容については、原爆被爆者に対する援護措置などを参考に、金額の増加、対象範囲の拡大など数次の改定を重ねて今日に至っている。

ガス障害者数は、平成30年度末で認定患者232人、一般患者127人の合計359人となっており、平成20年度末（1,228人）からの10年間で約7割の減少となっている。

また、平成30年度に支給された認定患者への療養費は1,200万円、特別手当及び医療手当は4億560万円、一般患者への医療費は70万円、健康管理手当及び介護手当は5,300万円となっており、全額国庫交付金により措置されている。

第3 福祉関係事業

1 医療関係事業

(1) 直営医療施設

連合会の直営病院については、平成13年12月に発表された特殊法人等の整理合理化計画により国庫補助金が平成19年度をもって廃止されることになったことから、国庫補助金に依存しない経営体質を確立するために、平成15年度から平成19年度までの「新たな再編・合理化計画」を策定・実施することとした。

これによって、直営病院全体としては経営改善が進んだものの、厳しい医療政策の下にあって、赤字病院が増えていること、医師・看護師等の人材確保が病院経営上の重要な問題となっていること、病院の老朽化・狭隘化による競争力が低下していることなどが課題

となった。旧令共済病院においても、直営病院と同様に建物の老朽化の問題等を抱えていたことから、このような課題に対処するため、直営病院・旧令共済病院ともに連合会病院として平成20年度から平成25年度までの中期計画を策定することとした。

連合会において策定した「経営基盤強化のための中期計画」では、経営の健全性を確保し、赤字病院をなくすとともに必要な投資を計画的に行い、連合会病院の競争力を高めることをめざすべき姿とし、以下を重点施策とした。

- ①本部機能（方針決定、経営改善、人事・給与、財務管理機能）の充実・強化
- ②人事・給与制度の見直しや研修支援制度の導入など、良質な医師や看護師等の医療従事者の確保・育成促進
- ③地域医療計画への積極的参画や自治体とのネットワーク構築、地域医療連携の推進など地域医療への貢献
- ④投資規模の適正化と統一的な投資基準の策定

その後、この計画の実施状況については、平成20年度に直営病院は10病院、旧令共済病院は2病院であった医業損益の黒字病院は、平成24年度にはそれぞれ20病院、8病院となる見込みとなっており、順調に経営基盤強化が進んでいるものの、今後も継続して取り組むべき事項があるほか、新たに取り組むべき課題も生まれてきていた。そこで、平成25年度を初年度とする「第二次連合会病院中期計画」を策定し、医療の質の向上（医療安全の向上、チーム医療の推進等）、優秀な医療従事者の確保・育成（人材の確保、人材の育成・支援制度の構築、勤務評価・給与制度の

推進)、経営基盤の強化(経営分析機能の強化、コスト削減の推進等)、計画的な投資、計画的な借入金返済などの重点施策を設定した。

連合会直営病院の経営状況について、平成21年度と10年後の平成30年度を広報紙『KKR』の決算説明によって比較してみると、

表7のとおりである。

なお、この間の全病院の従事者の状況は表8のとおりである（資料編参照）。

今期においては、平成15年4月に宮城野病院から統合・分院化された「東北公済病院宮城野分院」は、平成28年3月末をもって閉院

表7 直営病院の経営状況（平成21年度と平成30年度の比較：広報紙『KKR』より）

平成21年度
＜医療経理＞
平成21年度末における直営病院の病院数は前年度と同数の24か所、稼動病床数は40床増加して7,108床となっています。年間患者数は、入院214万人、外来354万人で、前年度に比べ、入院は0.6%の減少、外来は1.5%の減少、合計で1.2%の減少となりました。介護老人保健施設の施設数（2か所）及び入所定員（148人）は前年度と同数で、年間利用者数は、前年度に比べ、入所は0.4%の減少、通所は0.9%の増加、合計で0.1%の減少となりました。
経理の概況については、21年度の経常収益1,627億9,400万円で、前年度に比べ56億3,700万円の増加（3.6%）となりました。このうち大半を占める患者収入は、1,524億9,400万円で、前年度に比べ40億1,800万円の増加（2.7%）、その他の収入は103億円で前年度に比べ16億1,900万円の増加（18.6%）となりました。
経常費用は、1,576億3,800万円で、前年度に比べ11億8,900万円の減少（0.7%）となりました。このうち、職員給与は508億8,700万円で前年度に比べ1億9,600万円の増加（0.4%）、材料費は452億6,800万円で前年度に比べ3億2,800万円の増加（0.7%）、その他の経費は614億8,400万円で前年度に比べ17億1,300万円の減少（2.7%）となりました。
前年度は、省令改正による減価償却費の増大や人件費等の増加により平成5年度以降15年ぶりの赤字でしたが、21年度は、看護基準の上位取得や医師獲得による診療体制強化等により診療単価が増加した結果、医業収入が増加し、黒字決算となりました。
21年度経常損益は、51億円の黒字となり、特別損益の66億円の黒字を加え、当期損益は117億円の黒字となりました。この中には土地売却等の利益96億円が計上されていますが、この特殊要因を除いた実力ベースで見ても当期損益は22億円の黒字となっています。
赤字病院数は、24病院中、昨年度から4病院減少し11病院となりましたが、医師・看護師不足の影響による収入の伸び悩みや、人件費、委託費等の固定費用の増などがあり、楽観を許さない状況です。
赤字病院については、引き続き詳細な経営分析を行い、徹底した現地指導により経営改善を図り、今後も職域病院として、また域の中核病院として、利用者のニーズに対応した良質で高度な医療サービスの提供と健全経営の維持に最善を尽くします。
20年度を初年度とする5か年の「経営基盤強化のための中期計画」に基づき、経営基盤の一層の強化に取り組みます。（平成22年12月10日付）
平成30年度
＜医療経理＞
直営病院の病院数は前年度と同数の23か所、稼動病床数は39床減少して6,875床となっています。年

間患者数については、前年度に比べ、入院で2.4%、外来で0.9%減少し、合計で1.5%の減少となりました。介護老人保健施設の施設数（2か所）及び入所定員（148人）は前年度と同数となっており、年間利用者数は、前年度に比べ、入所は2.0%、通所は8.7%、合計で3.1%の減少となりました。

経理の概況については、経常収益は1,851億5,800万円となり、前年度に比べ3億6,900万円の減少となりました。このうち患者収入は1,778億3,300万円で前年度に比べ3,800万円の増加、その他の収入は73億2,500万円で前年度に比べ4億800万円の減少となっております。

一方、経常費用は1,829億5,600万円となり、前年度に比べ14億9,500万円の減少となりました。このうち職員給与は541億3,300万円で前年度に比べ5,000万円の増加、材料費は504億7,400万円で前年度に比べ19億1,100万円の減少、その他の経費は783億5,000万円で前年度に比べ3億6,700万円の増加となっております。

以上のほか、特別損失が20億1,000万円で前年度に比べ16億1,300万円の増加となった結果、当年度は1億9,100万円の利益となりました。

これは、診療報酬改定対応による入院日数短縮の影響で患者収入が前年並みに止まる一方で、医療材料の減少はあったものの、人件費や新病院開設に伴う旧病棟解体等の費用増の影響により、黒字は維持できましたが、前年度割れの結果となっております。

赤字病院数は、23病院中10病院となり昨年度と同数となりました。

平成30年度は、新たな5か年計画である「第3次連合会病院中期計画」の初年度であり、当該計画における運営方針に基づき、経営の改善、医療の質の向上、優秀な人材の確保・育成等の重点施策等を掲げ、特に、給与制度の見直しや人材の確保・育成といった新たな課題を含めた取組みを着実に進めていくことにより、組合員及び地域等のニーズに適切に対応し、健全経営の確保と良質で高度な医療の提供に最善を尽くしてまいりたいと考えております。（令和元年8月10日付）

表8 全病院の従事者数（平成21年度と平成30年度）

	平成21年度（人）	平成30年度（人）
医 師	1,383.0	1,631.5
看護師	5,507.8	6,185.5
その他	3,034.8	4,010.1
計	9,925.6	11,827.1

となった。

(2) 管理医療施設

連合会のいわゆる管理医療施設（旧令共済病院）は、前期から引き続き10病院と京都府から指定管理者の指定を受けている「舞鶴こども療育センター」でスタートしたが、横須賀北部共済病院は、平成21年4月1日に横須賀共済病院の分院となり、その後、平成27年6月末をもって閉院となっている。

表9 管理医療施設の状況(平成21年度と平成30年度)

	平成21年度（人）	平成30年度（人）
患者数 （外 来） （入 院）	3,436,000 (2,241,000) (1,195,000)	2,932,000 (1,850,000) (1,082,000) (以上千位未満四捨五入)
従事者数 （医 師） （看護師） （その他）	5,715 (764) (2,938) (2,013)	6,598 (912) (3,403) (2,283)
病床数	4,085床	3,517床

平成21年度と平成30年度の10年間の推移の状況を比較すると、表9のとおりである（「舞鶴こども療育センター」を含む）。

旧令共済病院においては、建物の老朽化の問題等直営病院と同様の課題を抱えていたことから、直営病院とともに連合会病院として

平成20年度からの「経営基盤強化のための中期計画」を策定することとした。その後作成された平成25年度からの5年間の「第二次連合会病院中期計画」も同様である（前記(1)参照）。

今期における経営の状況は、「旧令医療経理」全体で平成21年度から黒字を計上してきたが、平成27年度から平成30年度にかけて赤字となった。なお、累積剰余金は平成30年度末505億円で、平成20年度末に比べ48億円の増加となっている。

2 保養・宿泊関係事業

経営体質の強化を図るとともに、年金資産からの借入金を着実に返済することにより、財務体質の健全化に努め、組合員等の福祉施設としてその期待される役割を遂行するため、平成24年度を初年度とする5か年の「第3次中期経営改善計画」の基本方針が策定され、借入金水準、営業利益水準、整理合理化基準、投資基準を示すとともに、売上増加策、費用削減策等が盛り込まれた。

その後、計画の最終年度に営業利益の目標達成が困難な状況が見込まれたこと、新たな耐震基準を満たしていない会館の存在が判明したこと等、計画策定以降の状況の変化を踏まえ、1年前倒しして、平成28年度を初年度とする「第4次中期経営改善計画」が策定された。そこでは、年金資産からの借入金を完済して「経営改善」のめどをつけること、必要な資金手当てを行い老朽化した設備等に係る更新投資を行うこと、内部利用向上のためのサービス改善を行うこと、新耐震基準に不適合であった3共済会館（仙台、札幌、広島）を整理合理化すること等が盛り込まれた。

今期における施設数の推移は、表10とお

りである。

保養・宿泊施設が合計で前期末（43か所）に比べて今期末（34か所）は約21％の減少となっている。ちなみに、利用者の概況は表11のとおりである。

今期における経営収支の状況を見ると、「事業収入」は、200億円（平成21年度）から179億円（平成25年度）、153億円（平成30年度）という状況である。一方、これに対する「事業経費」はそれぞれ216億円、196億円、164億円となっている。これに「保健経理」からの繰入金と財産処分等の特別損益を加減した「宿泊経理」の全体の損益は、平成21年度から平成30年度までの10年間黒字となっている。その結果、平成30年度末の累積では244億円の剰余金残高となった。すなわち、この10年間で、剰余金は（54億円〈平成20年度末〉から）190億円の増加となり、

表10 施設数の推移

年度末	保養所数	宿泊所数	会館数	合 計
平成21～25	26	7	10	43
26	25	6	10	41
27	22	6	10	38
28	22	5	9	36
29	22	5	9	36
30	22	5	7	34

（注）特約施設を除き、借上施設を含む。

表11 保養・宿泊施設の利用者概況

年 度	施設数	宿泊定員（人）	利用者数（千人）	うち宿泊	うち会議等
平成21	43	3,918	2,034	794	1,240
25	43	3,918	2,012	827	1,185
30	34	3,241	1,563	676	887

（注）それぞれ単位未満を四捨五入。

情報の提供サービスを行っている。

いわゆる国家公務員特別借受宿舎（準公務員宿舎）事業については、林野庁関係が平成30年度に償還を終了し、防衛庁関係が償還を継続している。郵政関係については、土地のみが投資不動産として残っている。

(3) 貸付事業

今期における加入各共済組合に対する連合会の貸付状況は、表12のとおりである。

これによると、貸付金額の残高は平成12年度をピークに減少し、今期においても10年間で大幅に減少し続けている。

(4) 財形持家融資事業

当期（平成21年度～平成30年度）のこの事業は、毎年度の事業規模（貸付総枠）は平成21年度20億円、平成22年度30億円、平成23年度以降25億円、貸付限度額（1件当たり）は4,000万円、貸付額は、当期の10年間の総額で85億2,700万円、貸付件数は延べ794件である。

(5) その他

連合会の福祉関係事業としては、以上のほか前期から引き続き実施しているものに介護情報の提供サービス事業がある。具体的には、「KKR介護相談ダイヤル」及び「KKR介護予防セミナー」を行っている。また、生涯学習を支援するための放送大学入学料が割引になるサービス事業や「KKRセカンドライフセミナー」も前期から引き続き実施している。

このほか、昭和56年度に開始された「短期給付に係る財政調整事業（短期財調事業）」がある。この短期財調事業は、短期掛金負担の不均衡を調整するための交付金の交付事業と共同事業（医療費通知事業、高額医療費交付事業〈平成22年度廃止〉、健康管理推進事

長期借入金残高も390億円から54億円に減少した。

保養・宿泊関係事業の一つとして、前期から引き続き「特約施設」関係の事業も実施されており、具体的には、平成30年度末時点において、沖縄県下の13施設で特約料金を設定した。KKR施設がない国内のリゾート地等の提携施設等は93施設となっており、平成30年4月からは他の共済組合との施設相互割引利用も行っている。海外については、大韓民国の2施設のほか、平成21年度から「KKR海外パッケージ旅行」として旅行会社との間で商品の割引契約を締結している。

3 その他の福祉関係事業

連合会は、医療や保養・宿泊関係以外にも組合員のため種々の福祉事業を行っており、今期（平成21年以降）におけるそれらの状況を概観する。

(1) 冠婚葬祭関係の事業

結婚式場等婚礼関係の施設は、共済会館や保養・宿泊施設に設置しているが、前期に引き続き利用状況が低調になっている。なお、前期から婚活サイトである「KKRブライダルネット」を開設し、組合員とその家族の婚活をサポートしている。

葬祭関係については、前期から引き続き葬祭業者との間で特別割引の契約を締結し、葬祭事業を行っている。また、葬祭に関する情報提供を行う総合相談窓口の「KKR葬祭事業コールセンター」を開設するほか、「KKR終活セミナー」を実施している。

(2) 住宅・宅地関係の事業

連合会は、住宅情報提供サービスとして、住宅会社と割引協定の締結、KKRホームページ、広報紙『KKR』、KKR住宅フェアなどで

表12 組合貸付金状況 (単位：千円)

年 度	組合に対する 貸付金額 (残高)	対前年度 増▲減額	総資産に対する 組合貸付金の割合	組合の組合員に 対する貸付金額
平成21	427,648,621	▲65,639,102	5.1 (%)	513,300,322
22	365,812,804	▲61,835,817	4.5	451,652,063
23	306,501,214	▲59,311,590	3.8	393,389,342
24	243,326,058	▲63,175,156	3.2	335,052,083
25	169,691,912	▲73,634,146	2.3	284,850,023
26	124,609,327	▲45,082,585	1.7	240,560,781
27	76,852,453	▲47,756,874	10.7	201,722,307
28	46,235,989	▲30,616,464	5.0	165,449,888
29	30,864,163	▲15,371,826	3.2	136,870,900
30	17,799,909	▲13,064,254	1.9	113,625,846

(注1) 本表は、各年度末の数字である（国家公務員共済組合事業統計年報より）。
(注2) 総資産は、長期経理（平成27年度以降は、退職等年金経理及び経過的長期経理）の総資産額。

業、特定健康診査等交付事業、短期財政臨時交付事業（平成24年度廃止））がある。なお、短期掛金負担の不均衡を調整するための交付金の交付事業は、今期は行われていない。

第9節 連合会新発足後の諸事業の発展と推移（その7）（令和元年～令和5年）

平成31年4月1日から始まる年度については、令和元年が5月1日から始まり、その前日までは平成31年であるが、短期間でもあり、便宜上令和期として取り扱うこととした。つまり、「令和元年度」とは平成31年4月1日から令和2年3月31日までである。

本節では、令和6年3月末すなわち令和5年度末までの5年間の期間について述べる。

第1 概 況

我が国経済がようやく回復基調を実現し、ある程度の落ち着きを見せていた経済状況

のもとで始まった今期において、社会経済、国民生活、医療提供体制等、様々な方面に大きな影響を与えることとなる事態が発生した。それは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生・拡大である。

新型コロナウイルス感染症の特徴は、発熱、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等を発症し、せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等が感染経路と考えられている。潜伏期間は約5日間、最長14日間とされているが、オミクロン株では潜伏期間が短縮していると報告されている。多くの患者は発症から1週間程度で治癒に向かうが、一部の患者では肺炎を発症する。さらに、急性呼吸窮迫症候群（ARDS）に至る患者もあるとされている（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」令和3年11月19日〈令和5年2月10日変更〉新型コロナウイルス感染症対策本部決定より）。

この新型コロナウイルス感染症は、令和元

これにより、住民・事業者等への協力要請等の各種措置は終了することとなった。

連合会本部においては、パーティションや消毒用アルコールの設置、予防接種、在宅勤務の実施等、様々な感染対策が求められることとなった。また、医療関係及び保養・宿泊関係の施設では、これまで進めてきた経営健全化のための様々な対策に加え、医療施設においては感染患者の受入れ（検査・治療・入院）体制の確保等、宿泊施設においては営業の休止や縮小等の要請への対応、医療従事者や感染者の受入れの対応等についての検討が必要となった。

また、令和6年1月1日16時10分頃に、能登半島を中心に最大震度7を観測する強い揺れ（「令和6年能登半島地震」：気象庁）を観測した。人的被害として死者230人超、重傷者300人超、住家被害は全壊80棟、半壊1,100棟超となるなど、甚大な被害が発生した。連合会では、災害医療チームの出動要請や支援要請を受け、15の直営・旧令共済病院から医師、看護師等の職員を派遣し、被災者への医療、健康管理等の支援活動を行った。

ちなみに、連合会加入の共済組合は、令和5年度末で20組合である。前期の平成30年度末から変更はない。長期組合員の総数（除継続長期組合員）は、令和5年度末106万9,257人で、前期の平成30年度末（106万9,983人）に比べ、726人の減少となっている。

以下、項に分けて概説する。

第2 長期給付関係業務

連合会での長期給付の受給権者（新法関係）は、平成30年度末で131万4,000人余、令和5年度末で131万8,000人余であって、この5

年間ではば横ばいとなっている。また、年金総額では6.5%減の1兆5,019億円（厚生年金保険給付及び経過的長期給付を含む）となっている。

旧令共済年金についてみると、平成30年度末で受給者304人、令和5年度末で116人、給付総額では平成30年度末で5億2,800万円、令和5年度末で2億円であり、支給人員等の減少傾向は顕著である。

これらに対応する連合会の年金関係の事務組織としては、令和5年度末で年金部の9課1室3専門役と旧令年金関係では特定事業部内の1課1専門調査役となっており、このほか年金企画部（3課）、情報システム部（3課1室3専門役）、資金運用部（4課1専門役）及び運用リスク管理室（1課）がある。

令和元年から5年間の長期給付関係の制度改正では、令和2年の法律第40号がある。

（1）令和2年法律第40号による改正

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号）によって改正された主なものは次のとおりである。

- ①在職定時改定の導入
- ②65歳未満の在職老齢年金制度（低在老）の見直し（支給停止基準額の引上げ）
- ③年金受給開始時期の選択の拡大（70歳→75歳）
（以上、令和4年4月実施）
- ④短時間労働者への適用拡大（令和4年10月実施）

この改正は厚生年金に係るものであるが、このほか、退職等年金給付については上記③と同様の措置を講じるとともに、短期在留外国人に対する脱退一時金の創設、年金返還債

権の時効に係る見直し、掛金の徴収月の見直し等が行われた。

また、上記④の措置に併せて、厚生年金の適用対象である国等で勤務する短時間労働者に対して、国家公務員共済組合の短期給付を適用することとし、国家公務員共済組合の標準報酬の等級及び月額について、長期給付（厚生年金給付及び退職等年金給付）は厚生年金に合わせる改正（最低等級8万8,000円の追加）、短期給付は健康保険に合わせる改正（最低等級5万8,000円から8万8,000円までの4等級を追加）が行われた。

（2）厚生年金の財政検証と経過的長期給付の財政見直し

平成27年10月の被用者年金一元化により、それまでの共済年金が厚生年金保険制度に移行したことから、前期の平成26年9月期（第11次）において連合会が行った共済年金の財政再計算を最後に財政再計算を行うことがなくなり、一元化以降は、連合会が支給する厚生年金及び一元化以前に裁定された共済年金の厚生年金に相当する部分を含めて厚生年金保険制度において財政検証を行うこととなった。

また、被用者年金一元化後も引き続き支給することとされている「経過的長期給付」（共済独自の旧3階部分）については、財務大臣通達（平成27年9月30日財計第2889号）により、厚生年金保険の財政検証が実施されたときは、国家公務員共済組合と（財政単位が一元化されている）地方公務員共済組合を合算した経過的長期給付に係る財政の現況及び見通しを作成し、財務大臣に報告することとされている。連合会では、令和元年8月27日に厚生労働省が令和元年財政検証結果を公

ととなっており、前期の平成30年10月に設定された年率0.06%は令和2年10月から0.00%、令和4年10月から0.02%、令和5年10月から0.07%となっている。なお、この基準利率を基に算定される年金現価率（終身年金現価率及び有期年金現価率）も見直されており、定款変更が行われている。

退職等年金給付制度においては、毎年度、決算時点の国家公務員共済組合、地方公務員共済組合全体の積立状況（年金財政上の剰余・不足の状況）を確認し、少なくとも5年ごとに実施することとされている財政再計算を早期に行う必要があるかどうかを判定するため、「財政検証」を行うこととされている。今期における年度ごとの財政検証結果は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合全体の積立状況で、平成30年度末は234億円の積立剰余、令和元年度末は384億円の積立剰余、令和2年度末は532億円の積立剰余、令和3年度末は690億円の積立剰余、令和4年度末は958億円の積立剰余となっており、いずれも早期の財政再計算を行う必要はなかった。

（4）旧令特別措置法関係

「旧令特別措置法」に基づいて連合会が支給することとされている旧陸海軍及び外地関係共済組合員に係る年金については、当期（令和元年以降）も恩給の改定措置を参酌して政令に基づく改定を行うこととされているが、改定は行われていない。

当期の5年間においても、受給者数は年々減少し、平成30年度末304人から令和5年度末では116人と、年金支給総額は5億2,800万円から2億円に減少している。

（5）ガス障害者のための救済措置業務

ガス障害者に対する救済業務は、前期から

表したことを受け、財政検証における経済前提ケースⅠ～Ⅴを前提とした「経過的長期給付に係る財政の現況及び見通し」を作成し、財務大臣に報告した。それによると、「厚生労働省が公表した令和元年財政検証における経済前提ケースⅠ～Ⅴを前提に計算した結果、いずれのケースにおいても、積立金に不足が生じることはなく、経過的長期給付の年金の支払いに必要な財源は確保されている見通しとなっている」とされている。

（3）退職等年金給付の財政再計算（第2次）と財政検証

退職等年金給付の財政再計算は、前回（第1次）は平成30年に実施したことから、今期、令和5年10月期（第2次）にその時期を迎えている。この財政再計算は、基礎数（組合員数、標準報酬の月額等）、基礎率（総脱退率、失権率等）、基準利率等について、最近のデータを基に計算を行っている。

財政再計算の結果、保険料率は現行と同率の1.50%（組合員の掛金率0.75%、事業主の負担金率0.75%）となった。また、積立剰余の還元として毎年10月に見直される基準利率に加算率0.08%を上乗せずとした。

この財政再計算の結果については、年金業務懇談会において審議を行い、令和5年12月11日開催の会合において「まとめ」が行われた。そこでは「提案された保険料率は、退職等年金給付制度の目的を達成するための給付水準を確保するものとなっており、また、持続可能な制度としての財政運営がなされているとの結論に達した」とされている。その後、同年12月21日に開催された第98回運営審議会において議が了された（定款変更なし）。「基準利率」は毎年10月に見直されるこ

引き続き広島県下所在の旧東京第二陸軍造兵廠忠海製造所（大久野島）、旧広島陸軍兵器補給廠忠海分廠、福岡県下所在の旧東京第二陸軍造兵廠曾根製造所、神奈川県にあった旧相模海軍工廠の従業員（共済組合員）を対象として、原爆被爆者に対する援護措置などを参考に、金額の増加、対象範囲の拡大など数次の改定を重ねて今日に至っている。

ガス障害者数は、令和5年度末で認定患者87人、一般患者39人で合計126人となっており、平成30年度末（359人）からの5年間で65%の減少となっている。また、令和5年度に支給された認定患者への療養費は635万円、特別手当及び医療手当は1億5,829万円、一般患者への医療費は7万円、健康管理手当は1,813万円となっており、全額国庫交付金により措置されている。

第3 福祉関係事業

1 医療関係事業

(1) 直営医療施設

連合会の直営病院は、平成25年度を初年度とする「第二次連合会病院中期計画」を策定し、地域において選ばれる病院をめざして、医療の質の向上、人材確保・育成、経営基盤の強化、計画的な投資などの重点施策を設定して連合会病院の理念を実現していくものとしたが、その後の新たな課題として以下のことが挙げられることとなった。

- ①平成28年度決算において、当期損益が連合会病院全体で黒字基調から赤字に転落し、全病院の黒字化に向けた経営改善を行う必要があること
- ②第二次中期計画期間中に投資基準に該当しなかった病院について、建替え等につ

いて検討する必要があること

③少子高齢化や「働き方改革」への対応を進めるとともに、職務や職責に則った給与制度の在り方を検討するほか、ICTの活用等により、急激な社会情勢の変化に的確かつ柔軟に対応することが求められること等

そこで、第二次中期計画で取り組んだ重点施策に加えて、この新たな課題に取り組むため、平成30年度を初年度とする「第三次連合会病院中期計画」が策定された。この第三次連合会病院中期計画では、経営基盤を安定させるとともに、地域のニーズを踏まえて、個々の病院における柱となる診療機能を明確化し、各病院の持つ特性に応じて必要な機能転換を検討する等、地域におけるポジションの確立を図ることにより、地域包括ケアシステムに寄与すべく、医療水準が高く特色のある機能を有する病院をめざす。グループ病院としての連携・ネットワークを活かし、連合会病院間での相互補完を行いながら、経営基盤の一層の強化と更なる良質な医療の提供を推進することとしていた。

なお、この計画期間中に診療報酬改定の4回実施や地域医療構想の実現に向けた急激な医療環境の変化への対応が必要であることから、3年後の中間的見直しを予定していたところ、更に新型コロナウイルス感染症拡大もあり、こうしたことを踏まえた中間的見直しを行うこととなった。ここでは、各重点施策の達成状況の確認及び評価を行い、地域医療構想の進捗等を鑑みた見直しを行うとともに、災害、新興感染症発生時における対応力の強化、ICT活用の迅速な推進等を行うこととした。

その結果、新型コロナウイルス感染症関連の補助金を受けたが、これを除くと大幅な赤字となり、経営戦略の策定が課題となった。このような課題に対応するため、令和5年度を初年度とする5か年の「第四次連合会病院中期計画」を策定し、運営方針を、①健全な経営の確保、②地域・社会のなかでのポジションの確立、③患者の視点に立った質の高い医療の提供、④運営体制の強化とし、進めることとなった。

今期における病院組織の再編については、令和3年6月末をもって六甲病院を事業譲渡し、また、平成12年4月に開設した広島記念

病院介護老人保健施設「記念寿」は、令和3年3月末に閉鎖した。

連合会直営病院の経営状況について、令和元年度との令和5年度とで決算を比較してみると、表13のとおりである。

なお、この間の全病院の従事者の状況は表14のとおりである（資料編参照）。

(2) 管理医療施設

連合会のいわゆる管理医療施設（旧令共済病院）は、前期から引き続き9病院と京都府から運営を受託している「舞鶴こども療育センター」となっている。

なお、平成14年に東京共済病院に開設さ

表13 直営病院の経営状況（令和元年度と令和5年度の比較）

令和元年度
＜医療経理＞
直営病院の病院数は前年度と同数の23か所、稼動病床数は23床減少し、6,852床となっている。年間患者数については、前年度に比べ、入院で0.4%の増加、外来で1.4%の減少、合計で0.7%の減少となった。介護老人保健施設の施設数（2か所）及び入所定員（148人）は前年度と同数で、年間利用者数は、前年度に比べ、入所は0.7%の増加、通所は25.7%の減少、合計で3.2%の減少となった。
経理の概況については、経常収益は1,955億4,400万円で、前年度に比べ103億8,600万円の増加となり、このうち患者収入は1,837億900万円で前年度に比べ58億7,600万円の増加、その他の収入は118億3,500万円で前年度に比べ45億1,100万円の増加となっている。
一方、経常費用は1,924億7,300万円で、前年度に比べ95億1,700万円の増加となり、このうち職員給与は544億8,300万円で前年度に比べ3億5,000万円の増加、材料費は529億200万円で前年度に比べ24億2,800万円の増加、その他の経費は850億8,900万円で前年度に比べ67億3,900万円の増加となっている。
以上のほか、特別損失が6億800万円で前年度に比べ14億200万円の減少となった結果、当年度は24億6,300万円の利益となった。
赤字病院数は、23病院中、昨年度より3病院減少の7病院となっている。
令和5年度
＜医療経理＞
直営病院の病院数、稼動病床数は前年度と同数の22か所、6,692床となっている。年間患者数については、前年度に比べ、入院で4.5%の増加、外来で2.2%の減少、合計で0.2%の増加となった。介護老人保健施設の施設数（1か所）及び入所定員（100人）は前年度と同数で、年間利用者数は、前年度に比べ、入所は0.1%の減少、通所は41.2%の増加、合計で0.1%の増加となった。

経理の概況については、経常収益は2,026億400万円となり、前年度に比べ112億8,500万円の減少となった。このうち患者収入は1,918億4,600万円で前年度に比べ68億5,700万円の増加、その他の収入は107億5,800万円で前年度に比べ181億4,200万円の減少となっている。
一方、経常費用は2,064億100万円となり、前年度に比べ56億5,600万円の増加となった。このうち職員給与は548億5,900万円で前年度に比べ1億9,900万円の増加、材料費は576億1,200万円で前年度に比べ23億7,700万円の増加、その他の経費は939億2,900万円で前年度に比べ30億8,000万円の増加となっている。
以上のほか、特別損失が97億6,500万円で前年度に比べ64億8,100万円の増加となった結果、当年度は110億2,800万円の損失となった。
赤字病院数は、22病院中18病院（昨年度0）となっている。

表14 全病院の従事者数（令和元年度と令和5年度）

	令和元年度（人）	令和5年度（人）
医 師	1,692.6	1,744.1
看護師	6,213.2	6,171.5
その他	4,041.6	4,279.9
計	11,947.4	12,195.6

れた介護老人保健施設「ケアなかめぐろ」は、令和5年6月をもって廃止している。

令和元年度と令和5年度の5年間の推移の状況を比較すると、表15のとおりである（「舞鶴こども療育センター」を含む）。

旧令共済病院においては、建物の老朽化の問題等直営病院と同様の課題を抱えていたことから、直営病院とともに連合会病院として平成20年度からの「経営基盤強化のための中期計画」を策定することとした。その後も5年ごとの中期計画を策定し、連合会病院の理念とめざすべき姿、そして運営方針と重点施策を明確にし、職員がこれを共有して一丸となって取り組んできている（前記（1）参照）。

今期における経営の状況は、「旧令医療経理」全体で令和元年度から黒字を計上してきたが、令和5年度に赤字となった。なお、累積剰余金は令和5年度末622億円で、平成30

表15 管理医療施設の状況（令和元年度と令和5年度）

	令和元年度（人）	令和5年度（人）
患者数 （外 来） （入 院）	2,899,000 (1,811,000) (1,088,000)	2,719,000 (1,696,000) (1,023,000) （以上千位未満四捨五入）
従事者数 （医 師） （看護師） （その他）	6,618 (919) (3,418) (2,281)	6,808 (942) (3,475) (2,391)
病床数	3,517床	3,515床

年度末に比べ117億円の増加となっている。

2 保養・宿泊関係事業

平成28年度を初年度とする「第4次中期経営改善計画」が策定され、年金資産からの借入金を完済して「経営改善」のめどをつけること、必要な資金手当てを行い老朽化した設備等に係る更新投資を行うこと、内部利用向上のためのサービス改善を行うこと等が盛り込まれた。

これまで順調に借入金を返済してきたなかで、令和に入ると新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受け、令和2年度には33億円の赤字となり、前年度27億円となっていた借入金残高を増やさざるを得ない事態となった。新型コロナウイルスの収束時期は見

通しが立たないなか、連合会宿泊事業としては10年先の姿を見据えつつ、令和4年度から令和8年度までを事業経営再生のための5年間と位置付け、その間に達成すべき目標、解決すべき主な課題、これらを踏まえた今後の運営方針を明らかにした上で、その実現に向けて取り組む重点施策を具体化した「宿泊事業経営再生5か年計画」を策定した。この経営再生計画においては、新型コロナウイルス感染症からの経営再生と安定した経営への移行を図り、持続可能な宿泊事業の確立をめざすことを大きな柱とし、財務の健全化を進めるとともに、福祉施設としての役割の更なる向上に取り組んでいくこととしている。

今期における施設数の推移は、表16のとおりである。保養・宿泊施設が合計で令和元年度（34か所）に比べて令和5年度（32か所）は2か所の減少となっている。

ちなみに、利用者の概況は表17のとおりである。

今期における経営収支の状況をみると、「事業収入」は、137億円（令和元年度）から126億円（令和5年度）という状況である。一方、これに対する「事業経費」はそれぞれ156億円、147億円となっている。これに「保健経理」からの繰入金と財産処分等の特別損益を加減した「宿泊経理」の全体の損益は、令和元年度から令和5年度までの5年間、黒字は令和元年度と令和5年度であり、令和2年度から令和4年度までの3年間は欠損となっている。その結果、令和5年度末の累積では284億2,800万円の剰余金残高となった。すなわち、この5年間で、剰余金は、244億円（平成30年度末）から40億円余の増加となっている。

表16 施設数の推移

年度末	保養所数	宿泊所数	会館数	合 計
令和元	22	5	7	34
2	21	5	7	33
3	21	5	7	33
4	21	5	7	33
5	21	4	7	32

（注）特約施設を除き、借上施設を含む。

表17 保養・宿泊施設の利用者概況

年 度	施設数	宿泊定員（人）	利用者数（千人）	うち宿泊	うち会議等
令和元	34	3,246	1,404	623	781
2	33	3,163	357	210	147
3	33	3,163	552	300	252
4	33	3,163	956	529	428
5	32	3,030	1,192	587	606

（注）それぞれ単位未満を四捨五入。

保養・宿泊関係事業の一つとして、組合員から連合会施設の設置を求める要望に慎重を要するものについては、民間施設（ホテル・旅館）等を利用する方式として、「特約施設」関係の事業も前期から引き続き実施されている。

具体的には、沖縄県下の13施設で特約料金を設定しているほか、令和5年度末で、連合会施設がない国内のリゾート地等の特約施設が95施設あるほか、他の共済組合との施設相互割引利用を行っている。また、海外の特約施設については、大韓民国に2施設あるほか、「KKR海外パッケージ旅行」として旅行会社と商品の割引契約も締結している。

3 その他の福祉関係事業

連合会は、医療や保養、宿泊関係以外にも組合員のため種々の福祉事業を行っており、今期（令和元年以降）におけるそれらの状況を概観する。

(1) 冠婚葬祭関係の事業

結婚式場等婚礼関係の施設は、共済会館や保養・宿泊施設に設置しているが、今期は、コロナ関係の影響も加わり、前期以上に利用状況が低調になった。なお、前期から婚活サイトである「KKRブライダルネット」を開設し、組合員とその家族の婚活をサポートしている。

葬祭関係については、前期から引き続き葬祭業者との間で特別割引の契約を締結し、葬祭に関する情報提供を行う総合相談窓口の「KKR葬祭コールセンター」を開設しているほか、「KKR終活セミナー」も実施している。

(2) 住宅・宅地関係の事業

連合会は、住宅会社と割引協定の締結、KKRホームページ、広報紙『KKR』、KKR住宅フェアなどの住宅情報提供サービスを行っている。

(3) 貸付事業

今期における加入各共済組合に対する連合会の貸付状況は、表18のとおりである。

これによると、貸付金額の残高は平成12年度をピークに減少し、今期においても減少傾向が続いている。

なお、令和4年度から、保健経理に新たに

貸付勘定を設け、共済組合に対する資金の貸付け及び連合会の経理単位（厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理を除く）に対する資金の貸付け並びに退職等年金経理から寄託された資産の管理(売却を含む)及び債権回収を実施している。

また、いわゆる国家公務員特別借受宿舍(準公務員宿舍) 事業については、防衛省関係が令和5年度に償還を終了し、郵政関係については土地のみが投資不動産として残っており、貸付金と同様に、貸付勘定にて管理している。

(4) 財形持家融資事業

当期（令和元年度～令和5年度）の財形持家融資事業は、毎年度の事業規模（貸付総枠）は25億円、貸付限度額（一件当たり）は4,000万円で、貸付額は当期の5年間の総額で12億4,500万円、貸付件数は延べ125件である。

(5) その他

連合会の福祉関係事業としては、以上のほか前期から引き続き実施しているものに介護情報の提供サービス事業がある。具体的には、「KKR介護相談ダイヤル」及び「KKR介護準備セミナー」を行っている。また、生涯学習

を支援するための放送大学入学料が割引になるサービス事業や「KKRセカンドライフセミナー」を前期から引き続き実施している。

このほか、昭和56年度に開始された「短期給付に係る財政調整事業（短期財調事業）」がある。この「短期財調事業」は、短期掛金負担の不均衡を調整するための交付金の交付の事業と共同事業（医療費通知事業、健康管理推進事業、特定健康診査等交付事業、健康増進支援交付事業〈令和3年度開始〉）があるが、短期掛金負担の不均衡を調整するための交付金の交付の事業は、前期に引き続き今期も行われていない。

今期、連合会が新たに実施することとしたものとしては「健康増進支援事業（KKR健康ポイント事業）」がある。これは、組合又

は連合会が行う福祉事業に「組合員及びその被扶養者の健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援のために必要な事業」が追加され（平成28年4月1日）、連合会が行う共同事業の一つとして、平成30年度から令和2年度まで3年間の実証実験を行った上で、令和3年10月より行うこととなったものである。組合員等が気軽に取り組むことができる「歩くこと」を中心とした支援を行い、日常の歩数、体重、血圧等の管理や情報発信を行っている。

また、組合員とその家族が利用できる子育てに関する相談窓口として、看護師等の専門スタッフが相談に応じる「KKR子育て相談ダイヤル」を令和2年7年1日に開設している。

表18 組合貸付金状況 (単位：千円)

年 度	組合に対する 貸付金額（残高）	対前年度 増▲減額	総資産に対する 組合貸付金の割合	組合の組合員に 対する貸付金額
令和元	9,735,174	▲8,064,735	1.1（％）	95,735,606
2	3,565,154	▲6,170,020	0.4	79,829,051
3	1,145,947	▲2,419,207	0.2	67,107,729
4	990,781	▲155,166	－	57,374,894
5	788,843	▲201,938	－	（集計中）

(注1) 本表は、各年度末の数字である（国家公務員共済組合事業統計年報等より）。
(注2) 総資産は、退職等年金経理及び経過的長期経理（令和3年度以降は退職等年金経理）の総資産額。
(注3) 令和4年度以降は、保健経理から共済組合に対する資金の貸付けを行っている。

第4章

連合会の審議機関等の推移

この章では、(財)政府職員共済組合連合会が設立された昭和22年から現在に至るまでの連合会の事業執行上の審議機関及び連合会本部所在地の変遷について述べることとする。

第1節 連合会の審議機関の変遷

第1 平成10年度以前の変遷

現在の連合会の前身である(財)政府職員共済組合連合会は、政府職員の厚生施設の設置、管理及び運営を行い、政府職員の福祉を増進することを目的として設立された公益法人であり、この事業運営に関する重要事項は加盟各省庁の共済担当課長により構成された評議員会で議決されていた。

財団法人時代は、非現業共済組合連合会が設立されるまでの2年2か月という短い期間であったが、医療と保養・宿泊事業を中心に各省庁、各共済組合の要望などを基に幅広い事業を行っている。

(財)政府職員共済組合連合会は「国家公務員共済組合法」(昭和23年法律第69号)、いわゆる「旧法」の施行に伴って、その権利義務の一切を昭和24年6月1日付で成立した非現業共済組合連合会が引き継いで解散した。

非現業共済組合連合会の事業運営に係る審議機関等については、同法には特段の定めはなく、定款によって理事会及び評議員会を設けている。理事会については定款で「理事

会は、本会の重要な事項を審議する」とし、理事会運営要領では「評議員会に附議する議案」を附議することとされていた。評議員会はこれを受けて審議、議決するほか、事業計画に関する事項、決算の認定に関する事項等の事業運営に係る重要事項を議決するとされており、連合会における最高議決機関であった。

ところで、連合会の発足は、戦後間もない労働組合運動の急激な進展に対応する国の施策に端を発するところもあったが、連合会設立後も労働組合運動の勢いは衰えず、設立当初から官公庁の職員組合代表を連合会の評議員会に参画させるよう要求があった。しかし、連合会は定款外の組織を設置することで組合員の要求を吸いあげる方針を進めた。昭和25年10月には全非現業共済組合の組合員代表による協議体である非現業共済組合員代表協議会が発足(昭和35年7月に終止符)、さらに昭和32年6月には加入20共済組合の管理者側、組合員側各1人から成る連合会会員代表運営協議会(以下「連代協」という)を設置した(ただし、この連代協は短命で、2、3年のうちに出席者が減り、自然消滅した)。また、昭和40年3月には各省共済組合の運営審議会委員2人(管理者側、職員を代表する委員各1人)から成る「連合運審」が組織された。ただ、いずれも連合会定款外の組織であった。

昭和33年5月1日に新しい「国家公務員共済組合法」(新法)(昭和33年法律第128号)

が公布され、「旧い」「国家公務員共済組合法」(旧法)は廃止された。このとき初めて連合会の評議員会は法制化され、それまでの議決機関から諮問機関へとその性格を変えた。

その後、主管者側代表のみによる評議員会と定款外の連合運審だけでは組合員の意見が連合会の運営に十分反映されないとの組合員側の意見を採り入れ、定款を変更して昭和45年10月に主管者側代表、組合員側代表各10人から成る運営協議会が設置された。これによって初めて組合員側の代表が連合会の定款上の審議機関に参画することとなり、加えて、この機関は連合会理事長の諮問機関と定められた。以後、評議員会と運営協議会の二つの機関によって、連合会の事業運営に係る重要事項の審議、決議が行われた。なお、運営協議会設置に伴い定款外の組織であった連合運審は解散することとなった。

昭和61年4月1日「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」(昭和60年法律第105号)の施行により、連合会にも運営審議会が設置されることとなり、このとき初めて法制化された連合会の機関に組合員側代表の参画がなされた(35条)。なお、評議員会はこの運営審議会に改組され、運営協議会は廃止された。

運営審議会とは別に昭和61年9月18日、年金、医療、宿泊の各事業懇談会及び福祉事業全般についての検討を行う福祉事業研究会を設置した。この各事業別懇談会は定款上の機関ではなく、理事長の私的諮問機関として意見の聴取・懇談・研究機関の形をとっている。

以上に述べた機関は連合会に設置された機

関であるが、外部の機関で連合会の事業運営に大きく関わるものとして、大蔵省に設置された国家公務員共済組合審議会(名称は平成11年3月末時点のもの)がある(国家公務員共済組合連合会『五十年史(上)』総説第二部第四章参照)。

この審議会は、「共済組合法」の改正や公的年金制度の改革等の共済組合事業における重要事項について審議し、答申を行う機関として、「国家公務員共済組合法」(昭和33年法律第128号)いわゆる「新法」の第111条により設置された機関である。

第2 平成11年度以降の変遷

平成13年7月1日に連合会理事長の諮問機関として、資産運用委員会が設置された。連合会は、運用の基本方針の策定及び変更に関する事項について委員会の意見を聴き、報告を受けるものとし、その他資産運用に関する重要な事項について委員会の助言を得ることとしている。

平成13年4月から連合会の積立金等の運用規制が緩和・撤廃されることに伴い、「積立金等の運用の基本方針」の策定が義務付けられた。そこで、この基本方針の策定・変更について諮問を行うほか運用全般にわたる助言等を得るため、同委員会を設置したものである。

同委員会の委員は、学識経験者8人以内で構成し必要に応じて専門委員(オブザーバー)を置くことができ、委員及び専門委員は連合会理事長が委嘱することとされている。この委員会は、令和5年3月9日までに97回開催されている。

また、平成13年12月19日に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において、

連合会に対し「第三者による評価制度を導入すること」とされたことを踏まえ、運営審議会等での効果的、効率的な調査・審議に資するとともに業務運営の透明性を高めることを目的として平成16年7月1日に「評価委員会」が設置された。

同委員会は、学識経験のある委員4人で組織し、必要に応じて学識経験者のうちから臨時専門委員を置くことができ、委員及び臨時専門委員は理事長が委嘱することとされている。この委員会は、令和5年度末までに58回開催されている。

ところで、平成9年12月3日に行われた行政改革会議の最終報告の趣旨にのっとり、内閣機能の強化、国の行政機関の再編成並びに事務及び事業の減量、効率化等の改革を行うべく、「中央省庁等改革基本法」が平成10年6月12日に公布された。それに基づいて、国の行政組織関係法律の整備が行われ、新たに定められた「財務省設置法」（平成11年法律第95号）に基づいて大蔵省は新たに財務省となるとともに、各省に設けられていた審議会等についても整理合理化を行い、国家公務員共済組合審議会は財務省に設けられる財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会に移行することとなった。

この分科会は機能的な運営を確保する観点から、実務的な審議を行い、財務大臣の委嘱する委員16人（事務主管者代表3人、組合員代表3人、学識経験者10人）で構成（令和5年度時点）されており、分科会の審議事項のうち、特に重要な事項については、財務大臣への意見等が行われる。

第1回分科会は、平成13年3月29日に財務省国際会議室で開催され、分科会会長には貝

塚啓明中央大学教授が選ばれた。その後、公的年金制度の一元化に関する懇談会の報告及び「公的年金制度の一元化の推進について」（平成13年3月16日閣議決定）の説明、質疑が行われた。

それ以降、この分科会は令和5年度末までに34回開催され、共済組合事業に関する重要事項について審議が行われている。

第2節 連合会本部所在地の変遷

連合会は発足当初から本部事務所を東京都内に置いて事業運営に当たってきたが、この75年の間に、都内で何度か所在地を移している。

昭和22年4月から昭和24年5月までの（財）政府職員共済組合連合会時代、事務所は「東京都新宿区本塩町2番地大蔵省内」に置かれ、日常業務についてもほとんど大蔵省給与局の職員が兼ねて行っていた。

次いで「旧法」に基づき昭和24年6月1日に発足した「非現業共済組合連合会」の定款では、第3条で「本会は、主たる事務所を東京都港区に置く」とし、同年6月4日、所在地を新宿区本塩町の大蔵省内から「東京都港区芝田村町1丁目2番地 日産館410号」に移している。しかし、当初入居したこの日産館ビルへ通う職員数は十数人であったため、1室を借りたにすぎなかった。昭和24年10月1日から連合会で行うこととなった非現業雇用人に係る年金業務に対応するための人員を収容するスペースがなく、当時（財）共済協会の所有であった共済ビル（東京都千代田区富士見町所在）に従たる事務所を設置し、年

金業務を開始した（昭和25年12月には旧令年金業務も開始する）。さらに、この時期は福祉事業においても飛躍的に業務量が増加したため職員数も増やさなければならず、日産館の事務所では対応しきれなくなってきた。

そのような時期、虎の門病院の建設が始まることになったのを機に、同じ敷地内に本部事務所の建設を進め、完成とともに昭和32年9月15日、「東京都港区赤坂葵町2番地」に所在地を移した。

その後、いわゆる「新法」施行により昭和33年7月1日、「非現業共済組合連合会」は「国家公務員共済組合連合会」と名称変更を行ったが、所在地に変更はなく、新しい定款には同住所が記載された。また、昭和35年3月、年金業務が拡大したことから共済ビルでは手狭になり、年金部門（旧令年金部を除く）を信濃町ビル（東京都新宿区南元町9番地所在）に移した。

昭和41年7月24日、年金部門以外の福祉事業部門等の業務量も増加していることから、その事務所を「東京都港区芝琴平町1番地」の虎ノ門第1ビルに移転し、定款の所在地も翌25日付で同住所に変更した（同住所は住居表示の変更により、昭和52年9月1日に「東京都港区虎ノ門1丁目2番3号」に改められた）。

また、信濃町ビルに置かれた年金部門の事務所は、昭和45年9月の旧令年金部の入居、年金部門の拡大、電算機の大規模化などによってスペースがとられ狭隘となったため、昭和53年1月には九段合同庁舎（東京都千代田区九段南1丁目1番10号）に移ることとなった。

昭和54年3月5日、竹橋ビルの完成に伴い、これに入居することとし、本部事務所の所在地を「東京都千代田区大手町1丁目4番1号」に移した。しかし、その後も従たる事務所として虎ノ門第1ビル及び九段合同庁舎にも引き続き事務所が置かれた。これは、当時、虎ノ門共済会館が老朽・狭隘となったため、建替えを検討していた昭和46、47年頃、日本輸出入銀行と海外経済協力基金の合同ビル建設の計画があり、そこに連合会本部と東京共済会館を入居させようと、その計画に参加した。しかし遅れて参入したことから、連合会に割り当てられたスペースから会館の収益を確保するための営業スペースを差し引いた残りの部分では、虎ノ門第1ビルの職員でさえ全員収容しきれないという事情があったためである。

その後、事務所が3か所に分散していることで、会議や事務打合せなど万事非効率であること、各事務所間の意思の疎通が不十分で組織としての一体感が醸成されにくいことなどの理由から事務所を統合すべく、昭和61年度から予算要求を行った。統合先については、公安調査庁の移転により空きスペースの生じる予定であった九段合同庁舎とし、大蔵省理財局、関東財務局と折衝を行った。その結果、平成3年7月1日、竹橋ビル、虎ノ門第1ビル、九段合同庁舎の3か所に分散されていた事務所は九段合同庁舎に統合されることになった。これにより、本部事務所の所在地は、「東京都千代田区九段南1丁目1番10号」に変更され、現在に至っている。